

寄居町地域防災計画 (素案)

令和6年 月

寄居町防災会議

寄居町地域防災計画

目次

《第1編 総則編》	1
第1章 計画の策定	1
第1節 計画の概要	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の位置づけ	1
第3 他計画との関係	1
3.1 国・県の防災計画との関係	1
3.2 災害救助法との関係	2
3.3 町総合計画との関係	2
第4 計画の構成	3
第5 計画の推進管理	4
5.1 計画の修正	4
5.2 計画の周知	4
第2章 寄居町の防災環境	5
第1節 災害履歴	5
第1 災害史	5
第2 地震災害	6
第3 風水害	7
第2節 自然特性	9
第1 地形・地質	9
1.1 地形	9
1.2 地質	10
第2 河川	11
第3 気象	11
第3節 社会特性	13
第1 人口	13
1.1 人口等の推移	13
1.2 町外への就業者・通学者数	15
1.3 要配慮者人口	16
第2 土地利用	18
2.1 土地利用の現況	18
2.2 用途地域別面積	19

第3 建物	20
第4 交通	21
4.1 道路	21
4.2 橋梁	22
4.3 鉄道	22
4.4 バス	22
第4節 想定される災害	23
第1 地震災害	23
1.1 想定地震	23
1.2 想定結果	25
1.3 火山噴火降灰	27
第2 風水害等	28
2.1 洪水	28
2.2 土砂災害	32
2.3 竜巻等突風	39
第3 事故災害	41
3.1 大規模事故災害の想定	41
3.2 防災計画の対象とする大規模事故災害	42
第3章 計画の理念と目標	43
第1節 計画の理念	43
第2節 防災施策の大綱	45
第4章 計画の推進主体と役割	46
第1節 防災関係機関の役割	46
第1 町	46
第2 消防機関	47
第3 指定地方行政機関	47
第4 県の機関	49
第5 警察の機関	50
第6 自衛隊	50
第7 指定公共機関・指定地方公共機関	51
第8 公共的団体・その他防災上重要な施設の管理者	52
第2節 町民・自主防災組織・事業所の基本的役割	54
第1 町民の果たす役割	54
1.1 平常時から実施する事項	54
1.2 発災時に実施する事項	54
第2 自主防災組織の果たす役割	55
2.1 平常時から実施する事項	55
2.2 発災時に実施する事項	55

第3 事業所の果たす役割	56
3.1 平常時から実施する事項	56
3.2 発災時に実施する事項	56
《第2編 災害予防計画編》	57
第1節 災害に強い都市づくり	58
第1 計画的なまちづくりの推進	59
1.1 防災的土地利用計画	【都市計画課、建設課、上下水道課、生活環境エコタウン課、自治防災課】 59
1.2 防災空間の確保	【都市計画課】 60
第2 都市施設の安全対策	61
2.1 建築物の耐震化・不燃化	【都市計画課、産業振興企業誘致課、自治防災課】 61
2.2 道路・交通施設の安全対策	【建設課、鉄道事業者】 63
2.3 河川施設等の安全対策	【建設課、産業振興企業誘致課、県】 64
2.4 倒壊物・落下物の安全対策	【都市計画課、自治防災課、県】 65
2.5 ライフライン施設の安全対策	【上下水道課、関係事業者】 66
2.6 危険物等関連施設の安全対策	【消防本部、県】 67
第3 防災拠点の整備	71
3.1 防災拠点のネットワーク化	【自治防災課】 71
3.2 防災拠点施設の整備	【自治防災課】 74
第4 安全避難の確保	75
4.1 避難計画の策定	【自治防災課、福祉課、教育総務課】 75
4.2 避難拠点の整備	【自治防災課】 79
4.3 避難路の確保	【自治防災課】 85
第5 水害予防計画	89
5.1 浸水想定区域の周知	【自治防災課】 89
5.2 下水道の整備	【上下水道課】 89
5.3 都市の保水性向上	【産業振興企業誘致課、都市計画課、建設課】 89
5.4 水防用資機材の整備	【建設課】 89
第6 土砂災害予防計画	90
6.1 地すべり危険箇所の予防対策	【建設課、産業振興企業誘致課、県】 90
6.2 土石流危険渓流の予防対策	【建設課、県】 90
6.3 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策	【建設課、県】 90
6.4 山地災害危険地区の予防対策	【産業振興企業誘致課、県】 91
6.5 警戒避難体制の確立	【自治防災課、建設課、県】 91
第2節 災害に備えた体制整備	93
第1 災害活動体制の整備	94
1.1 初動体制の整備	【自治防災課】 94

1.2	動員体制の整備	【自治防災課】	95
1.3	物資供給体制の整備	【自治防災課】	96
1.4	電源・非常用通信手段等の確保	【自治防災課】	97
第2	広域応援協力体制の充実		98
2.1	市町村間の相互応援体制の整備	【自治防災課】	98
2.2	防災関係機関との協力体制の整備	【自治防災課】	99
2.3	公共的団体等との協力体制の確立	【自治防災課】	99
2.4	事業者との協力体制の確立	【自治防災課】	100
2.5	受入体制の整備	【自治防災課】	102
2.6	広域避難・広域一時滞在の協力体制の確立	【自治防災課】	103
第3	情報収集・伝達体制の整備		105
3.1	災害情報連絡体制の整備	【自治防災課】	105
3.2	被害情報の早期収集体制の整備	【自治防災課、建設課、県】	107
3.3	通信施設の整備	【自治防災課】	108
3.4	震度情報ネットワークの整備	【県】	109
3.5	情報処理分析体制の整備	【自治防災課】	110
第4	非常用物資の備蓄		111
4.1	食料供給体制の整備	【自治防災課】	112
4.2	給水体制の整備	【上下水道課、自治防災課】	114
4.3	生活必需品供給体制の整備	【自治防災課】	116
4.4	防災用資機材等の備蓄	【自治防災課、建設課、上下水道課】	117
4.5	石油類燃料の調達・確保	【自治防災課、関係各課】	117
第5	消防体制の整備		119
5.1	出火防止対策の推進	【消防本部、自治防災課】	119
5.2	初期消火体制の強化	【消防本部、自治防災課】	120
5.3	火災の拡大防止対策	【消防本部、自治防災課】	121
第6	災害時医療体制の整備		123
6.1	防災医療システムの整備	【消防本部、健康づくり課】	123
6.2	初動医療体制の整備	【福祉課、健康づくり課、自治防災課】	124
6.3	後方医療体制の整備	【健康づくり課、自治防災課】	125
6.4	要配慮者に対する医療対策	【福祉課、健康づくり課】	129
6.5	医薬品等の確保	【健康づくり課】	130
第7	緊急輸送体制の整備		131
7.1	緊急輸送路の確保	【建設課、自治防災課、県】	131
7.2	緊急車両の確保	【総務課、自治防災課】	133
第8	要配慮者対策		134
8.1	在宅要配慮者に対する安全対策	【福祉課、自治防災課、消防本部】	134
8.2	社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策	【福祉課、自治防災課】	139
8.3	保育所等における安全対策	【子育て支援課、自治防災課】	140

8.4	外国人に対する安全対策	【自治防災課】	141
第9	帰宅困難者対策		142
9.1	帰宅困難者の把握	【自治防災課】	142
9.2	帰宅困難者への啓発等	【自治防災課】	142
9.3	帰宅困難者対策協議会（仮称）の設置	【自治防災課】	143
9.4	企業等における帰宅困難者対策	【自治防災課】	143
9.5	学校における帰宅困難者対策	【自治防災課】	144
第10	遺体の埋火葬・防疫対策		145
10.1	埋火葬のための資材・火葬場の確保	【生活環境エコタウン課、自治防災課】	145
10.2	防疫対策	【生活環境エコタウン課、自治防災課】	145
第11	ボランティアとの連携		146
11.1	連携体制の整備	【福祉課、県】	146
11.2	県災害ボランティア登録制度の周知	【福祉課、県】	146
第12	応急仮設住宅対策		147
12.1	応急措置等の指導・相談	【都市計画課】	147
12.2	応急仮設住宅の用地の確保	【都市計画課】	147
12.3	応急仮設住宅用資機材の確保	【都市計画課】	148
第13	その他の災害予防		149
13.1	孤立化地域対策	【自治防災課、福祉課】	149
13.2	り災証明書の発行体制の整備	【税務課】	150
13.3	がれき処理等廃棄物対策	【生活環境エコタウン課】	150
13.4	被災中小企業支援	【産業振興企業誘致課】	151
13.5	文化財の災害予防	【生涯学習課】	152
第3節	行政と町民の協力による防災対策		153
第1	防災意識の向上		154
1.1	啓発活動の推進	【自治防災課、産業振興企業誘致課、県】	154
1.2	防災教育の推進	【自治防災課、教育指導課、消防本部】	155
第2	自主防災組織等の育成・強化		159
2.1	自主防災組織等の育成	【自治防災課】	159
2.2	事業所等の防災組織の育成	【消防本部】	162
2.3	事業継続力強化支援計画の策定	【産業振興企業誘致課】	162
第3	防災訓練の充実		163
3.1	総合防災訓練	【自治防災課、消防本部】	163
3.2	本町・防災関係機関の訓練	【自治防災課、消防本部】	164
3.3	事業所・自主防災組織・町民の訓練	【自治防災課】	166
3.4	防災訓練の充実・強化等	【自治防災課、消防本部】	167
第4節	火山噴火降灰予防		168
第1	火山噴火降灰に関する知識の普及	【自治防災課】	169
第2	事前対策の検討	【生活環境エコタウン課、産業振興企業誘致課、上下水道課】	170

第5節	竜巻等突風への事前対策	171
第1	竜巻等突風の発生・対処に関する知識の普及.....	【自治防災課】172
第2	竜巻注意情報等気象情報の普及.....	【自治防災課】172
第3	被害予防対策.....	【産業振興企業誘致課、自治防災課】173
第4	竜巻等突風対処体制の確立.....	【自治防災課】174
第5	適切な対処法の普及.....	【自治防災課】174
第6節	雪害予防	176
第1	町民が行う雪害対策.....	177
1.1	自助の取組.....	【自治防災課】177
1.2	町民との協力体制の確立.....	【自治防災課】177
第2	雪害における応急対応力の強化.....	178
2.1	大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有.....	【自治防災課、建設課、上下水道課、関係機関】178
2.2	防災用資機材等の確保と利用環境の整備・防災関係機関との連携強化.....	【自治防災課、建設課、上下水道課、関係機関】178
第3	孤立予防対策.....	179
3.1	孤立集落が必要とする支援の想定.....	【自治防災課、福祉課】179
第4	建築物の雪害予防.....	【施設管理者】179
第5	道路交通対策.....	180
5.1	道路交通の確保.....	【建設課、県】180
5.2	雪捨て場の事前選定.....	【建設課】180
5.3	関係機関の連携強化.....	【自治防災課、建設課】180
第6	公共交通の確保.....	【交通事業者、鉄道事業者】181
第7	ライフライン施設雪害予防.....	【上下水道課、関係事業者】181
第8	農産物等への被害軽減対策.....	【産業振興企業誘致課】181
第7節	林野火災予防	182
第1	林野火災に強い地域づくり.....	182
1.1	危険地域の把握.....	【消防本部、産業振興企業誘致課、自治防災課】182
1.2	火災巡視等.....	【消防本部、産業振興企業誘致課、自治防災課】182
1.3	森林管理道等の整備.....	【消防本部、産業振興企業誘致課、自治防災課】182
第2	避難収容活動・防災訓練.....	183
2.1	避難収容活動への備え.....	【自治防災課】183
2.2	防災関係機関等の防災訓練の実施.....	【自治防災課】183
第3	防災対策の充実.....	【消防本部、産業振興企業誘致課、自治防災課】183
第8節	道路災害予防	184
第1	基本方針.....	184
1.1	趣旨.....	184
1.2	現状.....	184

第2 実施計画	185
2.1 道路の安全確保.....	【建設課、自治防災課、県】 185
第9節 複合災害予防.....	186
第1 基本的な考え方	187
1.1 想定される複合災害.....	187
1.2 対応するにあたっての基本的な考え方.....	188
第2 複合災害に関する防災知識の普及	【自治防災課】 188
第3 複合災害発生時の被害想定の実施	【自治防災課】 188
第4 防災施設の整備等	【自治防災課】 189
第5 非常時情報通信の整備	【自治防災課】 189
第6 避難対策	189
第7 災害医療体制の整備	189
第8 要配慮者対策	189
第9 緊急輸送体制の整備	190

《第3編 地震災害対策編》..... 191

第1章 震災応急対策計画	191
第1節 初動期	192
第1 災害対策本部等の設置	193
1.1 災害発生直前の未然防災活動.....	【自治防災課、各部共通】 193
1.2 活動体制と配備基準.....	【各班共通】 194
1.3 災害対策本部等の設置・運営.....	【本部事務局】 196
1.4 本町の行政機能の確保状況の報告.....	【総括班】 203
第2 職員の参集配備	205
2.1 職員の初動活動.....	【各班共通】 205
2.2 職員動員の連絡.....	【総括班】 207
2.3 応急活動の留意点.....	【本部事務局】 208
第3 情報の収集・伝達	210
3.1 情報連絡体制.....	【本部事務局】 210
3.2 災害情報の収集・伝達体制.....	【各班共通】 213
3.3 被害調査の報告.....	【各班共通】 218
3.4 町民への広報活動.....	【調査広報班】 220
3.5 報道機関への情報提供.....	【調査広報班】 222
第4 広域応援要請	223
4.1 県への応援要請.....	【総括班】 223
4.2 隣接市町村等への応援要請.....	【総括班】 225
4.3 防災関係機関への応援要請.....	【総括班】 225
4.4 派遣職員に関する資料の整備.....	【総括班】 225

4.5	広域避難・広域一時滞在	【総括班】	226
4.6	応援の受入れ	【総括班】	226
第5	自衛隊の災害派遣		229
5.1	派遣要請	【総括班】	229
5.2	依頼要領	【総括班】	229
5.3	自衛隊の自主派遣	【総括班】	231
5.4	派遣部隊の撤収要請	【総括班】	231
5.5	経費の負担区分	【総括班】	231
第6	災害救助法の適用		232
6.1	災害救助法の概要	【総括班】	232
6.2	災害救助法の適用及び実施	【総括班】	234
6.3	災害救助法が適用されない場合の措置	【総括班】	236
第7	自主防災組織の活動体制		237
7.1	自主防災組織の活動		237
第8	消防活動		238
8.1	応急消防活動	【消防部、本部事務局、応急復旧班】	238
8.2	危険物対策	【消防部】	247
第9	避難対策		249
9.1	要避難状況の把握	【本部事務局】	249
9.2	避難指示	【本部事務局、消防部、警察署】	250
9.3	警戒区域の設定	【本部事務局、消防部、関係機関】	252
9.4	避難誘導・移送	【福祉班、学校班、保育班、消防部】	253
9.5	指定避難所の開設	【福祉班、学校班、総括班】	255
第10	要配慮者の安全確保		258
10.1	避難行動要支援者等の避難支援	【本部事務局、福祉班】	258
10.2	避難生活における要配慮者支援	【福祉班、住民相談班、保育班】	259
10.3	社会福祉施設入所者等の安全確保対策	【福祉班、施設管理者】	261
10.4	保育所等入所児の安全確保対策	【調査広報班、保育班】	261
10.5	外国人の安全確保	【本部事務局、住民相談班】	262
第11	帰宅困難者対策		263
11.1	帰宅困難者への情報提供	【応急復旧班】	263
11.2	一時滞在施設の確保	【応急復旧班】	264
11.3	帰宅支援	【応急復旧班】	264
11.4	学校、保育所、事業所、民間特定施設等での一時預かり		
		【地域支援班、学校班、保育班、福祉班】	265
第12	医療救護		266
12.1	医療情報の収集・伝達	【福祉班】	266
12.2	初動医療体制	【福祉班】	266
12.3	負傷者等の搬送体制	【総括班、福祉班、消防部】	268

12.4	後方医療体制	【福祉班、消防部】	269
第13	応急給水		270
13.1	給水需要の把握	【給水班】	270
13.2	給水方針の決定	【給水班】	270
13.3	給水の実施	【給水班】	270
13.4	給水施設の応急復旧	【給水班】	272
第14	緊急輸送		273
14.1	緊急輸送の方針	【総括班、応急復旧班】	273
14.2	緊急輸送道路の確保	【応急復旧班、県】	274
14.3	交通規制	【応急復旧班、警察署】	276
14.4	緊急輸送手段の確保	【総括班】	278
第15	ライフライン・都市施設		281
15.1	ライフライン	【給水班、調査広報班、関係事業者】	281
15.2	都市施設	【応急復旧班、調査広報班、県】	286
第16	二次災害の防止		290
16.1	危険度判定の実施	【応急復旧班、調査広報班、住民相談班】	290
第2節	応急復旧期		292
第1	組織体制		293
第2	指定避難所運営		293
2.1	指定避難所の運営	【本部事務局、福祉班、学校班、地域支援班】	293
2.2	指定避難所の縮小・閉鎖	【本部事務局、福祉班、学校班】	300
第3	町民への広報活動・相談受付		301
3.1	町民への広報活動	【調査広報班、福祉班】	301
3.2	町民の各種相談窓口	【住民相談班、地域支援班】	303
3.3	広聴活動	【調査広報班】	304
第4	食料・生活必需品の供給		307
4.1	緊急食料供給体制の確立	【地域支援班、福祉班】	307
4.2	緊急生活必需品供給体制の確立	【地域支援班、福祉班】	311
4.3	救援物資供給体制の確立	【地域支援班、福祉班】	312
第5	防疫・保健衛生		313
5.1	防疫活動	【衛生班、県】	313
5.2	保健衛生活動	【県、福祉班】	315
5.3	動物愛護	【衛生班】	316
第6	行方不明者・遺体の取扱い		317
6.1	行方不明者	【住民相談班、衛生班、総括班、消防部、警察署】	317
6.2	遺体の取扱い	【住民相談班、衛生班、総括班、消防部、警察署】	318
第7	要員の確保		322
7.1	実施責任者	【総括班】	322
7.2	災害救助法を適用した場合の実施基準	【総括班】	322

7.3 費用.....	【総括班】	322
第8 住宅の確保		323
8.1 既存住宅の利用.....	【応急復旧班】	323
8.2 被災住宅の応急修理.....	【応急復旧班】	324
8.3 応急仮設住宅の設置.....	【応急復旧班、住民相談班】	325
8.4 災害復旧用材の調達等.....	【応急復旧班】	327
第9 警備対策		328
9.1 警備措置.....	【警察署】	328
9.2 警備体制.....	【警察署】	328
9.3 警備任務.....	【警察署】	328
第10 廃棄物対策		329
10.1 災害廃棄物処理.....	【衛生班、応急復旧班】	329
10.2 一般廃棄物処理.....	【衛生班】	332
第11 文教・保育対策		335
11.1 応急教育.....	【教育支援班、学校班】	335
11.2 応急保育.....	【保育班】	338
11.3 文化財の保護対策.....	【社会教育班】	340
第12 ボランティア団体等の協力		341
12.1 災害対策ボランティアセンターの設置.....	【福祉班】	341
12.2 ボランティアの振り分け.....	【福祉班】	341
第3節 火山噴火降灰応急対策計画.....		343
第1 応急活動体制の確立		344
第2 情報の収集・伝達		344
2.1 降灰に関する情報の収集・伝達.....	【本部事務局】	344
2.2 県に対する報告.....	【本部事務局】	344
2.3 降灰に伴う取るべき行動の周知.....	【本部事務局】	345
第3 交通対策	【応急復旧班、警察署】	345
第4 指定避難所の開設・運営		345
第5 医療救護		346
第6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策		
	【給水班、応急復旧班、関係事業者】	346
第7 農業者への支援	【地域支援班】	347
第8 降灰の処理		347
8.1 火山灰の除去.....	【地域支援班、衛生班】	347
8.2 降灰の収集.....	【衛生班】	347
第9 物価の安定・物資の安定供給	【総括班】	347
第10 広域一時滞在		348

第2章 受援計画	349
第1節 計画の目的と位置づけ	349
第2節 受援体制の整備	350
第3節 災害時の応援職員等の受入れ	351
第1 受援担当者の役割	351
第2 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	352
2.1 県との調整	【庁内全体】 353
2.2 県職員等の受入れ	【庁内全体】 353
2.3 必要人数等の把握	【庁内全体（各業務）】 353
2.4 応援職員等の要請	【庁内全体（各業務）】 354
2.5 応援職員等の受入れ	【各業務（庁内全体）】 354
2.6 受援業務の開始・状況把握	【各業務（庁内全体）】 354
2.7 撤収調整（応援の終了）	【各業務（庁内全体）】 354
2.8 精算	【庁内全体】 354
第4節 受援対象業務	355
第1 受援対象業務の全体像	355
第2 本計画における受援対象業務	355
第3 受援シート	358
第3章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	359
第1節 基本方針	359
第1 趣旨	359
第2節 実施計画	360
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	360
1.1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達	【自治防災課】 360
1.2 町民、企業等へのよびかけ	【自治防災課】 361
第2 地震発生後の対応	【本部事務局、防災関係機関】 361
第4章 最悪事態（シビアコンディション）への対応	362
第1節 シビアコンディションの考え方	362
第2節 シビアコンディションの共有と取組の実施	362
《第4編 風水害等災害対策編》	363
第1章 風水害応急対策計画	363
第1節 組織体制	364
第1 災害対策本部等の設置	364
1.1 災害発生直前の未然防災活動	【自治防災課、各部共通】 364
1.2 活動体制と配備基準	【本部事務局】 364
1.3 災害対策本部等の設置・運営	【本部事務局】 367

第2	職員の参集配備	370
2.1	職員の初期活動	【本部事務局】 370
2.2	職員動員の連絡	【本部事務局】 371
2.3	応急活動の留意点	【本部事務局】 371
第3	町民・自主防災組織の活動体制	372
3.1	町民の行動	372
3.2	自主防災組織の活動	373
第2節	警戒期	374
第1	警戒情報の収集・伝達	374
1.1	風水害に関する情報の収集・伝達	【本部事務局、消防部】 374
1.2	火災警報の収集・伝達	【本部事務局、消防部】 388
第2	水防活動	390
2.1	危険区域の監視・警戒	【消防部、応急復旧班、総括班】 390
2.2	決壊時の措置	【消防部、応急復旧班、総括班】 391
2.3	応援の要請	【消防部、応急復旧班、総括班】 392
2.4	水防信号	【消防部、応急復旧班、総括班】 393
2.5	観測通報	【消防部、応急復旧班、総括班】 393
2.6	公用負担	【消防部、応急復旧班、総括班】 393
第3	土砂災害警戒活動	395
3.1	土砂災害警戒情報	【本部事務局、福祉班、応急復旧部、消防部、県】 395
3.2	情報の収集・伝達	【本部事務局、福祉班、応急復旧部、消防部、県】 395
3.3	避難誘導	【本部事務局、福祉班、応急復旧部、消防部、県】 396
3.4	二次災害の防止	【本部事務局、福祉班、応急復旧部、消防部、県】 396
第4	避難対策	397
4.1	活動体制	【本部事務局、福祉班、関係機関】 397
4.2	警戒区域の設定	【本部事務局、関係機関】 398
4.3	避難指示	【本部事務局、関係機関】 399
4.4	関係機関の相互連絡	【本部事務局、関係機関】 403
4.5	避難誘導	【本部事務局、福祉班、関係機関】 403
4.6	指定避難所の開設	【本部事務局、福祉班】 404
第3節	初動期	405
第1	情報の収集・伝達	406
第2	広域応援要請等	406
第3	自衛隊への災害派遣要請依頼	406
第4	災害救助法の適用	406
第5	自主防災組織の活動体制	407
第6	消防活動	407
第7	要配慮者対策	407
第8	医療救護	407

第9	給水活動	408
第10	緊急輸送	408
第11	ライフライン・都市施設	408
第12	二次災害の防止	409
12.1	建物倒壊による二次災害の防止	【応急復旧班】 409
12.2	土砂崩壊による二次災害の防止	【総括班、応急復旧班】 409
第4節	応急復旧期	410
第1	指定避難所の運営	411
第2	町民への広報活動・相談受付	411
第3	食料・生活必需品の供給	411
第4	防疫・保健衛生	411
第5	行方不明者・遺体の取扱い	412
第6	要員の確保	412
第7	住宅の確保	412
第8	廃棄物対策	412
第9	文教・保育対策	413
第10	商・農業対策	413
10.1	商業対策	【地域支援班】 413
10.2	農業対策	【地域支援班】 413
第11	ボランティア団体等の協力	414
第2章	竜巻等突風応急対策計画	415
第1	応急活動体制の確立	416
第2	情報伝達	【本部事務局】 416
第3	被害情報の収集・伝達・調査	【各班共通】 418
第4	救助の適切な実施	418
第5	廃棄物処理	419
5.1	初期対応	【衛生班、応急復旧班、県】 419
5.2	処理・処分の実施	【衛生班、応急復旧班、県】 419
第6	指定避難所の開設・運営	420
第7	応急住宅対策	420
第8	道路の応急復旧	【応急復旧班、県】 420
第9	ボランティアの確保	【福祉班】 420
第10	被災家屋の調査・復旧支援	【調査広報班、応急復旧班】 420
第3章	雪害応急対策計画	421
第1	応急活動体制の実施	422
1.1	初動期の人員確保	【本部事務局】 422
1.2	県への応援要請	【本部事務局】 422

第2	情報の収集・伝達・広報	423
2.1	気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等	【本部事務局】 423
2.2	積雪に関する被害情報の伝達	【本部事務局】 423
2.3	町民への情報発信	【本部事務局】 423
2.4	積雪に伴いとるべき行動の周知	【本部事務局】 423
第3	道路機能の確保	424
3.1	効率的な除雪	【応急復旧班、県】 424
3.2	除雪の応援	【応急復旧班、県】 424
第4	警備・交通規制	425
4.1	緊急交通規制	【警察署】 425
4.2	除雪作業に伴う交通整理と交通規制	【警察署】 425
第5	救出・救助及び孤立地区への支援の実施	426
5.1	なだれ事故に対する応急対策	【消防部、本部事務局、応急復旧班、県】 426
5.2	なだれ発生に伴う避難	【消防部、本部事務局、福祉班、応急復旧班、県】 426
5.3	雪害時の滞留車両の乗員保護	【消防部、本部事務局、福祉班、応急復旧班、県】 426
5.4	孤立地区の応急対策	【消防部、本部事務局、福祉班、応急復旧班、県】 426
第6	指定避難所の開設・運営	427
第7	医療救護	【福祉班】 427
第8	ライフラインの確保	427
第9	地域における除雪協力	【総括班】 428
第10	農業復旧支援	【地域支援班】 428

第4章 受援計画 429

《第5編 事故災害対策編》 431

第1章 林野火災応急対策計画 432

第1	発災直後の情報の収集・連絡	433
1.1	災害情報の収集・連絡	【本部事務局、地域支援班】 433
1.2	通信手段の確保	【本部事務局】 433
第2	活動体制の確立	434
2.1	町の活動体制	【本部事務局】 434
第3	消火活動	434
3.1	消防機関	【消防部】 434
第4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	435
4.1	緊急輸送活動	【本部事務局】 435
4.2	交通の確保	【本部事務局】 435
第5	避難収容活動	【本部事務局】 435
第6	施設・設備の応急復旧活動	【各班共通】 435

第7	被災者等への的確な情報伝達活動	436
7.1	被災者等への情報伝達活動	【本部事務局】 436
7.2	町民への的確な情報の伝達	【本部事務局】 436
7.3	関係者等からの問い合わせに対する対応	【本部事務局】 436
第8	二次災害の防止活動	【応急復旧班、地域支援班、県】 436
第9	災害復旧	【地域支援班、県】 436
第2章	放射性物質・原子力発電所事故災害対策計画	437
第1節	放射性物質・原子力発電所事故災害対策計画	437
第1	原子力発電所事故	438
1.1	正確な情報の収集・伝達	【本部事務局】 438
1.2	放射線量等の測定体制整備	【本部事務局、衛生班、学校班、給水班、地域支援班、県】 438
1.3	除染基準・除染マニュアルの整備	【本部事務局、衛生班、学校班】 439
1.4	他県市町村からの避難住民の受入について	【本部事務局、県】 439
第2節	核燃料等輸送事故災害対策計画	440
第1	核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策	440
1.1	輸送事故発生直後の情報の収集・連絡	【本部事務局、県】 440
1.2	活動体制の確立	【各班共通、県】 442
第2	放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策	449
2.1	事故発生直後の情報の収集・連絡	【本部事務局、県】 449
2.2	活動体制の確立	【本部事務局、県】 450
第3	原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策	451
3.1	緊急事態における判断・防護措置実施に係る基準	【本部事務局、県】 451
3.2	「第1 1.2 (6)～(12)」の原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策への準用	【各班共通、県】 452
3.3	放射線量等の測定体制の整備	【本部事務局、衛生班、給水班、地域支援班、県】 452
3.4	他県からの避難住民の受入れについて	【本部事務局、県】 452
第3章	農林水産災害対策計画	453
第1節	実施計画	454
第1	実施責任者	【産業振興企業誘致課】 454
第2	警報・注意報の伝達	【産業振興企業誘致課】 454
第2節	農業災害対策	455
第1	被害状況の把握	【地域支援班】 455
第2	農地・農業用施設応急対策	【地域支援班、県】 455
第3	農作物・農業生産施設応急対策	【地域支援班、県】 455
第4	畜産対策	【地域支援班、県】 456

第4章 道路災害応急対策計画	457
第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	458
1.1 災害情報の収集・連絡.....	【本部事務局、応急復旧班、県】 458
1.2 通信手段の確保.....	【本部事務局】 459
第2 活動体制の確立	459
2.1 町の活動体制.....	【本部事務局】 459
2.2 道路管理者の活動体制.....	【応急復旧班、県】 459
第3 消火活動	459
3.1 道路管理者.....	【応急復旧班、県】 459
3.2 消防機関.....	【消防部】 460
第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	460
4.1 緊急輸送活動.....	【総括班、県】 460
4.2 交通の確保.....	【応急復旧班、県】 460
第5 危険物の流出に対する応急対策	【応急復旧班、県】 460
第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動.....	【応急復旧班、県】 460
第7 被災者等への的確な情報伝達活動	461
7.1 被災者等への情報伝達活動.....	【本部事務局】 461
7.2 町民への的確な情報の伝達.....	【本部事務局】 461
7.3 関係者等からの問い合わせに対する対応.....	【本部事務局、住民相談班】 461
第8 道路災害からの復旧	【応急復旧班、県】 461
第5章 鉄道事故対策計画	462
第1節 活動体制	462
第1 町の活動体制	【本部事務局】 463
第2 鉄道事業者等の活動体制	463
第3 県の活動体制	463
第2節 連絡通報体制	464
第3節 応急措置	465
第1 情報収集	【本部事務局】 466
第2 乗客等の避難	【消防部、鉄道事業者、警察署】 466
第3 災害現場周辺の住民の避難	【本部事務局、警察署】 466
第4 救出・救助	【本部事務局、警察署】 466
第5 消火活動	【本部事務局、消防部】 466
第6 応援要請	【本部事務局】 467
第7 医療救護	【福祉班】 467
第6章 航空機事故災害対策計画	468
第1節 町の活動体制	468
第2節 応急措置	468
第1 情報収集	【本部事務局】 469

第2	避難誘導	469
2.1	乗客等の避難	【消防部、福祉班、警察署】 469
2.2	災害現場周辺の住民の避難	【消防部、福祉班、警察署】 469
第3	救出・救助	【消防部】 469
第4	応援要請	【総括班】 469
第5	医療救護	【福祉班】 469
《	第6編 複合災害応急対策編	471
第1節	情報の収集・伝達	472
第2節	交通規制	472
第3節	道路の修復	472
第4節	安全な指定避難所への移動	472
《	第7編 災害復旧復興編	473
第1章	民生安定のための措置	474
第1節	り災証明書の発行	475
第1	り災証明書発行の概要	475
1.1	り災証明の対象	476
1.2	り災証明を行う者	【総括班】 476
1.3	り災証明書の発行	【総括班】 476
1.4	証明手数料	【総括班】 476
1.5	り災証明の様式	【総括班】 476
1.6	被害家屋の判定基準	【総括班】 476
第2	り災証明書発行の流れ	477
2.1	被害家屋調査の事前準備	【総括班、調査広報班、応急復旧班】 478
2.2	被害家屋調査の実施	【総括班、調査広報班、応急復旧班】 478
2.3	被災者台帳の作成	【総括班、調査広報班、応急復旧班】 479
2.4	り災証明書の発行	【総括班】 479
2.5	再調査の申し出と調査の実施	【総括班、調査広報班、応急復旧班】 479
第3	広報・相談窓口の設置	【調査広報班、住民相談班】 480
第4	事前対策	【調査広報班、応急復旧班】 480
第2節	被災者台帳の作成	481
第1	被災者台帳に記録する情報	【本部事務局】 481
第2	被災者台帳の利用・提供	【本部事務局】 482
第3節	被災者の生活再建	483
第1	生活相談	484
1.1	町民サポートセンター（仮称）の開設	【住民相談班、本部事務局】 484

1.2	尋ね人相談	【住民相談班、本部事務局】	485
第2	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	【総括班】	485
第3	災害援護資金等の貸付け		486
3.1	災害援護資金	【住民相談班、福祉班、県】	486
3.2	生活福祉資金	【県】	486
3.3	資金貸付け条件の緩和等の措置	【住民相談班、福祉班、県】	486
第4	被災者生活再建支援制度		487
4.1	制度の概要	【住民相談班】	487
4.2	支援金の支給	【住民相談班】	487
第5	埼玉県・市町村被災者安心支援制度		488
5.1	制度の概要	【総括班、県】	488
5.2	支援金の支給手続	【総括班、県】	488
第6	住宅の再建		489
6.1	災害復興住宅資金に基づく資金貸付けの紹介	【住民相談班】	489
6.2	県・町の措置	【住民相談班、応急復旧班、県】	489
6.3	災害公営住宅の建設	【応急復旧班、県】	489
第7	職業のあっせん		490
7.1	公共職業安定所による職業のあっせん	【埼玉労働局】	490
7.2	雇用保険の失業給付に関する特別措置	【埼玉労働局】	490
7.3	不払い賃金の立替え払い	【埼玉労働局】	491
7.4	被災者の働く場の確保	【地域支援班】	491
第8	租税等の徴収猶予・減免等		492
8.1	町税の徴収猶予・減免	【調査広報班、住民相談班】	492
8.2	国税等の徴収猶予・減免	【調査広報班、住民相談班、福祉班、県】	493
8.3	国民年金保険料の免除	【調査広報班、住民相談班、福祉班】	493
8.4	保育料の減免	【調査広報班、住民相談班、保育班】	493
8.5	介護保険料の徴収猶予・減免	【調査広報班、住民相談班、福祉班】	493
第9	生活保護	【福祉班】	494
第10	借地借家の特例の適用に関する計画		494
10.1	計画方針	【総括班】	494
10.2	適用基準	【総括班】	494
10.3	適用手続	【総括班】	494
第11	災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い・援護対策		495
11.1	被災者に対する郵便葉書などの無償交付		495
11.2	被災者が差し出す通常郵便物の料金免除		495
11.3	被災地あて救助用郵便物の料金免除		495
11.4	利用の制限・業務の停止		495
第12	社会秩序の維持		496
12.1	社会秩序の維持	【警察署、住民相談班】	496

12.2 物価の安定等に関する活動.....	【地域支援班、住民相談班】	496
第4節 義援金品の配布.....		497
第1 受付窓口の開設.....	【総括班、福祉班】	497
第2 受付・募集.....		497
2.1 義援金品の受付.....	【総括班、福祉班】	497
2.2 義援金品の募集.....	【調査広報班】	498
第3 義援金の保管・配分.....	【総括班】	498
第5節 地域経済の復旧支援.....		499
第1 農林業関係融資.....		499
1.1 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資.....	【地域支援班、県】	499
1.2 株式会社日本政策金融公庫資金.....	【地域支援班、県】	500
1.3 埼玉県農業災害対策特別措置条例第3条に基づく資金融資.....	【地域支援班、県】	500
1.4 農業災害補償.....	【地域支援班、県】	500
第2 中小企業関係融資.....		501
2.1 資金需要の把握連絡通報.....	【地域支援班】	501
2.2 資金貸付けの簡易迅速化・条件の緩和等の措置.....	【地域支援班】	501
2.3 埼玉県の措置.....	【地域支援班、県】	501
2.4 被災事業主に関する対策.....	【地域支援班】	502
2.5 被災中小企業支援に関する広報の実施.....	【地域支援班】	502
第2章 公共施設等の復旧・復興計画.....		503
第1節 復旧・復興計画の方針.....		503
第1 復旧・復興の基本方針.....		504
1.1 迅速な意思決定等.....	【本部事務局】	504
1.2 事前復旧対策の検討.....	【本部事務局】	504
1.3 関係機関との連携.....	【本部事務局】	504
第2 計画への住民の意向反映.....		505
2.1 町民ニーズの把握.....	【本部事務局】	505
2.2 復興計画への反映.....	【本部事務局】	505
第3 財政支援の検討.....	【本部事務局】	505
第4 計画推進のための職員の派遣要請.....	【本部事務局】	505
第2節 復旧・復興計画の推進.....		506
第1 復旧事業実施体制.....	【各班共通】	506
第2 復旧事業計画の策定.....		506
2.1 災害の再発防止.....	【各班共通】	507
2.2 緊急査定の実施.....	【各班共通】	507
2.3 災害復旧事業期間の短縮.....	【各班共通】	507
2.4 復旧事業の促進.....	【各班共通】	507
2.5 公共土木施設災害復旧.....	【各班共通】	507

第3 復興計画の策定	509
3.1 災害復興対策本部の設置.....	【各班共通】 509
3.2 災害復興方針の策定.....	【各班共通】 509
3.3 災害復興計画の策定.....	【各班共通】 509
第3章 激甚災害の指定	511
第1節 激甚災害指定の手続き.....	511
第1 激甚法による財政援助	【本部事務局】 512
第2 激甚法による財政援助措置の内容	【本部事務局】 513
第3 激甚災害に関する被害状況等の報告.....	【本部事務局】 514
第2節 特別財政援助額の交付手続等.....	【本部事務局】 515

総則編

《第1編 総則編》

第1章 計画の策定

第1節 計画の概要

第1 計画の目的

寄居町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条及び寄居町防災会議条例第2条の規定に基づき、寄居町防災会議（以下「町防災会議」という。）が作成する計画であり、寄居町（以下「本町」という。）、埼玉県（以下「県」という。）、並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）がその有する全機能を有効に発揮して、本町の地域及び施設並びに町民にかかわる災害予防、応急対策及び復旧・復興に至る一連の防災活動を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2 計画の位置づけ

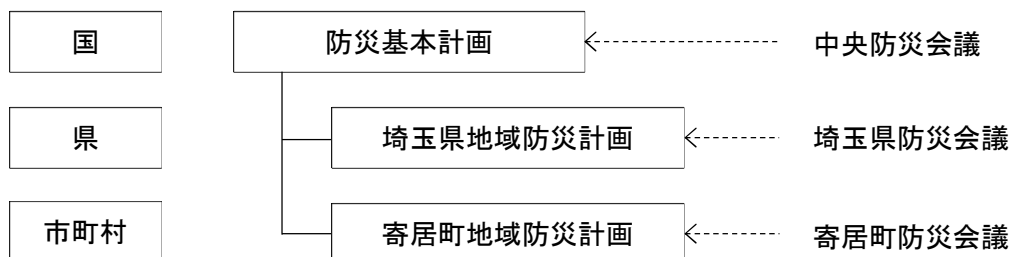
本計画は、地震災害、風水害及び大規模な事故災害をはじめとする各種災害に対処しうる防災関連計画等を策定する基礎となるものである。

第3 他計画との関係

3.1 国・県の防災計画との関係

本計画は、国が定める「防災基本計画」及び県が定める「埼玉県地域防災計画（以下「県計画」という。）」と整合を図るものとする。

■寄居町地域防災計画と国・県の防災計画との関係



3.2 災害救助法との関係

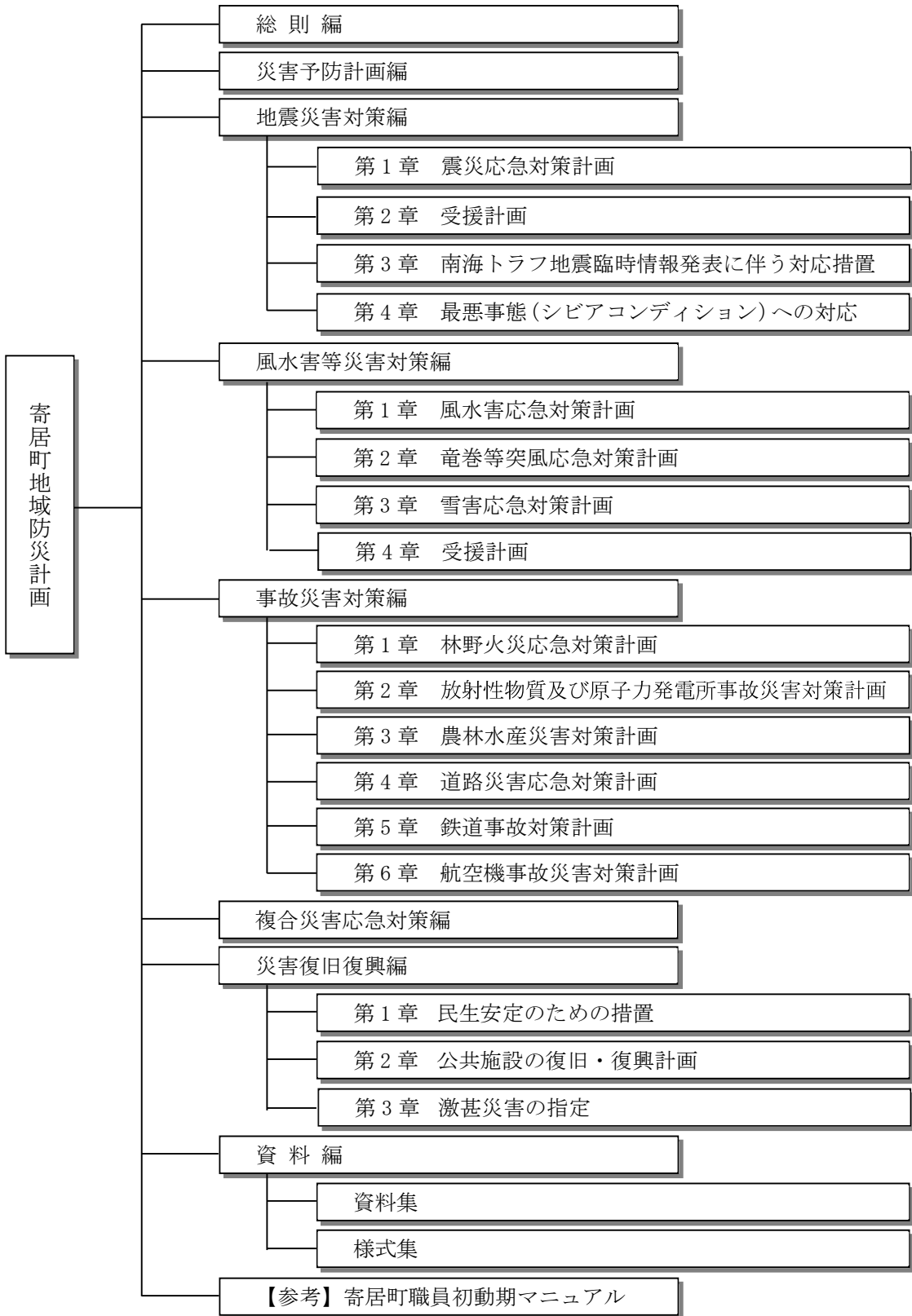
本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する救助のうち、同法第13条に基づき町長に委任された場合又は同法が適用されない場合に本町が行う救助に関する計画を包括するものである。

3.3 町総合計画との関係

本計画は、第6次寄居町総合振興計画基本構想で掲げる本町が目指す姿「可能性∞（むげんたい）笑顔満タン よりいまち」及び基本目標4「安全で環境への配慮と利便性を備えたコンパクトなまち」の実現に向けて諸施策と整合を図る。

第4 計画の構成

本計画の構成は以下に示すとおりである。



第5 計画の推進管理

5.1 計画の修正

町防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県計画等の修正に応じて、本計画を常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めるときは、速やかに修正する。

5.2 計画の周知

本町、県及び防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、町職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く町民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努める。

第2章 寄居町の防災環境

第1節 災害履歴

第1 災害史

「寄居町の歴史」による、近世以降町の区域において発生した主な災害は以下のとおりである。

発生年	種別	概要
1742年8月	洪水	長瀬町で荒川の最大高水を記録。 桜沢では人的被害はなかったが、田の約50%、畑の約76%が流失した。
1769年-1771年	干害	3年連続の日照りとなり、41軒で食糧不足。風布で4軒が役所へ救助要請を願い出た。
1783年7月	噴火	浅間山が噴火。天明の飢饉。
1789年-1791年	干害	
1791年9月	洪水	雨が7日以上降り続き洪水となった。赤浜村柏田稲荷一帯の畑が冠水。
1799年	干害	7月上旬までは僅かな降雨があった程度、稲作・畑作も被害を受けた。
1799年	台風	8月20日に台風が襲来し、小園で稲作に被害。
1801年8月	台風	赤浜鎮守社が倒壊。昌国寺表門が損壊。
1811年5月	雹	鉢形で大雹害が発生し、大小麦の畑作に被害。
1821年7月	干害	初春から7月末まで降雨無し。50年来の干害といわれた。
1830年1月	冷害・暴風雨	天保の飢饉。春から夏にかけて低温長雨、稲の出穂期に暴風雨となり、収穫はほぼ全滅。
1846年	干害	用土で田の40%が田植え不能。
1851年1月	大火	寄居・鉢形の大火。寄居で火事となり約300軒が焼失。鉢形へも飛火し、約70軒と6ヶ寺が焼失。
1853年	干害	
1859年7月	台風	小園で農家3軒が流失。赤浜で洞耕地一帯が冠水。
1863年	干害	用土で田植え不能。
1912年9月	暴風雨	寄居署管内で家屋全壊41軒、半壊32軒、破損201軒、死者2名、負傷者2名。
1914年7月	干害	寄居地方で大干ばつ。

資料) 「寄居町の歴史」平成元年3月、寄居町教育委員会

第2 地震災害

詳細な記録が残っている中で、本町に最も大きな被害をもたらした地震は、西埼玉地震（昭和6年）である。以下にその概要を示す。

■西埼玉地震の概要

項目	内容	
発生日時	昭和6年（1931年）9月21日11時20分頃	
震源位置	北緯36.15度、東経139.23度	
マグニチュード	6.9	
地震のタイプ	内陸直下型地震	
地震状況	本震は、最大震幅が東西方向75mm以上、南北方向38.8mm以上、上下動75mmに達し、体感震動時間は7分に及ぶ。余震は、同年10月半ばまで続き、有感地震だけで138回を記録した。寄居町では町内のいたるところで地鳴りが確認されている。	
地区別 被害状況	用土	用土小学校、農協、人家の屋根瓦の落下。用土小学校校庭の地割れ。家屋、土蔵の壁の崩壊、亀裂の発生
	桜沢	土蔵の壁の崩壊と下敷きによる負傷者発生。屋根瓦の落下。井戸水の混濁又は涸渇。石垣の崩壊
	寄居	人家の壁や煙突の亀裂
	末野	少林寺五百羅漢像の転倒。土蔵壁の崩壊。荒川河川水の混濁
	風布	ほとんど被害は見られなかった。
	折原	地表の亀裂（東西方向）。井戸水の涸渇。人家の壁の亀裂発生や崩壊。
	鉢形	土蔵壁の亀裂発生や崩壊。石垣、墓石の倒壊。荒川河川水の混濁。崖の崩壊（荒川縁）
	男衾	男衾小学校や人家の屋根瓦の落下。土蔵壁の亀裂発生や崩壊。墓石の倒壊。地表の亀裂（南北方向、幅約20cm、長さ約10m）の発生。道路の亀裂発生と湧水（噴出）。三島神社の灯笼の落下。人家壁、土蔵壁の崩壊や亀裂の発生。かまど、煙突の崩壊

資料）「寄居町防災アセスメント調査 報告書」平成14年3月、寄居町

第3 風水害

風水害の災害履歴のうち主なものは、昭和41年（1966年）に発生した台風第26号、平成3年（1991年）に発生した台風第18号、平成11年（1999年）に発生した熱帯低気圧による水害・土砂災害等がある。

■本町における主要風水害の概要

項目		内容
昭和41年（1966年） 台風第26号		
発生時期		昭和41年9月25日未明に来襲
台風諸元		最大風速40m/secを記録した暴風と豪雨を伴い県下全域に大きな被害をもたらした。
被害概要	建物被害	<住家被害> 全壊57戸、半壊194戸、一部損壊1,788戸、全焼4戸 床上浸水15戸、床下浸水265戸 <非住家被害> 全壊114棟、半壊101棟、一部損壊445棟
	人的被害	死者無、重傷者12人、軽傷者13人、罹災者10,370人
	農用地被害	埋没10.4ha、冠水388ha、損害見積額485,640千円
	その他	災害救助法の適用を受ける。
平成3年（1991年） 台風第18号		
発生時期		平成3年9月19日
台風諸元		県内に200mmの豪雨をもたらした。
被害概要	建物被害	特になし
	人的被害	特になし
	農用地被害	浸水被害箇所2箇所、浸水面積14.9ha、浸水田畑面積14.9ha
平成11年（1999年） 熱帯低気圧		
発生時期		平成11年8月14日
風水害概要		関東地方の南海上に達した熱帯性低気圧によって埼玉県に豪雨がもたらされ、県内各地に浸水被害や土砂災害が見られた。
被害概要	建物被害	<住家被害> 全壊無、半壊3戸、一部損壊1戸 床上浸水1戸、床下浸水8戸 <非住家被害> 全壊2棟、半壊無、一部損壊無
	人的被害	死者無、重傷者無、軽傷者無、罹災者9人
	農用地被害	埋没・流出1.53ha、冠水3.20ha
	道路被害	決壊36箇所、冠水19箇所
その他被害	橋梁流出1箇所、堤防破堤12箇所、崖崩れ21箇所 農業排水路損壊7箇所、損害見積額127,103千円	

項目		内容
令和元年（2019年）東日本台風		
発生時期		令和元年10月12日から13日
風水害概要		台風第19号の影響により埼玉県では記録的な大雨となり、大雨や強風、河川の氾濫による人的被害や浸水害、土砂災害、鉄道の運休や停電などのライフラインへの影響があったほか、農業被害などがあった。
被害概要	建物被害	2世帯で3棟の床上浸水が発生した。その他、富田地区や小園地区において浸水被害の情報があった。
	人的被害	特になし
	道路被害	町道3987号線（国道140号線アンダーパス）、9304号線（子持瀬の町道）、2719号線（善導寺東の本宿通学路）、5040号線（男衾駅北西の線路沿い）において内水・冠水による通行止め
	その他被害	山間部での土砂崩れ、倒木等
令和4年（2022年）雷雨、突風及び降ひょう		
発生時期		令和4年6月2日夕方から夜遅く、6月3日昼前から夜遅く
風水害概要		○本州付近の上空に気圧の谷が通過した影響で県内では雷を伴った激しい雨、突風及び降ひょうによる被害が発生した。 ○寄居町では最大降雨量11.5mm/h、瞬間最大風速18.7m/sを観測。 ○6月2日18時頃、深谷市本郷から寄居町用土にかけて突風が発生。ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高く、強さは風速約35m/sと推定される。
被害概要	建物被害	トタン破壊2件、テラス及び車庫被害1件
	人的被害	特になし
	農用地被害	牛舎破損6棟、ビニールハウス5棟、農作物（トウモロコシ・ネギ）被害3件、降ひょう被害 梅農家4軒 106a 10～20%の減収
	その他被害	倒木2件
令和5年（2023年）突風		
発生時期		令和5年8月15日3時30分頃
風水害概要		○寄居町赤浜から富田で突風が発生し、軽自動車の横転などの被害があった。 ○突風の強さは風速約40m/sと推定され、日本版改良藤田スケールでJEF1に該当する。
被害概要	建物被害	住家被害あり（屋根一部破損、窓ガラス破損、ベランダ破損等）
	人的被害	特になし
	その他被害	軽自動車の横転、倒木等

資料) 「寄居町防災アセスメント調査 報告書」平成14年3月、寄居町、熊谷地方気象台

第2節 自然特性

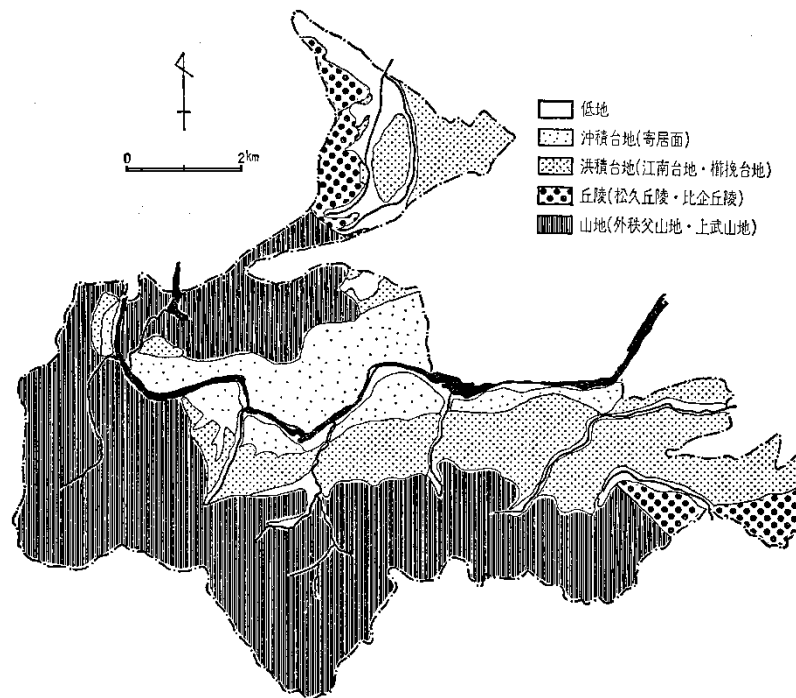
第1 地形・地質

1.1 地形

本町は、埼玉県の北西部に位置し、東西約14km、南北約12km、面積64.25km²の町の区域を有している。

町内は山地と平地に大別でき、秩父盆地と荒川の谷によって東側と北西部に分けられる。東側の山地は、外秩父山地と呼ばれており、山稜は南北方向に続き、これにより東方に支脈が派生している。北西部は稜線が東西方向につづき上武山地と呼ばれ群馬県方面に続いている。陣見山・鐘撞堂山は上武山地の東端にあたり北西-南東方向を示す急傾斜面をつくっている。山地から平地に移り変わる丘陵地域は北東方向あるいは東方へ延びており、山地の方向性とは異なっている。

■寄居町の地形概略図



出典)「寄居町史 資料集 寄居町の自然 地学編」埼玉県大里郡寄居町教育委員会

1.2 地質

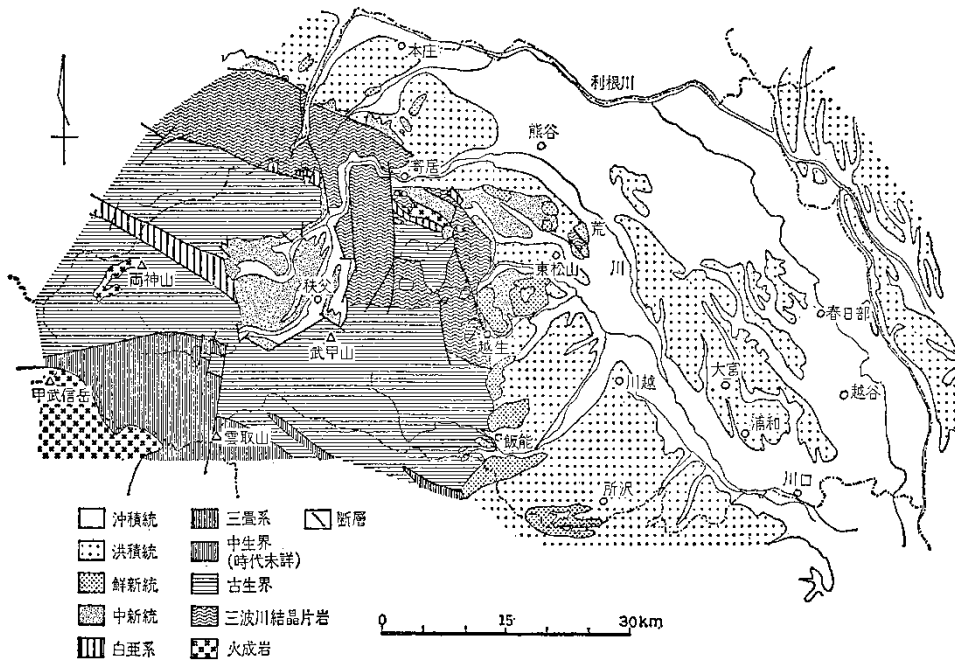
本町は、県の西半分を占める第三系以前の関東山地と、東半分を占める関東平野との接点に位置している。これは前述した地形的特性とよく対応している。すなわち、町の西部及び南部の山地は固い先第四系の岩石からなり、北東部の平野は未固結の第四系堆積物によって占められている。

しかし、この平野を覆う第四系の下に先第四系の基盤があることはいままでもなく、その一端は、荒川をはじめ主な河川沿いに露出しているのが見られる。これに対して、先第四系の山の中にもローム層や段丘堆積物によって覆われている部分が散在する。

本町の地質を地域的に見ると、西南日本の構造線に相当すると考えられる奈良梨断層が本町の今市付近を北西－南東に走る。したがってこの断層の北東側にある用土北東部及び鷹ノ巣は内帯に属するが、それ以外の本町の大部分は外帯に属する。

この外帯は、さらに本町のほぼ中心を南北にはしる象ヶ鼻－朝日根断層によって東西に分かれる。この二つの地域は構成岩石についても、地質構造についても異なっている。すなわち、西部の地域はすべて、古生界の変成層である三波川結晶片岩によって占められているが、東部の地域は三波川結晶片岩をはじめ、中生界、第三系及び火成岩類が西北西－東南東方向に細長く帯状に分布している。

■ 埼玉県の地質概略図



出典)「寄居町史 資料集 寄居町の自然 地学編」埼玉県大里郡寄居町教育委員会

第2 河川

本町を流れる一級河川である荒川は、わが国を代表する急流河川である。

荒川流域を地形区分で分けると、寄居町小園を境に三峰口までの上流側が河岸段丘域、熊谷市久下までの下流側が扇状地域であり、本町は河岸段丘域に位置することから、洪水発生などの危険性は低いと考えられる。

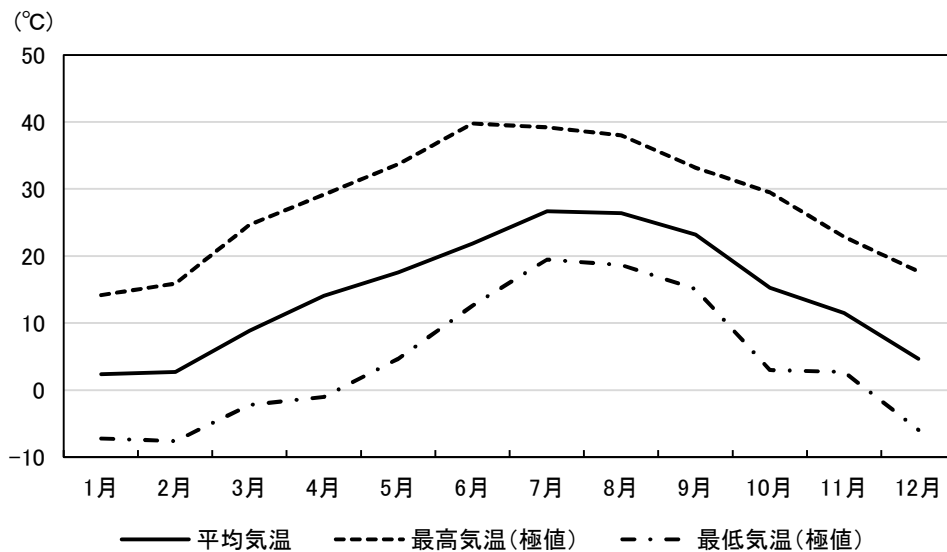
なお、荒川の河川管理は、花園橋下流端からは大臣管理区間であり、花園橋上流端からの寄居町の区間は県管理区間となっている。

第3 気象

本町の令和4年の気象概況は以下のとおりである。

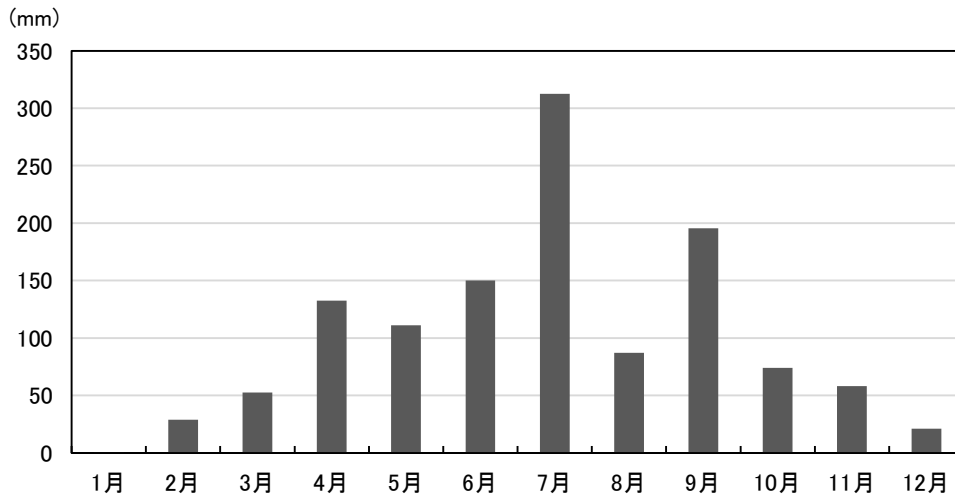
平均気温は14.6℃、最高気温/極値は39.8℃（6月）、最低気温/極値は-7.6℃（2月）となっている。年間降水量は1,223.5mm、月別降水量は7月が312.5mmと最も多く、1月が0.5mmと最も少ない。

■月別気温の推移



資料) 気象庁 気象統計情報 (令和4年)

■月別降水量の推移



資料) 気象庁 気象統計情報 (令和4年)

第3節 社会特性

第1 人口

1.1 人口等の推移

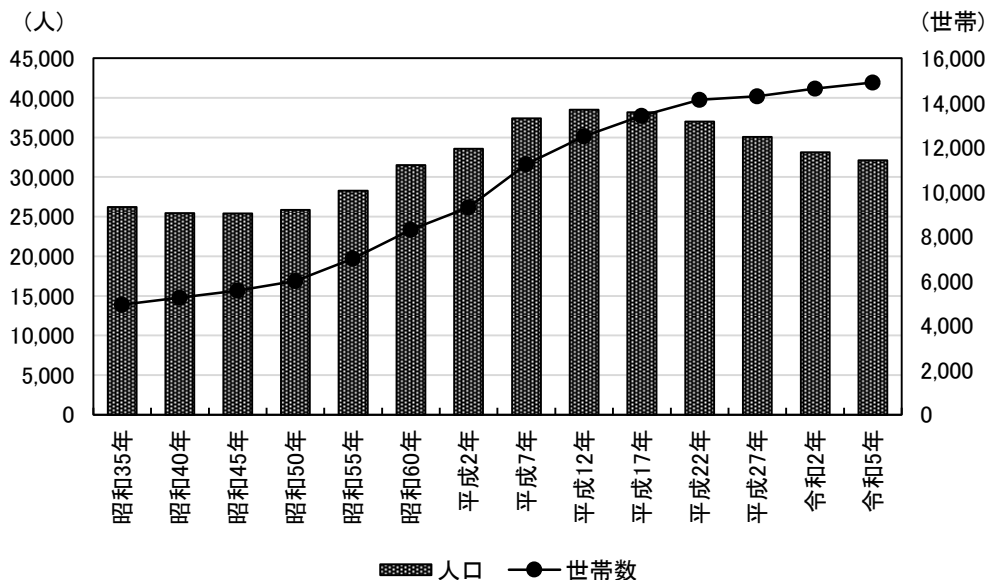
本町の人口は、平成13年までは増加傾向にあったが、現在は緩やかな減少傾向にある。一方で世帯数は緩やかな増加傾向にあり、核家族化が進んでいる。

地域別で着目すると、人口が最も多いのは男衾地区である。

■人口、世帯数の推移（外国人を含む） [各年4月1日現在]

	世帯数（世帯）	人口（人）	1世帯あたり 人数（人/世帯）
昭和35年	4,938	26,202	5.3
昭和40年	5,251	25,470	4.9
昭和45年	5,567	25,407	4.6
昭和50年	5,999	25,849	4.3
昭和55年	7,011	28,291	4.0
昭和60年	8,302	31,515	3.8
平成2年	9,313	33,568	3.6
平成7年	11,254	37,397	3.3
平成12年	12,494	38,492	3.1
平成17年	13,423	38,200	2.8
平成22年	14,141	37,001	2.6
平成27年	14,289	35,083	2.5
令和2年	14,641	33,141	2.3
令和5年	14,906	32,106	2.2

資料) 住民基本台帳

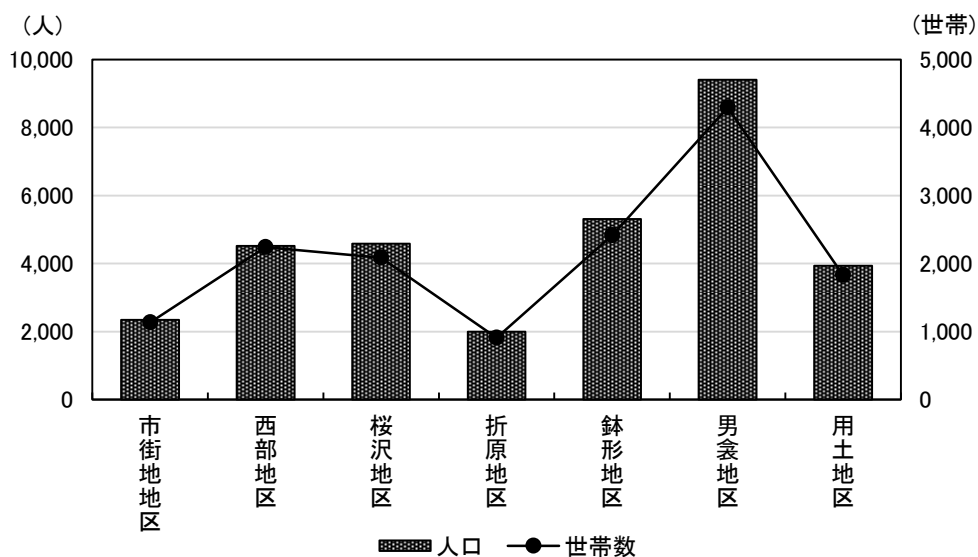


■ 地区別の世帯数及び人口

[令和5年4月1日現在]

地区	世帯数（世帯）		人口（人）		1世帯あたり 人数 （人/世帯）
		割合（%）		割合（%）	
市街地地区	1,133	7.6	2,341	7.3	2.1
西部地区	2,242	15.0	4,523	14.1	2.0
桜沢地区	2,086	14.0	4,588	14.3	2.2
折原地区	908	6.1	1,997	6.2	2.2
鉢形地区	2,415	16.2	5,310	16.5	2.2
男衾地区	4,292	28.8	9,407	29.3	2.2
用土地地区	1,830	12.3	3,940	12.3	2.2
合計	14,906	100.0	32,106	100.0	2.2

資料) 住民基本台帳



1.2 町外への就業者・通学者数

本町から町外へ従業・通学している者は9,777人であるが、そのうち県内各市町に従業・通学している者は8,580人、東京都など県外に従業・通学している者は1,011人となっている。

また、町民の約30%が町外で従業・通学していることから、平日昼間に災害が発生した際には帰宅困難者の発生や救助活動にあたる人員の不足が懸念される。

■常住地による従業・通学市区町村（15歳以上） [令和2年10月現在]

	計	就業者	通学者
寄居町に常住の就業者・通学者	17,328	16,061	1,267
寄居町内で従業・通学	7,247	7,022	225
寄居町外で従業・通学	9,777	8,771	1,006
県内	8,580	7,821	759
深谷市	2,396	2,323	73
熊谷市	1,294	1,172	122
東松山市	530	460	70
小川町	621	573	48
本庄市	608	525	83
川越市	255	184	71
美里町	351	351	0
嵐山町	323	317	6
秩父市	315	285	30
その他	1,887	1,631	256
県外	1,011	792	219
群馬県	330	295	35
東京都	583	421	162
特別区部	512	379	133
その他	71	42	29
その他	98	76	22
不詳・外国	186	158	28
不詳	304	268	36

資料)「国勢調査」

1.3 要配慮者人口

要配慮者とは、災対法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている（災対法第8条第2項第15号）。「その他の特に配慮を要する者」とは、妊産婦、傷病者、難病患者等が想定される。日本語を十分理解できない外国人も情報受伝達に配慮が必要な場合が多い。

一方、人生100年時代を迎え、健康な高齢者も増えているので、高齢者の中には支援を必要としない方もいる。

このように、要配慮者とは、災害時の避難行動や情報受伝達、避難生活等に「特に配慮を要する者」であり、「高齢者、障害者、乳幼児」は例示にすぎない。そのため、高齢者や障害者といった属性で一律に要配慮者として捉えるのではなく、災害時に必要な配慮の内容に着目することが必要である。

本町での要配慮者のうち把握できる状況は以下のとおりである。

(1) 高齢者人口

本町の65歳以上の人口は11,167人（令和5年4月1日現在）、総人口32,106人の34.8%となっている。

なお、町内のねたきり・ひとり暮らし老人等について調査した結果は以下のとおりである。

■ねたきり・ひとり暮らし老人・認知症老人数 [令和5年6月1日現在]

区 分	65～74 歳	75 歳以上	合計
ねたきり老人	7	22	29
ひとり暮らし老人	563	939	1,502
認知症老人	5	96	101

(2) 乳幼児人口

本町の0～4歳の人口は811人（令和5年4月1日現在）、総人口32,106人の2.5%となっている。

(3) 身体障害者人口

本町の身体障害者数は、1級から3級までの合計が685人で、そのうち1級障害者が362人となっている。

地区別の1級障害者は、男衾地区が最も多く87人、以下順に鉢形地区69人、西部地区と用土地区がそれぞれ53人となっている。

■地区別身体障害者数 [令和5年4月1日現在]

地区	1級	2級	3級	計
市街地地区	26	7	18	51
西部地区	53	23	15	91
桜沢地区	44	21	23	88
折原地区	30	15	11	56
鉢形地区	69	15	25	109
男衾地区	87	42	58	187
用土地区	53	21	29	103
合計	362	144	179	685

(4) 外国人人口

本町の外国人の人口は674人（令和5年4月1日現在）、総人口32,106人の2.1%となっている。

第2 土地利用

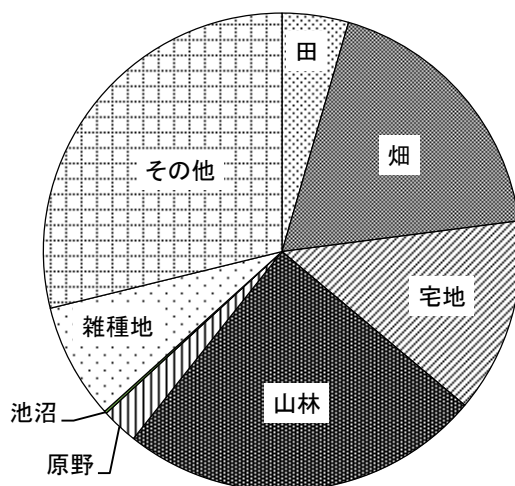
2.1 土地利用の現況

本町の地目別の土地利用状況は、その他を除くと山林が15.74km²と最も大きく全体の24.5%を占めている。以下順に畑が11.83km²で18.4%、宅地が8.61km²で13.4%、雑種地が4.95km²で7.7%、田が2.88km²で4.5%となっている。

■地目別土地面積 [令和5年1月1日現在]

	面積(km ²)	割合(%)
田	2.88	4.5
畑	11.83	18.4
宅地	8.61	13.4
山林	15.74	24.5
原野	1.60	2.5
池沼	0.12	0.2
雑種地	4.95	7.7
その他	18.52	28.8
合計	64.25	100.0

資料) 税務課



2.2 用途地域別面積

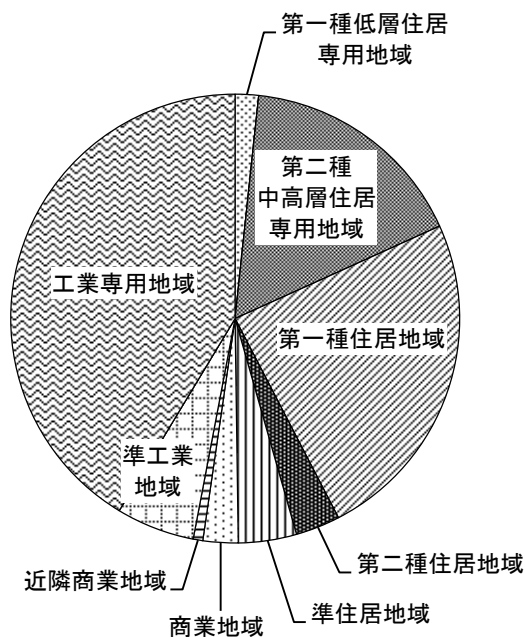
本町の用途地域別面積は全体で 540.4ha であり、最も広いのが工業専用地域で 223.5ha で全体に占める割合は 41.4%となっている。次に広いのが第一種住居地域で 130.5ha で 24.1%、以下順に第二種中高層住居専用地域の 89.6ha で 16.6%、準工業地域の 30.5ha で 5.6%となっている。

また、用途地域を、住居系、商業系及び工業系で区分すると、住居系面積が 269.0ha で 49.8%、商業系面積が 17.4ha で 3.2%、工業系面積が 254.0ha で 47.0%となっている。

■用途地域別面積 [令和5年4月1日現在]

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	9.0	1.7
第一種中高層住居専用地域	0.0	0.0
第二種中高層住居専用地域	89.6	16.6
第一種住居地域	130.5	24.1
第二種住居地域	17.3	3.2
準住居地域	22.6	4.2
商業地域	13.7	2.5
近隣商業地域	3.7	0.7
準工業地域	30.5	5.6
工業地域	0.0	0.0
工業専用地域	223.5	41.4
合計	540.4	100

資料) 埼玉県 都市計画課 『用途地域指定状況』



第3 建物

本町の住宅は、平成30年現在、全部で12,550棟あり、そのうち耐震上問題のある昭和56年以前に建築された住宅は全体の約35%を占めている。

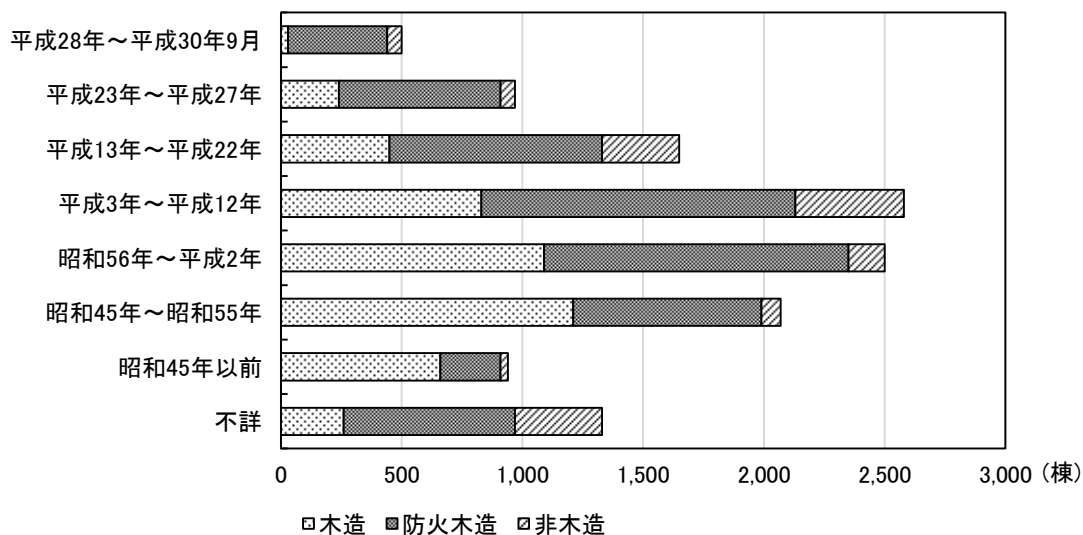
■ 建築時期別、構造別の住宅数

[平成30年10月1日現在]

	木造	防火木造	非木造	その他	合計*	累計値(%)
不詳	260	710	360	-	1,340	1,340 (10.7)
昭和45年以前	660	250	30	-	940	2,280 (18.2)
昭和46年～昭和55年	1,210	780	80	-	2,080	4,360 (34.7)
昭和56年～平成2年	1,090	1,260	150	-	2,510	6,870 (54.7)
平成3年～平成12年	830	1,300	450	-	2,570	9,440 (75.2)
平成13年～平成22年	450	880	320	-	1,640	11,080 (88.3)
平成23年～平成27年	240	670	60	-	970	12,050 (96.0)
平成28年～平成30年9月	30	410	60	-	500	12,550 (100.0)
合計	4,770	6,260	1,510	-	12,550	-

資料) 総務省統計局「住宅・土地統計調査」

※住宅・土地統計調査は、標本調査による推定値であるため、結果数値には標本誤差が含まれている。
表章単位には1位を四捨五入して10位までを有効数字としているので、表中の個々の数値の合計が必ずしも総数と一致しない。



第4 交通

4.1 道路

本町には、国道140号、国道254号がそれぞれ東西、南北に延びている。
 なお、関越自動車道が本町男衾地区及び用土地地区の一部を横切るかたちでとおり、花園インターチェンジ及び寄居スマートインターチェンジが利用できる。

■本町と都心等をつなぐ広域交通網



4.2 橋梁

本町は荒川により南北に分断されており、各幹線道路に架かる橋梁により結ばれている。荒川の上流側から寄居橋（主要地方道長瀬玉淀自然公園線）、末野大橋（国道140号皆野寄居バイパス）、折原橋（一般県道広木折原線）、正喜橋（主要地方道飯能寄居線）、玉淀大橋（国道254号）、花園橋（一般県道菅谷寄居線）がある。

4.3 鉄道

本町の鉄道交通は、JR八高線、東武東上線及び秩父鉄道線の3路線が運行している。

路線別駅別の1日あたりの乗降客数は、東武東上線の寄居駅が2,928人と最も多く、次いで秩父鉄道線の寄居駅が2,170人、以下順に東武東上線の男衾駅が1,295人、東武東上線のみなみ寄居駅が1,145人となっている。

■鉄道駅別乗降客数（令和3年度）

〔単位：人〕

路線名	駅名	乗降客数	
		年間	日平均
JR八高線	寄居駅	115,340	316
	折原駅	-	-
	用土駅	-	-
東武東上線	寄居駅	1,068,542	2,928
	玉淀駅	169,907	465
	鉢形駅	271,368	743
	男衾駅	472,652	1,295
	みなみ寄居駅	417,773	1,145
秩父鉄道線	寄居駅	792,034	2,170
	桜沢駅	275,346	754
	波久礼駅	68,359	187
合計		3,651,321	10,003

資料)「埼玉県統計年鑑」

4.4 バス

本町のバス交通は、本庄及び深谷方面の県北都市間路線バス2路線と、東秩父方面の東秩父村和紙の里行きバス1路線が運行されている。

第4節 想定される災害

第1 地震災害

1.1 想定地震

埼玉県ではこれまでに地震被害想定調査を5回実施している。平成24～25年度に実施した5回目の地震被害想定調査は、最近までに国が実施した活断層調査や首都圏での大規模な地下の調査などにより埼玉県周辺の地震の起こり方や揺れの伝わり方の知見がこれまでよりもかなり得られるようになった等、社会状況の変化や東日本大震災の経験を踏まえ、災害による被害を最小化するための総合的な対策の構築のため行われたものである。

今回、県が対象とした想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震を選定した。

特に、関東平野北西縁断層による地震は、断層位置が本町直下にあるだけでなく、地震規模を示すマグニチュードも8.1と、元禄型関東地震に次いで大きいものとなっている。

■想定地震の概要

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3	※今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	名栗断層と立川断層から構成される断層帯であり、最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

■ 想定地震の断層位置図



■被害想定予測条件

項目	条件	内容
季節・時刻 3ケース	冬 5時	大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
	夏 12時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
	冬 18時	火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
風速 2ケース	3m/s	平均的な風速のケース
	8m/s	強風のケース

■被害予測項目

項目	予測内容
地震動	震度
液状化	液状化危険度
建物被害	全壊数、半壊数
火災被害	焼失棟数
人的被害	死傷者数
生活支障	避難者数、帰宅困難者数
ライフライン被害	電力・通信・都市ガス・上水道・下水道の被害数、供給支障数
その他	エレベーター閉じこめ台数、自力脱出困難者数、災害廃棄物量、中高層階支障世帯数

1.2 想定結果

県が想定した5地震による本町への被害の発生状況を見ると、最も大きな被害をもたらす地震は関東平野北西縁断層帯（破壊開始点北）による地震である。

■被害想定結果（寄居町関連）

項目	想定地震	ケース	風速	東京湾北部 地震	茨城県南部 地震	元禄型関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震			
							(破壊開始点北)	(破壊開始点中央)	(破壊開始点南)	(破壊開始点北)	(破壊開始点南)		
マグニチュード	—	—	—	7.3	7.3	8.2	8.1			7.4			
本町の最大震度	—	—	—	5弱	5弱	5弱	7	7	7	5弱	5弱		
建物被害	全壊数	棟	冬5時	3m/s	0	0	0	2,460	1,616	1,105	0	0	
				8m/s	0	0	0	2,460	1,616	1,105	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	2,494	1,632	1,113	0	0	
				8m/s	0	0	0	2,495	1,632	1,113	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	2,660	1,745	1,154	0	0	
				8m/s	0	0	0	2,662	1,746	1,155	0	0	
半壊数	棟	—	—	0	0	0	1,519	1,542	1,370	0	0		
火災被害	焼失棟数	棟	冬5時	3m/s	0	0	0	59	31	17	0	0	
				8m/s	0	0	0	59	31	17	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	93	47	25	0	0	
				8m/s	0	0	0	94	47	25	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	259	160	66	0	0	
				8m/s	0	0	0	261	161	67	0	0	
人的被害	死者数	人	冬5時	3m/s	0	0	0	159	105	72	0	0	
				8m/s	0	0	0	159	105	72	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	61	40	27	0	0	
				8m/s	0	0	0	61	40	27	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	103	67	45	0	0	
				8m/s	0	0	0	103	67	45	0	0	
	負傷者数	人	冬5時	3m/s	0	0	0	621	487	384	0	0	
				8m/s	0	0	0	621	487	384	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	572	424	340	0	0	
				8m/s	0	0	0	572	424	340	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	498	379	300	0	0	
				8m/s	0	0	0	498	379	300	0	0	
うち 重傷者数	人	冬5時	3m/s	0	0	0	197	129	89	0	0		
			8m/s	0	0	0	197	129	89	0	0		
		夏12時	3m/s	0	0	0	116	73	54	0	0		
			8m/s	0	0	0	116	73	54	0	0		
		冬18時	3m/s	0	0	0	128	82	58	0	0		
			8m/s	0	0	0	128	82	58	0	0		
生活支障	避難者数 -1日後-	人	冬5時	3m/s	0	0	0	4,818	3,287	2,316	0	0	
				8m/s	0	0	0	4,819	3,288	2,317	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	4,880	3,316	2,331	0	0	
				8m/s	0	0	0	4,881	3,317	2,331	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	5,183	3,522	2,406	0	0	
				8m/s	0	0	0	5,185	3,524	2,408	0	0	
	避難者数 -1週間後-	人	冬5時	3m/s	0	0	0	6,537	4,851	3,492	0	0	
				8m/s	0	0	0	6,537	4,851	3,493	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	6,595	4,878	3,507	0	0	
				8m/s	0	0	0	6,596	4,879	3,507	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	6,881	5,074	3,579	0	0	
				8m/s	0	0	0	6,883	5,076	3,581	0	0	
避難者数 -1ヶ月後-	人	冬5時	3m/s	0	0	0	8,770	6,712	4,752	0	0		
			8m/s	0	0	0	8,770	6,712	4,753	0	0		
		夏12時	3m/s	0	0	0	8,824	6,738	4,766	0	0		
			8m/s	0	0	0	8,824	6,739	4,766	0	0		
		冬18時	3m/s	0	0	0	9,088	6,922	4,835	0	0		
			8m/s	0	0	0	9,090	6,924	4,837	0	0		
帰宅 困難者数	人	平日 (12時)	—	2,708~3,040	1,573~1,903	2,309~2,784	6,625~7,879	6,621~7,879	6,618~7,879	2,279~2,807	1,595~1,646		
		平日 (18時)	—	1,759~1,993	1,025~1,321	1,566~1,848	4,770~5,511	4,766~5,511	4,766~5,511	1,509~1,894	1,122~1,180		
		休日 (12時)	—	3,651~4,168	1,741~2,243	3,361~3,948	7,489~8,734	7,487~8,734	7,483~8,734	2,673~3,496	1,910~2,030		
		休日 (18時)	—	4,782~5,377	2,026~2,699	4,575~5,290	8,413~9,483	8,404~9,483	8,391~9,483	2,990~3,994	2,163~2,441		
電力	停電 世帯数 -1日後-	世帯	冬5時	3m/s	0	0	0	9,103	6,002	4,112	0	0	
				8m/s	0	0	0	9,103	6,002	4,112	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	9,109	6,007	4,115	0	0	
				8m/s	0	0	0	9,109	6,007	4,115	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	9,134	6,039	4,130	0	0	
				8m/s	0	0	0	9,134	6,040	4,130	0	0	
	通信	不通 回線数 -1日後-	回線	冬5時	3m/s	0	0	0	163	102	71	0	0
					8m/s	0	0	0	163	102	72	0	0
				夏12時	3m/s	0	0	0	177	109	75	0	0
					8m/s	0	0	0	178	109	75	0	0
				冬18時	3m/s	0	0	0	252	159	95	0	0
					8m/s	0	0	0	253	159	95	0	0
都市 ガス	供給停止 件数 -直後-	件	—	—	0	0	0	0	0	0			
上水 道	断水人口 -1日後-	人	—	—	0	0	27,729	24,127	17,695	0	0		
下水道	機能支障 人口 -直後-	人	—	—	4	1	114	2,518	2,435	2,251	108		

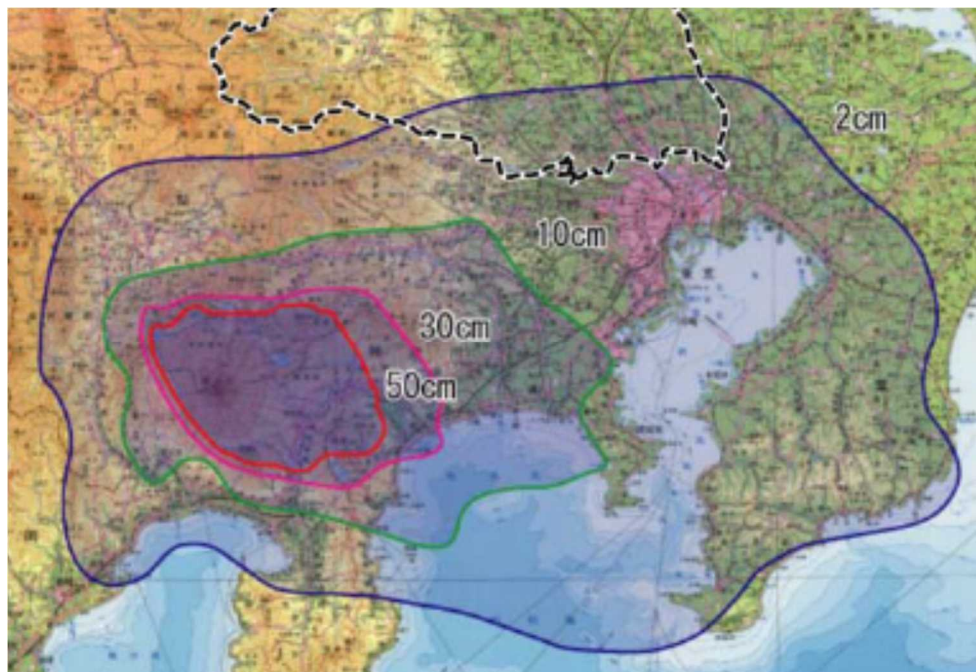
出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成26年3月、埼玉県

1.3 火山噴火降灰

火山噴火予知連絡会では、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震後に地震活動の活発化した火山についての報告がなされている。本町において、降灰等の影響の大きい火山は富士山と浅間山である。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や、富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップにおいて、埼玉県内では、県南部・南西部・東南部に最大で2～10cm程度、全域で2cm未満の降灰量と想定されていることから、本町においても、風向き等によっては降灰の可能性はある。また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、埼玉県北西部にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

■富士山の噴火による降灰分布



資料) 富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」

【参考】

○降灰

降灰とは、細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

○火山灰の特徴

- ・粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある）
- ・マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- ・亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着

- ・ 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
 - ・ 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
 - ・ 硫酸イオンは金属腐食の要因
 - ・ 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる
 - ・ 湿った火山灰は乾燥すると固結する
 - ・ 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約 1,000°Cと低い
 - ・ 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
- 苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない
珩長質（シリカに富む）マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い

出典）内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会

第2 風水害等

2.1 洪水

(1) 国の被害想定

国土交通省荒川上流河川事務所では、概ね 200 年に 1 度起こる大雨（荒川流域の 3 日間総雨量 516mm）が降ったことにより、荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、河口から上流 84.4km（深谷市）までの範囲を対象としてシミュレーションにより求めている。

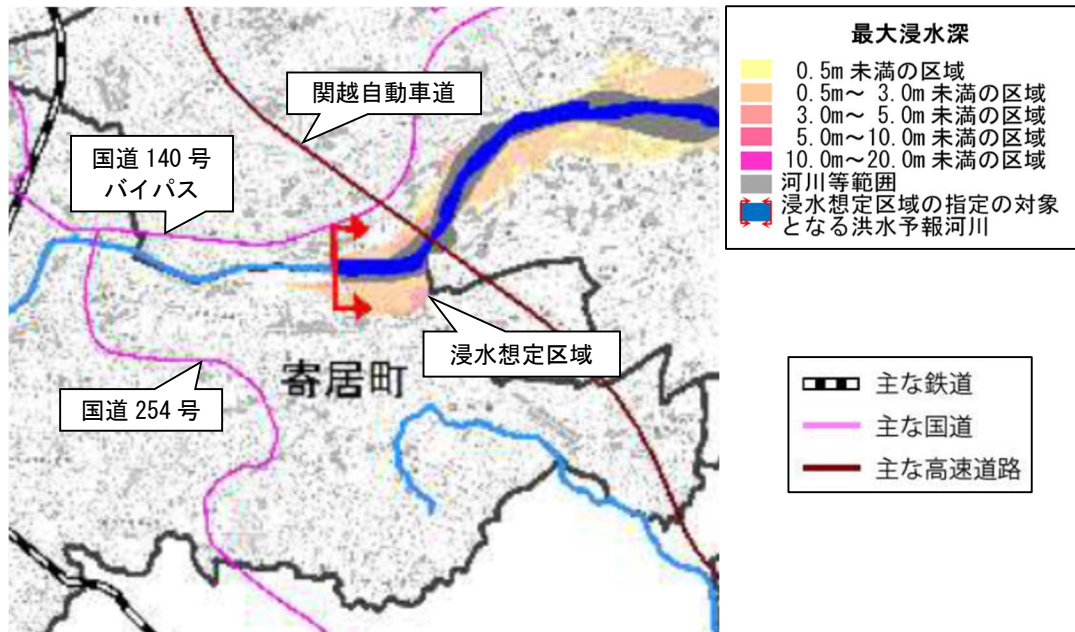
荒川水系荒川浸水想定区域図（平成 28 年 5 月 30 日、国土交通省関東地方整備局告示第 215 号）には、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深が示されている。

ただし、荒川水系荒川浸水想定区域図に関係市町村として本町は含まれていないが、僅かであるが本町についても以下に示すように浸水する区域がある。

これによると、概ね 200 年に一回程度起こる大雨が降ったことにより荒川が氾濫した場合、本町では男衾地区赤浜の荒川に接する地盤の低い一部区域が浸水すると予測される。

当該浸水区域には人家はなく、浸水区域の東端に汚泥再生処理センターが、西端に工場が立地している。ただし、当該浸水想定区域は浸水深が 3.0m 未満であり、いずれの施設も浸水域境界付近にあることから大きな被害の発生はないと考えられる。

■ 荒川浸水想定区域（本町関連）

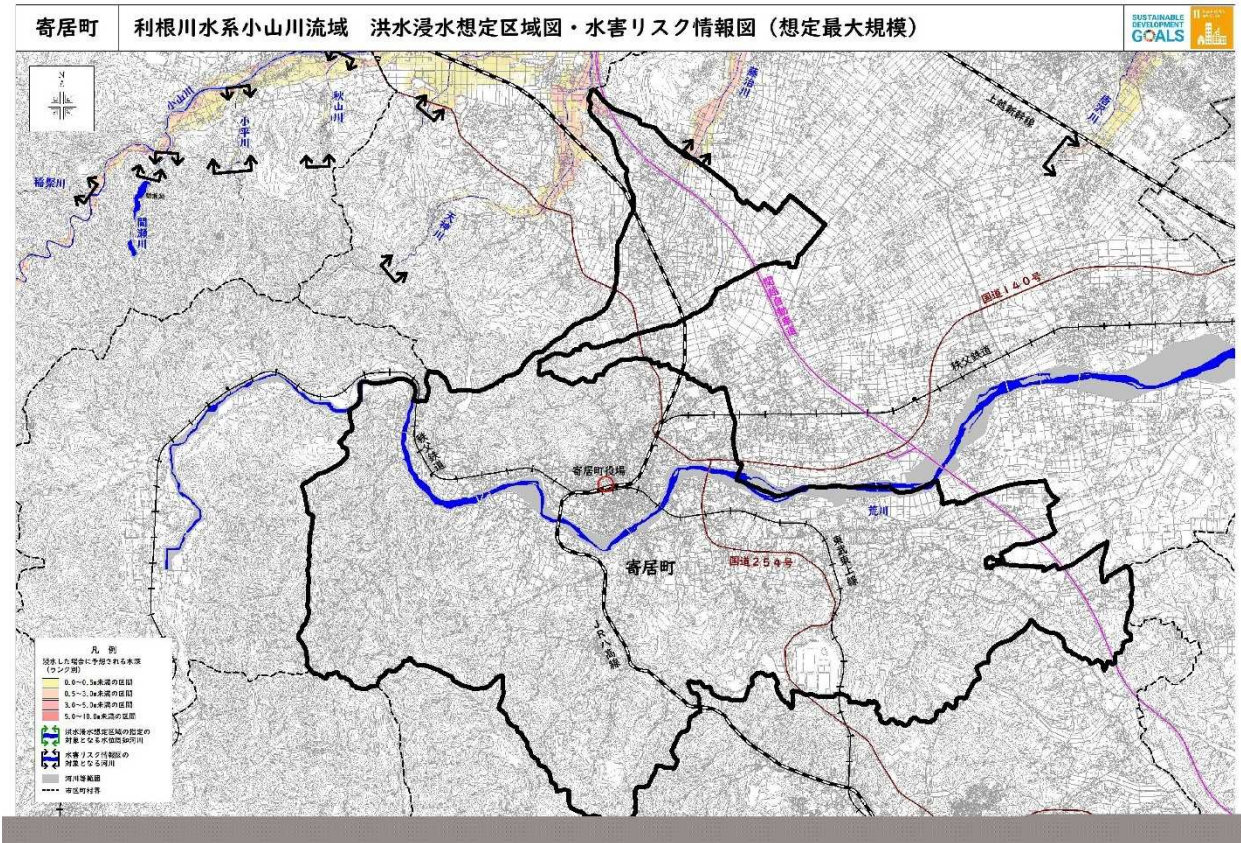


(2) 県の被害想定

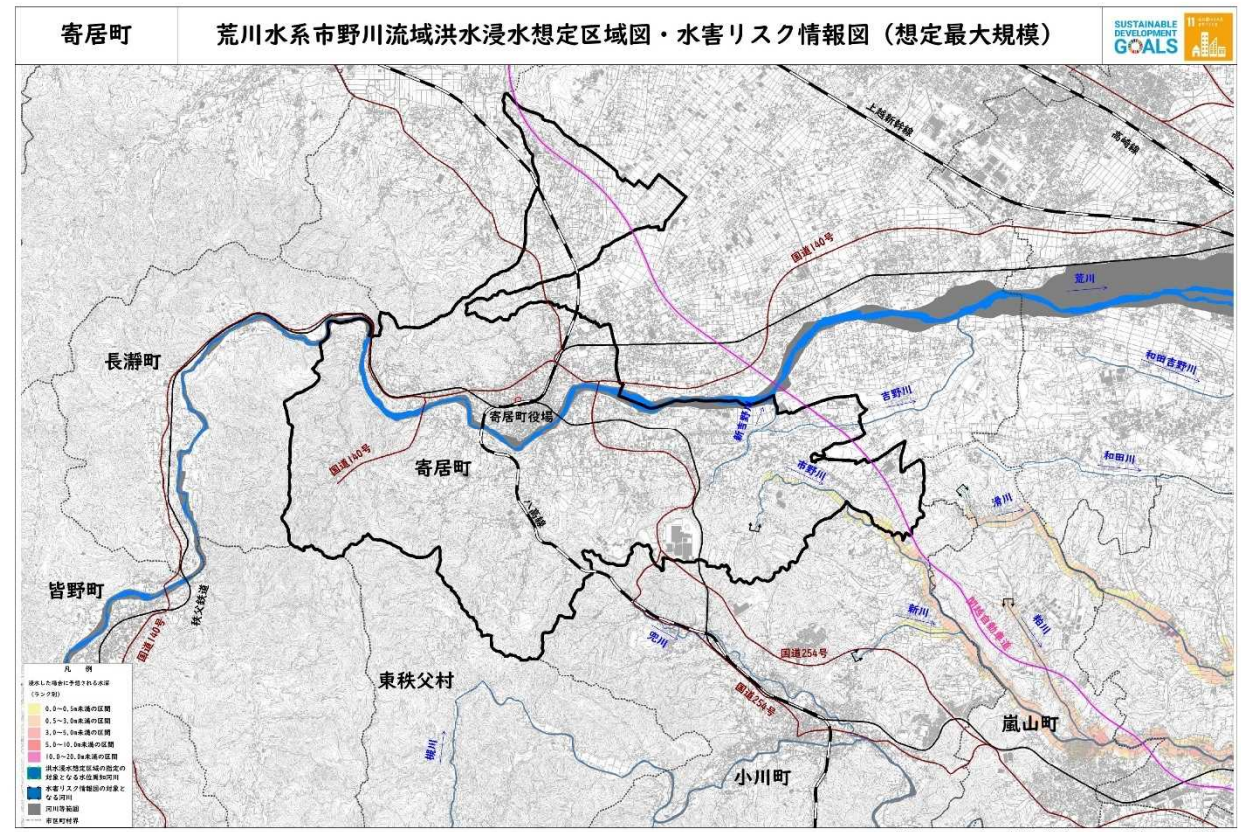
県では、水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川（18 河川）以外の県管理河川について、水害リスク情報図として公表している。

本町に関連する河川の被害想定図は以下のとおりとなっている。

■利根川水系小山川

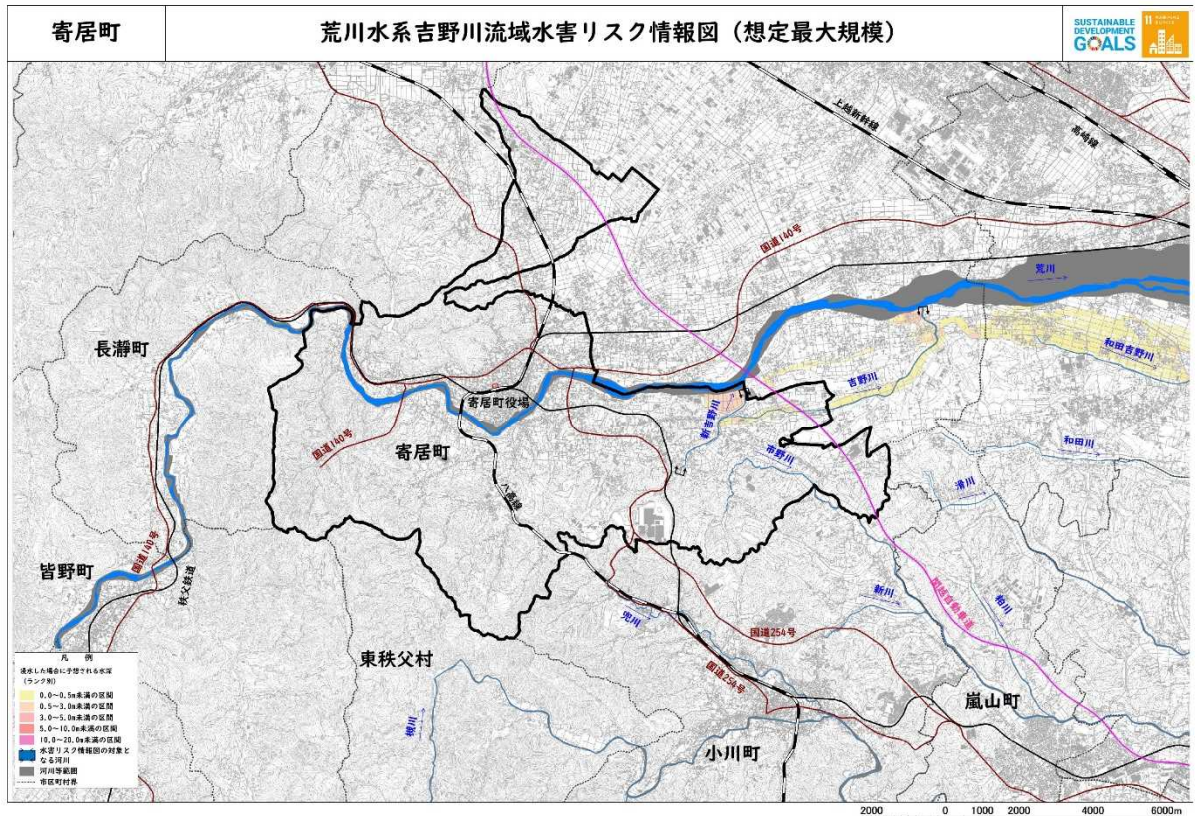


■荒川水系市野川

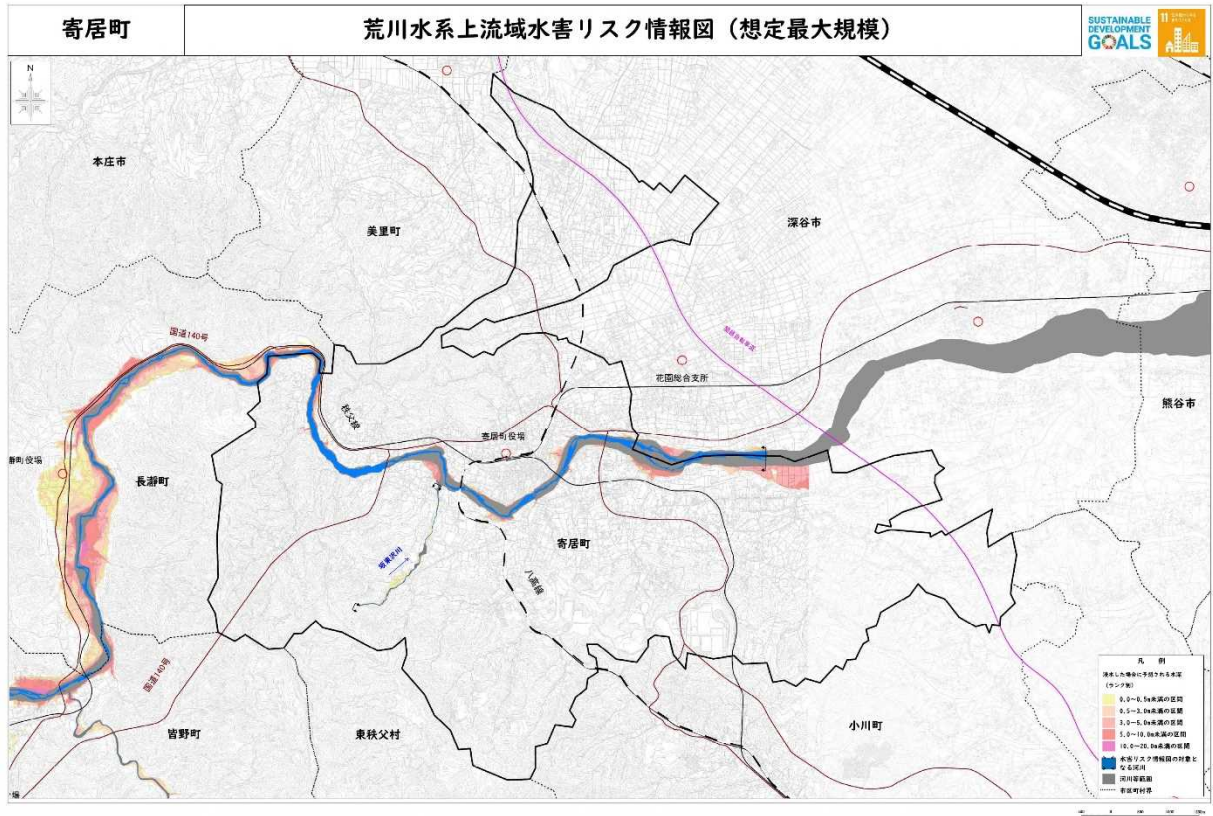


※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R2JIS 60）

■ 荒川水系吉野川



■ 荒川上流域



2.2 土砂災害

(1) 土砂災害の特性

土砂災害は、土砂の移動する形態から、斜面崩壊、土石流及び地すべりの3つに分類される。ただし、実際の災害は、これらが複合して発生することが多い。

なお、本町において主に発生が懸念される土砂災害は、斜面崩壊及び土石流である。

1) 斜面崩壊（土砂崩れ）

一般に言う土砂崩れで、山崩れ、がけ崩れに分けられる。

山崩れは、山地や丘陵などで、斜面の上部の地肌や岩石が崩れ落ちる現象である。

がけ崩れは、都市周辺の台地の急斜面や人家周辺の切り土斜面から土砂が崩れ落ちる現象である。特に近年は、都市周辺の新しい住宅地でがけ崩れによる災害が増加している。

山崩れ、がけ崩れが発生する危険のある斜面は、およそ斜面が30°以上、高さ5m以上である。土砂が広がり影響を及ぼす範囲は、崩れ落ちた斜面の高さの2～3倍であるが水分が多い場合は5倍程度まで広がる。

2) 土石流

土砂・岩石が多量の水とともに粥状になって谷や溪流を流れ落ちる現象で、山津波、山潮、鉄砲水なども土石流と同義語である。

山崩れ・がけ崩れが、崩れた地点の真上から最大100mぐらいの狭い地域を襲うのに対し、土石流は谷や溪流を下り数キロメートルも離れた地域にまで大量の土砂・岩石を押し出す。溪流や谷川、沢とその出口にあたる地域は、危険度が最も高い。

3) 地すべり

地すべりは緩い斜面において、比較的ゆっくりと長時間にわたり土砂が移動するものである。大雨、長雨の後や雪解け時に発生することが多い。

(2) 町内の危険箇所

本町における地区別の土砂災害等危険箇所数は、以下のとおりである。

町内の土砂災害等危険箇所は、町内全域で169箇所（令和4年度末）あり、地区別では西ノ入が21箇所と最も多く、以下順に末野地区、風布地区、桜沢地区、富田地区となっている。

■土砂災害等危険箇所数

[令和4年度]

種別	地区	寄居	藤田	末野	金尾	風布	桜沢	折原	立原	秋山	三品	西ノ入	鉢形	露梨子	三ヶ山	保田原	小園	富田	赤浜	牟礼	今市	鷹ノ巣	西古里	用土	合計		
		居	田	野	尾	布	沢	原	原	山	品	入	形	子	山	原	園	田	浜	礼	市	巢	里	土	計		
土砂災害危険箇所 (国土交通省所管)	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険区域(※1)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		急傾斜地崩壊危険箇所	8	0	14	5	14	7	10	0	2	8	11	6	2	0	3	2	6	2	4	0	0	0	2	106	
	地すべり	地すべり防止区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		地すべり危険箇所	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	土石流	土石流危険渓流	1	1	3	3	2	9	2	0	3	2	10	1	0	0	0	0	9	0	5	3	0	0	0	0	54
	小計		11	1	18	9	17	16	12	0	6	10	21	8	3	0	3	2	15	2	9	4	0	0	2	169	
山地災害危険箇所 (農林水産省所管)	がけ崩れ	山腹崩壊危険地区	0	3	8	12	14	1	0	3	2	7	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	55	
	地すべり	地すべり防止区域(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		地すべり危険地区	0	0	0	1	3	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
	土石流	崩壊土砂流出危険地区	0	0	0	2	5	3	5	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	
	小計		0	3	8	15	22	4	7	0	10	4	9	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	1	88	
合計		11	4	26	24	39	20	19	0	16	14	30	9	3	0	3	2	17	2	10	5	0	0	3	257		

注) ※1「急傾斜地崩壊危険区域」の箇所数は「急傾斜地崩壊危険箇所」の箇所数の内数である。
※2「地すべり防止区域」の箇所数は「地すべり危険地区」の箇所数の内数である。

資料) 寄居町資料、埼玉県熊谷県土整備事務所資料、埼玉県地域防災計画(令和5年3月)

1) 土砂災害危険箇所（国土交通省所管）

① がけ崩れ

ア 急傾斜地崩壊危険箇所

地表面が水平面に対して30°以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜で、人家に被害を及ぼすおそれのあるもの、及び人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。本町には106箇所ある。

イ 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、崩壊のおそれがあるとして、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により知事が指定した区域をいい、この区域内で、施設や工作物の新築（家屋の新築）などの一定行為を行うときは、知事の許可が必要となる。本町には指定区域が4箇所ある。

② 地すべり

ア 地すべり危険箇所

地すべりが発生している、あるいは地すべりが発生するおそれのある区域のうち、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与えるおそれのある箇所をいう。本町には5箇所ある。

イ 地すべり防止区域

地すべり危険箇所及びこれらに隣接する区域を崩壊による被害の除去又は軽減するために国土交通大臣が「地すべり等防止法」に基づいて指定する区域をいう。地すべりによる土砂災害の防止工事を実施するほか、地すべり崩壊を誘発・助長するような有害な行為を規制する。本町に指定区域はない。

③ 土石流

ア 土石流危険渓流

谷地形をなし、渓床勾配3°以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流及び人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいい、県内山間部に広く分布している。本町には54箇所ある。

2) 山地災害危険地区（農林水産省所管）

山地災害の発生のおそれがある地区については、山地災害危険地区に指定し、治山ダムの設置、森林の整備などの治山事業を施工している。

山地災害危険地区には、その状況により次の3種類がある。

① 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊による災害（落石による災害を含む）が発生するおそれがある箇所。本町には55箇所ある。

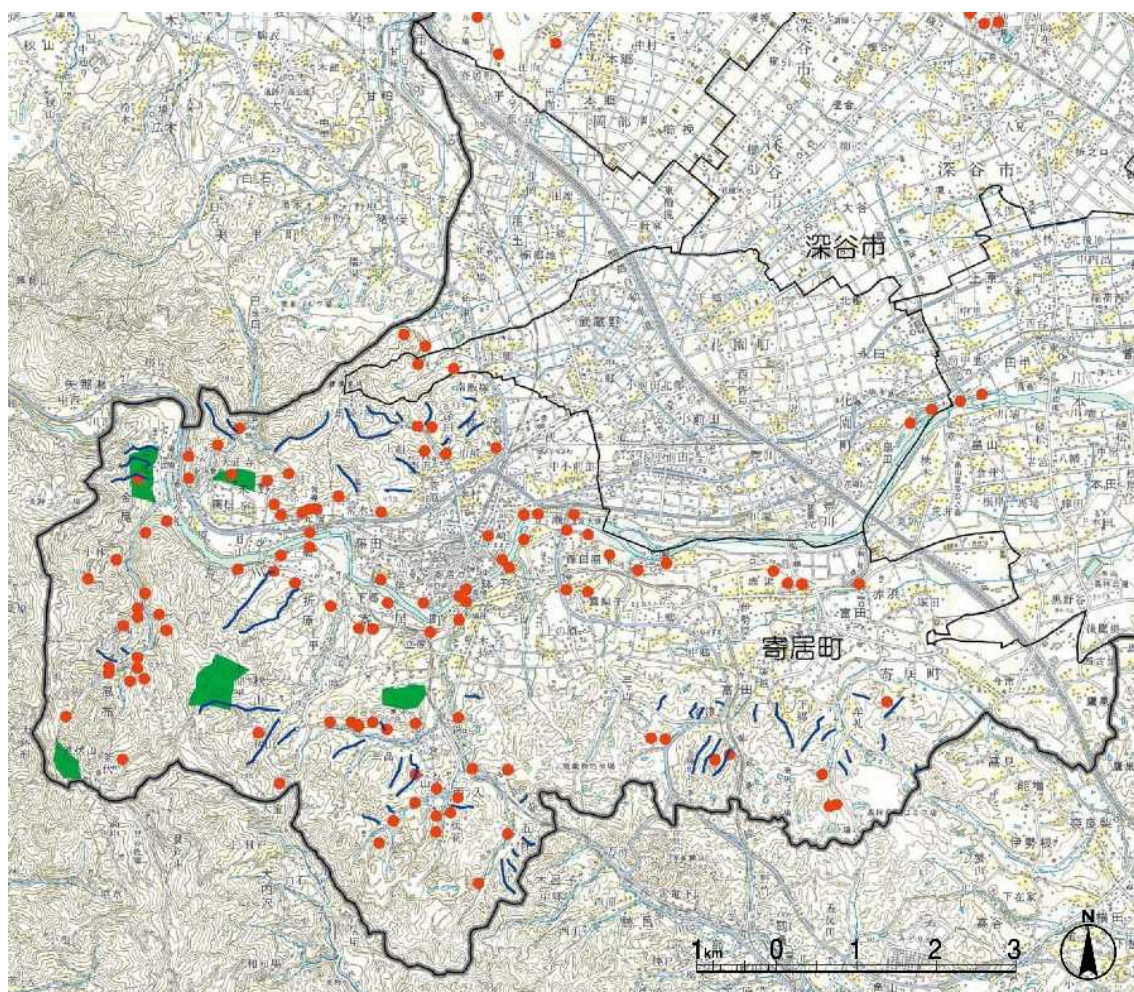
② 地すべり危険地区

地すべりによる災害が発生するおそれがある区域。本町には9箇所あり、地すべり防止区域に指定されている区域が1箇所ある。

③ 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流等となって流出し、災害が発生するおそれのある区域。本町には23箇所ある。

■熊谷県土整備事務所管内土砂災害危険箇所マップ（本町関連）



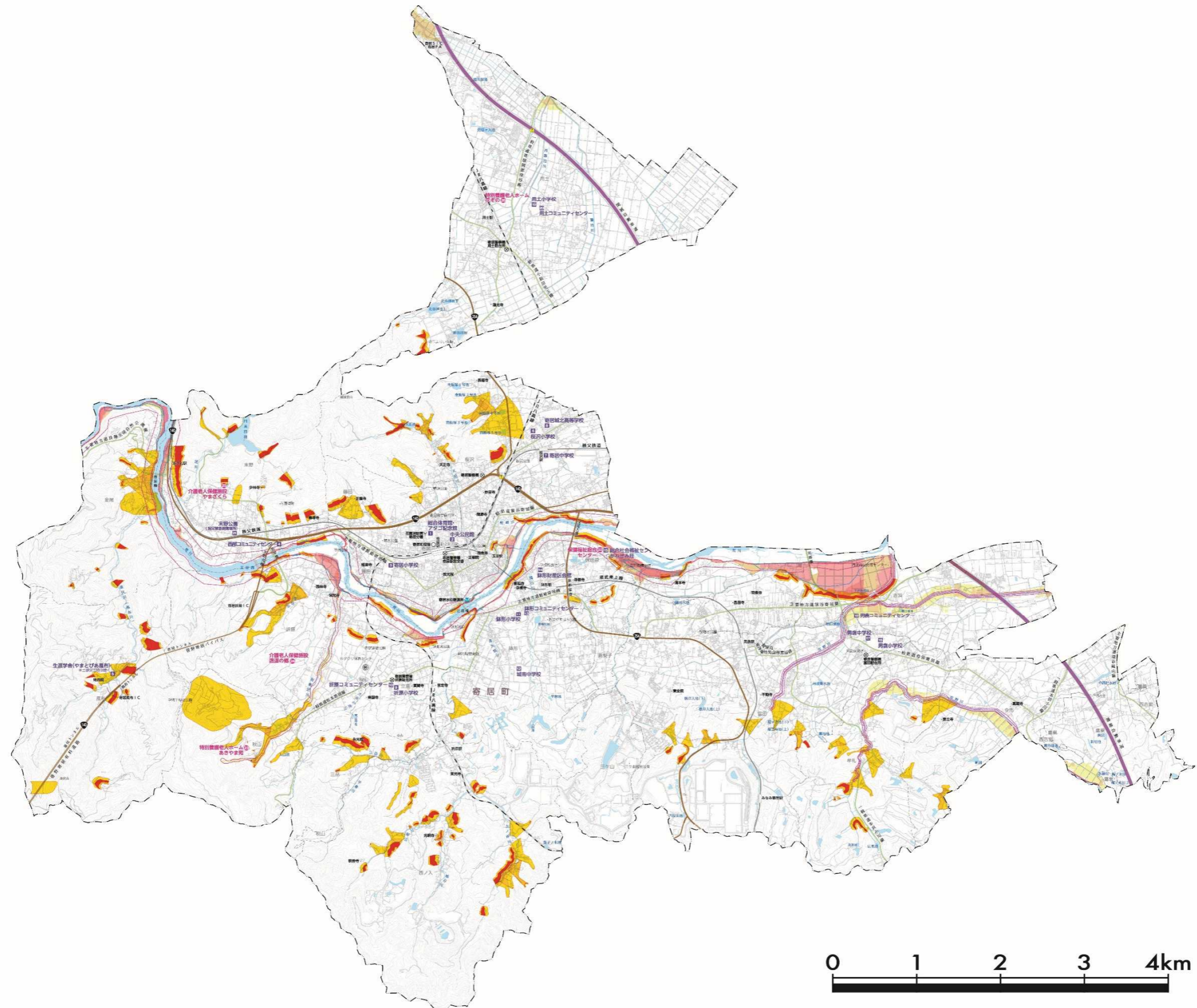
3) 土砂災害警戒区域等（特に対処が求められる区域）

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、対応が求められる区域を土砂災害防止法に基づき県が随時指定している。

土砂災害警戒区域等の指定箇所については資料編参照のこと。

⇒ 資料編 資料 2-9 『土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定状況』（資料集 P121）

■本町における土砂災害警戒区域等の位置



2.3 竜巻等突風

(1) 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。国内では年間23個程度（平成19年～平成29年の平均値）発生している。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などともなって発生するが、台風シーズンの9月に最も多く確認されており、日本ではどの場所においてもその危険がある。

平成24年5月に茨城県つくば市で発生した竜巻は、藤田スケールF3（5秒間の平均風速70～92m/s）、国内史上最大で、死者1名、負傷者37名、住宅の損壊は634棟という被害をもたらした^{*}。平成25年9月2日には越谷市、松伏町、さいたま市で藤田スケールF2（7秒間の平均風速50～69m/s）の竜巻が発生し、75名が負傷、住宅の損壊が1,000棟以上という被害をもたらした^{*}。さらに2週間後の9月16日には熊谷市や行田市、滑川町などにおいても竜巻被害が発生した。令和2年7月には竜巻により三郷市が被災した。令和4年6月と令和5年8月には本町でも突風等が発生し、建物の破損や軽自動車の横転等の被害があった（本章第1節第3参照）。

これらの被害は、人口が密集している地域では、ひとたび竜巻が発生した場合には大きな被害が生じることが示している。

※「市町村向け竜巻・突風等対応マニュアル」（埼玉県）

(2) 竜巻の被害想定

竜巻は、その発生時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百メートルであり、数キロメートルにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。

住家が密集した市街地で竜巻が発生すると、看板や屋根瓦の破片など多様な飛散物が発生し、住家の窓ガラスが割れる被害や、老朽住宅では庇や屋根が飛ばされるなどの被害が想定される。耐火建築物である学校においても、教室や体育館の窓ガラスが割れる被害が出ると予想される。

竜巻の規模によっては、電柱の傾斜や折損、電線の垂れ下がりといった被害も発生し、停電や通信回線の途絶が起きることが想定される。また、これまで国内でも駐車中の車が横転したり、飛ばされるなどの被害があったことを考慮すると、道路上の大事故も想定される。

ただし、台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、短時間に狭い範囲で起こるため、竜巻に遭遇する頻度は低い。

(3) その他の突風

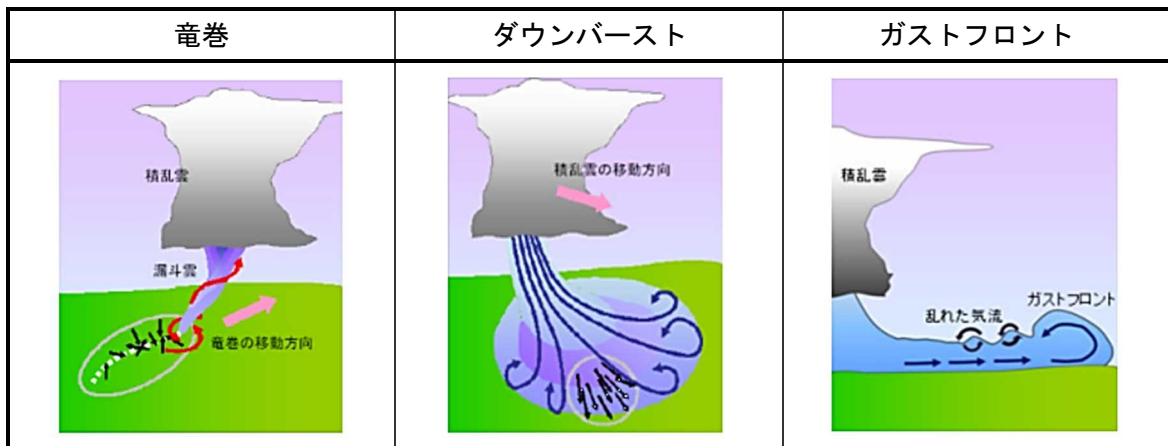
1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりや数は数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりや数は竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。

■ 突風の種類



出典) 気象庁ホームページ

第3 事故災害

3.1 大規模事故災害の想定

県計画に示されている事故災害について、本町の区域における発生の有無、及び発生した場合の既存の地域防災計画による対応について検討し、本町に係る事故災害を選定した。検討結果は、以下に示すとおりである。

■本町に係る大規模事故災害の選定

大区分	小区分	本町における発生の可能性	対 応
火災	大規模火災	震災対策計画における想定火災と同様と考えられる	○ 震災・風水害対策
	林野火災	本町には大規模な森林がある	○ 事故災害対策
危険物等 災害	危険物等災害	町内に該当する事業所がある	○ 震災・風水害対策
	高圧ガス災害	町内に該当する事業所がある	○ 震災・風水害対策
	火薬類災害	町内に該当する事業所がある	○ 震災・風水害対策
	毒物・劇物災害	町内に該当する事業所がある	○ 震災・風水害対策
	サリン等による人身被害	テロ行為による危険性は少ないがゼロとはいえない	△ 国民保護法の対象として取り扱う
放射性物質 (核燃料 物質、放 射性同位 元素等)	核燃料物質使用許可事業所における事故	町内に該当する事業所はない	×
	輸送事故	町内を核燃料物質の運搬に利用される関越自動車道が通る	○ 事故災害対策
	町の区域外の原子力事故	東日本大震災による福島第一原子力発電所事故が進行中	○ 事故災害対策
	人工衛星の落下		×
農林水産 災害	凍霜害	凍霜害が問題になるような桑園や茶園はないが、野菜、花木などの栽培が行われている	△
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害	畜産や野菜、花木などの栽培が行われている	○ 事故災害対策
道路災害	地震や水害による道路災害		△ 震災・風水害対策
	危険物積載車両の事故等による道路災害	本町を国道140号、国道254号、関越自動車道が通っている	△ 事故災害対策
鉄道事故	鉄道事故	町内をJR八高線、東武東上線及び秩父鉄道線の3路線が運行している	○ 事故災害対策

大区分	小区分	本町における発生の可能性	対応
航空機事故	航空機事故	本町及びその周辺に飛行場はなく、本町上空は定期飛行機の飛行コースにはなっていないが、自衛隊機等の飛行コースとなっている	△ 事故災害対策
文化財災害	文化財火災	本町には指定文化財がある	○ 震災・風水害対策
竜巻等突風災害	竜巻等突風災害	県内各所で発生している	○ 事故災害対策

注)「本町における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

- ：発生する可能性がある
- △：発生する可能性は低い
- ×：発生する可能性はほとんどない

3.2 防災計画の対象とする大規模事故災害

本町において発生することが懸念される事故災害は、以下のとおりである。

■本町において発生が懸念される事故災害

事故災害	内容
林野火災	本町の森林面積は、町全体面積の多くを占めている。冬から春にかけては、下草が枯れ落葉が積もって林内に蓄積されるとともに乾燥状態が続くため、林野火災の発生が多くなる。本町では、森林を対象とした火災を林野火災とする。
放射性物質及び原子力発電所事故災害	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、本町を通る関越自動車道を利用して新潟県内にある原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 本町が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質関連事故災害とする。
農林水産災害	本町の農林業はかつて養蚕が中心であったが、畜産、野菜、花木などへの転換が進み、多様な生産活動を展開し、首都圏近郊農業への脱皮を図っている。 本町が対象とする農林水産災害は、野菜や畜産などに関する農業災害とする。
道路災害	本町には、関越自動車道、国道140号、国道254号等の幹線道路が通っている。 本町が対象とする道路災害は、これら町内を通る幹線道路に対する災害を対象とする。
鉄道事故	本町には、JR八高線、東武東上線及び秩父鉄道線の3路線が運行している。町内にはこれら3路線で9駅ある。 本町が対象とする鉄道事故はこれらの鉄道路線に対する事故を対象とする。
航空機事故	本町が対象とする航空機事故災害は、本町内での自衛隊、民間航空機等の墜落事故とする。
竜巻等突風災害	具体的な発生箇所の予測は難しいものの、これまでの県内での発生傾向を鑑み、局所的かつ線的な被害を想定する。

第3章 計画の理念と目標

第1節 計画の理念

災害対策の目的は、町民の生命、身体を守り、財産を保護し、社会生活を維持することである。そして、災害時の被害を未然に防止しもしくはできる限り軽減（減災）するには、市街地における都市環境の整備、山間地における土砂災害の防止などのまちづくり対策、行政と町民及び防災関係機関の活動が有効に機能する組織体制づくり等ハード対策とソフト対策の組み合わせが必要である。

また、いち早く復旧復興を果たすために、事前の備え（予防・事前対策）、発災時の対応（応急対策）、速やかな生活再建（復旧・復興対策）に取り組む必要がある。

本町は、これまで大きな災害に遭うこともなく防災環境としても良好な状況にあった。しかし、国内では平成7年1月の阪神・淡路大震災をはじめ、平成16年10月の新潟県中越地震や平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震、平成28年4月の熊本地震など、何の前触れもなく突然襲ってくる大規模地震の発生、また、平成16年7月の新潟・福島豪雨、それに続く福井・岐阜での記録的な大雨や、平成27年9月の台風18号による栃木県・茨城県における大雨特別警報の発表と鬼怒川をはじめとする河川の氾濫等の発生、令和元年10月の台風19号（令和元年東日本台風）による関東・東北地方の記録的な大雨など、従来はあまり例のない記録的な集中豪雨による風水害の発生により大きな被害が発生している。特に平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、本町も震度4を記録し、一部被害が発生したほか、それに起因した東京電力福島第一原子力発電所事故による電力不足や放射性物質拡散、さらに液状化の被害等、本町及び周辺市町にも多大なる影響があった。また、平成24年7月には九州地方一帯、平成26年8月には広島市、令和3年7月には熱海市で豪雨による大規模な土砂災害が発生するなど、災害はいつ、どこで起きてもおかしくないことを再認識するものである。

そのため、本町においても、いつ起こるか分からない地震災害や風水害に対しても対応できるように、これまでの大規模災害を教訓として、本町の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを進める必要がある。

そこで、基本構想において示された本町の将来像、まちづくりの基本理念、基本目標及び達成方針などを参考に、本町の防災に係る基本理念を次のとおり定める。

《基本理念》

こころやすらかに暮らせるまちづくり

防災施策の推進にあたっては、行政が全ての事象に対応することには限界があり、行政としての支援が困難な場合もあり得ることから、町民や事業者に対し自助・共助の能力強化の努力を求めていくことも必要である。また、埼玉県は、7つの都県と県境を接する関東の中心に位置し、東北や日本海側、さらには西日本から首都圏への玄関口となっている。こうした地の利を生かし、本町は避難の受

け皿や支援・受援の拠点として、国、県と協力して首都圏の復旧復興に取り組む必要がある。

さらに、首都直下地震発生等によって、湾岸の石油コンビナートや発電所、交通網が壊滅的な被害を受けると、長期にわたる停電や燃料枯渇などによる二次災害の恐れがあるため、万が一の事態に備え、町庁舎・避難所などの防災拠点の電源・燃料の多重化や、町外からの避難者の受入れ体制の整備等を進める必要がある。

本町及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、災害に強い環境の整備並びに防災体制の整備を推進するとともに、町民は、「自分の命は自らが守る」という認識に立ち、行政と町民、事業者が一体となった地域ぐるみの防災体制を構築する。

第2節 防災施策の大綱

「こころやすらかに暮らせるまちづくり」は、次の施策によりその実現の推進を図る。

《 防災施策の大綱 》

《 防災まちづくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、建築物の耐震不燃化や避難場所としてのオープンスペースの確保、崖崩れや地すべりなどの土砂災害に対する予防対策を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

災害時における初動組織体制の迅速な立ち上げ、二次災害の防止、複合災害の可能性を認識した防災対策、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復等を図るため、町役場の緊急時の対応能力を強化するとともに、防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

《 行政と町民が一体となった防災体制の推進 》

地域コミュニティの現状を踏まえ、防災知識の向上に関する普及啓発を図り、行政と町民が一体となった防災体制の推進を図る。

《 多様な視点を取り入れた防災体制の推進 》

防災に関する様々な施策や方針の決定過程等において、女性や高齢者、障害者等の多様な視点を取り入れた防災対策を推進することで、様々な被災者のニーズに対応する。

《 自助・共助による地域防災力向上方策の推進 》

町民一人ひとりの防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守るよう防災に対する町民の自律性を促す。また、町民や事業所が防災に対する自らの役割を自覚し、「自助」、「共助」による地域防災力を向上させるための取組を推進する。

第4章 計画の推進主体と役割

第1節 防災関係機関の役割

防災に関し、町、消防機関、指定地方行政機関、県、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 町

本町は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け又は協力する。なお、災害救助法の適用後は、同法第13条に基づき災害救助にあたる。

災害予防	(1) 防災に関する町民の啓発及び教育に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備に関すること。 (3) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (4) 防災に関する物資、資材の備蓄及び整備、点検に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備の整備及び点検に関すること。 (6) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。
災害応急対策	(1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。 (2) 警報の伝達及び避難指示等に関すること。 (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (4) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関すること。
災害復旧	(1) 被災施設の復旧に併せ再度災害発生を防止するための施設の設置及び改良に関すること。 (2) 被災者の生活再建に関すること。

第2 消防機関

深谷市消防本部 花園消防署 寄居分署 寄居町消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防施設、消防本部体制の整備に関する事。 (2) 救助及び救援施設、体制の整備に関する事。 (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事。 (4) 消防知識の啓発、普及に関する事。 (5) 火災発生時の消火活動に関する事。 (6) 水防活動の協力、援助に関する事。 (7) 被災者の救助、救援に関する事。 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
------------------------------------	--

第3 指定地方行政機関

関東農政局 埼玉県拠点	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事。 2 災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事。 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事。 (9) 関係職員の派遣に関する事。 3 災害復旧 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。
熊谷労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事。 (2) 職業の安定に関する事。
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。

	<p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p> <p>(6) 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。(気象庁防災対応支援チーム：JETT)</p>
<p>関東地方整備局 荒川上流河川事務所</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 震災対策の推進</p> <p>(2) 危機管理体制の整備</p> <p>(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進</p> <p>(4) 防災教育等の実施</p> <p>(5) 防災訓練</p> <p>(6) 再発防止対策の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保</p> <p>(2) 活動体制の確保</p> <p>(3) 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</p> <p>(5) 災害時における応急工事等の実施</p> <p>(6) 災害発生時における交通等の確保</p> <p>(7) 緊急輸送</p> <p>(8) 二次災害の防止対策</p> <p>(9) ライフライン施設の応急復旧</p> <p>(10) 地方公共団体等への支援</p> <p>(11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員(リエゾン)」の派遣</p> <p>(12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣</p> <p>(13) 被災者・被災事業者に対する措置</p> <p>3 災害復旧・復興</p> <p>(1) 災害復旧の実施</p> <p>(2) 都市の復興</p> <p>(3) 被災事業者等への支援措置</p>

第4 県の機関

県は、当該県域並びに当該県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

埼玉県	<p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備に関すること。</p> <p>(2) 防災に関する訓練の実施に関すること。</p> <p>(3) 防災に関する物資、資材の備蓄及び整備、点検に関すること。</p> <p>(4) 防災に関する施設、設備の整備及び点検に関すること。</p> <p>(5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関すること。</p> <p>(2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。</p> <p>(3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。</p> <p>(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。</p> <p>(5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。</p> <p>(6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。</p> <p>(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。</p> <p>(8) 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>(9) 前各号のほか、災害の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。</p>
北部地域振興センター	<p>(1) 市町の被害情報に係る補充的収集及び本部長（知事）への報告に関すること。</p> <p>(2) 熊谷防災基地の開設及び運営に関すること。</p> <p>(3) 市町と連携した帰宅困難者対策に関すること。</p> <p>(4) 市町災害応急対策業務の支援に関すること。</p> <p>(5) その他本部長の指示に基づく事項に関すること。</p>
熊谷保健所	<p>(1) 医療・助産の調整に関すること。</p> <p>(2) 医療救護班の編成、派遣の調整に関すること。</p> <p>(3) 医療薬品等の確保・供給に関すること。</p> <p>(4) 防疫・保健衛生に関すること。</p> <p>(5) 埋・火葬の調整に関すること。</p> <p>(6) 飲料水、食料の衛生管理に関すること。</p> <p>(7) 動物愛護、猛獣対策に関すること。</p> <p>(8) その他医療に関すること。</p>

北部福祉事務所	(1) 高齢者・障害者入所施設の災害時の連絡に関する事 (2) 生活保護に関する事 (3) その他福祉に関する事
大里農林振興センター	(1) 農作物・農地及び農業用施設等の被害状況調査並びに応急対策に関する事 (2) 埼玉県農業災害対策特別措置条例の適用に関する事 (3) 営農指導に関する事
寄居林業事務所	(1) 県所管の林道等の被害調査及び応急処理に関する事
熊谷県土整備事務所	(1) 県所管の河川、道路、橋梁の被害状況の調査及び応急修理に関する事 (2) 降水量及び水位等の観測情報に関する事 (3) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事 (4) 水防管理団体との連絡指導に関する事 (5) 県所管の河川、道路等における障害物の除去に関する事

第5 警察の機関

寄居警察署	(1) 情報の収集、伝達及び広報に関する事 (2) 警告及び避難誘導に関する事 (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関する事 (4) 交通の秩序の維持に関する事 (5) 犯罪の予防検挙に関する事 (6) 行方不明者の捜索と検視（見分）に関する事 (7) 漂流物等の処理に関する事 (8) その他治安維持に必要な措置に関する事
-------	---

第6 自衛隊

陸上自衛隊 第32普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事 (3) 県計画と合致した防災訓練の実施に関する事 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事
-------------------	--

第7 指定公共機関・指定地方公共機関

日本郵便株式会社 寄居郵便局	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 株式会社 NTT ドコモ 埼玉支店	(1) 電気通信設備の整備に関すること。 (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。 (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
KDDI 株式会社 北関東総支社	(1) 重要通信の確保に関すること。 (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社	(1) 災害時における電力供給に関すること。 (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社	1 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。 2 災害により線路が不通となった場合 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。 (2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をすること。 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。 4 死傷者の救護及び処置を行うこと。 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。
東武鉄道株式会社 秩父鉄道株式会社	(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと。 (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。

日本放送協会（NHK） さいたま放送局	(1) 県民に対する防災知識の普及啓発に関する事 こと。 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 こと。 (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事 こと。
株式会社テレビ埼玉 株式会社エフエムナ ックファイブ	(1) 県民に対する防災知識の普及啓発に関する事 こと。 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 こと。 (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事 こと。
一般社団法人埼玉県 トラック協会 寄居支 部	(1) 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関する事 こと。
一般社団法人埼玉県 バス協会（協同貨物 自動車株式会社）	(1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事 こと。
北武蔵用水利地改良 区	(1) 防災ため池等の設備の整備と管理に関する事 こと。 (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事 こと。 (3) たん水の防排除施設の整備と活動に関する事 こと。
一般社団法人埼玉県 LP ガス協会	(1) LP ガス供給施設の安全保安に関する事 こと。 (2) LP ガスの供給の確保に関する事 こと。 (3) カセットボンベを含む LP ガス等の流通在庫による発災時の調達に 関すること。 (4) 自主防災組織等が LP ガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する事 こと。

第8 公共的団体・その他防災上重要な施設の管理者

一般社団法人 深谷寄居医師会 深谷寄居歯科医師会 寄居薬剤師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関する事 こと。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 こと。 (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事 こと。
寄居町社会福祉協 議会	(1) 町が実施する要配慮者の安否確認についての協力に関する事 こと。 (2) 災害対策ボランティア活動に関する町との連携に関する事 こと。 (3) 町が実施する炊き出しへの協力に関する事 こと。 (4) 福祉避難所における介護活動についての協力に関する事 こと。
ふかや農業協同組 合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 こと。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事 こと。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事 こと。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 こと。 (5) 農産物の需給調整に関する事 こと。

寄居町商工会及び 商工業関係団体	(1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。 (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。
病院等経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。 (2) 被災時の病人等の収容、保護に関する事。 (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。
社会福祉施設経営者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。 (2) 災害時における収容者の保護に関する事。
金融機関	(1) 被災事業者に対する資金の融資に関する事。
自主防災組織等住民 組織	(1) 災害時における組織的初期消火の実施に関する事。 (2) 避難の誘導及び負傷者等の救出救護の協力に関する事。 (3) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運營業務の協力に関する事。 (4) 要配慮者の調査に関する事。 (5) 要配慮者の安否確認に関する事。 (6) その他町が実施する応急対策活動についての協力に関する事。
地域支えあいの会 寄居町民生委員児童 委員協議会等	(1) 要配慮者の調査に関する事。 (2) 要配慮者の安否確認に関する事。
寄居町赤十字奉仕団・ 福祉関係団体	(1) 町が行う要配慮者の支援の協力に関する事。 (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の救援業務の協力に関する事。 (3) その他町が実施する応急対策活動についての協力に関する事。
学校法人	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。 (2) 被災時における教育対策に関する事。 (3) 被災施設の災害復旧に関する事。
PTA 等社会教育関係 団体	(1) 町が実施する応急対策についての協力に関する事。
その他防災上重要な 協力機関の管理者	(1) 町が行う被害状況の調査についての協力に関する事。 (2) 町が実施する応急対策についての協力に関する事。

第2節 町民・自主防災組織・事業所の基本的役割

災害から一人でも多くの町民の生命及び財産を守るためには、第一に「自分の命は自らが守る」という「自助」の考え方、第二に地域における助け合いによって「近所や地域の人が互いに助け合う」という「共助」の考え方、この二つの理念に立つ町民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにし、連携を図っていくことが必要不可欠である。

過去の様々な災害で得た最も重要な教訓のひとつは、町民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付ける「自助」の重要性であった。

町民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時には町及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない（災対法第7条：住民等の責務）。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

第1 町民の果たす役割

町民が、災害による被害の軽減及び拡大を防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施する事項は次のとおりである。

1.1 平常時から実施する事項

- ①防災に関する知識の習得
- ②地域固有の災害特性の理解と認識
- ③家屋等の耐震化の促進、家具の転倒防止対策
- ④ブロック塀等の改修及び生け垣化
- ⑤火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- ⑥指定緊急避難場所、避難路の確認
- ⑦飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ⑧各種防災訓練の参加
- ⑨町民による災害教訓の伝承

1.2 発災時に実施する事項

- ①正確な情報の把握及び伝達
- ②出火防止措置及び初期消火の実施
- ③適切な避難の実施
- ④組織的な応急復旧活動への参加と協力

第2 自主防災組織の果たす役割

住民組織等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施する事項は次のとおりである。

2.1 平常時から実施する事項

- ①防災に関する知識の普及、啓発
- ②指定緊急避難場所、避難路の確認
- ③地区内の要配慮者の把握
- ④消火訓練の実施
- ⑤避難誘導訓練の実施
- ⑥救援救護訓練の実施
- ⑦地域コミュニティ意識の醸成
- ⑧防災資機材の備蓄、管理

2.2 発災時に実施する事項

- ①町災害対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
- ②火災の初期消火と町災害対策本部及び関係機関への連絡
- ③人員の確認、地域住民の避難誘導
- ④地域公民館等を避難施設として開放及び運営の協力
- ⑤要配慮者の保護、安全確保
- ⑥救出・救護の実施及び協力
- ⑦指定避難所開設への協力
- ⑧指定避難所運営への積極的な協力
- ⑨被害状況、災害情報の収集・報告・広報
- ⑩救援物資の受入、配分
- ⑪飲料水、食料の調達、配分
- ⑫防災資機材の活用

第3 事業所の果たす役割

事業所が、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施する事項は次のとおりである。

3.1 平常時から実施する事項

- ①防災責任者の育成
- ②建築物の耐震化の促進
- ③施設、設備の安全管理
- ④防災訓練の実施
- ⑤従業員に対する防災知識の普及
- ⑥自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- ⑦地域防災活動への参加、協力
- ⑧防災資機材の備蓄、管理
- ⑨飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ⑩広告、外装材等の落下防止
- ⑪事業継続計画（BCP）の作成

3.2 発災時に実施する事項

- ①正確な情報の把握及び伝達
- ②出火防止措置、初期消火の実施
- ③従業員、利用者等の避難誘導
- ④応急救助・救護
- ⑤帰宅困難者・滞留者への対応
- ⑥ボランティア活動への支援

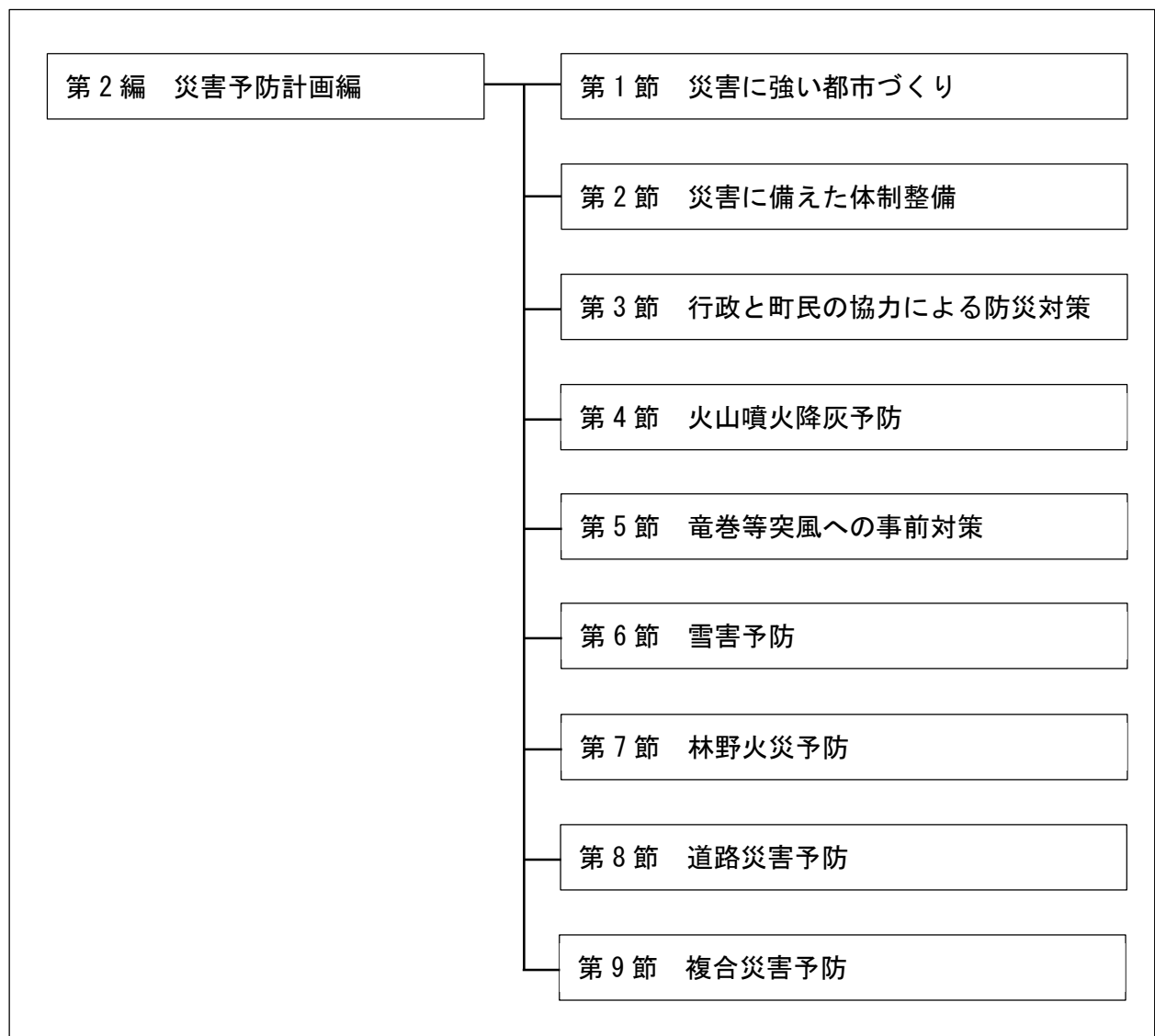
災害予防計画編

《第2編 災害予防計画編》

災害による被害の軽減に当たっては、建築物の耐震・不燃化や補強等による災害被害の抑制のための対策に加え、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に実施できるようにするための「災害に強い都市づくり」及び災害時において適時適切に対応できるための活動体制を整備するとともに、飲料水や食料、生活必需品の備蓄等によって災害に備えるための「災害に備えた体制整備」を推進することが必要である。

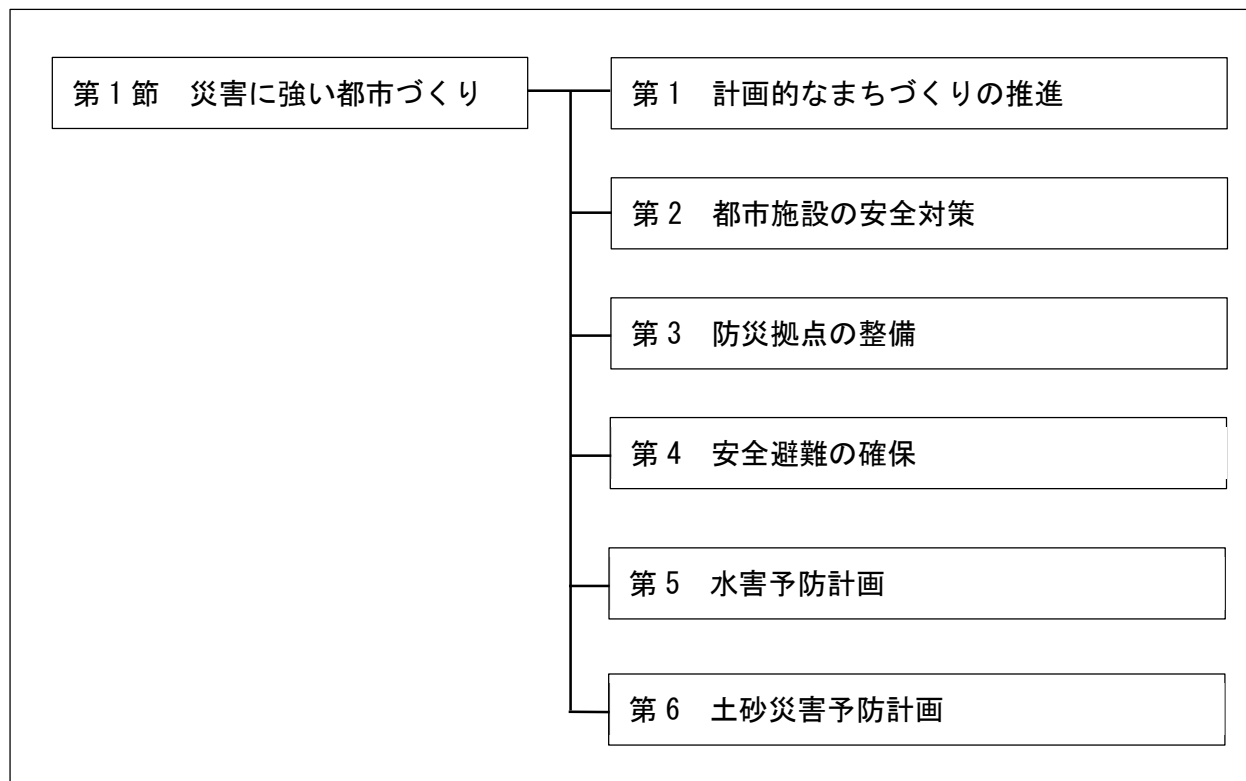
災害による被害軽減のため、行政が上記のような対策を不断の努力で推進することは言うまでもないが、昨今の頻発化、激甚化する豪雨災害や地震災害にあっては、行政の対応力だけでは限界があると言わざるを得ない。本町をはじめとする行政機関等による公助に加え、町民一人ひとりが「自分の命は自らが守る」という自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を町民が互いに助け合って守る共助に努める、「行政と町民の協力による防災対策」が必要不可欠である。

以上を踏まえ、本町は、災害予防計画を以下の施策をもって推進する。



第1節 災害に強い都市づくり

地震災害及び風水害等の自然災害による被害を最小限にするため、耐震・不燃化の促進を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備などにより、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。



第1 計画的なまちづくりの推進

地震の発生による建築物の倒壊、延焼による火災拡大を最小限に防止し、災害に強い都市づくりを行うため、以下に示す施策を定める。

1.1 防災的土地利用計画

1.2 防災空間の確保

1.1 防災的土地利用計画

【都市計画課、建設課、上下水道課、生活環境エコタウン課、自治防災課】

防災都市づくりのマスタープランとなる「都市における震災の予防に関する計画」に基づき各種事業を総合的に展開するとともに、計画的な土地利用を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

なお、本町は、平成30年(2018年)に寄居町都市計画マスタープランを定め、これに基づいて、土地利用や都市施設整備、市街地整備、住宅地整備などを展開している。

地域特性を活かしながら、適切に生活道路・上下水道・公園などの生活基盤の整備を進めていく計画である。

そのため、本町の良好な市街地環境の充実と居住の推進を目指して以下の施策を推進する。

また、本町は「首都直下地震緊急対策推進基本計画」における緊急対策区域に指定されており、必要に応じて、「特定緊急対策事業推進計画」を作成することができる。

項目	内容
駅周辺のまちづくり	寄居駅周辺は、本町の中心地として、未利用地等を有効に活用しながら、必要な都市機能の維持や賑わいの創出を図ることでまちの魅力を高め、併せて居住誘導に寄与する支援等を推進することで、拠点性の向上を目指す。 男衾駅周辺は、駅周辺での道路等インフラ整備を推進することで良好な街なみの形成を図りつつ、日常生活に必要な都市機能の立地誘導を促進しながら、暮らしやすい拠点の形成を目指す。
住まい手による自律的なまちづくりの支援	身近な範囲の地区で、住まい手である町民が主体的に地区のあり方を考え、市街地の整備の手法や地区計画の導入（建築・開発行為の規制・誘導、景観形成）などを検討するまちづくり協議会を支援する。
住宅の整備	老朽化した住宅の集約建替等を検討するとともに、高齢者や障害者にも配慮した、町営住宅の維持管理を進める。 さらに、住宅の取得等に係る負担を軽減するため様々な助成を行う。
エコタウンの推進	再生可能エネルギーの導入等により、災害に強いまちづくりを目指す。
空き家対策の実施	管理が不十分で倒壊等の恐れがある空き家について、所有者等の適正管理を促すなど、空き家対策を推進する。

項目	内容
所有者不明土地の利用の円滑化	所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。
公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設における通路等の段差解消や多目的トイレの整備、既に整備された施設の維持、補修などによりバリアフリー化を推進する。

1.2 防災空間の確保

【都市計画課】

公園などのオープンスペースは、日常の憩いの場やスポーツ、レクリエーションなどの場としてだけでなく、災害発生時には指定緊急避難場所として重要な役割を有する。

今後も、災害時の指定緊急避難場所あるいは仮設住宅用地となることを想定し、飲料水の確保、夜間照明の設置等を考慮した公園の充実、再整備に努める。

第2 都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、道路・交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の町民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。

このため、町及び関係機関は、発災後直ちにこれら都市施設の機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のため、以下に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講じる。

- 2.1 建築物の耐震化・不燃化
- 2.2 道路・交通施設の安全対策
- 2.3 河川施設等の安全対策
- 2.4 倒壊物・落下物の安全対策
- 2.5 ライフライン施設の安全対策
- 2.6 危険物等関連施設の安全対策

2.1 建築物の耐震化・不燃化

【都市計画課、産業振興企業誘致課、自治防災課】

(1) 防火地域、準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建物に影響を及ぼさないように、地域によって集団的な防火に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものである（都市計画法）。

本町は、今後も市街地部を中心に、追加指定を検討する。

(2) 公共建築物の耐震化

本町は、学校をはじめとした町有建築物の耐震化を積極的に進めており、今後も施設の重要性、保全状況、耐震性能を勘案し、緊急性の高い施設から順次計画的に耐震診断と耐震改修を推進する。

(3) 一般建築物の耐震化

本町は、県及び関係団体と十分に連携し、所有者等に対して耐震診断・耐震改修に関する意識啓発や知識の普及を図る。また、相談体制の充実や耐震改修工事の誘導を行うことにより、所有者等が主体的に耐震化の取組ができるよう環境整備に努めるほか、支援制度の充実を図る。

項目	内容
木造住宅の無料耐震診断	県は熊谷建築安全センターで簡易な無料耐震診断を実施しており、本町は普及啓発に努める。 自主防災組織等からの要請により、集会所等で行う出前診断にも対応している。
耐震診断・除却補助制度の普及	本町は、S56.5.31以前に建築された木造在来工法、2階建て以下の一戸建て住宅又は併用住宅に対して耐震診断及び除却等にかかる費用の一部を補助していることから、広報等を用いて町民の制度利用を促進する。
住宅改修資金補助制度の普及	本町は、居住用住宅の改修を行う際に費用の一部を補助していることから、広報等を用いて町民の制度利用を促進する。

(4) 宅地等の安全対策

本町は、造成地に発生する災害の防止対策を講じる。

1) 宅地造成地の防災対策

① 災害防止に関する指導等

本町は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のため、許可、審査機関である県と連携して指導を行う。

また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

② 指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については都市計画法に基づき、開発の規制を行う。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進する。

エ 盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

③ 大規模盛土造成地マップの作成・公表

本町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

■大規模盛土造成地

面積 3,000 m²以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5m 以上の腹付け盛土がなされた造成地

(5) 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

本町は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行うとともに、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町村及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

(6) 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

本町は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、速やかに被災宅地危険度判定を実施する。実施にあたり、被災宅地危険度判定士制度を活用することにより被災宅地危険度判定士を確保する。

(7) 地震保険の加入促進

大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るため、地震保険への加入を促進する必要がある。このため、本町は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容や、地震保険料の所得控除（地震保険料控除）等の特例措置についての情報提供に努める。

2.2 道路・交通施設の安全対策

【建設課、鉄道事業者】

(1) 広域幹線道路の整備促進

一般国道、主要地方道及び一般県道の整備促進のため、国・県に対し継続して要請活動を展開していく。

荒川南側の幹線道路である農免道については、関係機関と調整のうえ、整備促進に努める。

また、国道 254 号男衾・鉢形地内の歩道整備、国道 140 号末野地内の交通渋滞解消の促進、一般県道坂本寄居線及び赤浜小川線の道路改築事業等を中心に、県との連携を図っていく。

(2) 生活道路の環境整備

身近な生活道路において、交通の安全確保と利便性の向上に向けた体系的な整備を図るため、整備路線の重点化を図りながら、町道の改良や歩道の整備を進める。

主要な町道においては、可能な限り車道と歩道の分離に努める。

狭隘な幅員の路線においては、幅員 4m を確保できるよう、町道としての寄付の受入れや道路としての維持・管理の必要性について協議を行っていく。

(3) 道路施設の安全化

県道及び町道の各道路管理者は、管理道路に対して、土砂崩落・落石等の危険箇所がある場合には法面防護工等の施工、老朽化した橋梁については架替え補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止対策を進め、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障ないようにする。また、橋梁の安全対策を進める。

(4) 鉄道施設の安全化

東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、秩父鉄道株式会社は、路線構造物の災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強、取り替え等の事業を行う。

2.3 河川施設等の安全対策

【建設課、産業振興企業誘致課、県】

(1) 河川の安全化

本町は、明神川をはじめとした町管理河川の維持・管理を推進する。また、県は砂防指定河川の24河川について管理・施設工事を順次推進するとともに、荒川（県管理区間）の維持・管理を推進する。

(2) ため池の安全化

町内に39箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち25箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。

このため、本町は現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。

特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行う。

また、本町は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

(3) 水防用資材の充実

本町及び県は、護岸崩壊が発生した際に使用する防水シート、その他水防用資材の備蓄の充実に努める。

2.4 倒壊物・落下物の安全対策

【都市計画課、自治防災課、県】

(1) ブロック塀対策

項目	内容
実態調査の実施	本町は、避難路、指定緊急避難場所及び通学路等を中心に住宅密集地内のブロック塀（石塀を含む。）の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。
広報及び啓発	本町と県は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性についてパンフレットの配布、ポスター及び町広報誌等により広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。
その他	地域のまちづくりである地区計画を定める場合、垣又は柵の構造は生垣又は透視可能なフェンスとするよう努める。

(2) 窓ガラスや屋外広告物等の落下防止対策

県は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため以下の対策を講じることから、町はこれに協力する。

項目	内容
落下防止対策の実施	繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査の実施を指導し、その結果の報告を求める。
落下防止に関する普及・啓発	建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。
改修等の指導	調査結果の報告に基づき、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握	県は、市町村及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。
緊急輸送道路等における落下防止の指導等	県は、緊急輸送道路等の安全性を確保するため、落下対象物の地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。

(3) 自動販売機の転倒防止

項目	内容
自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発	本町は、県及び関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。
緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握	本町は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

項目	内容
緊急輸送道路等における転倒防止の指導等	県は、緊急輸送道路等の安全性を確保するため、自動販売機の地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行うことから、町は実施に協力する。

(4) エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められる事故が問題となっている。エレベーターには建築基準法による報告が義務付けられているため、本町は、定期検査及び定期報告の機会を捉え、所有者に対しエレベーターの閉じ込め防止対策を講ずるよう県と連携し指導する。

(5) 天井の落下防止対策

東日本大震災では、建築物の天井の落下、特に大きなホールにおける天井の落下による被害が多数発生したことから、本町は、国及び県並びに関係機関の今後の動向を踏まえ、振れ止めの設置や天井と壁とのクリアランスの確保等による天井材等の非構造部材の脱落防止のため、町有施設については必要な対策を検討するとともに、民間施設については必要な対策を講ずるよう県と連携し指導する。

2.5 ライフライン施設の安全対策

【上下水道課、関係事業者】

(1) 上水道施設の安全対策

本町は、地域の地盤の状況等を考慮して耐震性能を有した管材の採用を図り、基幹管路や重要給水拠点への管路及び浄水・配水施設の耐震化対策を実施する。

また、災害時の対応マニュアルを作成し、応急給水と復旧体制を確立するための訓練にも努める。

(2) 下水道施設の安全対策

本町は、災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水を排除し、下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努める。

そのため、下水管渠、マンホールポンプ等の各施設について、平常時から老朽箇所や、被害を受けやすい箇所を把握し、災害発生時には直ちに緊急調査が実施できるように調査体制の整備に努める。

また、地震動により破損しやすい管渠の連結箇所や、老朽化した施設及び重要な管渠の耐震化を図るため、計画的に調査し補強、整備を行う。

(3) 電気施設の安全対策

東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社は、災害に対して、設備ごとに十分科学的な解析を実施するとともに、さらに従来 of 経験を生かして万全の予防措置を講じる。

(4) 電気通信設備の安全対策

東日本電信電話株式会社埼玉事業部、株式会社NTT ドコモ埼玉支店は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話株式会社の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図る。

(5) ガス施設の安全対策

LP ガスについては、販売店等がボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LP ガス消費者に対して震災時にとるべき初期行動について啓発活動を推進する。

また、LN ガスの使用者は安全対策に努める。

2.6 危険物等関連施設の安全対策

【消防本部、県】

火災防止対策及び被害を最小限にとどめるために、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図るとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導を徹底するほか、消防本部及び関係機関等は、施設の立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等関連施設の安全確保を推進するとともに、施設全体の安全性能の向上を図る。

(1) 消防法に定める危険物の保安対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されているため、この規制に基づき、事業所に対する指導を徹底する。

なお、本町の危険物等関連施設設置状況は以下のとおりである。

■危険物等関連施設設置の状況（寄居町） [令和5年9月15日現在]

危険物等関連施設		施設数
製造所		0
貯蔵所	屋内貯蔵所	12
	屋外貯蔵所	2
	屋外タンク貯蔵所	8
	屋内タンク貯蔵所	0
	地下タンク貯蔵所	28
	移動タンク貯蔵所	5
取扱所	危険物詰替一般取扱所	3
	危険物一般取扱所	14
	給油取扱所	26
計		98

項目	内容
施設の保全及び安全化	危険物等関連施設の管理者は、施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定（消防法第12条及び第14条の3の2）による技術上の基準に適合した状態を維持するよう危険物等関連施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努める。
改善・指導	一定規模以下のタンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準に基づき指導する。 また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。
立入検査の実施	危険物等関連施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱方法が危険物関係法令に適合しているか否かについて、立入検査の実施を推進するほか、施設管理者に対し、災害対策計画の確立や同計画に基づき、指導を行う。
自主防災体制の確立	危険物等関連施設の管理者に対して、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制を整備するよう指導する。
危険物輸送車両の安全化	石油類の輸送は、タンクローリー、運搬車両などにより行われるが、石油類を輸送する場合、走行中については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、応急措置に必要な機材及び危険物取扱者免状等の携帯義務について、定期的に検査を実施している。 今後も、違法輸送等の取締りを強化するとともに、走行中や常置場所において立入検査等を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。
危険物取扱者制度の効果的な運用	○危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。 ○危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。 ○法定講習会等の保安教育を徹底する。

(2) 高圧ガス施設の保安対策

高圧ガス設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

項目	対応すべき事項
県危機管理防災部化学保安課による対応	○高圧ガス製造事業所に対する立入検査、保安検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。 ○販売事業所に対する立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。 ○関係防災機関と定期的な連絡会議を行い、指導、取締方針の統一、情報交換を行い防災対策に万全を期す。

項目	対応すべき事項
消防本部による対応	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。 ○立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。 ○火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。
町による対応	<ul style="list-style-type: none"> ○LPガスを使用している一般家庭に対し、容器の転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。

(3) 毒物劇物施設の保安対策

本町は、県及び事業者に対して予防対策を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力する。

項目	対応すべき事項
消防本部による対応	<ul style="list-style-type: none"> ○貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。 ○防火管理者等に消防計画の整備を指導する。
熊谷保健所による対応	<ul style="list-style-type: none"> ○毒物劇物営業者、業務上取扱者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。 ○取扱責任者に対し、毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。 ○業務上取扱者等に対する立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を行う。 ○毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態を特に重点的に指導する。 ○薬局等に対し、可燃性薬品、毒物劇物の保管設備について、耐震性を考慮した防災上適切な措置を講じるよう指導する。

(4) 火薬類の保安対策

本町には火薬類の倉庫等があるため、深谷市消防本部及び県（危機管理防災部化学保安課）は施設の責任者に対して以下の予防対策を指導することから、町はこれに協力する。

<ul style="list-style-type: none"> ○県及び消防本部は、猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。 ○県は経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導を行う。

○県は埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取締保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

第3 防災拠点の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が集約されていることが重要である。

このため、本町は防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。また、災害時には、家屋の倒壊、消失、ライフラインの途絶等被害を被った被災者及び延焼火災の拡大等、住民の避難を要する場合が多く出現すると予想されるが、これら住民の迅速かつ安全な避難を可能とするために、平常時から避難に必要な体制の整備を図る。

3.1 防災拠点のネットワーク化

3.2 防災拠点施設の整備

3.1 防災拠点のネットワーク化

【自治防災課】

防災拠点は、災害発生時、本町の防災活動の拠点として災害情報の収集伝達を行うことはもとより、町民の指定避難所、負傷者の救護場所としての役割を持つ。

これらの防災拠点は、地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、町全体から見て適切な配置となるように、計画的に整備する必要がある。

また、災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

そのため、本町は、災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、以下に示す防災拠点のネットワーク化を推進する。

(1) 防災拠点の区分

防災拠点を防災中枢拠点、防災地区拠点、指定避難所（屋内）と指定緊急避難場所（屋外）に区分し、各防災拠点間の連携を図るようにする。

(2) 防災中枢拠点の設定

町役場を防災中枢拠点と位置付け、本町の統括的防災活動を担う。

このため、町役場の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全町的な防災の中核となる拠点の形成を行う。

なお、現在町役場は、町内公共施設の中では最も耐震性の高い建物であるが、町役場が被災した場合は町立図書館を代替施設とする。

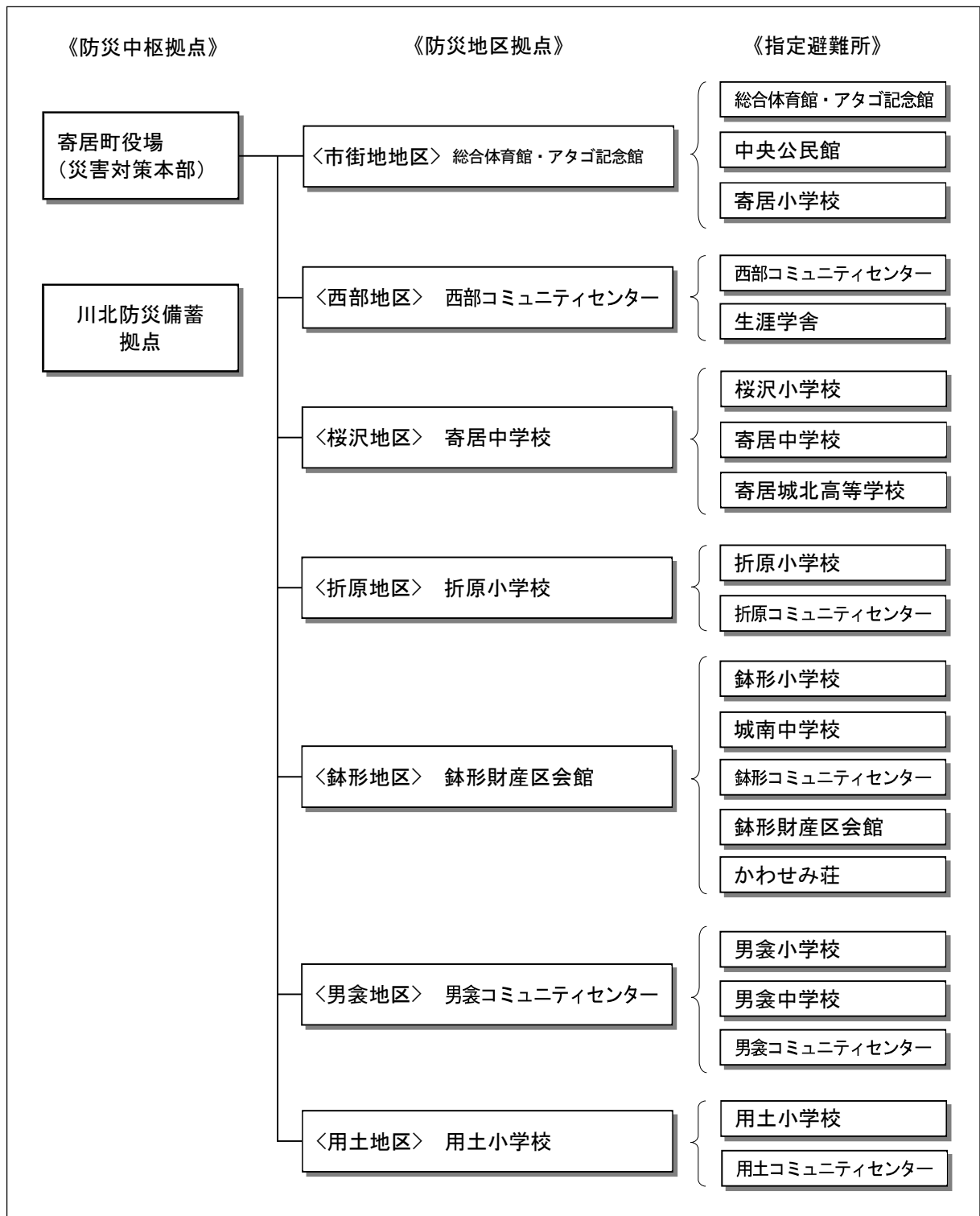
(3) 防災拠点の設定

本町は7つの地区に分けられ、各地区にコミュニティセンター等が設けられている。

■地区区分及び行政区分

地 区	行政区分
市街地地区	本町、中町、栄町、武町、花町、茅町
西部地区	六供、常木、菅原、本宿、末野2,3,4、金尾、風布
桜沢地区	本村、岩崎、中小前田、山崎、南飯塚、上組
折原地区	上郷、折原下郷、上平・下小路、立原、秋山、三品、平倉、山居、栃谷、五ノ坪
鉢形地区	木持、上の町、内宿、関山、上の原、立ヶ瀬、露梨子、三ヶ山、保田原、小園
男衾地区	下郷、塚越、伊勢原、谷津、蔵田、中郷、上郷南、上郷北、赤浜、塚田、牟礼、今市、鷹ノ巣、西古里
用土地地区	用土1～用土12

■防災拠点のネットワーク



注) 災害対策本部を設置する町役場は、町内の公共施設のなかでは最も耐震性の高い建物であるが、町役場が被災した場合は町立図書館を代替施設とする。

3.2 防災拠点施設の整備

【自治防災課】

災害時の応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急対策に必要となる機能ができる限り集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

特に大規模災害が発生した際には、電力施設等が被災して長期的な停電が発生する可能性があることから、自家発電施設については、整備と機能の充実を図る。また、各防災拠点施設（指定避難所等）については、災害時に安定した機能を発揮できるよう、平時において施設の機能維持（老朽化部分の補強、長寿命化など）を図る。

本町全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、本部と連携する地区ごとの防災地区拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点や物資拠点等を以下に示す。

また、警察・消防・自衛隊等の広域応援部隊の展開、宿営等に活用する拠点の確保や各拠点における非常用電源、燃料を確保するとともに、他機関との協定の締結等により、電源や燃料等の入手経路の多重化を推進する。

■本町の各種防災拠点

拠点区分	施設名等	活動拠点の役割
防災中枢拠点	災害対策本部は、町役場に設置する。	○災害対策本部拠点として各地区拠点への指示 ○各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整
防災地区拠点	○市街地地区：総合体育館・アタゴ記念館 ○西部地区：西部コミュニティセンター ○桜沢地区：寄居中学校 ○折原地区：折原小学校 ○鉢形地区：鉢形財産区会館 ○男衾地区：男衾コミュニティセンター ○用土地区：用土小学校	○防災中枢拠点との連携 ○各地区の応急対策の拠点 ○食料等の備蓄
消防活動拠点	○寄居分署 ○各消防団詰所	○火災の消火活動 ○傷病者の救急・救護活動
自衛隊活動拠点	○寄居運動公園	○自衛隊の活動拠点 ○臨時ヘリポート基地
避難拠点	○指定避難所：20箇所	○長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点
	○指定緊急避難場所：12箇所	○一時的な避難拠点
物資拠点	○川北防災備蓄拠点 ○防災備蓄倉庫等：19箇所 ○物資の中継基地：総合体育館	○非常用物資の備蓄 ○指定避難所への物資の供給拠点
医療拠点	<救急指定病院> ○埼玉よりい病院	○傷病人に対する医療拠点

第4 安全避難の確保

風水害による家屋の浸水、地震による建物の倒壊や同時多発的火災の発生と延焼の拡大等により、住民の避難を要する地域が数多く発生する可能性がある。こうした危険地域の住民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止するほか、倒壊・焼失等により住居を失った被災者を一時収容、保護するため、住民の安全な避難活動の実施に向けて適切な計画を樹立する。

また、本町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図る。

- 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在
- 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにすること。
- 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、町指定の指定避難所・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への移動を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、本町は、日頃から町民等への周知徹底に努める。

- 4.1 避難計画の策定
- 4.2 避難拠点の整備
- 4.3 避難路の確保

4.1 避難計画の策定

【自治防災課、福祉課、教育総務課】

安全な避難活動を円滑に実施するために、あらかじめ以下に示す避難に関連する計画を策定する。

(1) 避難計画の策定

本町は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて避難組織の確立に努める。

また、緊急時に際し、危険区域内にある町民を安全区域に避難させるため、その事態に即応して迅速かつ的確な避難措置を講じ、人命被害の軽減と避難者の援護を図るものとする。

なお、避難の実施に当たっては、徒歩避難を原則とするが、要配慮者の避難等、状況に応じて車両避難についても検討する。

1) 実施責任者

避難指示及び指定避難所の開設は、災対法第60条の規定に基づき町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行うが、その職権の一部を委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

■避難に係る実施責任者

区分	実施責任者	根拠法令	適用災害
避難指示	町長	災対法第60条	災害全般
	警察官	災対法第61条及び 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
	知事、その命を受けた県職員、 水防管理者	水防法第29条	洪水・地すべり

2) 避難の伝達方法

危険地域の住民に対する命令等の伝達は、防災行政無線（同報系）のほかサイレン、警鐘、広報車、エリアメール等を利用して迅速的確に行う。

なお、伝達の際は、できるだけ民心を恐怖におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。

■避難指示の際の明示事項

○避難の対象地域	○避難指示の理由	○避難経路
○避難先	○その他必要事項	

3) 避難の方法

避難は、町民が「自分の命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的に行動することを基本とする。

ただし、自力による避難が困難な場合や混乱が予想される場合等には、その状況に応じて町、警察、消防機関等により誘導を行う。

また、避難の実施に当たっては、徒歩避難を原則とするが、要配慮者の避難等、状況に応じて車両避難についても検討する。

(2) 風水害時の避難計画の策定

(1)の項目に加えて、風水害時には以下についても留意する。

本町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとするとともに、必要に応じて指定避難所等の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

1) 洪水等に対する住民の警戒避難体制

本町は、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

2) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

本町は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

3) 局地短時間豪雨

本町は、避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

(3) 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実状を踏まえつつ、本計画に基づき、町関係各課、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

本事項については、

本編 第2節 災害に備えた体制整備 第8 要配慮者対策 8.1 在宅要配慮者に対する安全対策
(10) 個別避難計画の作成 を準用する。(P137)

(4) 避難確保計画の策定

本町における洪水浸水想定区域内にある主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対しては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある（水防法15条関連）。

そのため、本町は、洪水浸水想定区域内にある要配慮者関連施設に対して高齢者等避難等の避難情報をFAX等により伝達する。

(5) 避難所運営マニュアルの整備

円滑に避難所の運営ができるように、あらかじめ指定避難所の開設、運営、閉鎖等、管理運営上に関して定めたマニュアルを整備し、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

なお、指定避難所における職員の配備についても、事前決定に努める。

(6) 重要施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における、収容施設の確保、移送の実施方法等を留意する。
- 高齢者、障害者及び児童施設においては、それぞれの施設の地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等を留意する。
- 不特定多数の人々が入り出る都市施設では、周辺環境や状況に応じて避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等を留意する。
- 工場、危険物保有施設においては、従業員、町民の安全確保のための避難方法、町、警察署、消防署との連携等を留意する。

(7) 学校等の避難計画

学校等における避難は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難を実施し、生命及び身体の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

4.2 避難拠点の整備

【自治防災課】

災対法では、被災者が切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難者が一定期間滞在し、その生活環境を確保するための避難所を明確に区分し指定することが規定されているため、本町では、「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」を指定する。また、「指定緊急避難場所」については、町の自然的条件を踏まえて洪水、地震、大規模な火事の災害種別ごとに指定する。

指定避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失ったり、集中豪雨等により河川氾濫の危険性や、延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が安全を確保する場所として、また、洪水による浸水被害や土砂災害による家屋の倒壊等により生活の場を失った被災者の避難生活の場として欠かすことのできないものである。

本町は、学校、公民館等の公共施設を活用し、20箇所の指定避難所及び12箇所の指定緊急避難場所を指定している。今後は、人口分布等を考慮して指定箇所の拡充に努めるほか、ライフラインの寸断に備え、高度災害対応型エネルギー供給システムの有効活用を図るとともに太陽光発電システムや耐震性貯水槽の整備を検討する。

また、町民は本町が整備する指定避難所、指定緊急避難場所とは別に、住民組織や自主防災組織単位で、災害時に一時的に避難する空地等を把握しておく。

なお、本町は、防災空間としての機能を有する緑地や農地などが町内に広がっているため、広域避難場所については指定しない。

指定避難所の場所、収容人数等については、平常時から町民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、町公式HPやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

(1) 指定避難所の整備

指定避難所は、災害により生活の場を失ったり、災害による危険性の迫った地域の住民が安全な避難活動を行うための施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための地域拠点ともなるものをいう。指定避難所の指定基準は概ね次のとおりとする。

項目	内容
指定避難所の指定基準	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、住民組織又は学区を単位として指定すること。 ○原則として、耐震・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。 ○建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。 ○余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。 ○被災者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。 ○発災後、被災者等の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。 ○物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。 ○環境衛生上、問題のないこと。

■指定避難所

地区	施設名	所在地	建物面積 (㎡)	収容可能人数 (人)		人口 (人)	指定避難所 収容割合 (%)	LP ガス の有無
				施設別	地区			
市街地	総合体育館	大字寄居 1173	2,198.94	750	2,750	2,341	45.9	無
	中央公民館	大字寄居 1300	2,738.35	950				有
	寄居小学校	大字寄居 206	3,010.00	1,050				有
西部	西部コミュニティセンター	大字末野 1491	541.36	200	400	4,523	45.9	無
	生涯学舎	大字風布 212	620.50	200				無
桜沢	桜沢小学校	大字桜沢 2740	1,867.00	650	2,550	4,588	55.6	有
	寄居中学校	大字桜沢 2000	4,223.00	1,450				有
	寄居城北高等学校	大字桜沢 2601	1,345.00	450				有
折原	折原小学校	大字立原 385	1,904.00	650	750	1,997	37.6	有
	折原コミュニティセンター	大字立原 367-1	313.20	100				有
鉢形	鉢形小学校	大字鉢形 645	2,576.00	900	3,450	5,310	65.0	有
	城南中学校	大字鉢形 2222	3,641.00	1,250				有
	鉢形コミュニティセンター	大字鉢形 1176-1	307.62	100				有
	鉢形財産区会館	大字鉢形 211-3	722.27	250				有
	かわせみ荘	大字保田原 321	2,776.46	950				有
男衾	男衾小学校	大字富田 53	3,084.00	1,050	2,700	9,407	28.7	有
	男衾中学校	大字富田 65	3,499.00	1,200				有
	男衾コミュニティセンター	大字赤浜 1267-1	1,289.80	450				有
用土	用土小学校	大字用土 2859	2,377.00	800	900	3,940	22.8	有
	用土コミュニティセンター	大字用土 2856	302.85	100				有
合計			39,337.35	13,500	13,500	32,106	42.0	—

注1) 指定避難所の収容者数は、建物面積の7割を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2.0㎡として設定した。

注2) 町立小中学校(体育館)の耐震化は、平成22年度で全て完了している。

注3) 西部地区の指定避難所については、寄居小学校を併用する。

注4) 人口は、住民基本台帳(令和5年4月1日現在)による。

■指定避難所の収容能力

地区	人口 (人)	収容可能人数 (人)	収容割合 (%)	要避難者(1日後) (関東平野北西縁断層による地震)		
				人数 (人)	人口に対する 割合(%)	指定避難所の 収容割合 (%)
市街地	2,341	2,750	45.9	378	16.1	284.3
西部	4,523	400		730		
桜沢	4,588	2,550	55.6	741		
折原	1,997	750	37.6	323		
鉢形	5,310	3,450	65.0	858		
男衾	9,407	2,700	28.7	1,519		
用土	3,940	900	22.8	636		
合計	32,106	13,500	42.0	5,185	16.1	260.4

注1) 要避難者数は、平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書の想定結果による人口割合を使用し算出。

注2) 人口は、住民基本台帳(令和5年4月1日現在)による。

(2) 指定緊急避難場所の整備

指定避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所で、都市公園、学校の屋外運動場等を活用し、概ね次の基準により指定、整備する。

項目	内容
指定緊急避難場所の指定基準	地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の①～③の条件を満たすこと。 地震を対象とする避難場所については、次の①～⑤の全ての条件を満たすこと。 ①災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。 ②他の法律等により指定される危険区域外に立地していること。 ③周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること。 ④耐震基準を満たしており、安全な構造であること。 ⑤地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること。

■指定緊急避難場所

地区	施設名	所在地	校庭等面積 (㎡)	収容可能人数 (人)	人口 (人)	指定緊急避難場所収容割合 (%)	地震	洪水	土砂災害
市街地	寄居小学校	大字寄居 206	12,148	4,250	2,341	83.8	○	○	○
	寄居町南口駅前拠点 (Yotteco・YORIBA)	大字寄居 1231-11	1,200	400			○	○	○
西部	末野公園	大字末野 971	2,528	850	4,523		○	○	○
	生涯学舎	大字風布 212	802	250			○	○	
桜沢	桜沢小学校	大字桜沢 2740	11,359	3,950	4,588	299.7	○	○	○
	寄居中学校	大字桜沢 2000	28,056	9,800			○	○	○
折原	折原小学校	大字立原 385	6,217	2,150	1,997	107.7	○	○	○
鉢形	鉢形小学校	大字鉢形 645	7,583	2,650	5,310	239.2	○	○	○
	城南中学校	大字鉢形 2222	28,810	10,050			○	○	○
男衾	男衾小学校	大字富田 53	18,055	6,300	9,407	107.4	○	○	○
	男衾中学校	大字富田 65	10,941	3,800			○	○	○
用土	用土小学校	大字用土 2859	12,329	4,300	3,940	109.1	○	○	○
合計			140,028	48,750	32,106	151.8	-	-	-

注1) 指定緊急避難場所の収容可能人数は、校庭面積の7割を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2.0㎡として設定した。

注2) 西部地区の指定緊急避難場所については、寄居小学校を併用する。

注3) 人口は、住民基本台帳（令和5年4月1日現在）による。

■指定緊急避難場所の収容能力

地区	人口 (人)	収容可能人数 (人)	収容割合 (%)
市街地	2,341	4,650	83.8
西部	4,523	1,100	
桜沢	4,588	13,750	299.7
折原	1,997	2,150	107.7
鉢形	5,310	12,700	239.2
男衾	9,407	10,100	109.0
用土	3,940	4,300	109.1
合計	32,106	48,750	151.8

注1) 人口は、住民基本台帳（令和5年4月1日現在）による。

(3) 町民による空き地等の把握

災害発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めるために集合する場所で、神社仏閣、団地の広場や緑地等を活用し、町民が自主防災活動を通じて把握する。

項目	内容
把握する空き地の目安	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・子どもを含むすべての人にとって避難が容易な場所であること。 ○自主防災活動に適した広さの場所であること。 ○町民によく知られた地域に密着した場所であること。

(4) 寄居町災害対策協力寺院の利用

本町では、町内 32 箇所の寺院と災害時に避難場所として利用できるよう協定を締結している。協定締結寺院は以下のとおりである。

■寄居町災害対策協力寺院一覧表

寺院名	所在地	避難場所	面積 (㎡)	避難所	面積 (㎡)
西念寺	大字寄居 843	境内	330	本堂・客殿	120
放光院	大字寄居 967	境内	70	-	-
正樹院	大字寄居 864	境内	60	-	-
善導寺	大字末野 1686	境内	1,000	本堂	200
少林寺	大字末野 2072-1	駐車場	400	-	
正龍寺	大字藤田 101-1	駐車場	2,512	本堂	332
極楽寺	大字藤田 249	境内	4,000	客殿	100
待月院	大字風布 41	境内	200	-	-
長福寺	大字桜沢 3342	境内	2,000	客殿	165
妙音寺	大字桜沢 687	境内	1,000	本堂・厨房	120
天正寺	大字桜沢 4612	境内	2,000	庫裡	231
龍源寺	大字桜沢 628	駐車場	400	-	-
常光寺	大字折原 605	境内	60	本堂・客殿	123
西林寺	大字折原 800	境内	1,500	本堂	92
明善寺	大字西ノ入 944	境内	5,184	本堂・庫裡	244
光明寺	大字西ノ入 1334	-	-	本堂	150
東光寺	大字西ノ入 649	境内	244	本堂	100
吉定寺	大字立原 505	駐車場	100	本堂	80
實聞寺	大字立原 533	駐車場等	1,000	本堂・庫裡	130
東国寺	大字立原 303	境内	2,000	本堂	237
永光院	大字三品 297	駐車場	50	本堂	40
清本寺	大字小園 198	境内	165	本堂	53
泉福寺	大字鉢形 617	境内	198	書院	66
浄福寺	大字鉢形 620	境内	300	本堂	128
浄恩寺	大字保田原 117	境内	526	本堂・客殿	152
高蔵寺	大字今市 700	境内	100	客殿	50
泉立寺	大字今市 908	境内・駐車場	5,000	本堂・客殿	100
常楽寺	大字赤浜 860	-	-	本堂	139
昌国寺	大字赤浜 915	境内	10,000	本堂	80

寺院名	所在地	避難場所	面積 (㎡)	避難所	面積 (㎡)
東全院	大字富田 3840	境内	1,000	本堂・庫裡	235
不動寺	大字富田 2024	境内	1,200	本堂	150
蓮光寺	大字用土 798-1	境内 (駐車場)	700	客殿	152

(5) 隣接市町村の指定避難所の利用

本町のなかでも関越自動車道により地区の指定避難所から分断されている地域や、周囲を深谷市、美里町に囲まれている用土地区などの場合は、隣接する市町村と災害時における指定避難所の相互利用に関する協定を締結し、当該地域に住む住民が隣接市町村への避難が望ましい場合、又はその逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるようにするとともに、住民に周知する。

(6) 福祉避難所の指定

要配慮者に対する必要な支援を行うために、福祉避難所についても指定の促進を図る。

福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された既存の社会福祉施設等から選定し、あらかじめ協定等により災害時の受入体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

■本町の福祉避難所

施設名	所在地	電話
寄居町保健福祉総合センター	大字保田原 301	048-581-8598
社会福祉法人栄寿会 特別養護老人ホームあきやま苑	大字秋山 721	048-581-8710
社会福祉法人はぐくむ会 介護老人保健施設逍遙の郷	大字折原 2482	048-581-8855
特定医療法人俊人会 介護老人保健施設やまざくら	大字末野 2109	048-580-0888
社会福祉法人大里ふくしむら 特別養護老人ホーム花ぞの	大字用土 2440-5	048-584-7187

(7) 乳幼児を対象とした避難所の利用

本町では、被災した乳幼児（概ね2歳児まで）及びその保護者を対象として、以下の施設と寄居町内に発生した地震その他による災害時において、避難所として利用できる協定を締結している。

■乳幼児を対象とした避難所

施設名	所在地	電話
社会福祉法人 康保会玉淀園	大字折原 1785-1	048-581-0203

4.3 避難路の確保

【自治防災課】

安全な避難活動を実施するために、指定避難所等の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等避難誘導體制の整備を図る。

また、適切な避難路を検討し、避難誘導の徹底を図る。

(1) 避難路の指定

避難路は、被災地から指定緊急避難場所、指定避難所を結ぶ道路であり、次の基準により指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

項目	内容
避難路の指定要件	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路は、沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道とする。 ○避難路は、相互に交差ししないものとする。 ○避難路は、土砂災害危険箇所等を避けて選定する。 ○避難路沿いには、火災・爆発等の危険のある工場がないよう配慮する。 ○避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。 ○避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

(2) 指定避難所標識の整備

安全な避難を実施するため、指定避難所標識の整備を以下の事項に従って実施する。なお、避難所標識とともに避難路標識についても設置を推進する。

項目	内容
案内標識・誘導標識の整備	<p>案内標識の整備に際しては、必要に応じて外国語併記にする等外国人へ配慮した整備に努める。</p> <p>また、誘導標識は適切な避難誘導が実施できるよう配置して見直しを検討する。</p>
一覧標識の整備	<p>一覧標識を用いて、町民や来訪者等に対し町内の指定避難所を周知するため、駅前等を中心に、本町の施設案内や観光案内等との併記等を考慮して作成する。</p>

(3) 避難路の整備

避難路に指定された道路の管理者等は、災害時の避難行動を支援するため、無電柱化や道路照明、夜間でも見やすい道路標識の導入等について、本町に協力するよう努める。

また、要配慮者のスムーズな避難のため、避難路のバリアフリー化を推進する。

学校の通学路については、避難路とも重複することが予想されることから、日頃から危険箇所を把握し、安全確保に努める。

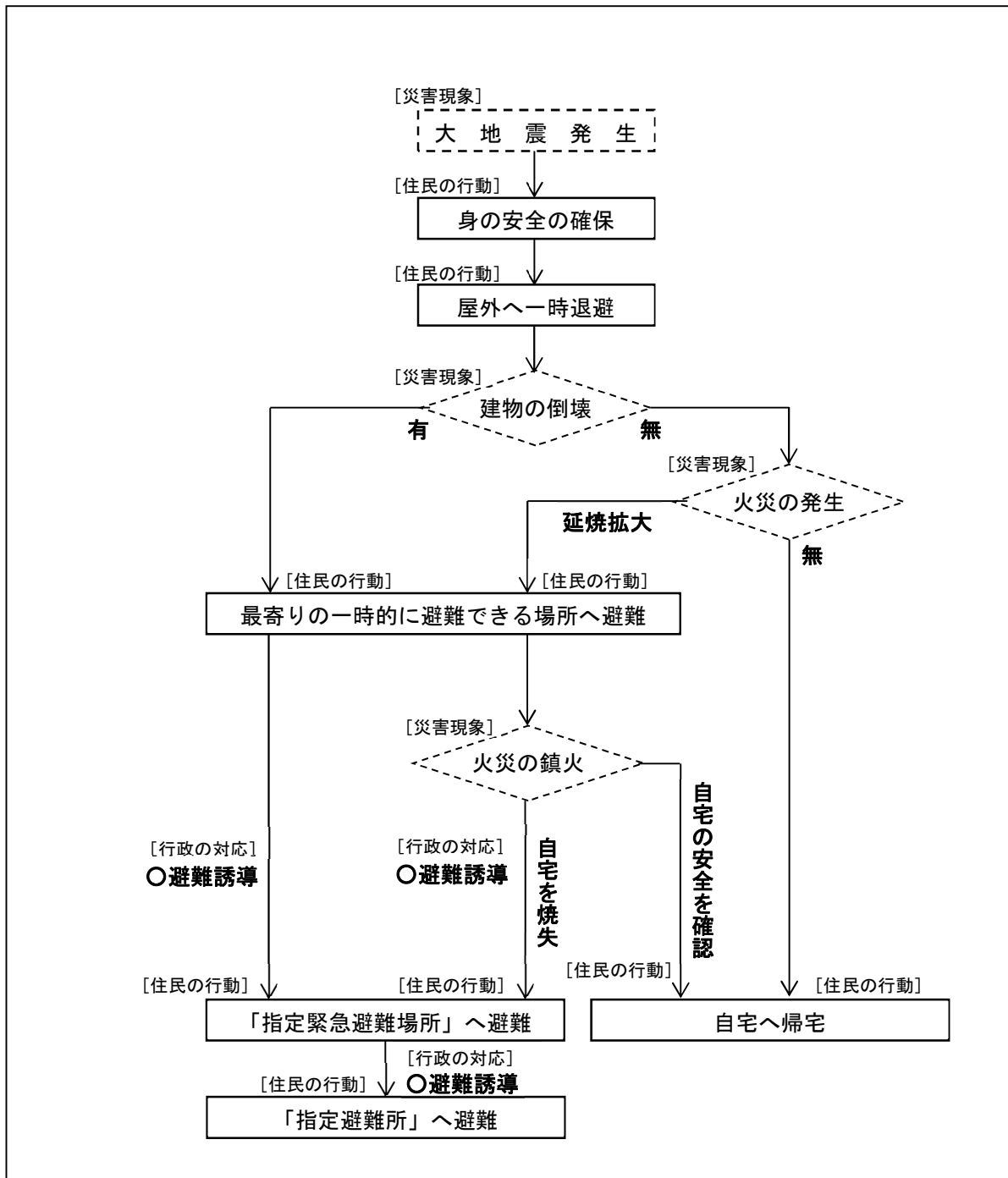
(4) 誘導體制の確立

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な救援活動であり、避難指示等を実施した場合には、町民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。

このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難順位、誘導體制を検討しておく必要がある。避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

項目	内容
避難順位	1位：避難行動要支援者及びこれらの介護者 2位：一般町民 3位：防災従事者
誘導體制	本町は、避難者の安全を確保するため、交通規制の必要がある場合には、必要に応じて警察に要請する。
避難方式	避難誘導に際しては、地域の環境条件及び被害特性を考慮し、段階避難（指定緊急避難場所 → 指定避難所）あるいは、直接避難が適切かをあらかじめ検討する。

■避難行動の流れ



第5 水害予防計画

本町は水害の被害を最小限にとどめるため水害予防計画を策定する。

- 5.1 浸水想定区域の周知
- 5.2 下水道の整備
- 5.3 都市の保水性向上
- 5.4 水防用資機材の整備

5.1 浸水想定区域の周知

【自治防災課】

本町は、国が発表した「荒川水系荒川浸水想定区域図」を基に、荒川の氾濫により想定される浸水区域や指定避難所、指定緊急避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路などの情報を、町民・事業所等に対し周知する。

5.2 下水道の整備

【上下水道課】

寄居駅南地区の整備完了に続き、男衾駅周辺の下水道整備を図る。

また、公共下水道からの汚水を処理する荒川上流流域下水道については、建設費を負担し、県が実施する幹線管渠と終末処理場の整備を促進する。

5.3 都市の保水性向上

【産業振興企業誘致課、都市計画課、建設課】

本町は、台風や大雨による河川の氾濫や市街地の浸水を防ぐため、森林や農地の保全を行うほか、開発に伴う調整池設置を指導や道路の透水性舗装の採用、住宅地内での浸透ますや浸透トレンチなどの設置指導を行うことで、町全体としての保水機能の向上に努める。

5.4 水防用資機材の整備

【建設課】

本町は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努める。

第6 土砂災害予防計画

住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど、災害を予防するための対策について定める。

危険箇所の指定については、あくまでも定められた基準や条件等によるものであることに注意する必要がある。

- 6.1 地すべり危険箇所の予防対策
- 6.2 土石流危険渓流の予防対策
- 6.3 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策
- 6.4 山地災害危険地区の予防対策
- 6.5 警戒避難体制の確立

6.1 地すべり危険箇所の予防対策

【建設課、産業振興企業誘致課、県】

本町及び県は、地すべり危険箇所について、以下の予防計画を推進する。

項目	内容
地すべり防止区域の指定	国は、「地すべり防止区域指定基準」に基づき、地すべり防止区域の指定を行い、県は管理を行う。
対策工事	県は地すべり対策事業を推進する。
地すべり危険箇所の周知	本町は、地すべり危険箇所の周知に努める。

6.2 土石流危険渓流の予防対策

【建設課、県】

本町及び県は、土石流危険渓流について、以下の予防計画を推進する。

項目	内容
砂防指定地の指定	国は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地を砂防指定地として指定する。
砂防事業の推進	県は、土石流の発生するおそれの高い渓流や保全対象となる人家が多く、公共施設等存する渓流について、砂防事業を推進する。
土石流危険渓流の周知	本町は、土石流危険渓流の周知に努める。

6.3 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

【建設課、県】

本町及び県は、土砂崩れの危険性がある急傾斜地について、以下の予防計画を推進する。

項目	内容
急傾斜地崩壊危険区域の指定	県は、崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するため区域の指定を行い、行為の制限等を行う。
対策工事	県は、急傾斜地法第12条の規定に基づき対策工事を進める。
土地所有者に対する防災措置の指導	県は必要に応じ、急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者又は被害を受けるおそれのある者に対して、崩壊防止工事の施工、その他、必要な措置をとることを勧告することができる。
急傾斜地崩壊危険箇所	本町は、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努める。

6.4 山地災害危険地区の予防対策

【産業振興企業誘致課、県】

本町及び県は、農林水産省が所管する山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区について、以下の予防計画を推進する。

項目	内容
保安林の指定	県は、県土の保安上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。
治山事業の推進	県は、山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進を図っている。
山地災害危険地区の情報提供	本町は、山地災害危険地区の周知に努める。

6.5 警戒避難体制の確立

【自治防災課、建設課、県】

本町及び県は、土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所について、以下の予防計画を推進する。

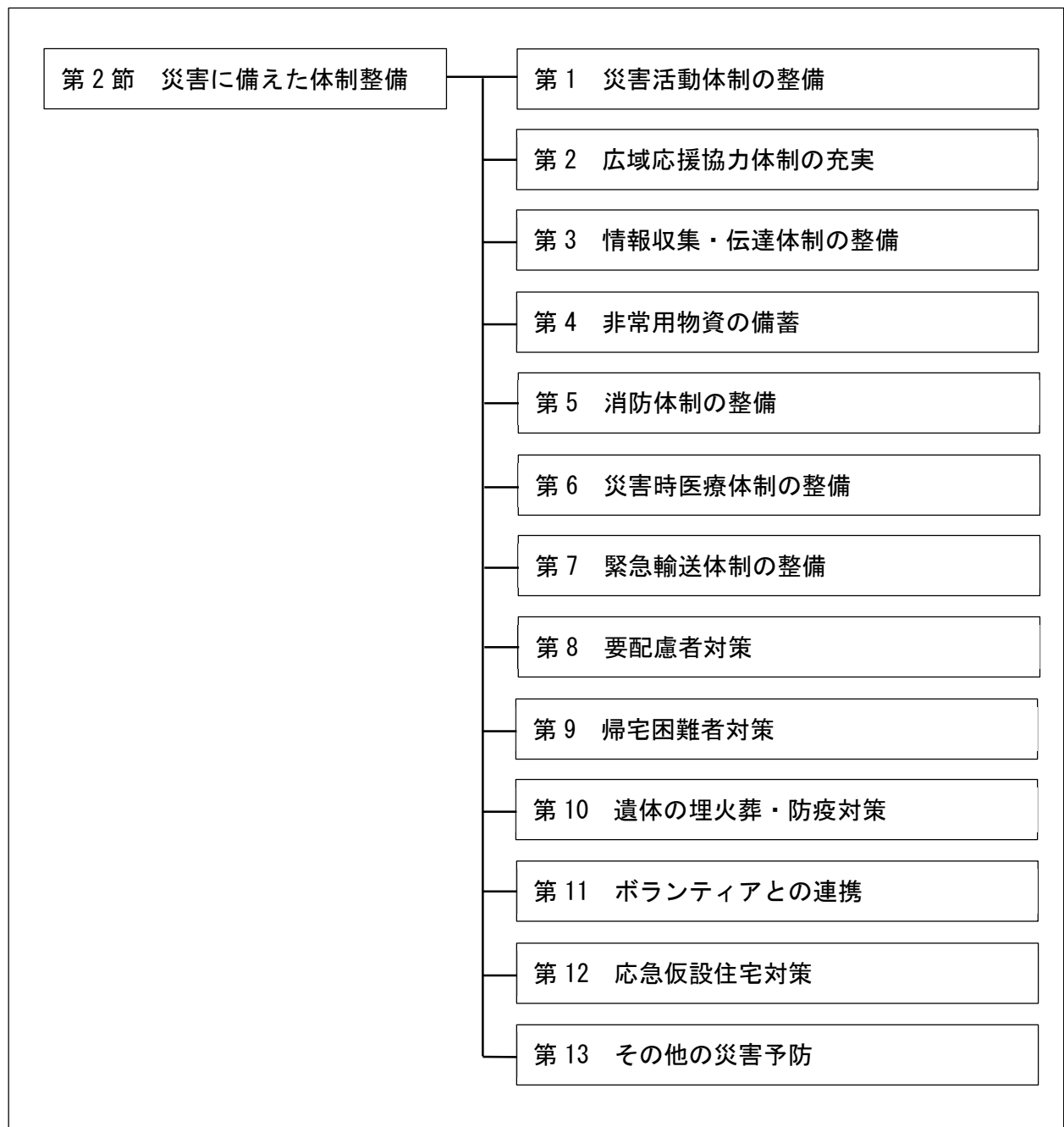
項目	内容
警戒避難体制の整備	○土砂災害危険箇所の周知、情報の提供 ○その他警戒避難体制のために必要な事項
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進	県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定に努める。 本町は、指定された土砂災害警戒区域において次の警戒避難体制の整備を講じる。 ○土砂災害警戒区域を記したハザードマップを公表し、啓発に努める。 ○土砂災害を想定した防災訓練を開催する。 ○土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難支援計画を整備する。 ○土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。

項 目	内 容
	○大雨に関する特別警報、警報、注意報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。 また、県は、土砂災害警戒区域のうち、著しい土砂災害が発生すると予想される地域（土砂災害特別警戒区域）において住宅等の新規立地の抑制、既存宅地の移転の促進などを推進しており、町はこれに協力する。

第2節 災害に備えた体制整備

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、これまでの想定を上回る規模の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする災害応急対策活動、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

本町においても、想定されるさまざまな災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、既往災害の教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急対応力の強化を図り、災害に強い防災体制を構築する。



第1 災害活動体制の整備

初動体制を始めとした緊急対応体制の強化及び広域応援協力体制の強化による災害活動体制の整備を図る必要がある。

災害活動体制の整備は、以下の施策により推進する。

- 1.1 初動体制の整備
- 1.2 動員体制の整備
- 1.3 物資供給体制の整備
- 1.4 電源・非常用通信手段等の確保

1.1 初動体制の整備

【自治防災課】

(1) 初動配備体制の整備

本町は、災害の発生に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、自動的に防災体制を立ち上げる。

地震：震度4以上の地震

風水害：台風等による集中豪雨のおそれが予測される場合

(2) 緊急連絡機器の整備

本町は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員（警戒体制時に参集する職員）に対しては緊急連絡機器等を携帯させるなどの対応を図るほか、全職員及び防災関係者を対象に、携帯電話等を用いた安否確認、職員参集メールシステムの導入検討を行い、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進する。

(3) 本部設置体制の整備

災害対策本部は災害対策を実施する中核組織であるため、町役場のなかでも災害に対して最も安全な場所の確保が必要である。

そのため、災害対策本部室に予定する場所の耐震性の確保と通信機材をはじめ情報収集の機器及び設置に必要な器材、文房具等、災害対策本部に必要なものを安全性の確保された場所に保管する。

また、防災関係機関、団体や自主防災組織の代表者名簿等においては、平常時から、保管してある場所を統一しておき、災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。

(4) 業務継続計画の策定

災害時において、本町の応急業務及び継続性の高い通常業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続性の確保が必要である。

各部署の機能が最短の時間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、町の業務継続計画（BCP）を作成し、迅速な復旧体制を構築していく。

(5) 防災行動計画（タイムライン）の作成

本町は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成する。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

1.2 動員体制の整備

【自治防災課】

(1) 動員配備計画の作成

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模を勘案し、より実効性の高い動員配備体制を整備しておく。

各所属長は配備区分に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を作成し、町長に報告する。自治防災課は、この報告を基に職員の動員配備のための対応計画を定める。

(2) 活動マニュアルの整備

個々の職員が、災害発生直後の初動期、及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、各部において実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは機構改革や人事異動、本計画の見直し等の状況の変化に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

活動マニュアルに記載すべき主な内容を以下に示す。

項目	内容
活動マニュアルの記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容） ○災害時における体制（動員・連絡体制等） ○防災関係機関の連絡リスト、施設・備蓄リスト ○個人別覚書（携帯品等）

(3) 職員の防災教育

本町は、県及び国と連携し、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用、防災士や被災宅地危険度判定士、埼玉県被災建築物応急危険度判定士等の防災に係る資格取得の推進、救急救命講習等の実施により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

また、各所属長は、職員に対し防災対策要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、各部各班の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点をおくようにする。また、部課間の連携を強化し、円滑な災害活動の展開を図る。

1) 職員の防災教育

項目	内容
方法及び機会	<ul style="list-style-type: none"> ○新任研修 ○職場研修 ○見学、現地訓練等の実施 <ul style="list-style-type: none"> 応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練等の各種訓練を継続的に実施する。 ○防災活動手引き等印刷物の配布 <ul style="list-style-type: none"> 各課ごとに、職員に対し活動マニュアルの周知徹底を図る。
習熟内容	<ul style="list-style-type: none"> ○町の地域の災害特性 ○本計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担 ○初動時の活動要領 ○自然災害の発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性 ○過去の主な被害事例 ○防災知識と技術 ○防災関係法令の運用 ○その他の必要な事項

2) 防災担当職員の教育

自治防災課の職員は、防災要員として本町の防災活動の中核を担わなければならない。そのため、日ごろから本計画に習熟することはもとより、防災関係の研修会等を実施することにより、防災に係る知識と技術、防災に係る関係法令の習得に努める。

(4) 災害活動のための人材確保

本町は、発災後の応急対策や復旧・復興対策において、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、町職員の退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等による災害活動従事者の人材確保を必要に応じて検討する。

1.3 物資供給体制の整備

【自治防災課】

災害対策本部統括部内に物流オペレーションチームを編成し、食料、生活必需品及び防災用資機材等の市町村からの要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等を一元的に行う同チームは、関係部から派遣された職員が合同で実施し、それぞれの部が平常時から持つ業務ノウハウや関係機関とのネットワーク等の強みを活かしながら、応急対応を実施する。

1.4 電源・非常用通信手段等の確保

【自治防災課】

本町は、町役場を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関及び電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

第2 広域応援協力体制の充実

本町及びその周辺に大規模災害が発生した場合、本町の通常の防災体制のみでは、発生災害のすべてに対応できないことが予想される。

本町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

このため、災害時の相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援体制の整備を推進する。

- 2.1 市町村間の相互応援体制の整備
- 2.2 防災関係機関との協力体制の整備
- 2.3 公共的団体等との協力体制の確立
- 2.4 事業者との協力体制の確立
- 2.5 受入体制の整備
- 2.6 広域避難・広域一時滞在の協力体制の確立

2.1 市町村間の相互応援体制の整備

【自治防災課】

町内において災害が発生した際に、適切な応急措置を行うため、災対法第67条及び消防組織法第39条の規定等に基づく他市町村への応援要請を想定して、他市町村との応援協定の締結を図る。

なお、大規模災害の場合、被災地は本町に限らず、周辺都市にも大きな被害をもたらしていることが考えられるため、応援協定は、周辺市町村に限らず友好都市、関東地方内及び周辺市町村と締結するようにする。

■災害時における相互応援協定

協定名	協定締結先	締結日	協定内容
埼玉県内市町村間の相互応援協定	埼玉県内各市町村	平成19年5月1日	食料、生活必需品、その他必要とする支援
災害時の相互応援に関する協定	熊谷市、深谷市	平成8年3月1日	同上
姉妹都市災害時相互応援に関する協定	八王子市、小田原市	平成29年3月1日	同上

2.2 防災関係機関との協力体制の整備

【自治防災課】

災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

なお、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県等からの職員派遣要請に対応するため、以下に示すような整備を図る。

項目	内容
職員派遣要請に対応するための資料整備	職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ関係資料を整備しておく。
職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備	職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。
長期的な職員派遣要請への対応強化	長期間の職員派遣要請にも対応できるよう、交代要員の確保や、被災地での業務の継続性の確保に努める。また、被災地のニーズのマッチングにも努める。

2.3 公共的団体等との協力体制の確立

【自治防災課】

災害時における応急対策等について積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

また、公共的団体等に対し防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にすることによって災害時の協力体制が十分発揮できるようにする。

本町におけるこれらの団体は、次のとおりである。

項目	内容
協力体制の確立に努める公共的団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般社団法人深谷寄居医師会 ○寄居町商工会 ○寄居町交通安全協会 ○寄居町連合区長会 ○寄居町民生委員児童委員協議会 ○寄居町社会福祉協議会 ○寄居町赤十字奉仕団 ○地域支えあいの会
公共的団体等との協力業務	<ul style="list-style-type: none"> ○異常現象、危険な場所等を発見したときの関係機関への連絡 ○災害時における広報等 ○出火の防止及び初期消火 ○避難誘導及び指定避難所内での救援 ○被災者の救助業務 ○炊き出し及び救援物資の調達配分

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の調査 ○ボランティア団体の受付 ○要配慮者の安否確認

2.4 事業者との協力体制の確立

【自治防災課】

大規模災害時に本町が行う応急対策業務に対し、町内外の事業者から被災者に必要な飲料水、食料等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を平常時に確立するため、関係事業者と災害時における物資供給等の協力協定の拡大を図る。

なお、本町と事業者との協力に関する協定及び覚書の締結状況は以下のとおりである。

■事業者との協力体制

締結先	協定及び覚書名称	内容	締結日
株式会社サイトー	災害時における応急生活物資提供等の協力に関する協定	食料品の優先供給	平成9年 6月1日
寄居郵便局、 寄居町特定郵便局	災害時における相互協力に関する覚書	郵便事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策等	平成10年 10月12日
株式会社ベルク	災害時における応急生活物資提供等の協力に関する協定	食料品、生活必需品等の優先供給	平成17年 1月18日
三国コカ・コーラ ボトリング株式会社 (現コカ・コーラボトラーズ ジャパン株式会社)	災害時における救援物資提供に関する協定	飲料水の優先的安定供給	平成17年 12月8日
埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	電気設備等の復旧活動等	平成20年 4月16日
社団法人埼玉県トラック協会寄居支部 (現一般社団法人)	災害時における物資の輸送に関する協定書	物資の輸送	平成24年 1月31日
株式会社カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	日用品等の生活必需品等の供給	平成24年 7月12日
株式会社アクティオ	災害時における物資の供給に関する協定書	仮設トイレ・発電機その他のレンタル機材の供給	平成24年 8月3日
埼玉県佛教会寄居地区寄居町災害対策協力寺院	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	管理施設の避難所等利用	平成25年 5月14日
社会福祉法人栄寿会 特別養護老人ホームあきやま苑	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成26年 2月24日
社会福祉法人はぐくむ会 介護老人保健施設 逍遙の郷	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成26年 2月24日
特定医療法人俊仁会 介護老人保健施設 やまざくら	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成26年 2月24日
社会福祉法人大里ふくしむら 特別養護老人ホーム花ぞの	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成26年 2月24日

締結先	協定及び覚書名称	内容	締結日
一般社団法人深谷市・大里郡医師会 (現一般社団法人深谷寄居医師会)	災害時の医療救護活動に関する協定書	医療救護活動	平成27年4月15日
埼玉土地家屋調査士会	災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書	家屋被害認定調査	平成27年5月19日
大里郡市歯科医師会 (現深谷寄居歯科医師会)	災害時の医療救護活動に関する協定書	医療救護活動	平成27年6月11日
社会福祉法人康保会玉淀園	災害時における避難所施設利用に関する協定書〔赤ちゃんレスキュー協定書〕	管理施設の避難所利用	平成27年8月18日
寄居薬剤師会	災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定書	医薬品等の供給等	平成28年3月7日
寄居町アマチュア無線非常通信協力会	アマチュア無線による災害時応援協定書	情報の収集及び伝達	平成28年9月5日
一般社団法人 埼玉県LPガス協会	災害時におけるLPガス応急対応に関する協定書	避難所等へのLPガスの仮設供給および安全確保	平成28年12月22日
株式会社技術開発コンサルタント	災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書	無人航空機を活用した被災状況等の情報収集	平成29年8月22日
株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	地図製品等の供給	平成29年12月26日
NPO法人 コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書	作業関係物資、日用品、水、冷暖房機器、電気用品等の供給	平成30年4月25日
生活協同組合 パルシステム埼玉	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	生活物資の供給	平成30年6月19日
ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	災害に係る情報発信等	令和2年1月29日
埼玉県行政書士会	災害時における被災者支援に関する協定書	行政書士業務相談の実施	令和2年7月2日
埼玉司法書士会	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	被災者等相談の実施	令和2年7月2日
城南観光バス 株式会社	災害時等におけるバス(昇降リフト付き福祉バスを含む)利用に関する協定	被災者等の避難所への移送及び一時的な避難場所利用	令和2年7月2日
東京電力パワーグリッド株式会社	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	大規模停電発生時の早期復旧等	令和2年8月28日
日本郵便株式会社	寄居町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	車両の提供、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策等	令和2年10月27日
株式会社デベロップ	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	移動式宿泊施設等の提供	令和3年5月27日
株式会社オータ	災害時等における施設等の提供協力に関する協定書	避難施設の提供(サテライト花園寄居)	令和3年9月27日
社会福祉法人 寄居町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	寄居町災害ボランティアセンターの設置、運営等	令和4年2月1日

締結先	協定及び覚書名称	内 容	締結日
株式会社アームレスキュー	災害時における無人走行車両等による協力活動に関する協定書	無人走行車両等による支援協力活動	令和4年 4月26日
埼玉県石油業協同組合寄居支部	災害時における燃料等の供給に関する協定書	燃料等の供給	令和4年 10月14日

2.5 受入体制の整備

【自治防災課】

本町は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、災害時の受入窓口や指揮連絡系統、応援部隊の集結場所や広域支援拠点からのルート等を明確化し、あわせて関係職員への周知を図る。また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。さらに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

さらに、必要に応じて広域的な応援受入れに対する訓練を実施する。

加えて、遠方からの避難者や疎開者の受入れについても、体制の強化、整備に努める。

災害発生時の受援体制及び受援対象業務については、「第3編 第2章 受援計画」を参照。

項 目	内 容
想定される 応援	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援 ○国によるプッシュ型の物的支援 ○緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援 ○総務省「応急対策職員派遣制度」による応援 ○その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処置 等 ○防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等 ○公共的団体による応援 ○ボランティア
町が行う対策	<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。 ○消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。 ○情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。 ○本町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

■参考『応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請』

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

①避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあつては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営やり災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組のある業務は含まれない。

<第1段階支援の要請方法>

- ・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

<第2段階支援の要請方法>

- ・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議のうえ、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

<内容>

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

<要請方法>

- ・被災市区町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

2.6 広域避難・広域一時滞在の協力体制の確立

【自治防災課】

災害から被災住民を避難させることが町内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。県外への避難が必要な場合は、避難先となる都道府県について、県と協議する。

また、他市町村や県外の被災住民の受入れについて、県に協力を求められた場合は、広域避難及び広域一時滞在のために指定避難所を提供する。

第3 情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、本町及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。特に、通常の勤務時間外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。効果的・効率的な防災対策を行うためには、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

東日本大震災時には、大規模な被害によって情報通信インフラが長期間途絶し、発災直後の情報空白期が長期間に及んだことから、初動活動の遅れとなった。そのため、大規模災害により情報通信インフラが途絶した場合や、町役場や町職員が被災したことによる自治体能力の低下した場合にも対応できる情報収集体制の整備を行う必要がある。さらに、発災直後の情報空白期においては、被災地全体が混乱し情報が容易に集まらないことが予想されることから、その空白時間をいかに短縮するかが重要となる。

このように、近年の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信施設をはじめとした情報収集・伝達体制を整備する。

- 3.1 災害情報連絡体制の整備
- 3.2 被害情報の早期収集体制の整備
- 3.3 通信施設の整備
- 3.4 震度情報ネットワークの整備
- 3.5 情報処理分析体制の整備

3.1 災害情報連絡体制の整備

【自治防災課】

(1) 災害情報連絡体制の構築

本町は、迅速に情報の収集・伝達を実施するために必要な情報連絡体制の確立に努める。

項目	内容
防災拠点の機能強化	各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、本町が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。
防災機関との連携強化	本町及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、FAX番号等）を相互に通知し、災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日ごろから連携を図る。

項目	内容
情報源の優先順位の検討	複数の情報源が存在する場合には、情報の齟齬が発生するおそれがあることから、複数の情報源については、その優先順位を検討する。

■本町の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
携帯電話	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ⇄ 全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部 ⇄ 県・近隣市町村・防災関係機関
	町防災行政無線（同報系）	災害対策本部 → 町内各所
	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部 ⇄ 防災拠点

(2) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、電話及びFAXを使用するが、通信網の多ルート化を進めるため、携帯電話等の通信手段の活用及び衛星携帯電話等の導入を検討する。

(3) 通信連絡体制の確立

本町及び防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(4) 情報伝達体制の整備

本町、県及び防災関係機関は、指定避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線（戸別受信機を含む）、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ（CATVシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む）、ラジオ（コミュニティFM放送、FM文字多重放送を含む）、町公式HP、町メール配信サービス、エリアメール、SNS等のソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）、道路情報表示板等を有効に活用する。

(5) 報道機関との連携

災害時においては、災害情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、町民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。この点において、テレビ・ラジオ等による情報伝達は、大きな効果が期待できる広報媒体である。

このことから、本町は、災害時における各報道機関への連絡体制の整備を行う。

(6) 発災前の避難決定及び住民への情報提供

台風、大雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。本町及び県は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

町民に対しては、「自分の命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

(7) 要配慮者への情報提供

本町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

また、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

(8) 自宅療養者等への情報提供

本町及び熊谷保健所は、感染症法において隔離が必要とされる感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

3.2 被害情報の早期収集体制の整備

【自治防災課、建設課、県】

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告システムの整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

(1) 情報収集体制の強化

災害発生直後の交通路の遮断、電話の不通、商用電源の長期停電時等の対策として、バイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう職員の積極的な情報収集体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

本町は、災害情報の迅速な収集と県等防災関係機関との情報の共有化を図るため、防災情報システムの整備・運用を促進する。

また、町災害対策本部に集まる膨大な情報を整理し、人・物を動かすための的確なオペレーションを可能とするため、情報の即時収集や情報マネジメント機能の確保に努める。

(2) 自主防災組織等からの情報収集

災害発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。

(3) アマチュア無線等からの情報収集

災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者等との協力体制を整備する。

(4) ソーシャルメディアからの情報収集

より現場の状況を詳細に知ることができる SNS 等のソーシャルメディアを利用した情報収集について検討する。

(5) 斜面崩壊検知システムの導入検討

本町は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域での被害情報をいち早く検知し、警戒活動や避難行動につなげるため、警戒区域内への斜面崩壊検知システムの導入を検討する。

3.3 通信施設の整備

【自治防災課】

(1) 防災行政無線の拡充

本町は、防災行政無線（同報系（戸別受信機を含む。）及び移動系）の整備を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

項目	内容
防災拠点への 配備	本町は、防災行政無線の整備を進めており、平常時における行政放送、災害時における非常通信手段として、町民生活に密着した無線の整備を行ってきたが、今後、防災中枢拠点と防災地区拠点、指定避難所等との通信を確実なものとするため、これらの施設への防災行政無線（移動系）の配備を検討する。 なお、機器の整備にあたっては国が進める公共安全 LTE（PS-LTE）に配慮する。
防災行政無線 の配置見直し	避難情報等の災害情報や平常時の行政情報等を適時町民に提供するために、新たな宅地の形成動向を鑑み、防災行政無線（同報系）の配置箇所を適宜検討し、必要に応じて設置箇所の増設、移動等を行う。 また、防災地区拠点に位置づけられている各地区の施設には、防災行政無線を設置し、災害時に情報収集、連絡を行う。
防災行政無線 の可聴困難地 域の解消	東日本大震災時において防災行政無線を使用した際には、無線の声が聞き取りづらい地域が発生した。このことから、本町は、防災行政無線の可聴困難地域の解消に努める。

(2) 電話通信設備の整備

1) 災害時優先電話

一般有線電話の輻輳又は通話不能の場合は、災害時優先電話により通話を行う。このため、既設の電話番号を NTT に登録し、「災害時優先電話」の承認を得ておく。

2) 庁内電話交換機の災害対応

災害時に、庁内電話交換機の自動回線切り替え装置をはずし、回線が生きていて輻輳が少ない通信会社の回線を手動で選択できるように整備する。

(3) その他の情報通信設備の整備

先端技術を防災対策に適用することが可能となってきたことから、こうした技術に基づく情報通信設備・機器の整備を進め、迅速な情報収集・連絡体制を構築する。また、業務継続計画の観点から、データバックアップ体制の見直し・強化を検討する。

項目	内容
情報発信・広報に活用する機器	同報通信機能を有するFAX通信
双方向の情報通信に活用する施設・機器	インターネット（町公式HP、SNS等）
主として災害時に被災地情報を迅速に収集する機器	携帯情報端末

(4) 通信施設の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進する。

項目	内容
非常用電源の確保	大規模災害による長期間の停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備・燃料及び移動携帯式電源等を確保するとともに、定期的なメンテナンスを実施する。
通信システムのバックアップ化	防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。 バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。
転倒への備え	災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施す。

(5) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

3.4 震度情報ネットワークの整備

【県】

県は、大規模地震が発生した際に、的確な初動対応により地震被害を最小限にするため、各市町村の震度を県庁で集中的に把握するとともに、県内の震度分布から大きな被害が予想される地域を推定し、的確な応急対策活動を図っている。

県は、全市町村に震度計（もしくは気象庁又は市町村設置の震度計からの震度データ分岐装置）を整備し、防災行政無線等により震度情報を集約しており、本町にも震度計が設置してある。

また、県庁で集約された震度情報は、消防庁や熊谷地方気象台に配信している。

県は、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じることのないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器及び震度情報ネットワークの維持・整備を図っている。

なお、震度情報ネットワークで使用する通信回線については、IP化を進める。

3.5 情報処理分析体制の整備

【自治防災課】

(1) 災害情報データベースの整備

本町は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

災害情報データベースシステムは、地理情報システム（GIS）の導入を検討し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、指定避難所、防災施設等のデータを保有する。

(2) 災害情報シミュレーションシステムの整備

本町は県及び防災関係機関等と連携し、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムの導入を検討する。

第4 非常用物資の備蓄

本町は、災害時の町民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を推進し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は要請を待たずに食料や生活必需品等の供給を行うことから、本町及び県は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

また、地震発生の季節及び時間帯等は、現状では事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。

さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、要配慮者に配慮した品目の補充にも積極的に努める。

■家庭での備蓄が推奨される品目

分類	備蓄品目
非常用食品	★水（飲料水＝一人1日3L）※生活用品は浴槽等に貯水 ★食料品（米、乾燥ご飯、カップ麺、梅干等）
貴重品	★現金（公衆電話用に10円硬貨、100円硬貨等） ★印鑑 ★身分証明書（運転免許証、保険証等）のコピー ★預貯金通帳のコピー ○車・家のスペアキー
情報収集	★携帯電話・スマートフォン ○モバイルバッテリー ○乾電池 ○携帯ラジオ ○筆記用具 ○ハザードマップ
救急用品等	○救急用品（ばんそうこう、傷薬等） ○体温計 ★マスク ○衣類（着替え用） ★医薬品（常備薬、持病の薬等） ★アルコール消毒液 ○ティッシュ、ウェットティッシュ ○タオル
生活用品	○懐中電灯・ヘッドライト ○ヘルメット・防災ずきん ○軍手 ○毛布（簡易ブランケット） ○ライター・マッチ・ろうそく ○ハサミ類 ○歯磨きセット ○燃料（卓上コンロ、固形燃料等） ○紙コップ・紙皿 ○携帯用トイレ ○雨具

★最小限の非常用持出品

- 4.1 食料供給体制の整備
- 4.2 給水体制の整備
- 4.3 生活必需品供給体制の整備
- 4.4 防災用資機材等の備蓄
- 4.5 石油類燃料の調達・確保

4.1 食料供給体制の整備

【自治防災課】

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から本町と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）の備蓄を行うとともに、4日目以降の調達のため、業者と調達協定の締結等を行っておく。

備蓄必要量の把握とこれに対する備蓄量及び調達協定業者の緊急調達可能量の一覧表を作成するとともに、適切な本町の備蓄を確保する。

(1) 給食用施設・資機材の整備

指定避難所となる小・中学校には給食用施設・資機材を配備する。

今後の建設予定の町関係施設については、防災倉庫を設置し、必要な給食用資機材を配備する。

(2) 食料の備蓄

1) 備蓄量の推定

事前に本町と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）の物資を備蓄しておき、4日目以降については、民間業者から速やかに調達することとし、状況により県等に応援を要請する。

なお、量及び品目が不足するときには、義援物資として広く援助を求める。

必要な備蓄量は、以下のような方法で定める。

項目	内容
必要備蓄量の推定	○備蓄目標（「関東平野北西縁断層による地震」への備え） 県想定 of 避難者数約5,185人分の備蓄が必要。 本町が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。 $5,185人 \times 1日3食 \times 1.5日分 = 23,333食$

また、給水活動が実施されるまでに時間を要することが想定されるため、防災倉庫等に当面必要となる最低限の飲料水（ペットボトル）を備蓄する。

2) 町の備蓄計画

本町の食料品備蓄量は、令和5年4月1日現在、アルファ米及びビスケット約37,000食を19箇所の防災倉庫等に分散備蓄している。また、炊き出しや協定等による調達も行う。

本町は、救援物資の提供や輸送等 16 の団体との間で防災協定を締結しており、食料品をはじめ、生活必需品の優先的な安定供給を計画している。

3) 県の備蓄計画

県では、備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市町村でそれぞれ 1.5 日分（合計 3 日分）以上、県または市町村の災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を 3 日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は 1 日以上備蓄するものとしている。

なお、県民備蓄は最低 3 日間（推奨 1 週間）分を目標としている。

■県の備蓄計画

供給対象者	県	町	住民	合計
避難住民	1.5 日分	1.5 日分	3 日分	6 日分
帰宅困難者	1 日分	—	—	1 日分

(3) 要配慮者への配慮

幼児や高齢者や障害者等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、本町は、口に入れやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、アレルギー食品注意カードを指定避難所等で配布できるように支援する。

(4) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ本町が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に備蓄するには不適當なもの（主に保存できないもの）については、今後町内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるように、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

加えて、災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに町の区域の輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

項目	内容
食料調達の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○米穀：備蓄食料の活用（防災拠点からのアルファ化米等の供出） 関東農政局への要請（政府指定倉庫からの供出） ○乾パン：備蓄食料の活用、関東農政局への要請 ○おにぎり：給食センターの利用 ○パン、育児用調整粉乳：業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用 ○副食：業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

(5) 備蓄品の管理

備蓄品の点検を定期的実施し、また、計画的な入れ替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。消費期限等により備蓄品の入れ替えを行う際には、防災訓練での使用など、有効な使用方法の検討を行う。

項目	内容
備蓄品目（例示）	○主食品：アルファ化米、包装米飯、乾パン、クラッカー等 ○乳児食：粉ミルク、離乳食等 ○その他：保存水（ペットボトル水）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

(6) 炊き出し実施体制の整備

災害時における食料の炊き出しについては、中央公民館や地域のコミュニティセンターで行い、必要に応じて福祉施設、小中学校、赤十字奉仕団等による炊き出しを想定する。なお、炊き出しに対応できるようガス事業者とLPガスの優先的供給を受けられるようにしておく。

なお給食センターは、業務委託している民間会社との間で、大規模災害時には近隣炊き出し現場に調理師の協力が受けられる契約を行い、体制を整えている。

4.2 給水体制の整備

【上下水道課、自治防災課】

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要なことであるが、大規模災害時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想される。そのため、本町は、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制について整備、推進する。

(1) 行政備蓄

1) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、り災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

2) 目標給水量

飲料水の給水量を以下に示す。

災害発生から3日間は1人1日3リットルを目途とする。その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

■一日当たりの給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 L/人・日	生命維持に最小限必要な水量
4日から10日	20 L/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から15日	100 L/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
16日から21日	250 L/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

3) 飲料水の確保

災害時の飲料水を確保するため、浄・配水場施設、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸の整備を推進する。

また、中高層住宅等においては、屋上や地下空間を利用した災害用貯水設備等の設置の推進に努める。医療施設等の重要給水施設については、供給する水道管の耐震化に併せ、井戸等の自己水源、適切な容量の受水槽の保有に努める。

4) 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

■ 応急給水資機材の整備状況

品名	容量	数量	備考
給水タンク（アルミ製）	1,500 L	1	上下水道課管理
給水タンク（アルミ製）	1,000 L	2	
給水タンク（ビニール製）	1,000 L	1	
	600 L	1	
	500 L	8	
飲料水袋	300 L	1	
	4 L	100	
	6 L	500	
	10 L	320	

5) 水質検査体制の整備

非常用の水源として、町内にある井戸、プール、防火水槽、ため池、河川等の比較的汚染が少ない水源について、保健所などの協力を得て事前及び災害時に水質検査を行い飲用の適否を調べる体制を整備する。

(2) 個人備蓄

各家庭において、日ごろから災害に備えて飲料水を備蓄し、また、生活用水として浴槽等に貯水するよう指導する。

(3) 井戸の活用

町民が所有する井戸で、災害時に開放できるものを、住民組織や自主防災組織単位で利用できるように災害用井戸としての指定を行い、災害時の町民の生活用水の確保を図る。令和5年4月現在、災害時協力井戸として、256件の登録がある。

また、町内の事業所が所有する井戸について、災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

4.3 生活必需品供給体制の整備

【自治防災課】

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が想定されることから、必要物資を確保できる体制を整備する。

備蓄は、県、本町、町民が行うものとし、埼玉県地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層による地震」による1日後避難者数の概ね3日分に相当する量を備蓄目標とする。

(1) 生活必需品等の確保

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

なおかつ、不足するときは、義援物資として広く援助を求める。協定業者に要請する生活必需品に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

必要な量は、以下のような方法で定める。

項目	内容
必要備蓄量の推定	<p>○備蓄目標（「関東平野北西縁断層による地震」への備え）</p> <p>県想定では避難者数は約5,185人であり、R5.4時点の人口は32,106人であることから、16.1%の避難を想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布（公的備蓄） <p>毛布は役場及び防災倉庫17箇所に2,400人分が備蓄されており、避難者数5,185人分の46.3%となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等 <p>指定避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について5,185人分の応急分を備蓄する。</p>

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

項目	内容
民間との災害時における協力	<ul style="list-style-type: none"> ○あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。 ○在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年把握、確認する。 ○災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく。 ○物資の配送等において、専門能力やノウハウを有する民間事業者の活用を検討する。

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

本町は、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

なお、検討の際には、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、指定避難所生活を想定した物資のほか、感染症対策に必要な物資、乳児や高齢者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資等の備蓄についても検討を行う。

4.4 防災用資機材等の備蓄

【自治防災課、建設課、上下水道課】

災害時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材の備蓄を図る。

(1) 防災用資機材等の確保

各指定避難所において、災害時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄を図るものとし、発災後不足する場合は県等に応援を要請する。備蓄の数量については、各指定避難所の収容人員の計画値等を目標に計画する。

項目	内容			
主な備蓄品目	○浄水装置	○発電機	○炊飯器	○かまどセット
	○非常用飲料水袋	○投光機	○懐中電灯	○防水シート
	○簡易トイレ	○仮設トイレ	○防災ルーム・簡易ベッド等	
	○防塵マスク	○移送用具（リヤカー、担架等）		
	○救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）			
	○道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋等）			
	○情報収集用の電池式ラジオ等			

(2) 自主防災組織の備蓄

地域住民により構成される自主防災組織等は、自らの活動に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

4.5 石油類燃料の調達・確保

【自治防災課、関係各課】

東日本大震災においては、石油基地の被災や供給ルートの途絶等により、燃料の供給不足が生じ、ガソリンスタンドには長蛇の列が生じた。

そこで、大規模災害時における石油類燃料の調達・確保の体制整備を図る。

(1) 石油類燃料の調達・確保

本町は、災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平常時から関係機関と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

本町は、災害時に特に重要な施設（病院、防災拠点など）で、町が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう石油元売業者との協定締結に努める。

また、本町は、燃料貯蔵設備の整備や、貯蔵施設の被災防止等による燃料の確保に努める。

第5 消防体制の整備

地震に伴い発生する火災は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがある。

地震火災による被害をできるだけ少なくするためには、日ごろからの出火防止を基本とした予防対策の推進が極めて重要である。

なお、本町は平成18年（2006年）から消防事務を深谷市に委託し、本町では消防団事務及び消防水利事務を行う体制をとっている。そのため、新しい枠組みに沿った消防体制の強化、施設の整備を行う必要がある。

- 5.1 出火防止対策の推進
- 5.2 初期消火体制の強化
- 5.3 火災の拡大防止対策

5.1 出火防止対策の推進

【消防本部、自治防災課】

(1) 一般火気器具からの出火防止

阪神淡路大震災の教訓の一つに、ライフラインの復旧に伴う電気器具等からの出火があった。そのため、地震発生後、避難するときなどはブレーカーを落とす等の方法を含め、その普及啓発を積極的に推進する。

また、火気器具等は過熱防止装置、対震自動遮断装置、対震自動消火装置等の安全装置付きが普及してきているが、今後ともこれらの器具の普及に努めるほか、住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 石油等危険物施設からの出火防止

町内にある危険物施設等からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入り検査を実施し、危険物の安全確保を指導する。

(3) 化学薬品からの出火防止

学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、地震による棚等からの落下や、容器の破損による出火の危険性が大きいため、これらの安全策を講じるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理を指導する。

(4) 予防査察等の実施

消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第16条の5の規定に基づき、同法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、並びに消防法施行令（昭和36年政令第37号）に掲げる防火対象物及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）に掲げる指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている事業所等に立ち入って、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項については是正指導を行う。

また、一般家庭には各種訓練を通じて、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

(5) 町民への予防広報

町民の防災知識の普及、向上及び防災思想の高揚を図るため、町広報紙への掲載、立看板、懸垂幕、ポスター掲示、広報車等による巡回広報、町内の児童を対象とした防火図画コンクールを実施する。

5.2 初期消火体制の強化

【消防本部、自治防災課】

火災の延焼を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、消防用設備等の適正化、家庭、事業所及び地域における自主防災体制の充実強化、並びに防災教育、防災訓練を通し町民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

(1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、災害時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

(2) 町民の防災行動力の向上

大規模災害発生時には消防力にも限界があり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民自治の精神に立って、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かう必要がある。このため、災害時に有効に機能するよう自主防災組織の活性化を図り、消防本部（花園消防署）と寄居町消防団、寄居町女性消防サポーターが一体となった火災発生防止のための活動体制の確立を図る。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

消防本部は、災害時における事業所の自主防災体制を確立するため、事業所に防災計画を樹立させるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体づくりを推進する。

防火管理者設置義務対象の事業所はもとより、設置義務のない小規模事業所においては、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

(4) 町民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、町民の防災行動力を高めるとともに、家庭、自主防災組織及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

また、本町は自主防災組織、事業所等と災害時対策の連携を図るため合同による防災訓練の実施を推進する。

5.3 火災の拡大防止対策

【消防本部、自治防災課】

同時多発火災や大規模火災の際には、町民及び事業所等の協力による出火防止や初期消火にもかかわらず、相当数の延焼火災の発生が予想される。

そのため、万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに消防体制の整備を推進する必要がある。

(1) 消防活動体制の整備強化

大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隣接地域の市町村との連携を深め、消防力の整備・増強を図る。

また、規模、地域別、風速別等を考慮した火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、「消防活動基準」を整備して職員を訓練し、災害時の活動要領の習熟を図る。

(2) 消防水利施設の整備強化

地震発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情にあった消防水利の増設と機能の確保を図る。

項目	内容
防火水槽の整備	学校、公民館、公園等の指定緊急避難場所、道路状況及び既設の防火水槽の配置状況等を勘案して増設を図る。
自然水利の確保	河川、水路、ため池等については、災害時に消防用水として流水を活用できるよう整備検討を行うとともに、公園等整備の際には、せせらぎ用水の確保や雨水利用施設の公共施設等への設置を検討する。

(3) 消防施設、資機材の整備

消防施設の増強とともに、救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防力の強化充実を図る。

(4) 消防団消防力の強化

災害時における消防団の初動体制の強化、常備消防隊との連携及び自主防災組織等との協力体制の充実を図るとともに、円滑に活動に取り組むことができるよう消防団器具庫の整備更新や簡易救助資機材の増強並びに各分団の消防車両を計画的に整備更新し、地域における消火、救助救援活動の充実を図る。

また本町は、消防団員の入団を促進するため、広報活動を行う。

(5) 自主防災組織資機材の整備

本町は、自主防災組織へ資機材を配備し、自主防災組織の消防活動力を強化することにより、災害時において消防本部等が通常の消防活動を実施することが困難になった場合、自主防災組織による迅速な初期消火活動及び地域の実情にあった細やかな対応を図る。

第6 災害時医療体制の整備

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。また、これらの負傷者が、特定の医療機関に集中した場合は、医療機能の低下や医薬品の不足等も予想される。

災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る。

- 6.1 防災医療システムの整備
- 6.2 初動医療体制の整備
- 6.3 後方医療体制の整備
- 6.4 要配慮者に対する医療対策
- 6.5 医薬品等の確保

6.1 防災医療システムの整備

【消防本部、健康づくり課】

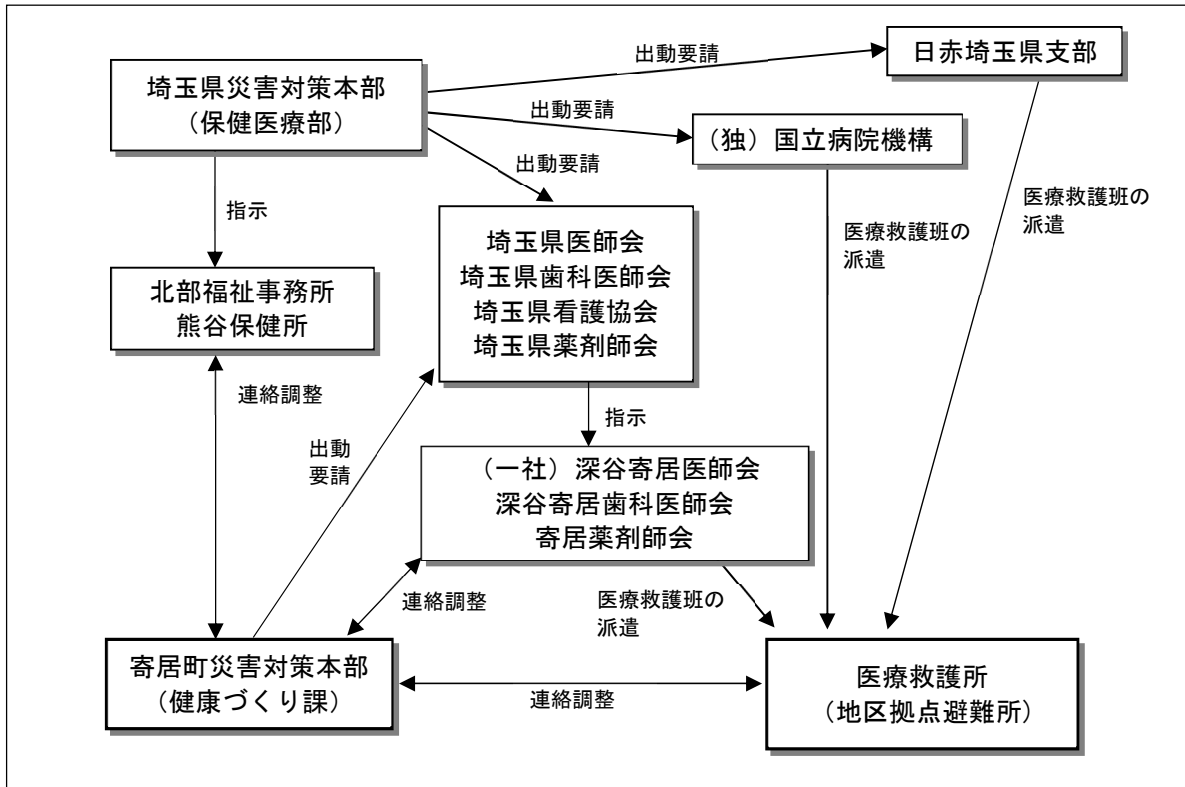
(1) 医療情報ネットワークの構築

町災害対策本部、医療救護所、救護医療機関及び防災関係機関は、医療情報を迅速に収集・伝達できるよう医療情報を共有化できる情報ネットワークの構築に努める。

(2) 通信機器の整備

医療救護所及び救護医療機関を含めた災害時に医療情報を迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

■医療情報ネットワーク



(3) 災害医療コーディネーターの導入要請

災害医療コーディネーターとは、災害時医療に関する物的資源、人的資源などの協調や調整を行う災害医療のスペシャリストのことで、災害医療を効率的に実施するための職業である。

本町は、県に対し災害医療コーディネーター制度の導入を要請していく。

6.2 初動医療体制の整備

【福祉課、健康づくり課、自治防災課】

(1) 医療救護所の設置

医師会、歯科医師会、薬剤師会、公的医療機関及び地域の自主防災組織との協議結果に基づき、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置に必要な予防対策を推進する。

項目	内容
設置場所	設置場所は、被災地に近接する拠点指定避難所とする。
必要資機材	医療救護所には、無線系通信機器等の必要資機材の整備を図る。

(2) 医療救護班の編成

医療救護班の構成は、最低限、医師1人、看護師1人、助手1人の3人編成とし、班構成及び必要な班編成は、災害の状況により医師会等との協議により確保する。

(3) 救護医療機関の指定

本町は、災害時の初期救護医療機関を、医師会と協議し指定する。

なお、本町（熊谷保健所管内）の県指定救急告示医療機関は、以下に示すとおりである。

■救急告示医療機関（熊谷保健所管内）

[令和5年2月28日現在]

施設名	所在地	電話番号	診療科目	病床総数
熊谷外科病院	熊谷市佐谷田 3811-1	048-521-4115	内・消内・消外・循内・外・整・形・脳・皮・泌・リハ・肛門	154
社会医療法人 熊谷総合病院	熊谷市中西 4-5-1	048-521-0065	内・外・小・産婦・耳・放・皮・泌・消内・眼・脳・整・リハ・麻	310
埼玉慈恵病院	熊谷市石原 3-208	048-521-0321	内・外・呼内・消内・消外・循内・整・リハ・泌・胃	160
医療法人啓清会 関東脳神経外科病院	熊谷市代 1120	048-521-3133	脳・神内・内・外・リハ・放・麻・歯外	149
熊谷生協病院	熊谷市上之 3854	048-524-3841	内・小	105
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511	内・外・小・放・皮・耳・眼・整・産婦・消・脳・泌・麻・形・小外・神内・精・循・心血・呼外・緩和ケア外科・歯外・病理	474
医療法人葵 深谷中央病院	深谷市原郷 500	048-571-8032	内・整・歯・リウ・リハ	72
医療法人社団優慈会 佐々木病院	深谷市西島町 2-16-1	048-571-0242	内・外・整・皮・胃・形・脳・循・リハ	129
皆成病院	深谷市西島町 3-11-1	048-574-1111	内・外・整・リハ	60
あねとす病院	深谷市人見 1975	048-571-5311	内・リハ・外	187
埼玉よりい病院	大里郡寄居町用土 395	048-579-2788	内・小・外・整・リハ・神内・循内・放・形・泌・胃外・歯外	145

(4) 災害時看護ボランティアの事前募集

災害時には、多数の負傷者が発生したり、交通網の寸断等により医療救護班の到着が遅れることも想定される。

このことから、医療救護体制の強化を図るため、救護所へ自力で到着でき、トリアージの補助や軽症者の応急処置に対応できる看護師、保健師、助産師、准看護師などの看護ボランティアの事前募集、登録の制度化を検討する。

(5) 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、指定避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。

6.3 後方医療体制の整備

【健康づくり課、自治防災課】

(1) 後方医療支援体制の確立

本町は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重症患者や、高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、県との協議の上確立を図る。

なお、県の救命救急センター、災害拠点病院は以下のとおりである。

■救命救急センター（埼玉県）

施設名	設置者	郵便番号	所在地	電話番号
◎ さいたま赤十字病院	日 赤	338-0001	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
◎○ 埼玉医科大学 総合医療センター	学校法人	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3411
深谷赤十字病院	日 赤	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院	防衛省	359-8513	所沢市並木3-2	042-995-1511
川口市立医療センター	川口市	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学埼玉医療センター	学校法人	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学 国際医療センター	学校法人	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-1111
自治医科大学附属 さいたま医療センター	学校法人	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
さいたま市立病院	さいたま市	336-8522	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	独立行政法人 国立病院機構	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101
社会福祉法人恩賜財団済生会 支部埼玉県済生会加須病院	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部	347-0101	加須市上高柳1680	0480-70-0888
○ 埼玉県立小児医療センター	埼玉県	330-8777	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200

注) 「施設名」欄の「◎」は高度救急救命センター、「○」は小児救命救急センターを示す。

■災害拠点病院（埼玉県）

病院名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目	病床数
川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525	内・循・小・精・外・整・脳外・形・泌・皮・産・眼・耳・リハ・歯外・放・麻	539
自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111	内・外・整・脳外・心外・泌・皮・眼・耳・リハ・麻・放・婦・歯外・循・小	608
埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3411	内・循・神精・小・外・心外・整・形・脳外・泌・皮・産・眼・耳・リハ・歯・放・麻・呼外・美・神内・呼・消・リウ・歯外	1053
北里大学 メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212	内・循・神内・小・外・整・脳外・形・泌・皮・産・眼・耳・リハ・放・麻・呼内・消内・腎内・内代謝内・腫内・消外・呼外・乳外・救命・精	372
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	347-0101	加須市上高柳 1680	0480-70-0888	内・呼内・消内・脳内・糖尿病・内分内・腎内・漢方内・血内・循・小・外・呼外・乳外・心外・脳外・泌・耳・眼・皮・整・形・救命・リハ・放・麻	304
深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511	内・外・小・放・皮・耳・眼・整・産婦・消・脳・泌・麻・形・小外・神内・精・循・心血・呼外・緩和ケア外・歯外	474
さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111	内・循・小・精・外・整・脳外・心外・泌・皮・産・眼・耳・リハ・神内・消・呼・麻・呼外・形・緩和ケア内科・放治・放診・歯外・病理	605

病院名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目	病床数
獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048- 965-1111	内・呼・消・循・小・精・外・整・脳・心外・泌・皮・産・眼・耳・小外・放・麻・腎内・神内・形	723
さいたま市立病院	336-8522	さいたま市 緑区三室 2460	048- 873-4111	内・循内・小・外・整・脳外・心外・泌・皮・産・眼・耳・神内・小外・麻・放・精・歯・消内・新生児内・救命・呼外	567
防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木 3-2	04- 2995- 1511	内・循内・神内・小・精・外・整・脳・心外・形・泌・皮・産・眼・耳・リハ・歯外・放・麻・腎内・内代謝内・消内・感染症・呼内・血内・消外・呼外・乳腺・内分泌外科・小外・がん・薬物療法・腫瘍内	800
埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048- 253-1551	小・精・外・整・脳外・泌・皮・産・眼・耳・内・放・消内・麻・循内・神内・呼内・産・精・呼外・血外・糖内分内・腎内・病理・臨床	400
埼玉医科大学 国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042- 984-4111	内・神内・外・呼外・心外・小外・整・脳・形・精・小・皮・泌・婦・耳・リハ・放・歯外・呼・循・消・麻	700
社会医療法人社幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048- 552-1111	内・循内・消内・消外・呼内・神内・リウ・外科・肛・整・脳・皮・泌・眼・耳・小・麻・放・リハ・心内・ペ内・ペ外	504
新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480- 26-0033	内・呼内・循内・消内・糖内内科・腎内・神内・外・呼外・整・脳外・形・皮・泌・婦・眼・耳・リハ・放・麻・救命	300
独立行政法人 国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048- 462-1101	内・神内・呼内・消内・循内・小・小外・消外・乳外・整・形・脳外・呼外・心外・皮・泌・産・眼・耳・リハ・放・麻・精・歯・内視内・内視外	350
草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048- 946-2200	内・外・眼・整・小・皮・放・消内・耳・循内・産婦・泌・麻・精・呼内・脳・リハ・歯外・血内・内代謝内・救急・腎内・心外・膠原病	380
埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山 町毛呂本郷 38	049- 276-1111	内・外・小・脳・整・皮・麻・泌・眼・耳・産婦・放・形・歯・救・精・リハ・循・呼内・消内・消外・神内・小外・呼外・心外・美・病理・矯正・リウ	972
さいたま市民医療 センター	331-0054	さいたま市 西区島根 299-1	048- 799-5151	内・循内・消内・呼内・糖内分内・血内・腎内・脳内・外・消外・乳腺・内分泌外科・脳外・整・小・皮・泌・耳・放・病診・リハ・アレ・内（化学療法）、外（化学療法）、麻・救命	340
上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048- 773-1111	内・循内・消内・脳内・糖内・膠原病・腎内・血内・呼内・呼腫内・肝内・アレ・感内・腫内・緩和ケア内・心内・小・産婦・外・整・脳外・心外・消外・肝外・乳外・呼外・気管食道外・肛外・内視外・小外・泌・女泌・耳・頭頸部外・眼・形・美・皮・麻・救命・放診・放治・病理・臨床・リハ・歯外・総合診療（院内標榜）・臨床遺伝（院内標榜）	733
羽生総合病院	348-8505	羽生市下岩瀬 446	048- 562-3000	内・呼内・循内・消内・漢方内・外・呼外・心外・消外・整・脳外・小・産婦・眼・耳・リハ・皮・泌・放・放治・病理・臨床・歯外・救命・麻・神内	311

病院名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目	病床数
埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200	総合診療・新生児・代・内分・消・肝・腎・感染免疫・アレ・血液・腫・遺伝・循・神・精・小外・移植外・心外・脳外・整・形・泌・耳・眼・皮・小歯・集中治療・救急診療・外傷診療・麻・リハ・放・病理・臨床	316
戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町1-19-3	048-442-1111	内・呼内・脳内・循内・消内・アレ・リウ・外・呼外・乳外・心外・整・脳外・消外・形・婦・小・皮・泌・腎内・移植外・眼・放・耳・救命・麻・緩和ケア内・精・病理・リハ	517

(2) 搬送体制の整備

医療救護所から町内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは町外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、町公用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

なお、県には平成3年4月1日から運航を開始した埼玉県防災航空隊（防災ヘリ）があり、傷病者の搬送等にも活用されている。また、平成19年10月26日から埼玉医科大学総合医療センターでドクターヘリの運用が行われている。

項目	内容
搬送順位	負傷者の搬送に当たっては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。
搬送経路	負傷者の搬送に当たっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

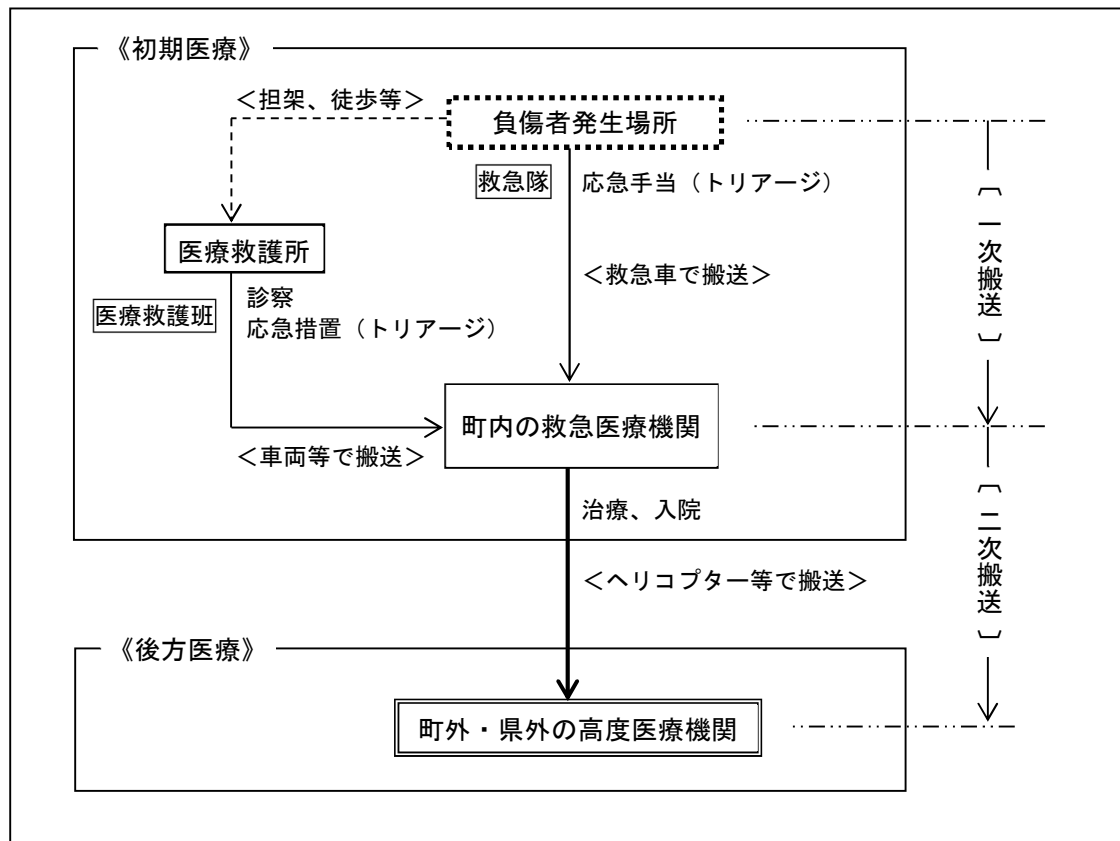
(3) 臨時ヘリポートの設置

本町では、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、臨時ヘリポート基地を設置する。なお、現在は臨時ヘリポート指定地が1箇所であるが、他の候補地を選定し迅速な輸送力確保に努めるようにする。

■臨時ヘリポート指定地

施設名	所在地	備考
寄居運動公園	大字折原 1856	転圧地で散水の必要性有り

■負傷者搬送体制の流れ



6.4 要配慮者に対する医療対策

【福祉課、健康づくり課】

指定避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災町民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

(1) 救急医療情報キットの普及拡大

本町は、かかりつけ医や持病などの救急情報や薬剤情報提供書（写し）、診察券（写し）、健康保険証（写し）などの情報を筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管するようにした「救急医療情報キット」を配布しており、災害時の医療活動等にも活用できることから、普及拡大に努める。

(2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケアに対応できる要員を確保しておく。

(3) 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。

(4) ぼうこう又は直腸機能障害者への医療対策

ぼうこう又は直腸障害者に対するストーマ装具の提供が可能な体制を整える。

6.5 医薬品等の確保

【健康づくり課】

災害時に不足すると考えられる医薬品等の確保に関する予防対策を推進する。

本町の医薬品の確保は、以下の方策をもって推進する。

(1) 医薬品等の備蓄

本町は、災害時に医療救護班、医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、医師会及び薬剤師会等関係機関と協議の上整備を図る。

(2) 医薬品等の調達

本町は、災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、医薬品卸売業者等との協定を締結するなどの調達体制の整備を図る。

第7 緊急輸送体制の整備

災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、町内の各防災拠点をつなぐ道路を選定し緊急輸送道路として指定する必要がある。

また、救援物資や応急活動人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る。

7.1 緊急輸送路の確保

7.2 緊急車両の確保

7.1 緊急輸送路の確保

【建設課、自治防災課、県】

本町は、災害時に緊急輸送に用いる道路の通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

(1) 緊急輸送道路の指定

1) 県指定の緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路のうち本町の区域を通る緊急輸送道路を以下に示す。

■ 県指定緊急輸送道路（本町関連）

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする。	○関越自動車道 （新座市片山（都境）～上里町五明（群馬県境）） ○国道140号 （熊谷市石原（国道17号との交差点）～寄居町大字末野（バイパス分岐点）） ○国道140号バイパス （寄居町大字末野（バイパス分岐点）～寄居町大字風布（皆野寄居有料道路起点）） ○国道254号 （川越市小仙波（国道16号との交差点）～神川町肥土（群馬県境）） ○皆野寄居有料道路西関東連絡道路 （寄居町大字風布（皆野寄居有料道路起点）～皆野町皆野（皆野寄居有料道路終点））
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	○国道140号 寄居町大字末野（バイパス分岐点）～皆野町皆野（皆野寄居有料道路終点） ○国道254号 （小川町大字小川（熊谷小川秩父線との交差点）～寄居町大字富田（254号バイパスとの交差点））
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	○主要地方道深谷寄居線 （深谷市榎合（熊谷児玉線との交差点）～寄居町大字桜沢（国道254号との交差点）） ○町道111号線 （寄居町大字寄居201-1～寄居町大字寄居1612-1）

区 分	基 準	該当道路（区間）
		○町道 112 号線 （寄居町大字桜沢 596-3～寄居町大字寄居 1154-6） ○町道 207 号線 （寄居町大字寄居 1184-1～寄居町大字寄居 1173） ○町道 226 号線 （寄居町大字牟礼 1523-4～寄居町大字牟礼 1024-5） ○町道 E063 号線 （寄居町大字牟礼 902～寄居町大字牟礼 1635-1） ○町道 E091 号線 （寄居町大字牟礼 1631-1～寄居町大字牟礼 1613-4） ○町道 227 号線 （寄居町大字牟礼 179-1～寄居町大字今市 1244-1） ○町道 4825 号線 （寄居町大字今市 52-1～寄居町大字今市 63-2） ○県道赤浜小川線 （寄居町牟礼 1148 番～寄居町牟礼） ○県道菅谷寄居線 （寄居町牟礼 1489 番～深谷市荒川 154 番）

2) 町指定の緊急輸送道路

本町は、町内に配置された主要幹線道路、幹線道路が県の緊急輸送道路として指定されているため、指定を行わない。

3) 緊急輸送道路及び沿線の整備

本町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

4) 応急復旧時の活動体制の整備

本町は、災害時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国土交通省、県、近隣市町村、警察、自衛隊、建設業界等との協力体制をあらかじめ整備する。

5) 町民への周知

本町は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より町民へ周知する。

また、災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を町民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

(2) 道路啓開のための準備

本町は、災害時の道路の障害物除去による道路啓開を迅速に行うため、道路啓開のための優先順位の設定や作業の割り当て等の計画をあらかじめ立案する。

(3) 道路交通情報の収集及び広報体制

本町は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、県及び防災関係機関との連携体制により整備に努める。

(4) 応急復旧用資機材の整備

本町は、災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

(5) 輸送施設・拠点の確保等

本町及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）について把握・点検する。また、本町、国及び県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

7.2 緊急車両の確保

【総務課、自治防災課】

災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送を効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

(1) 輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、本町が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

(2) 調達体制

本町は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、災害時に迅速に調達できるよう関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(3) 緊急輸送車両等の事前届出の推進

本町は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の埼玉県公安委員会への事前届出を推進する。

第8 要配慮者対策

大規模災害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合、要配慮者が適切な防災行動をとることは容易でなく、災害時、被害を受ける場合が多い。特に、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である避難行動要支援者に対しては、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援が必要となる。

このため、本町は、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を推進する。

- 8.1 在宅要配慮者に対する安全対策
- 8.2 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策
- 8.3 保育所等における安全対策
- 8.4 外国人に対する安全対策

8.1 在宅要配慮者に対する安全対策

【福祉課、自治防災課、消防本部】

(1) 全体計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、本計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の状況把握

要配慮者情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活の自立度、かかりつけ医等）の整理・保管による要配慮者の所在や介護体制を把握する。

また、プライバシー保護に配慮しつつ、消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等との要配慮者情報の共有化等による連携を進める。

項目	内容
避難時に特に支援を必要とする者の把握	<p>町は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）の範囲について、次のとおり設定する。</p> <p>生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方</p> <p>①75歳以上の一人暮らし、もしくは世帯全員が75歳以上の高齢者世帯で避難支援を必要とする方</p> <p>②要介護認定区分3・4・5の認定を受けている方で避難支援を必要とする方</p> <p>③障害者手帳（身体1・2級、療育①・A、精神1級）の交付を受けている方で避難支援を必要とする方</p> <p>④町の生活支援を受けている難病患者</p>

項目	内容
	<p>⑤その他避難支援が必要と判断される方</p> <p>また、所管業務遂行上の必要から介護を必要とする者の避難行動要支援者名簿・資料を整理保管しておく。避難行動要支援者名簿の活用にあたっては、対象者のプライバシー保護の立場から、必ず事前に本人もしくは家族の同意を得ることとし、その管理にあたっては十分な配慮を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者情報（台帳・ファイル等）の整理 ・避難行動要支援者情報の共有化による迅速な対応

(3) 自主防災組織や地域支えあいの会による見守り活動の展開

発災時は自主防災組織が要配慮者の安否確認を行うため、本町は自主防災組織に対して、あらかじめ安否確認を行う災害の基準や活動マニュアルの作成を働きかける。

また、地域支えあいの会は、平常時の見守り活動の中で見守り事業等登録台帳掲載者の状況を把握し、事前に自主防災組織、消防団との情報共有に努める。

(4) 緊急時通報システムの普及及び利用促進

本町は、災害時における的確かつ迅速な救援活動を行うため、要配慮者（高齢者及び障害者）に対する緊急時通報システムの普及及び利用促進を図る。

(5) 防災知識の普及・啓発

要配慮者及びその介護者を対象に、パンフレット、ちらしなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

項目	内容
防災知識の例	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭における家具の固定等、身の回りの安全化 ○食料・飲料水の備蓄 ○要配慮者への福祉避難所の周知 ○避難生活での心得の周知

(6) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

本町は、避難行動要支援者に対する安否確認、避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。また、避難行動要支援者名簿の更新は、原則年1回更新することとするが、登録情報の変更が著しい場合は、状況に応じて適宜更新する。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

項 目	内 容
避難行動要支援者名簿の記載事項	①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(7) 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

本町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者本人の同意を得て、避難支援等関係者（消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等）に対し、平常時から名簿情報を提供し、共有する。

また、本町は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められる場合は、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供できるものとする。

(8) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の管理にあたって、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の情報を他団体に漏らさないこと、避難行動要支援者名簿を目的以外に使用しないこと、避難行動要支援者名簿の紛失等がないように適正な維持管理をすること、避難行動要支援者名簿の複写又は複製をしないことを遵守しなければならない。これに反する事態が生じた場合、本町は必要に応じて避難支援等関係者に対し登録情報の保護に関する指示又は調査を行うなど、速やかに適切な措置を講じる。

(9) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とし、本町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(10) 個別避難計画の作成

1) 個別避難計画の作成と管理

本町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実状を踏まえつつ、町関係各課、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

2) 地区防災計画との整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。さらに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3) 個別避難計画の提供

本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(11) 避難路、指定避難所等のバリアフリー化

本町及び県は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす利用者にも支障のない出入口のある指定避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等避難行動要支援者を考慮したバリアフリー化を推進する。

また、本町、県、その他の公共機関は避難行動要支援者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、その他の集客施設に対して、県、本町は、これを促進する。

(12) 要配慮者に配慮した指定避難所運営体制の整備

要配慮者等に対して可能な限り配慮した指定避難所の生活が提供できるよう、指定避難所の運営計画を策定する。

項目	内容
要配慮者への配慮例	障害者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うための文字放送テレビやFAXの設置、携帯電話の文字メールの活用、手話通訳者や要約筆記者の確保等、要配慮者を考慮した生活援助物資備蓄及び調達先の確保等

(13) 防災訓練の実施

本町は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

(14) 地域との連携

1) 役割分担の明確化

本町は、町内をブロック化し指定避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

2) 社会福祉施設との連携

本町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

3) 見守りネットワーク等の活用

本町は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(15) 相談体制の確立

本町及び県は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

8.2 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策

【福祉課、自治防災課】

(1) 災害対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模災害の発生を想定した災害対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、本町は、これを指導する。

1) 緊急連絡体制の整備

項目	内容
職員招集のための連絡体制の整備	施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。
安否情報の家族への連絡体制の整備	施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

2) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の指定避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

3) 施設間の相互支援システムの確立

本町と県は、災害時に施設の建物が破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受入れることができるよう体制の整備を行う。

4) 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の指定避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受入れるための体制整備を行う。

5) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

6) 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を最低3日間（推奨1週間）分の備蓄に努める。

項目	内容
備蓄物資	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用食料（老人食等の特別食を含む） ○照明器具 ○飲料水 ○熱源 ○常備薬 ○移送用具（担架、ストレッチャー等） ○介護用品

(2) 避難確保計画の策定

水防法又は土砂災害防止法に基づき、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域等の区域内にある社会福祉施設等のうち、本計画にその名称と所在地が記載された施設は、避難確保計画を策定し、それに基づく訓練を実施する。なお、災害対策計画をすでに策定している場合は、水防法第15条の項目に基づく必要事項を追記することで、災害対策計画を避難確保計画に替えることができる。

(3) 防災教育の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定する災害対策計画について周知徹底に努める。

(4) 防災訓練の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等との合同訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するように努める。

(5) 地域との連携

施設管理者は、災害発生直後の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について、協力が得られるよう平常時から近隣の区やボランティア団体との連携に努める。

また、本町は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

8.3 保育所等における安全対策

【子育て支援課、自治防災課】

本町は、保育所等において、上記の社会福祉施設と同様に、災害対策マニュアルの策定、避難誘導體制の整備、施設の耐震性の確保、防災訓練の充実に努める。

あわせて、災害時には、施設内で保護者に乳幼児の引き渡しを行うため、引き渡しが完了するまでに必要となる非常用食料、飲料水（3日分程度）の備蓄に努めることとし、民間の施設に対しても同様の指導を行う。

8.4 外国人に対する安全対策

【自治防災課】

(1) 外国人の所在把握

災害時において外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援が実施できるよう、平常時から外国人の所在についての把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

県と本町は、外国語に翻訳した防災に関するパンフレットを作成、配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(3) 防災訓練の実施

本町は、外国人の防災への認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

(4) 通訳・翻訳ボランティアの確保

本町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

(5) 誘導標識・指定避難所案内板等の設置

本町は、誘導標識、指定避難所案内板等について、地図やアルファベットを併記するよう努める。

(6) 訪日外国人の安全確保

災害時の訪日外国人旅行者の安全確保を図るため、国土交通省観光庁が平成26年10月に定めた手引き「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」をもとに、具体的な対策を検討する。

第9 帰宅困難者対策

令和2年国勢調査によると、本町に常住する就業者・通学者のうち9,777人の町民が他市区町村に通勤・通学（県内へは8,580人、県外へは1,011人（東京都583人、群馬県330人、その他98人））しており、大規模地震が発生した場合には、多くの人が県内・外で帰宅困難になることが予想される。

そのため、本町は町民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発活動を行う。また、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を関係機関と協議、実施するほか、徒歩帰宅者に対する支援策を検討する。

なお、帰宅困難者が発生した場合、必要に応じて一時的に滞在する場所として、指定避難所等へ誘導する。

- 9.1 帰宅困難者の把握
- 9.2 帰宅困難者への啓発等
- 9.3 帰宅困難者対策協議会（仮称）の設置
- 9.4 企業等における帰宅困難者対策
- 9.5 学校における帰宅困難者対策

9.1 帰宅困難者の把握

【自治防災課】

(1) 帰宅困難者の定義

大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止する等により、外出先で足止めされることとなる。

このため、徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

(2) 帰宅困難者数の把握

平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書によると、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本町では休日18時の帰宅困難者が最も多く、8,413～9,483人にのぼると予測されている。

また、令和2年国勢調査によると、本町から都内へ通勤・通学している者は583人であり、都内へ通勤通学する者のほとんどが帰宅困難になると考えられる。

9.2 帰宅困難者への啓発等

【自治防災課】

(1) 町民への啓発

「自分の命は自らが守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

(2) 安否確認方法についての広報

災害用伝言ダイヤル“171”等を利用した安否等の確認方法について広報する。

(3) 事業所等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食料の備蓄や情報の入手手段の確保
- 災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保

(4) 関係機関との連携

項目	内容
埼玉県石油業協同組合との協定	ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。
徒歩帰宅支援者に対する支援の検討	徒歩帰宅支援者に対する支援について、関係機関との連携を検討していく。

(5) 徒歩帰宅訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施することにより、町民への啓発のほか、県及び都、県内市町村との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する支援方策を検証・検討していく。

9.3 帰宅困難者対策協議会（仮称）の設置

【自治防災課】

県、本町、鉄道事業者、駅周辺事業者及び警察等で構成する帰宅困難者対策協議会（仮称）を設置し、平常時から災害に関する情報交換などを実施し、災害時において迅速な対応が可能となる体制を構築する。

9.4 企業等における帰宅困難者対策

【自治防災課】

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

9.5 学校における帰宅困難者対策

【自治防災課】

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第10 遺体の埋火葬・防疫対策

東日本大震災時には、火葬場の被災や燃料不足、多くの遺体が発生したことによる火葬場の処理能力を超えたことなどにより、一時的に土葬が行われた。このように、大規模災害が発生した際には、火葬場の処理能力を超える遺体処理が必要となることが予想されるため、対策を講ずる必要がある。

また、災害が発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように体制、防疫用資機材の備蓄及び確保する必要がある。

- 10.1 埋火葬のための資材・火葬場の確保
- 10.2 防疫対策

10.1 埋火葬のための資材・火葬場の確保

【生活環境エコタウン課、自治防災課】

(1) 資材の確保

災害時に棺、ドライアイスなどの埋火葬資材が不足する場合に備えて、あらかじめ関係業者等との協定を締結するなどの事前対策を行う。

(2) 遺体安置所の整備

大規模な災害時には死者が多発し、火葬場の処理能力が追いつかない場合が想定される。そのため、遺体安置所として使用できる施設をあらかじめ確保するとともに施設管理者と協議を行い、遺体安置に関する役割分担を明確にする。

(3) 火葬場の確保

災害時の火葬場の確保のため、関係業者や近隣市町村等の火葬場と協定を締結し、災害時に迅速に火葬が行えるよう努める。

10.2 防疫対策

【生活環境エコタウン課、自治防災課】

本町は、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立しておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

第11 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、ボランティア団体等との連携を推進する。

11.1 連携体制の整備

11.2 県災害ボランティア登録制度の周知

11.1 連携体制の整備

【福祉課、県】

(1) ボランティア意識の啓発

本町は、社会福祉協議会、関係機関・団体と連携して、町民に対してボランティア意識の啓発に努める。

特に、「防災とボランティアの日」や「防災とボランティア週間」を中心に活動を行い、また、防災の日等に行う防災訓練には、ボランティアの積極的な参加を求める。

(2) ボランティア活動の環境整備

現在、町内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動している。

災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待されるため、日ごろからボランティア団体等との関係構築に努める。

11.2 県災害ボランティア登録制度の周知

【福祉課、県】

県は、災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグループを対象として、災害ボランティア活動の登録制度を創設している。

本町は、町民・事業所等に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録の呼び掛けに努める。

項目	内容
災害ボランティアの活動内容	○一般作業（専門分野を持たずに労働力を提供） 炊き出し、清掃、救援物資の仕分けなど ○特殊作業 通訳、医療、通信、消防、介護、輸送など ○災害ボランティアコーディネート業務

第12 応急仮設住宅対策

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できないり災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置し、また本町はその設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

そのため、被災者に対する指導・相談等を実施するとともに、あらかじめ災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立する。

また、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備する。

12.1 応急措置等の指導・相談

12.2 応急仮設住宅の用地の確保

12.3 応急仮設住宅用資機材の確保

12.1 応急措置等の指導・相談

【都市計画課】

本町は、建築物の被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のため、住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

12.2 応急仮設住宅の用地の確保

【都市計画課】

本町は、速やかに仮設住宅を建設するため、町有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しておく。

(1) 応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による被害想定結果から得られた建物被害の全壊棟数、及び焼失棟数等を参考に検討する。

■建物被害（全壊棟数）

区 分		棟 数
揺れによるもの	木造建築物	2,257 棟
	非木造建築物	137 棟
	計	2,393 棟
火災	焼失数	261 棟
土砂災害	急傾斜地崩壊	8 棟

注1) 焼失数は、冬18時、風速8m/sの時の値である。

注2) 推計値のため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成26年3月、埼玉県

(2) 応急仮設住宅用地の選定

本町は、以下に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、建設に適切な予定地を選定する。

項目	基準
予定地の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水が得やすい場所 ○保健衛生上適当な場所 ○交通の便を考慮した場所 ○居住地域と隔離していない場所 ○豪雨等による浸水被害や土砂災害等の被害にあわない場所 ○電気・ガスの供給が出来る場所 ○汚水排水処理に適している場所 ○通風換気に適している場所 等

■ 応急仮設住宅用地の候補地

候補地名	所在地	面積(m ²)	備考
用土グラウンド	大字用土 133-1 他	50,500	約 440 戸

注)「備考」欄の戸数は、住宅用地の有効面積を面積全体の80%、1戸当たりの面積を90m²程度として想定した。

12.3 応急仮設住宅用資機材の確保

【都市計画課】

本町は、(一社)プレハブ建築協会、(一社)埼玉県建設業協会及び関係団体等との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

第13 その他の災害予防

- 13.1 孤立化地域対策
- 13.2 リ災証明書の発行体制の整備
- 13.3 がれき処理等廃棄物対策
- 13.4 被災中小企業支援
- 13.5 文化財の災害予防

13.1 孤立化地域対策

【自治防災課、福祉課】

本町は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

(1) 孤立のおそれがある地区の状況把握

本町は、地理的特性等を参考に、孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。

また、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、本町、県、国及び指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町及び県に連絡する。さらに、本町及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な要配慮者の有無の把握に努める。

■ 孤立のおそれがある地区

- 平成26年2月の大雪で孤立した地区
- 集落につながる道路等において迂回路がない地区
- 集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い地区
- 地すべり等土砂災害危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い地区
- 架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い地区

(2) 救援実施に必要な体制整備

- 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。
- 孤立するおそれのある地区においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。

- 孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。
- 気象警報等を基に被災前に指定避難所を開設する等、孤立集落を生まない取組を検討する。

(3) 地域コミュニティによる支援機能の強化

地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になるため、地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

(4) 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

本町及び県は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

13.2 り災証明書の発行体制の整備

【税務課】

本町は、被災者支援を迅速に行えるよう、り災証明書の発行体制を整備する。

(1) 発行体制の整備

本町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(2) 支援システムの活用

本町は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(3) 被災写真の撮影

本町は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図る。

13.3 がれき処理等廃棄物対策

【生活環境エコタウン課】

本町は、衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。
また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。
具体的な内容は、「寄居町災害廃棄物処理計画」による。

(1) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

- あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

- 仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。
- 仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

(2) 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

- 仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。
- 仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。
- 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

(3) 生活ごみ・し尿の適正処理の体制確保

- 指定避難所のごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。
- 生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

(4) 広域連携による廃棄物処理

本町は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

13.4 被災中小企業支援

【産業振興企業誘致課】

被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

(1) 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

本町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

13.5 文化財の災害予防

【生涯学習課】

かけがえのない文化財を災害から保護するため、本町は、国指定文化財、県指定及び町指定文化財について、消防法に基づく消防用設備等の設置を推進していくとともに、文化財の所有（管理）者に対しては、平常時においても、特に火災予防について十分な指導を図る。

また、建造物や史跡名勝天然記念物など屋外にある文化財については、特に自然災害による被害を受けやすいので、その予防に十分留意する。

(1) 文化財の災害予防

文化財の防火対策を強化するため、次の事項について徹底を期する。

項目	内容
火災予防体制	<ul style="list-style-type: none"> ○防火管理体制の整備 ○文化財に対する環境の整備 ○火気使用の制限 ○火気の厳重警戒と早期発見 ○自衛消防と訓練の実施 ○火災発生時における措置の徹底
防火施設の整備強化	<ul style="list-style-type: none"> ○自動火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化 ○消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化 ○避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財に対する防災思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動 ○所有者に対する教育 ○管理保護についての助言と指導 ○防災施設に対する助成

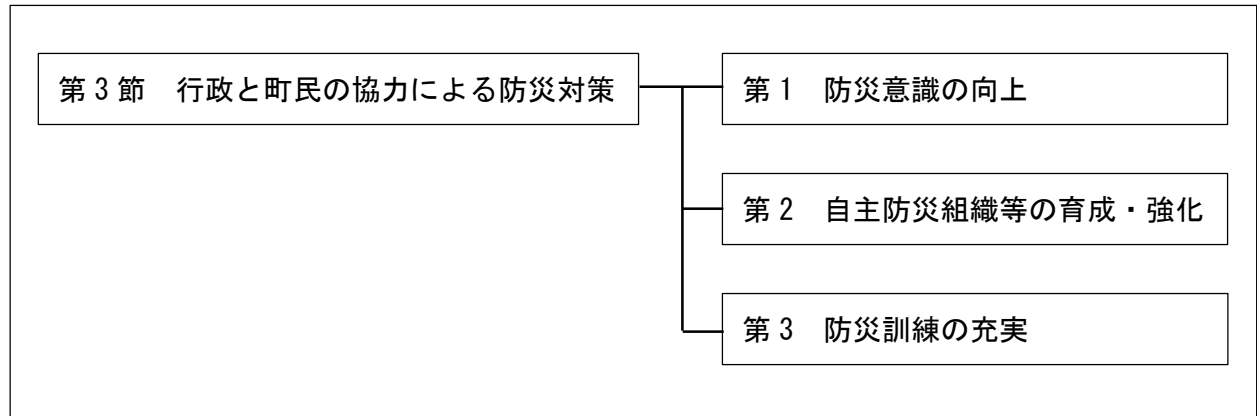
(2) 文化財の現況把握

本町の文化財の指定状況については、資料編のとおりである。

⇒ 資料編 資料 2-10 『文化財一覧』（資料集 P143）

第3節 行政と町民の協力による防災対策

町民や事業所等が、「自分の命は自らが守る」を基本として、日ごろの備えを行うことが災害時の的確な対応につながり、被害の軽減に寄与する。このことから、本町は、自主防災組織の育成強化、町民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、町民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。



第1 防災意識の向上

本町は、町民に対し、生涯を通じて体系的な教育を行うことにより、町民の災害対応力を高めるとともに、町民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習に取り組むための環境の整備を行う。

1.1 啓発活動の推進

1.2 防災教育の推進

1.1 啓発活動の推進

【自治防災課、産業振興企業誘致課、県】

(1) 広報紙・町公式HP等による啓発

町の広報紙や公式HP等に防災関連記事を随時掲載し、広く町民に防災知識の普及啓発を図る。

(2) PR資料の作成配布

防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のPR資料を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。

(3) ハザードマップの周知徹底等

ハザードマップの周知徹底に努め、地域・個人として災害時にどのように行動すべきか確認するよう促す。

また、ハザードマップは必要に応じて、更新及び充実化を行う。

さらに、自治会等による地区別ハザードマップの作成を推進し、支援する。

なお、ハザードマップは想定されたシナリオの一つであることを、常に考慮しておくよう町民に対して周知していく。

(4) 行政と住民の協力による里山保全への取組

里山に近接した住宅地等の安全を確保するため、今後、本町は県に働きかけを行い里山保全イベント等の開催を検討する。イベントを通じて自主防災組織やボランティア等との協働による植林作業や下草刈り、里山の歴史や役割などの学習機会を設けるなど、里山の保全を通じた防災対策を推進する。

(5) マスメディアの活用

本町は、テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じた広報活動を行い、町民の防災意識の向上を図る。

(6) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の普及啓発

緊急地震速報（震度6弱以上の場合は、地震（地震動）特別警報に相当）や武力攻撃情報など、すぐに対処しなければならない事態が発生した場合に、人工衛星と防災行政無線を利用して瞬時に警報などを伝えるシステムである全国瞬時警報システム（J-ALERT）や、携帯電話のメール配信等の通信システムについて普及啓発を行い、住民への情報伝達手段の充実を図る。

1.2 防災教育の推進

【自治防災課、教育指導課、消防本部】

(1) 町民への防災教育

本町は、火災予防運動、国民安全の日（7/1）、防災の日（9/1）、救急の日（9/9）、防災とボランティアの日（1/17）、危険物安全週間等の行事を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を町民に広く普及させる。

加えて、家族間での避難方法を事前に決めておくなど、避難などに関する心得を普及させると同時に、各家庭への地震保険の普及促進に務める。

また、住民組織及び自主防災組織を対象として、自主防災組織の結成及び活動の活性化、防災意識の向上のためのビデオの貸し出しを行い、防災知識を広く普及させる。

1) 町民等に普及すべき防災知識

- 自助・共助・公助の考え
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災、令和元年東日本台風等の災害教訓の伝承
- 町民の災害時の行動、指定避難所や指定緊急避難場所での行動、注意事項、必要な備蓄品目等
- 指定避難所や指定緊急避難場所
- 安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所
- 避難経路
- 要配慮者や女性等への配慮の必要性
- 災害時の声かけ行動の重要性
- 受援力の強化
- 支援物資の送り方やボランティア活動など被災地支援に関する知識
- 地震や気象災害に関する情報
- 生活再建に資する行動
- その他必要事項

■家庭内の三つの取組の普及

町民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。本町は、三つの取組を中心に、町民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

- ①家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。

- ②災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- ③家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

2) 適切な避難行動に関する普及啓発

① 適切な避難行動

町民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとれるよう、本町は正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。

② マイ・タイムラインの作成

水害はある程度予測可能な災害であることから、町民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など、適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

■マイ・タイムライン作成のポイント

項目	内容
事前の確認	<p>○住んでいる場所の特徴 住んでいる場所が浸水エリアや土砂災害区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認</p> <p>○避難先の想定 住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅が安全が確保できる場合は「在宅避難」……自宅待機 ・避難が必要な場合は「立退き避難」……指定緊急避難場所、安全な場所にある親戚・知人宅等 ・避難が必要だが困難な場合は近隣への「立退き避難」若しくは「屋内安全確保」 <ul style="list-style-type: none"> ……近隣の安全な場所：3階建て以上の強固な建物（浸水する深さ5m未満の場合）、小高い場所 ……家の中の相対的に安全な場所：上の階、がけから離れた部屋
情報の入手	<p>気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。</p>
早めの避難	<p>警戒レベル4：避難指示までに危険な場所から必ず全員避難</p>

出典）県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」

(2) 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、発達段階に即した指導をする。

項目	内容
学校行事としての防災教育	<p>防災意識を高めるため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練等を実施する。</p> <p>また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。</p> <p>さらに、学校における消防団・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</p>
教科等による防災教育	<p>各教科等を通じ、災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等について学習する。現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。</p>
教職員に対する防災研修	<p>災害発生時の教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害発生時に特に留意する事項等について研修を深め、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。</p>

(3) 社会教育における防災教育

公民館等の社会教育施設において防災教室等の町民への学習の場を設けるとともに、PTA・婦人会等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

(4) 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要である。そのため、本町は、事業所における防災教育の充実に向けた積極的な指導を行う。また、事業所における自主的な防災対策を促進するため、事業継続計画（BCP）の作成に関する啓発を行う。

1) 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

項目	内容
病院及び社会福祉施設における防災教育	<p>病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。</p> <p>夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日ごろから防災意識の向上に努める。</p>
その他不特定多数が集まる施設	<p>大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。</p>

(6) 町職員の防災教育

町職員に対しては、防災意識の向上に努めるとともに、災害時の率先した行動、災害対応の強化、全庁挙げての防災への取組強化等を実施する。

また指定避難所運営担当職員に対しては、女性などへの配慮の必要性について、十分に認識させる。

(7) 防災知識の普及における要配慮者等への配慮

防災知識の普及を実施する際は、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、自主防災組織のリーダー研修を実施するなど、自主防災組織の育成、強化を図る。その際は、女性の参画についても促進を図る。

第2 自主防災組織等の育成・強化

大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、関係防災機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、町民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主防災組織の充実、強化が必要である。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

このため、本町は研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

- 2.1 自主防災組織等の育成
- 2.2 事業所等の防災組織の育成
- 2.3 事業継続力強化支援計画の策定

2.1 自主防災組織等の育成

【自治防災課】

(1) 自主防災組織の設置

自主防災組織は、地域の連帯意識に基づいたコミュニティ活動の一環として位置づける。このため自主防災組織は、町民が協力して自分たちの地域を守るという連帯感が保持される程度の規模の世帯数、具体的には既存の区、住民組織等を単位として編成することが望ましい。

(2) 地域の自主防災組織の育成

1) 自主防災組織整備の考え方

災害時に、本町は、組織の全機能をあげて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害が予想される。

また、災害が広域にわたる可能性が高く、こうした場合に本町の限られた人員のみで災害に対処することは困難になることも予想される。

このため、町民は行政の防災活動に協力するとともに、災害発生初期における初期消火、人命救助、二次災害の防止や被害の軽減化、避難活動の推進など、自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

本町は、町民の防災活動が各地域で効果的に行われるよう、地域ごとに自主防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の向上と普及を進めていく。

2) 自主防災組織の組織づくり

地域防災組織は、防災意識の高まりなど地域住民の組織づくりに関する意識が基本となることから、本町は、当該地区の町民に対し情報や知識の提供など啓発活動を積極的に行うとともに組織づくりを働きかける。

自主防災組織の標準的な組織編成及び活動内容は次のとおりである。

■ 自主防災組織の標準的編成と活動内容

区 分	平 常 時	災 害 時
総 務 班	○防災知識の普及、啓発 ○会の庶務及び経理	○対策本部の設置及び運営 ○各班との連絡、調整
情報連絡班	○防災関連情報の収集、記録	○被害状況、災害情報の収集、報告、広報
消 火 班	○消火訓練の実施	○火災の初期消火 ○火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
避難誘導班	○避難誘導訓練の実施	○人員確認、地域住民の避難誘導 ○指定避難所の設置協力
救出救護班	○救出救護訓練の実施 ○診療所、医療機関等との協議	○要配慮者の保護、安全確保 ○負傷者の救護、医療機関との連携 ○救援物資の受入、配分
給食給水班	○地元商店等との協議 ○非常用物資の備蓄・管理	○食料、飲料水の調達、配分

3) 自主防災組織のリーダー発掘・育成

住民主体となって自主防災組織づくり及び運営を行うために、自主防災組織の町民リーダーの発掘・育成に努める。

町は、関係機関と連携を図り、リーダー育成のための講習会の開催やハンドブックの作成・配布等の支援を行う。また、その際、1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性の参画促進に努める。

項 目	内 容
地域の活動のリーダーの発掘	自主防災組織は、コミュニティ活動の一環であることから、地域の活動（バザーやお祭り、スポーツ・運動会等）における中心的人材を活用して地域防災のリーダーとして育成を図る。
消防経験者等の育成	消防活動の経験者（消防団・消防職員のOB等）や自主防災組織の必要性を認識している公務員OB等を組織のリーダーとして育成していく。
専門分野の経験者の育成	看護師や大工、エンジニア等専門的知識や経験を活用して、自主防災組織の各分野におけるリーダーとして育成する。
リーダー研修	自主防災組織のリーダー的立場にある者を対象に防災上の知識、技能の向上をはかることにより自主防災組織のリーダーとして育成することを目的としてリーダー研修を行う。

(3) 自主防災組織育成のための諸方策の推進

町民の組織活動への参加を促進するために防災訓練や防災知識の普及啓発、情報の提供、表彰制度の導入などの方策を推進する。

(4) 自主防災組織の活動体制強化

大規模災害発生時には広範囲での被害が想定されるため、身近な地域での防災活動に加え、近隣の自主防災組織と連携し、普段から災害時に協力しあえる体制を築いておく必要がある。このため、自主防災組織間の連携を図るためのネットワーク化を推進し、これまで以上の自主防災組織の活動体制強化を図る。

また、既存組織の活動の活性化に関し、各種資料の提供等組織への支援・助言、モデル組織の設置等を推進する。

項目	内容
自主防災組織間を束ねる連絡協議会の設置	町内の自主防災組織を7地区のブロックに分け、7ブロックで組織する連絡協議会を設置に向けた検討を進める。
指定避難所を単位とした、自主防災組織間の連携体制の構築	町では、「本編 第1節 第4 4.2 避難拠点の整備」のとおり、20施設を指定避難所として指定している。災害時には複数の自主防災組織が共同で指定避難所を利用することになるため、指定避難所を単位として定期的に避難訓練を実施するなどし、各自主防災組織間の災害時の協力体制を構築する。
防災活動に必要な資機材購入費の一部助成	自主防災組織の資機材購入費について、町が一部を助成する。
町による活動費の一部助成	自主防災組織の運営活動費について、町が一部を助成する。
発災時初動マニュアルの整備促進	町は、自主防災組織自らが災害発生時に想定される課題を把握し、平常時・発災時の行動計画を策定するための支援を行う。
消防職員等による研修や講習の実施	消防職員等、町防災担当者による自主防災組織のリーダーに対する研修や、自主防災組織に対する出前講習を実施する。

(5) 女性消防サポーターの育成

家庭や地域の状況をよく知り、さまざまな活動等を通して情報交換の機会が多い女性という立場から、防災対策の分野において従来とは違った視点で災害への取組を検討し、防災意識の向上を図るために活動する。

消防や防災に関する研修を重ね、子どもたちや高齢者への防災に関する講話活動や、地域や町で行う防災訓練への協力、火災予防に関する広報活動等を行う。

2.2 事業所等の防災組織の育成

【消防本部】

(1) 事業所の防災体制の充実

各事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、国及び地方公共団体が実施する事業所等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

本町は、事業所と地域が連携できるよう指導や助言を行っていく。

(2) 多数の人が出入りする施設の防災組織

学校や不特定多数の人が出入りする病院等の施設の管理者は、災害の防止及び軽減を図るため、防災組織を結成し防災対策を実施する。また本町が実施する防災関連活動に積極的に協力していく。

本町は、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導の推進を図る。

(3) 危険物等関連施設の防災対策

本町は、危険物等関連施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関連施設が所在する地域の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2.3 事業継続力強化支援計画の策定

【産業振興企業誘致課】

本町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第3 防災訓練の充実

本町は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力のかん養を図るとともに、行政と町民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の向上を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

本町及び県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

- 3.1 総合防災訓練
- 3.2 本町・防災関係機関の訓練
- 3.3 事業所・自主防災組織・町民の訓練
- 3.4 防災訓練の充実・強化等

3.1 総合防災訓練

【自治防災課、消防本部】

大規模災害の発生を想定し、災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練の実施に努める。人員や救援物資の輸送訓練など、より実践的な訓練を通して、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の充実、強化を図る。

また、住民及び通勤・通学者等一人ひとりの防災知識や防災行動力の向上を目指す。

(1) 実施の時期等

防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日を選び、実施に努める。

(2) 実施場所

総合防災訓練に適した場所とする。

(3) 実施方法

本町の主催又は県並びに他市町村との共催により、防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て実施する。

(4) 訓練内容

項目	内容
本町が主とする内容	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の設置運営訓練 ○災害情報の収集、伝達、広報訓練 ○災害現地調査訓練 ○避難誘導訓練 ○指定避難所、救護所運営訓練 ○応援派遣訓練 ○道路応急復旧訓練 ○水防訓練※ ○自主防災組織等の活動支援訓練等
防災関係機関が主とする内容	<ul style="list-style-type: none"> ○消火訓練 ○救出救助訓練 ○救急救護訓練 ○災害医療訓練 ○学校、福祉施設、大規模店舗、駅等における混乱防止訓練 ○ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練 ○救援物資輸送訓練 ○交通規制訓練等
自主防災組織・地域 支えあいの会・町民 が主とする内容	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練 ○応急救護訓練 ○炊き出し訓練 ○巡回点検訓練 ○要配慮者の安否確認、避難誘導訓練 ○避難訓練 ○避難誘導訓練等

※河川管理者は、町が行う水防訓練に積極的に参加し、水防活動に協力する。また、社会福祉施設の管理者は、水防訓練の実施に努める。

3.2 本町・防災関係機関の訓練

【自治防災課、消防本部】

本町及び防災関係機関は、災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

本町及び防災関係機関の訓練は、以下の方策をもって推進する。

(1) 消防訓練

消防機関は、町民の生命、身体、財産を保護するため、災害形態に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

項目	内容
実施の時期等	災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。
実施場所及び方法	町内の適当な場所において、消防職員、消防団員を中心として実施する。
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> ○初動出動対応訓練 ○災害情報収集活動訓練 ○遠距離中継送水訓練 ○大規模災害対応訓練 ○消防団、自主防災組織等との連携活動訓練 ○非常招集訓練 ○その他消防に関する訓練

(2) 避難・救助訓練

災害時における避難及び救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次により避難救助訓練を実施する。

項目	内容
実施の時期等	総合防災訓練等の訓練と併せて実施するほか、随時単独で実施する。このうち、土砂災害に係る避難訓練については、毎年1回以上実施するよう努める。
実施の場所	学校、社会教育施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ○本町による避難救助訓練 本町が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び町民の協力を得て実施に努める。 ○保育所等、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練 施設管理者は、災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命及び身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

(3) 災害通信連絡訓練

災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような災害通信連絡訓練を実施する。

項目	内容
実施の時期等	総合防災訓練と併せて実施するほか、定期的あるいは随時単独で実施する。
実施方法	本町の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に関する予測、警報の通知及び伝達 ○被害状況報告 ○災害応急措置についての報告及び連絡

項目	内容
訓練内容	○通信連絡訓練 ○非常無線通信訓練

(4) 非常招集訓練

各防災関係機関は、非常招集訓練を実施するとともに、併せて本部運営訓練及び情報収集・伝達訓練を行い、災害時の即応体制の強化を図る。

項目	内容
実施の時期	総合防災訓練の際又は効果のある日を選び実施する。
実施方法	本計画及び防災関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

(5) 緊急輸送路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、県、警察及び防災関係機関と連携して訓練を実施する。

3.3 事業所・自主防災組織・町民の訓練

【自治防災課】

災害時に自らの生命及び安全を確保するため、事業所、自主防災組織及び町民は、平常時からの訓練により災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。

本町の事業所、自主防災組織及び町民の訓練は、以下の方策をもって推進する。

(1) 事業所等の訓練

学校、病院、工場、事業所、その他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、本町及び地域の防災組織が実施する防災訓練にも積極的に参加する。

(2) 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、本町及び消防機関等の指導の基に、自主防災組織や消防団、地域の事業所とも連携して、年1回以上の組織的な訓練を実施する。訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。

なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。自主防災組織における防災訓練等に関しては、防災に関するイベントを実施しているNPOやボランティア団体等との協力も視野に入れ、できるだけ多くの町民が参加できるように努める。

(3) 町民の訓練

町民は、「自分の命は自らが守る」という認識に立ち、各種の防災訓練への積極的な参加や家庭での防災会議の実施等を継続的に行い、防災対策の強化に努める。

また、本町及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く町民の参加を求め、町民の防災知識の普及啓発、防災意識の向上及び防災行動力の強化に努める。

3.4 防災訓練の充実・強化等

【自治防災課、消防本部】

防災訓練には、最新の情報と災害の教訓を常に反映し、また行った訓練を検証して問題点を抽出し、次の訓練に反映させることが重要である。

(1) 防災訓練の充実・強化

- 防災訓練における町民（特に女性及び要配慮者）の参加促進
- 訓練内容の充実・強化
- 実行力のある訓練の実施
- 大規模広域災害に備え、関係機関と連携した実践型の防災訓練の実施
- 防災訓練における要配慮者への配慮
- 訓練による検証
- 訓練による課題の把握

(2) 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。

項目	内容
評価及び検証の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○訓練後の意見交換会 ○アンケートによる回答 ○訓練の打合わせでの検討
検証の効果	<ul style="list-style-type: none"> ○評価や課題を整理し、本計画の見直し資料とする。 ○他の防災訓練に対する助言や参考資料とする。 ○次期の訓練計画に反映する。

第4節 火山噴火降灰予防

本町は富士山、浅間山の噴火による降灰の影響が想定される。富士山、浅間山の噴火が町民生活等に与える影響を最小限にとどめるために、火山噴火降灰に関する知識の普及をはじめ、町民の健康や生活、農作物の生育への影響を抑えるための事前対策の検討、家庭での備蓄の推進等に努める。

第4節 火山噴火降灰予防

第1 火山噴火降灰に関する知識の普及

第2 事前対策の検討

第1 火山噴火降灰に関する知識の普及

【自治防災課】

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに町民が理解できるよう、本町及び県は火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発、火山情報の種類と発令基準の周知及び降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知を図る。火山情報の種類と発表基準は以下のとおりである。

(1) 噴火警報・予報、降灰予報

1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報（居住地域）」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で、略称は「火口周辺警報」となる。

2) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものである。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等にわかりやすいように、各噴火警戒レベルにそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 発生する可能性が高まってきていると 予想される場合	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼ す噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れ たところまでの火 口付近	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生す ると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏であ る場合、その他火口周辺等においても 影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (活火山である ことに留意)

3) 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

4) 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報で、気象庁が発表する。

5) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁が発表する。

6) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

町民は火山の噴火警報・予報、降灰予報を理解するとともに、自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておく。また、マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常時の持ち出し用品の準備に努める。

第2 事前対策の検討

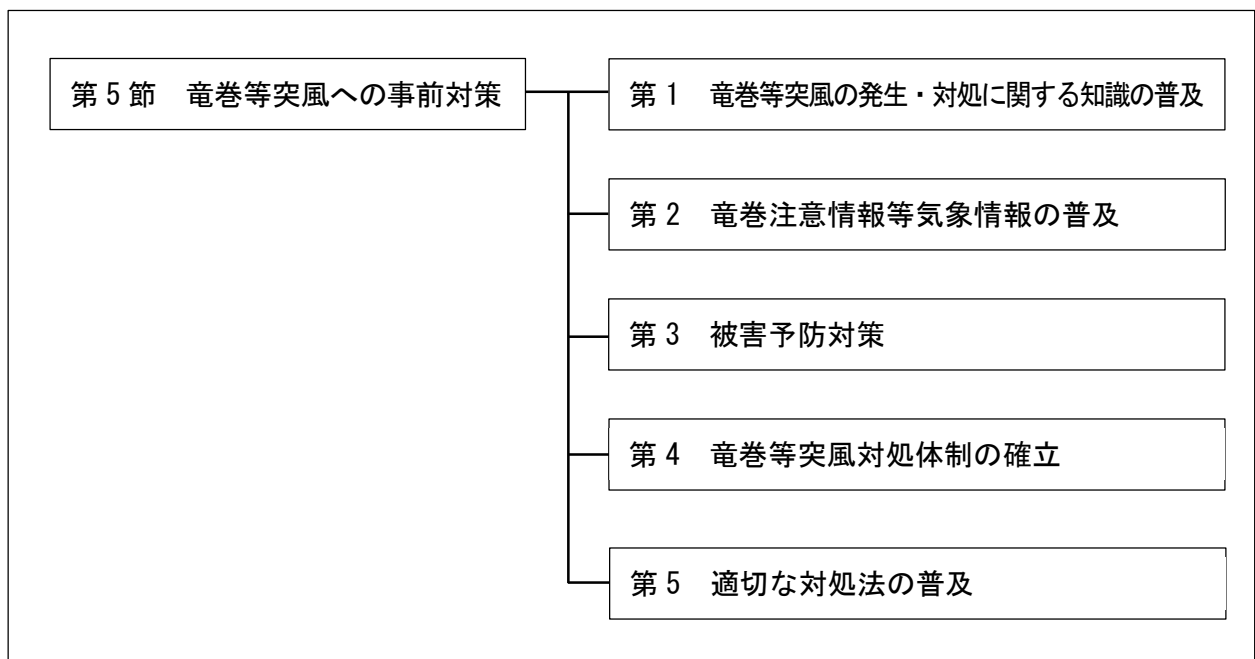
【生活環境エコタウン課、産業振興企業誘致課、上下水道課】

本町は、降灰によって生じる被害を想定し、町民の安全と健康の管理、降灰による空調機器等への影響、視界不良時の交通安全確保、農産物等への被害軽減対策、上下水道施設への影響の軽減対策、降灰処理等の事前対策について検討する。

第5節 竜巻等突風への事前対策

竜巻等突風は、積乱雲や積雲が発生しやすい特殊な気象状況下で発生し、日本ではどの場所においてもその危険がある。季節的には秋に多くなるが、冬場においても寒冷前線の影響で発生することもある。本町においても、近年尊い命が失われるような大きな被害にあうこともなく、防災環境としても良好な状況にあるが、今後、発生する危険性は十分にあり、その対応策を検討し策定する。

竜巻等突風災害に備え、竜巻等突風に関する知識の普及、公共施設や農作物に係る予防対策、防災関係機関との連絡体制や町民に対する情報伝達体制の整備などの竜巻等突風に対処する体制の整備、町民に対する対処法の普及など、事前対策を推進する。



第1 竜巻等突風の発生・対処に関する知識の普及

【自治防災課】

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等突風に関する正しい知識を持ち、竜巻等突風に遭遇した場合の的確な身の守り方を習得しておく必要がある。

本町及び県は、広報資料を活用し、竜巻等突風の発生メカニズムや対処方法について、職員や町民への普及啓発を行う。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、日本における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。本町は、町公式HP上や防災関係イベントにおいて、本パンフレット等を紹介し、町民への普及啓発を行う。竜巻等突風に関連する資料は以下のとおりである。

(参考) 町民向け普及啓発資料: 気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、「急な大雨・雷・竜巻 ナウキャストの利用と防災」、「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」、「竜巻から身を守ろう!～自ら身を守るために～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等

第2 竜巻注意情報等気象情報の普及

【自治防災課】

本町は、熊谷地方気象台及び県と協力し、竜巻注意情報や竜巻発生確度ナウキャスト等の気象情報の種類や利用方法について、町民に普及啓発を行う。竜巻等突風に係る気象情報は以下のとおりである。

(1) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県北部など)で気象庁から発表される。竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻等突風の発生する可能性は平常時に比べ約200倍となっている。情報の有効期間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。ただし、適中率は5%程度、捕捉率は30%程度である。発表段階で竜巻等突風の規模は不明、発生後に発表されることもあり、予測精度は低い。

(2) 竜巻発生確度ナウキャスト

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。「竜巻などの激しい突風が今にも発生する(又は発生している)可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km格子単位で10分毎に60分先までの予測を行う。

- 1) 発生確度2: 竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。(適中率7~14%、捕捉率50~70%)
- 2) 発生確度1: 竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。(適中率1~7%、捕捉率80%程度)

10分ごとに更新して提供しており、発生確度1に満たない地域は、発生確度は表示されない。発生確度2は、発生確度1に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度1は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

(3) その他の気象情報

気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約8倍^{※1}、雷注意報で約20倍^{※2}高くなっている状態である。

※1 竜巻の発生が予想される半日から1日程度前に「竜巻など激しい突風のおそれ」という表現で気象情報が発表されたとき。

※2 竜巻の発生が予想される数時間前に、雷注意報の中で落雷、ひょう等とともに「竜巻」も明記されたとき。

第3 被害予防対策

【産業振興企業誘致課、自治防災課】

竜巻等突風は発生予想が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、本町は、広く町民等に対して被害の予防対策の普及を図る。本町及び施設管理者は、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、本町は、竜巻等突風が発生した場合の対処方法について農家に対して普及啓発を進めるとともに、以下の予防策を促進する。

- 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備
- 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- 竜巻等突風を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

また、本町は、鉄道・道路等の運行に支障がでないように、施設管理者に対して以下のような対策を講じるよう要請する。

- 風速計の新設等による風の観測体制の整備
- 風観測の手引きの作成
- 防風設備の手引きの作成
- 運転規制、突風対策に関する調査・研究の継続

町民は、ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止、屋内における退避場所の確保を行う。

第4 竜巻等突風対処体制の確立

【自治防災課】

本町及び県は、竜巻等突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻等突風の特徴を踏まえ、竜巻注意情報等の発表時及び竜巻等突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

第5 適切な対処法の普及

【自治防災課】

本町は、町公式 HP や広報紙等で竜巻等突風の対処法をわかりやすく掲載する。

町民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

平成 25 年の越谷市の竜巻被災を受けて、防災関係府省庁により開催された竜巻等突風対策局長級会議では、竜巻注意情報発表時、積乱雲の近づく兆しを察知したとき、竜巻等突風の接近を認知したときの町民の対処行動例を以下のようにまとめている。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的变化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ○空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ○竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ○安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ○野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ○屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のような音、耳に異常を感じる程の気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないときは③の特徴により認知する。	竜巻等突風を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） <ul style="list-style-type: none"> ○窓から離れる。 ○窓の無い部屋等へ移動する。 ○部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ○地下室か最下階へ移動する。 ○頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） <ul style="list-style-type: none"> ○近くの頑丈な建物に移動する。 ○頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。 ○強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうづくまる。

第6節 雪害予防

町内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第6節 雪害予防

第1 町民が行う雪害対策

第2 雪害における応急対応力の強化

第3 孤立予防対策

第4 建築物の雪害予防

第5 道路交通対策

第6 公共交通の確保

第7 ライフライン施設雪害予防

第8 農産物等への被害軽減対策

第1 町民が行う雪害対策

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態(なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等)から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、町民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。本町は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

「自分の命は自らが守る」という自助の観点から、町民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

1.1 自助の取組

1.2 町民との協力体制の確立

1.1 自助の取組

【自治防災課】

「自分の命は自らが守る」という自助の観点から、家屋等(カーポート、ビニールハウス等)の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講じるとともに、本町が実施する防災活動に積極的に協力する。

除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

また、町民が安全な除雪作業を行えるよう、本町は、技術指導や講習会を行うとともに、防災に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなったときなど、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

1.2 町民との協力体制の確立

【自治防災課】

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには、町民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。本町は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

本事項については、

本編 第3節 行政と町民の協力による防災対策 を準用する。(P153)

第2 雪害における応急対応力の強化

本町及び防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画的に整備（手配）するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

- 2.1 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有
- 2.2 防災用資機材等の確保と利用環境の整備・防災関係機関との連携強化

2.1 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有

【自治防災課、建設課、上下水道課、関係機関】

県は大雪災害に対応するため、事前行動計画（埼玉版タイムライン）を作成し、関係機関と共有する。なお、計画は、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。

2.2 防災用資機材等の確保と利用環境の整備・防災関係機関との連携強化

【自治防災課、建設課、上下水道課、関係機関】

救助活動等を実施する消防機関、防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

■雪害に対応する防災用資機材（例）

- | | | | | |
|---------|---------|-------|-------|-------|
| ○除雪機 | ○スノーシュー | ○かんじき | ○ストック | ○そり |
| ○スノーダンプ | ○スコップ | ○長靴 | ○防寒具 | ○防寒用品 |
| ○ポリタンク | | | | |

第3 孤立予防対策

本町は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。また、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講じる。

3.1 孤立集落が必要とする支援の想定

3.1 孤立集落が必要とする支援の想定

【自治防災課、福祉課】

本町は、孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行う。

第4 建築物の雪害予防

【施設管理者】

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの町民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

庁舎や学校など防災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

新設施設等の耐雪構造化施設設置者又は管理者は、新築又は増改築にあたっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。

また、老朽施設の点検及び補修施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

第5 道路交通対策

本町は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

- 5.1 道路交通の確保
- 5.2 雪捨て場の事前選定
- 5.3 関係機関の連携強化

5.1 道路交通の確保

【建設課、県】

本町は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。

除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。事業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

本町は、民間除雪機械やオペレータの実態等を調査把握し、あらかじめ協力依頼をするとともに、オペレータの育成に努める。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等については、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

5.2 雪捨て場の事前選定

【建設課】

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定にあたっては、あらかじめ関係機関と協議を行い、発災時における連携を図る。

5.3 関係機関の連携強化

【自治防災課、建設課】

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県、関係機関等との連絡体制をあらかじめ確立する。

また、異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておく。

本事項については、

本編 第2節 災害に備えた体制整備 第3 情報収集・伝達体制の整備 を準用する。(P105)

第6 公共交通の確保

【交通事業者、鉄道事業者】

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画の策定及び要員の確保等を図る。

また、バス会社に関しては、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のためのバスの運転計画の策定及び要員の確保等を図る。

第7 ライフライン施設雪害予防

【上下水道課、関係事業者】

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講じる。

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図る。

また、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図る。

第8 農産物等への被害軽減対策

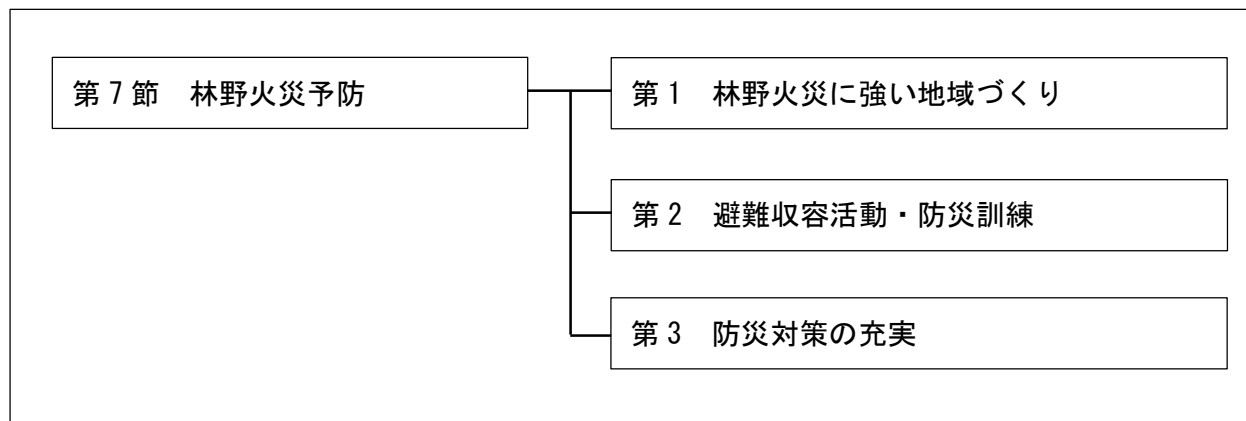
【産業振興企業誘致課】

本町は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、県、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を図る。

第7節 林野火災予防

林野火災に対する予防計画について以下に定める。



第1 林野火災に強い地域づくり

- 1.1 危険地域の把握
- 1.2 火災巡視等
- 1.3 森林管理道等の整備

1.1 危険地域の把握 【消防本部、産業振興企業誘致課、自治防災課】

本町は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

1.2 火災巡視等 【消防本部、産業振興企業誘致課、自治防災課】

本町は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

1.3 森林管理道等の整備 【消防本部、産業振興企業誘致課、自治防災課】

消火活動に資する森林管理道、防火貯水槽の整備及び維持管理を実施する。

本町、県及び森林所有者は、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火帯等を造成する。

第2 避難收容活動・防災訓練

- 2.1 避難收容活動への備え
- 2.2 防災関係機関等の防災訓練の実施

2.1 避難收容活動への備え

【自治防災課】

項目	内容
避難誘導	本町は、林野火災に備えて指定避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。 また、林野火災発生時に要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備する。

2.2 防災関係機関等の防災訓練の実施

【自治防災課】

項目	内容
訓練の実施	本町は県と協力して、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。
実践的な訓練の実施と事後評価	訓練を行うにあたっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。 また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第3 防災対策の充実

【消防本部、産業振興企業誘致課、自治防災課】

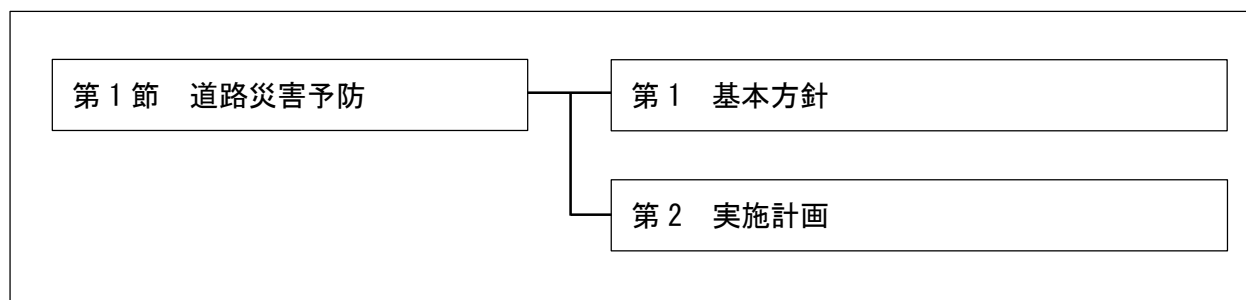
林野火災の原因は、たばこ・たきびなど、火気の取扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、火災予防対策の普及啓発を進め、その防止を図る。

項目	内容
森林の保全巡視	林野火災の発生を防止するため、森林の保全巡視を行う。
予防啓発活動	毎年、林野火災危険期（2月～3月）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発、注意喚起を行う。
山間孤立地域の把握	林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起する。

第8節 道路災害予防

道路構造物の崩壊及び多数の車両の関係する事故などにより、多数の死傷を伴う道路災害の発生を予防する。

なお、本節において道路管理者とは、国土交通省関東地方整備局、県、町、東日本高速道路株式会社を示す。



第1 基本方針

- 1.1 趣旨
- 1.2 現状

1.1 趣旨

地震や水害その他の理由によりトンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

1.2 現状

各道路管理者は、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報をするとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

第2 実施計画

2.1 道路の安全確保

2.1 道路の安全確保

【建設課、自治防災課、県】

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

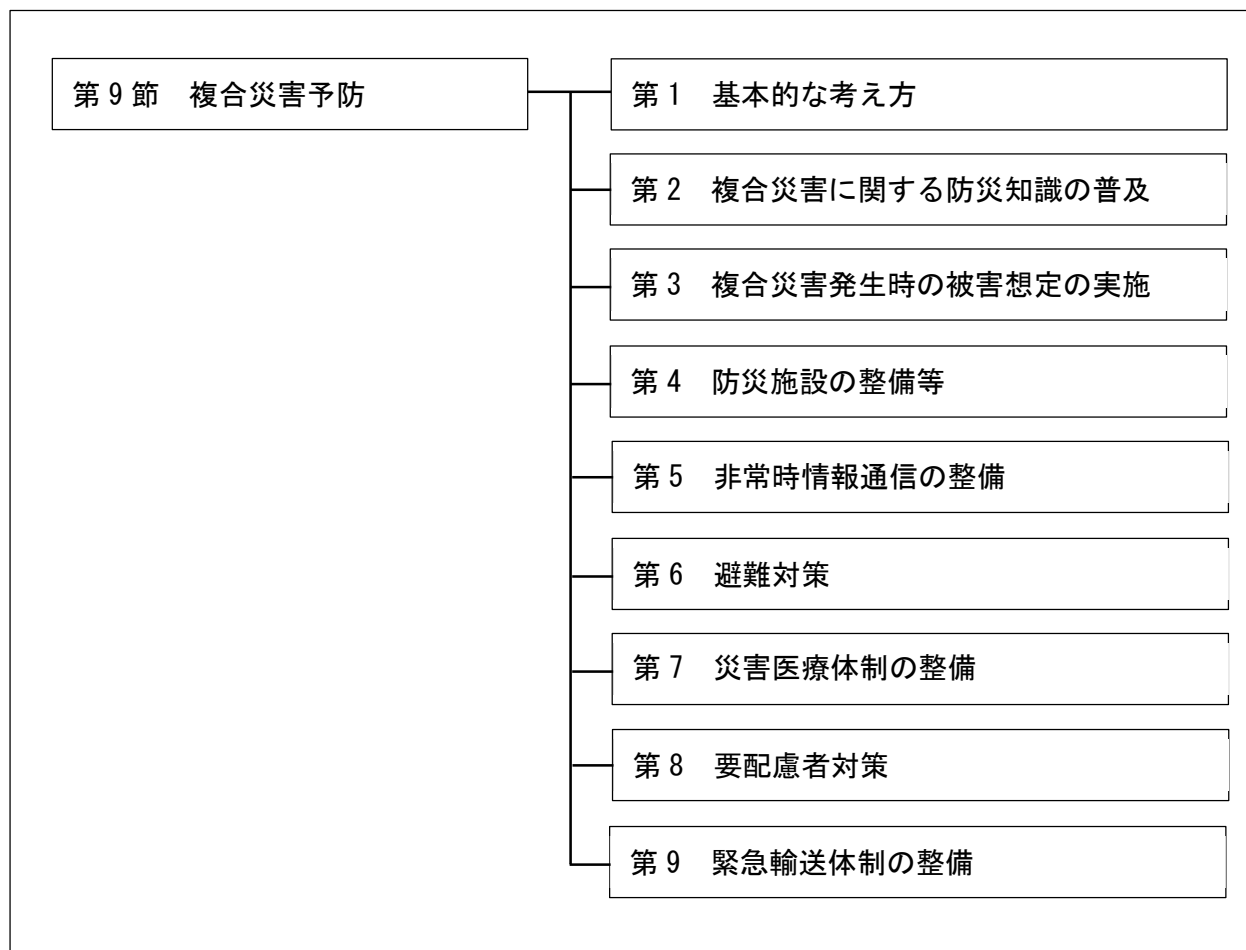
(2) 道路施設等の整備

項目	内容
危険箇所の把握	道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報する。
予防対策の実施	○道路管理者は、以下の各予防対策に努める。 ・道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。 ・道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。 ・道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。 ○道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。
資機材の整備	道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

第9節 複合災害予防

東日本大震災では東北地方太平洋沖での地震が引き金となり、大津波、さらには原子力発電所事故などが複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。また、複合災害は単一の災害よりも応急対応に取り組む人員数、資源が分散されるため、災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく必要がある。

本町は、地震や風水害等による複合災害を想定し、県及び防災関係機関との連携の下、複合災害に関する防災知識の普及、防災施設の整備、非常時情報通信の整備、避難対策、災害医療体制の整備、緊急輸送体制の整備等、複合災害の被害を軽減させる対策を推進する。



第1 基本的な考え方

1.1 想定される複合災害

1.2 対応するにあたっての基本的な考え方

1.1 想定される複合災害

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は大きく以下の3つのパターンに分けることができ、本計画ではこれらの災害を複合災害と想定する。いずれの災害のパターンにしても、近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

■想定される複合災害のパターン

パターン	想定される複合災害	複合災害の対応が困難である理由	複合災害の例
パターン1	短期間に連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化した災害	先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。	○先発災害 巨大地震の発生による堤防等の損傷、機能低下 ○後発災害 巨大台風が直撃 ○影響 河川氾濫が発生
パターン2	先発の災害後、時間があいて後発の災害が発生し、それらの影響が複合化した災害	先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。	○先発災害 巨大地震の発生 ○後発災害 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃 ○影響 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ
パターン3	同時に2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化した災害	県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。	○地震A 県内A地区で巨大地震発生 ○地震B 県内B地区で巨大地震がさらに発生 ○影響 県内対応資源が不足し、対応が困難になる

1.2 対応するにあたっての基本的な考え方

本町及び県、防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) 人命救助を第一とした応急活動

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

(2) 二次被害の防止

各自の役割を果たすことにより被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

(3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第2 複合災害に関する防災知識の普及

【自治防災課】

本町は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関と共有するとともに、町民等に対して周知する。なお、複合する可能性のある災害は以下のとおりである。

■複合する可能性のある災害の種類

- 地震災害
- 風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- 大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

第3 複合災害発生時の被害想定の実施

【自治防災課】

本町は、考えられる複合災害のパターンごとに、発生時の被害想定の実施に努める。

第4 防災施設の整備等

【自治防災課】

本町は、複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、本町及び県、防災関係機関は、複合災害に備えて、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

第5 非常時情報通信の整備

【自治防災課】

本町及び県、防災関係機関の間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

第6 避難対策

本町は、指定避難所の選定にあたっては、複合災害に備えて、浸水想定区域等の災害が発生するおそれのある区域内に立地している施設を極力避けて選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の指定避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の指定避難所や避難経路を想定しておく。

その他の内容については、

本編 第1節 災害に強い都市づくり 第3 防災拠点の整備 を準用する。(P71)

第7 災害医療体制の整備

本町は複合災害に備えて、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行う。

その他の内容については、

本編 第2節 災害に備えた体制整備 第6 災害時医療体制の整備 を準用する。(P123)

第8 要配慮者対策

本町は、複合災害に備えて、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

その他の内容については、

本編 第2節 災害に備えた体制整備 第8 要配慮者対策 を準用する。(P134)

第9 緊急輸送体制の整備

本町及び県、防災関係機関は複合災害に備えて、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

その他の内容については、

本編 第2節 災害に備えた体制整備 第7 緊急輸送体制の整備 を準用する。(P131)

地震災害対策編

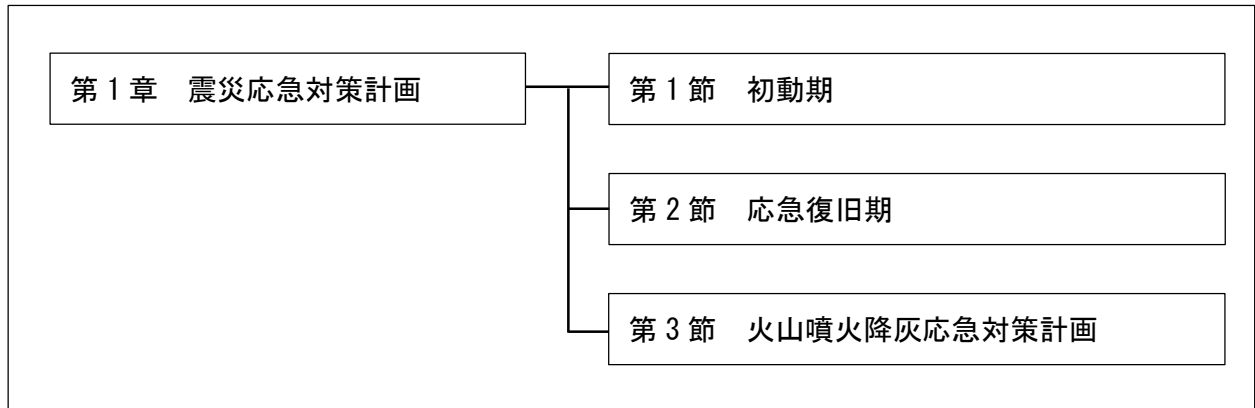
《第3編 地震災害対策編》

第1章 震災応急対策計画

大規模地震による被害は広範囲にわたることが想定されているため、発災後、本町は多岐にわたる災害応急対策活動を迅速かつ同時並行的に実施することが求められる。

概ね発災後3日間（72時間）程度を、人命救助及び被害の発生を最小限にとどめることを最優先とする「初動期」と位置づけ、初動体制の確立及び緊急対応を図る。

その後、避難生活継続への対応、がれき処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（概ね3日後以降）を「応急復旧期」とし、諸活動を実施する。



第1節 初動期

第1節 初動期

第1 災害対策本部等の設置

第2 職員の参集配備

第3 情報の収集・伝達

第4 広域応援要請

第5 自衛隊の災害派遣

第6 災害救助法の適用

第7 自主防災組織の活動体制

第8 消防活動

第9 避難対策

第10 要配慮者の安全確保

第11 帰宅困難者対策

第12 医療救護

第13 応急給水

第14 緊急輸送

第15 ライフライン・都市施設

第16 二次災害の防止

第1 災害対策本部等の設置

地震発生に伴い本町がとる活動体制、動員計画、及び活動の中核をなす災害対策本部等の組織・運営について定める。

- 1.1 災害発生直前の未然防災活動
- 1.2 活動体制と配備基準
- 1.3 災害対策本部等の設置・運営
- 1.4 本町の行政機能の確保状況の報告

1.1 災害発生直前の未然防災活動

【自治防災課、各部共通】

本町及び県は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行う。

(1) 重要施設における準備状況の確認

本町は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める。

(2) 物資支援の準備

本町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

1.2 活動体制と配備基準

【各班共通】

活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

■活動体制と配備基準（震災対策）

活動体制		配備基準	活動内容	本部等の設置
準備体制	1号配備	町の区域に震度3の地震が発生したとき	主に情報の収集及び報告を任務として活動する体制	—
警戒体制	2号配備	町の区域に震度4の地震が発生したとき 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき その他、町長が必要と認めたとき	災害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制	災害警戒本部を設置
非常体制	3号配備	町の区域に震度5弱以上の地震が発生したとき 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）」が発表されたとき その他、町長が必要と認めたとき	災害が発生し、町の全組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する体制	災害対策本部を設置

■職員動員計画表（震災対策）

災害対策本部		担当部署	動員区分		
部名	班名		準備体制	警戒体制	非常体制
			1号配備 (震度3)	2号配備 (震度4)	3号配備 (震度5弱以上)
本部長		町長	—	—	○
副本部長		副町長	—	○	○
副本部長		教育長	—	○	○
本部 事務局	総括班	自治防災課	課長及び防災担当	全職員	全職員
		総務課	—	主査以上の職員	
		会計課			
		議会事務局			
	調査広報班	総合政策課			
		財務課			
		税務課			
	プロモーション戦略課				
救援部	福祉班	福祉課	—	主査以上の職員	
		健康づくり課			
	住民相談班	町民課			
		人権推進課			
	衛生班	生活環境エコタウン課			
保育班	子育て支援課				
応急 復旧部	応急復旧班	建設課	—	主任以上の職員	
		都市計画課			
	地域支援班	産業振興企業誘致課			
		プロモーション戦略課			
給水班	上下水道課				
教育部	学校班	教育総務課	—	主査以上の職員	
	教育支援班	教育指導課			
	社会教育班	生涯学習課			
消防部	消防班	深谷市消防本部 花園消防署 寄居分署	—	係長以上の職員	全職員
		寄居町消防団	—	副分団長以上の 団員	全団員

1.3 災害対策本部等の設置・運営

【本部事務局】

(1) 災害警戒本部の設置

副町長は、災害への迅速な応急対策及び災害に対する警戒活動を実施するため、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。なお、動員する職員については、「職員動員計画表（震災対策）」に基づく、所属長とする。

■災害警戒本部の設置

項目	内容		
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○町の区域に震度4の地震が発生したとき ○「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき ○その他、町長が必要と認めたとき 		
設置場所	町役場3階庁議室		
実施責任者	警戒本部長は副町長とし、不在の場合は教育長とする。		
組織編成	災害対策本部に準じる。なお、警戒本部長は被害状況などを常に町長に報告する。		
警戒本部の応急対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○町の区域の被害情報の収集及び県等関係機関への伝達 ○消防部における消火、救助、救急活動等 ○町民への地震情報等の伝達 ○町民からの通報に基づく現地確認等 ○所管施設等の点検及び被害状況の確認 ○その他災害への警戒活動 		
災害対策本部への移行	局地的な被害が発生したとき、又は町の区域に相当の被害が発生するおそれがあるときは、警戒本部長は町長に説明し、町長が災害対策本部の設置が必要と認めた場合に、警戒本部を廃止し、移行する。		
警戒本部の廃止	警戒本部長は、災害の発生するおそれなくなったと認めるとき、災害応急対策が概ね完了したとき、又は災害対策本部が設置された場合に警戒本部を廃止する。		
災害警戒本部に用意すべき備品	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> ○有線電話及びFAX ○災害対応用臨時電話 ○庁内放送設備 ○災害処理表その他書類一式 ○筆記用具等事務用品 ○防災関係機関一覧表 ○災害時の町内応援協力者名簿 </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、消防無線 ○複写機 ○テレビ、ラジオ ○ハンドマイク ○懐中電灯 ○その他必要資機材 ○被害状況図版、住宅地図及びその他地図類 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ○有線電話及びFAX ○災害対応用臨時電話 ○庁内放送設備 ○災害処理表その他書類一式 ○筆記用具等事務用品 ○防災関係機関一覧表 ○災害時の町内応援協力者名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、消防無線 ○複写機 ○テレビ、ラジオ ○ハンドマイク ○懐中電灯 ○その他必要資機材 ○被害状況図版、住宅地図及びその他地図類
<ul style="list-style-type: none"> ○有線電話及びFAX ○災害対応用臨時電話 ○庁内放送設備 ○災害処理表その他書類一式 ○筆記用具等事務用品 ○防災関係機関一覧表 ○災害時の町内応援協力者名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、消防無線 ○複写機 ○テレビ、ラジオ ○ハンドマイク ○懐中電灯 ○その他必要資機材 ○被害状況図版、住宅地図及びその他地図類 		

(2) 災害対策本部の設置

町長は、本町の区域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災対法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。なお、動員する職員については、「職員動員計画表（震災対策）」に基づく、所属長とする。

■災害対策本部の設置

項目	内容		
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○本町の区域で震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置） ○「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）」が発表されたとき ○その他町長が必要と認めたとき 		
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ○町役場3階庁議室 ○設置した建物の正面玄関に「寄居町災害対策本部」の標識を掲げる。 		
実施責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は町長とする。 ○不在の場合は次の順位により代理する。 第1順位：副町長、第2順位：教育長、第3順位：総務課長 		
解散基準	町内において災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策が概ね完了したときに本部長が決定する。		
設置・解散の通知方法	本部長は、災害対策本部を設置又は解散したときには直ちに関係機関等に通知する。		
災害対策本部に用意すべき備品	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○有線電話及びFAX ○災害対応用臨時電話 ○庁内放送設備 ○災害処理表その他書類一式 ○筆記用具等事務用品 ○防災関係機関一覧表 ○災害時の町内応援協力者名簿 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、消防無線 ○複写機 ○テレビ、ラジオ ○ハンドマイク ○懐中電灯 ○その他必要資機材 ○被害状況図版、住宅地図及びその他地図類 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ○有線電話及びFAX ○災害対応用臨時電話 ○庁内放送設備 ○災害処理表その他書類一式 ○筆記用具等事務用品 ○防災関係機関一覧表 ○災害時の町内応援協力者名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、消防無線 ○複写機 ○テレビ、ラジオ ○ハンドマイク ○懐中電灯 ○その他必要資機材 ○被害状況図版、住宅地図及びその他地図類
<ul style="list-style-type: none"> ○有線電話及びFAX ○災害対応用臨時電話 ○庁内放送設備 ○災害処理表その他書類一式 ○筆記用具等事務用品 ○防災関係機関一覧表 ○災害時の町内応援協力者名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、消防無線 ○複写機 ○テレビ、ラジオ ○ハンドマイク ○懐中電灯 ○その他必要資機材 ○被害状況図版、住宅地図及びその他地図類 		

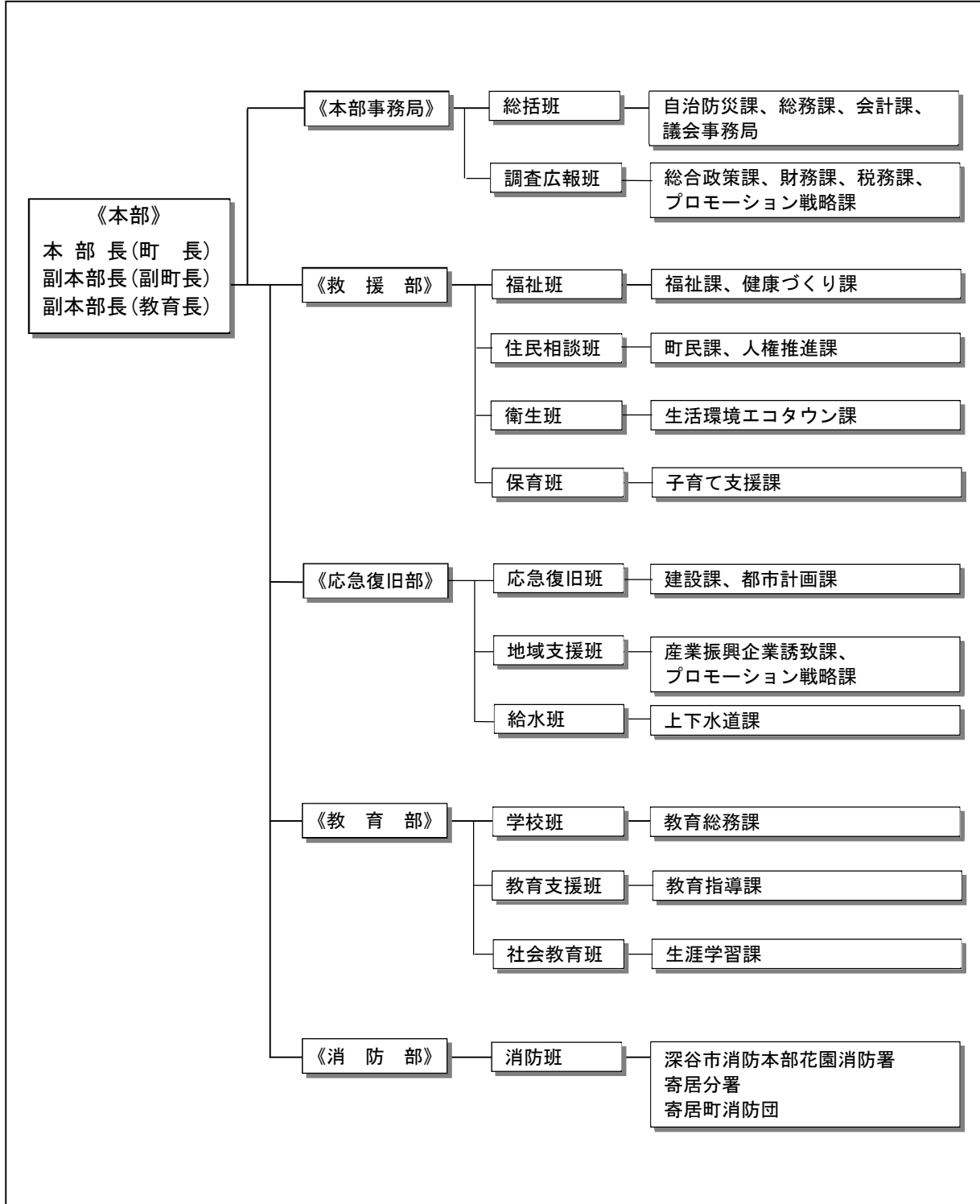
■災害対策本部設置及び解散の通知

通知先	連絡担当	通知方法
町各部	総括班	庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭等
埼玉県 災害対策課	総括班	県防災行政無線、電話、FAX、メール配信等 ※県に連絡できない場合は消防庁へ通知
防災関係機関	総括班	町防災行政無線、県災害オペレーション支援システム、電話、口頭等
一般町民	調査広報班、総括班	町防災行政無線、広報車、メール配信、町公式HP等
報道機関	調査広報班	電話、口頭等
隣接市町村等	総括班	電話、文書、メール配信等

(3) 災害対策本部の組織編成・事務分掌

災害対策本部の組織編成、各部各班の事務分掌は、次のとおりである。

■災害対策本部組織図



■災害対策本部事務分掌【本部会議】

本部会議		事務分掌
本部長	町長	① 災害対策活動に係る重要事項の決定を行う ② 本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行う
副本部長	副町長 教育長	① 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する ② 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する ③ 災害対策本部決定事項を命令指揮する

■災害対策本部事務分掌【本部事務局】

本部事務局長（自治防災課長）		分担事務
班	担当部署	
本部事務局長（自治防災課長） <ul style="list-style-type: none"> ┌ 総括班長（総務課長） └ 調査広報班長（総合政策課長） 		
総括班	自治防災課 総務課 会計課 議会事務局	① 災害対策本部の庶務に関すること ② 防災会議に関すること ③ 各部との連絡調整に関すること ④ 災害情報の受理、伝達に関すること ⑤ 気象予警報、情報の受理、伝達に関すること ⑥ 防災行政無線の保全に関すること ⑦ 防災関係機関との連絡調整に関すること ⑧ 職員の動員及び調整に関すること ⑨ 災害救助法に関すること ⑩ 寄附金品の受領に関すること ⑪ 視察見舞いのための来町者接遇に関すること ⑫ 車両の調達、配車に関すること ⑬ その他各部に属さないこと
調査広報班	総合政策課 財務課 税務課 プロモーション戦略課	① 被害状況の各種調査に関すること ② 電気、電話等ライフラインの災害情報に関すること ③ 災害情報のとりまとめ及び報告に関すること ④ 災害関係予算に関すること ⑤ 広報活動に関すること ⑥ ライフライン関係の災害情報の収集に関すること ⑦ 報道機関との連絡調整に関すること ⑧ 町有財産、営造物の応急対策に関すること ⑨ 庁舎の管理及び電気通信施設の保全に関すること ⑩ 税の減免に関すること ⑪ 部内の協力に関すること

■災害対策本部事務分掌【 救援部 】

救援部長（福祉課長） <ul style="list-style-type: none"> 福祉班長（福祉課長） 住民相談班長（町民課長） 衛生班長（生活環境エコタウン課長） 保育班長（子育て支援課長） 		
班	担当部署	分担事務
福祉班	福祉課	① 指定避難所の開設、運営に関する事 ② 炊き出し及び主要食料の供給に関する事 ③ 飲料水の供給、確保に関する事 ④ 生活必需品の調達、あっせんに関する事 ⑤ 福祉施設の応急対策に関する事 ⑥ 要配慮者の安否確認に関する事 ⑦ 部内の協力に関する事
	健康づくり課	① 医療、助産に関する事 ② 日赤活動との連絡調整に関する事 ③ 医薬品等の調達及び配分に関する事 ④ 部内の協力に関する事
住民相談班	町民課 人権推進課	① 町民の相談窓口の開設及び対応に関する事 ② 安否情報に関する事 ③ 埋火葬の許可に関する事 ④ 被災者に対する保険給付の早期支払いに関する事 ⑤ 拠出年金の保険料免除に関する事 ⑥ 部内の協力に関する事
衛生班	生活環境エコタウン課	① 災害地の防疫、清掃に関する事 ② 遺体の処理及び埋火葬に関する事 ③ 災害時の交通安全に関する事 ④ 部内の協力に関する事
保育班	子育て支援課	① 保育園児等の避難に関する事 ② 保育施設の応急対策及び災害復旧に関する事 ③ 部内の協力に関する事

■災害対策本部事務分掌【 応急復旧部 】

応急復旧部長（建設課長）		{ 応急復旧班長（建設課長） 地域支援班長（産業振興企業誘致課長） 給水班長（上下水道課長） }
班	担当部署	分担事務
応急復旧班	建設課 都市計画課	① 道路、橋梁等の応急対策及び災害復旧に関する事 ② 応急仮設住宅の建設に関する事 ③ 公営住宅の応急対策に関する事 ④ 道路の交通制限に関する事 ⑤ 河川の危険箇所の調査に関する事 ⑥ 造成又は建築中の開発行為等に係る応急対策の指導及び被害調査に関する事 ⑦ 都市関係施設の被害調査に関する事 ⑧ 町有建築物の緊急処置等の技術的指導に関する事 ⑨ 鉄道、バス等交通機関の運行状況把握に関する事 ⑩ 部内の協力に関する事
地域支援班	産業振興企業誘致課 プロモーション戦略課	① 食料の調達、あっせんに関する事 ② 農林業関係被害状況の調査報告に関する事 ③ 被災農家の金融に関する事 ④ 農業施設の応急対策及び復旧に関する事 ⑤ 病虫害防除及び家畜伝染病防疫に関する事 ⑥ 商工観光関係の被害調査に関する事 ⑦ 被災中小企業に対する災害融資に関する事 ⑧ 部内の協力に関する事
給水班	上下水道課	① 給水に関する事 ② 水道施設の被害状況調査及び報告に関する事 ③ 水道施設の緊急修理に関する事 ④ 下水道施設の被害状況調査及び報告に関する事 ⑤ 下水道施設の緊急修理に関する事 ⑥ 部内の協力に関する事

■災害対策本部事務分掌【教育部】

教育部長（教育総務課長）		<ul style="list-style-type: none"> 学校班長（教育総務課長） 教育支援班長（教育指導課長） 社会教育班長（生涯学習課長）
班	担当部署	分担事務
学校班	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定避難所の開設及び運営の協力に関する事 ② 学校等教育施設の応急対策及び災害復旧に関する事 ③ 被災町民への炊き出し支援に関する事 ④ 部内の協力に関する事
教育支援班	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害応急教育に関する事 ② 部内の協力に関する事
社会教育班	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ① 文化財の保護及び応急対策に関する事 ② 公民館等施設の応急対策及び災害復旧に関する事 ③ 部内の協力に関する事

■災害対策本部事務分掌【消防部】

消防部長（消防長）		
班	担当部署	分担事務
消防班	深谷市消防本部 花園消防署 寄居分署	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害活動全般の調整に関する事 ② 危険物施設等の監視、警戒、応急措置の指導に関する事 ③ 消防部隊の運用に関する事 ④ 災害情報の収集及び伝達に関する事 ⑤ 部内の協力に関する事
	寄居町消防団	<ul style="list-style-type: none"> ① 人命の救出及び救助 ② 被災者の避難誘導 ③ 避難路等の障害物の除去 ④ 危険物等の措置 ⑤ 排水活動並びに給水活動の協力 ⑥ 死者及び行方不明者の捜索 ⑦ 被災情報の収集、伝達 ⑧ その他災害防御に必要な活動

(4) 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下のとおり実施する。

1) 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針の協議をするため、本部長は随時本部員で構成する本部会議を開催する。本部長は議長を務める。

本部員に事故がある場合は、当該部の次席者が代理出席する。

項目	内容
本部事務局	本部会議に、本部事務局を置く。「本部事務局」は、「総括班」及び「調査広報班」により構成され、本部と各部各班との相互連絡及び情報交換を行う。
各部各班	災害対策本部各部各班は、非常体制における「災害対策本部事務分掌」に従い業務を遂行する。

2) 災害対策本部の職務

災害対策本部は、町全域的な被災状況に関する情報の収集を行い、状況を把握するとともに、以下の事項を協議、決定する。

項目	内容
災害対策本部の協議、決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ○本部の設置及び廃止に関すること。 ○重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ○避難指示等に関すること。 ○「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。 ○市町村の相互応援に関すること。 ○県及び公共機関に対する応援要請に関すること。 ○各部各班間の連絡及び調整に関すること。 ○防災対策に要する経費の支弁に関すること。

(5) 災害対策本部の閉鎖

本部長は、町の区域において災害発生のおそれが解消し、かつ、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

災害対策本部の閉鎖の通知等は、「■災害対策本部設置及び解散の通知」（P197 参照）に準じて処理する。

1.4 本町の行政機能の確保状況の報告

【総括班】

震度6弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、以下の事項について県（統括部）に報告する。

- トップマネジメントは機能しているか
- 人的体制は充足しているか
- 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

※第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。県は市町村からの報告を取りまとめ、原則として発災後12時間以内（遅くとも24時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告する。県や国では、把握した情報を基に、町に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。

第2 職員の参集配備

地震災害時において職員が実施すべき応急活動を次のように定める。

- 2.1 職員の初動活動
- 2.2 職員動員の連絡
- 2.3 応急活動の留意点

2.1 職員の初動活動

【各班共通】

(1) 地震直後の緊急措置

地震直後の緊急措置を、勤務時間内と勤務時間外とに分けて以下に示す。

■勤務時間内

項目	内容
震度4の地震が発生 (警戒体制)	<p>○職場内の緊急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努める。 ・来庁者の安全を確保し、避難が必要な場合には、安全な場所への避難誘導を行う。 ・施設内及び周辺において、危険箇所への立ち入り規制や薬物・危険物に対する緊急の防護措置を講じる。 ・非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、機能を確保する。 <p>○服务内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は配備対象外であっても、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。 ・原則として行事、会議、出張等を中止する。 ・正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで帰宅せずに待機する。 ・災害現場に出動する場合は、腕章を着用する。 ・自らの言動で町民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。
震度5弱以上の地震が発生 (非常体制)	<p>地区防災拠点、指定避難所開設を担当する職員は指定避難所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。</p>

■勤務時間外

項目	内容	参集時の携行品
震度4の地震が発生 (警戒体制)	<p>○服务内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象職員は動員指令の有無にかかわらず、職員動員計画に基づき速やかに電話連絡等により参集し、指揮者の指示に従い的確、適切に行動する。 <p>○参集後の緊急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町役場及び各施設の被害状況の把握を行う。 ・被害の状況に応じて、町役場及び各施設の緊急防護措置を講じる。 ・町役場及び各施設の安全確保（初期消火、飛散ガラス処理等）を行う。 ・非常用自家発電施設や通信施設の点検、機能確保は各庁舎及び各施設管理者が登庁した段階で、速やかに実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書 ○自分用の食料、飲料水 ○雨具、防寒着、軍手等 ○ラジオ、懐中電灯 ○作業がしやすい服装
震度5弱以上の地震が発生 (非常体制)	<p>○地区防災拠点、指定避難所開設を担当する職員は指定避難所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。</p> <p>○交通機関等の被災により登庁が不可能な場合は、自らの安否及び周辺の被災状況を可能な限り電話等により連絡し、所属長の指示を受ける。また、登庁可能になった職員は、所定の配置に就く。</p>	

(2) 地震情報の収集

地震発生直後、県防災行政無線、防災気象情報機器、テレビ、ラジオ等から地震情報を収集する。

(3) 指定避難所の開設

指定避難所配備の職員は、指定避難所の開設、救護、指定避難所近隣の被災状況の把握及び災害対策本部への報告並びに情報伝達を実施する。なお、大規模広域災害などで政令により災害が指定された場合、消防法第17条の規定を適用せずして指定避難所等を設置・開設することができる。

(4) 初動期災害情報の収集

災害対策本部は、警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、各部・各班が収集した初動対応に必要な情報を整理するとともに、自衛隊災害派遣の要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

2.2 職員動員の連絡

【総括班】

職員動員の連絡方法及び連絡網は、次のとおりである。

(1) 動員の連絡方法

配備体制ごとの職員への連絡方法は、次のとおりである。今後、勤務時間外の参集に備え、携帯電話等のメール機能を活用した安否確認システムの導入を検討する。

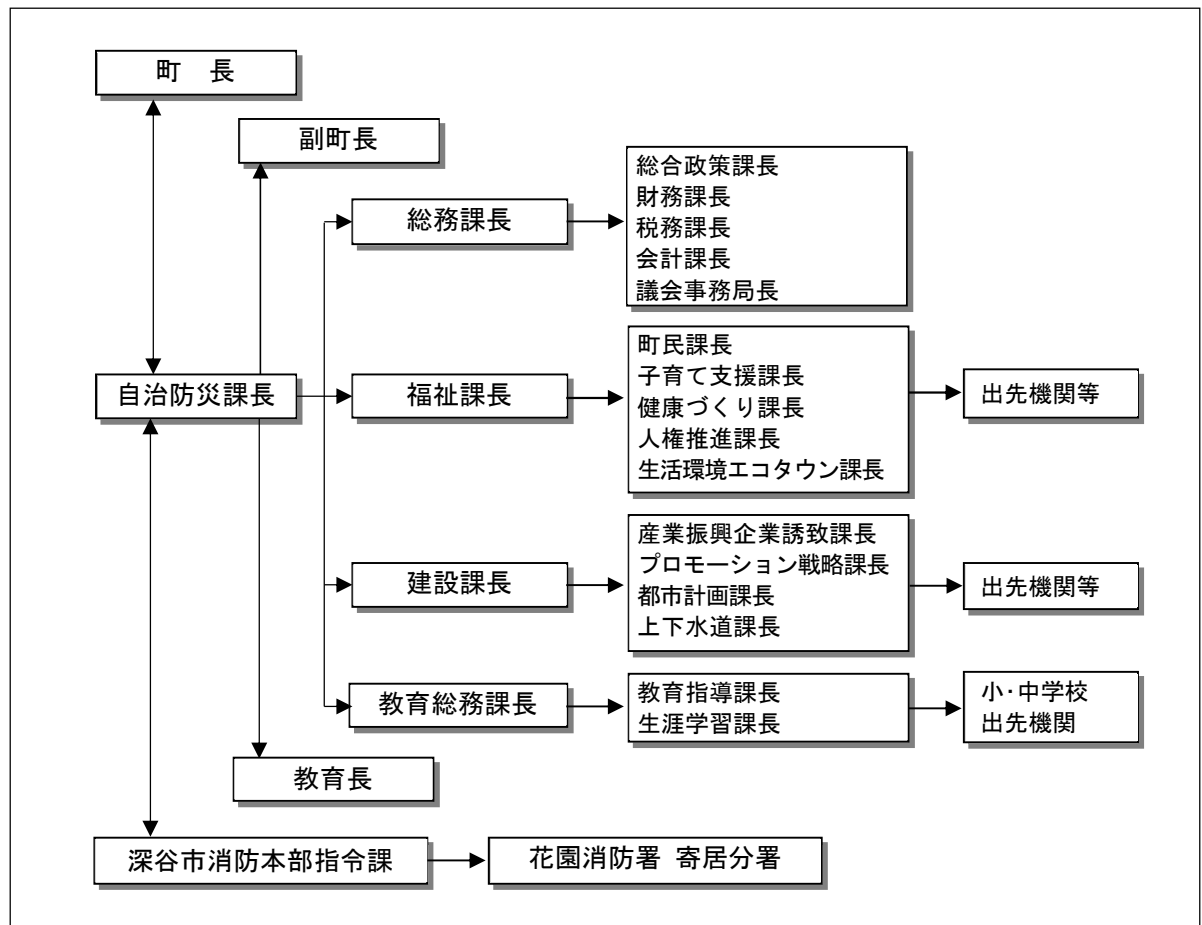
■連絡方法

活動体制と配備区分		参集職員	勤務時間内	勤務時間外
準備体制	1号配備	防災要員	庁内放送、電話、FAX、伝令により連絡	電話連絡等により参集
警戒体制	2号配備	所定の職員		
非常体制	3号配備	全職員		自主参集

(2) 勤務時間内の連絡

勤務時間内の連絡網は、次のとおりである。

■勤務時間内の連絡網



(3) 勤務時間外の連絡

勤務時間外においては、警戒体制では、自治防災課職員が所定の職員に対して電話等により連絡を行うものとし、非常体制では職員による自主参集とする。

2.3 応急活動の留意点

【本部事務局】

(1) 災害対策本部の弾力的運営

大地震においては、数多くの災害応急対策を同時並行的に行うことが要求される。また、職員自身も被災者となり参集不能となり得る事態も予想される。

そのため、災害状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的に要員の運用を図り、災害応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

(2) 災害救助法の適用要請

本部長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、町内の被害が災害救助法の適用基準に適合する場合は、速やかに知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策に万全を期する。

(3) 災害対策要員のローテーション

大地震の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、「総括班」が災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が事務分掌を考慮して決定する。

(4) 応援部隊等の受入れ

大地震においては、本町の防災体制だけでは災害応急対策のすべてに対応できないことも予想され、その際は「総括班」が、自衛隊、県、近隣市町村等に対して応援を要請することとなる。

また、町内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、各部・各班は相互に緊密な連携を図り、これらの応援部隊が円滑に活動できるよう受入れ体制を整える。

災害発生時の受援体制及び受援対象業務については、「本編 第2章 受援計画」を参照。

(5) 知事による応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により町長がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該町の町長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部、又は一部を当該町長に代わって実施する。(災対法第73条、同法施行令第30条)

- ① 警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、立入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。(災対法第63条第1項)
- ② 応急措置に必要な他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること。(同法第64条第1項)
- ③ 応急措置に支障のある工作物等の除去。(同条第2項)
- ④ 町の区域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること。(同法第65条第1項)

(6) 感染症対策

災害現場では、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(7) その他の配慮

本町、県及び国は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3 情報の収集・伝達

本町の区域において大規模地震が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達並びに災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、町民の相談を受けける窓口の設置、報道機関への情報提供等に関する活動計画を定める。

- 3.1 情報連絡体制
- 3.2 災害情報の収集・伝達体制
- 3.3 被害調査の報告
- 3.4 町民への広報活動
- 3.5 報道機関への情報提供

3.1 情報連絡体制

【本部事務局】

(1) 情報連絡系統

地震災害時における本町災害対策本部を中心とした情報連絡系統は、212に図示したとおりである。

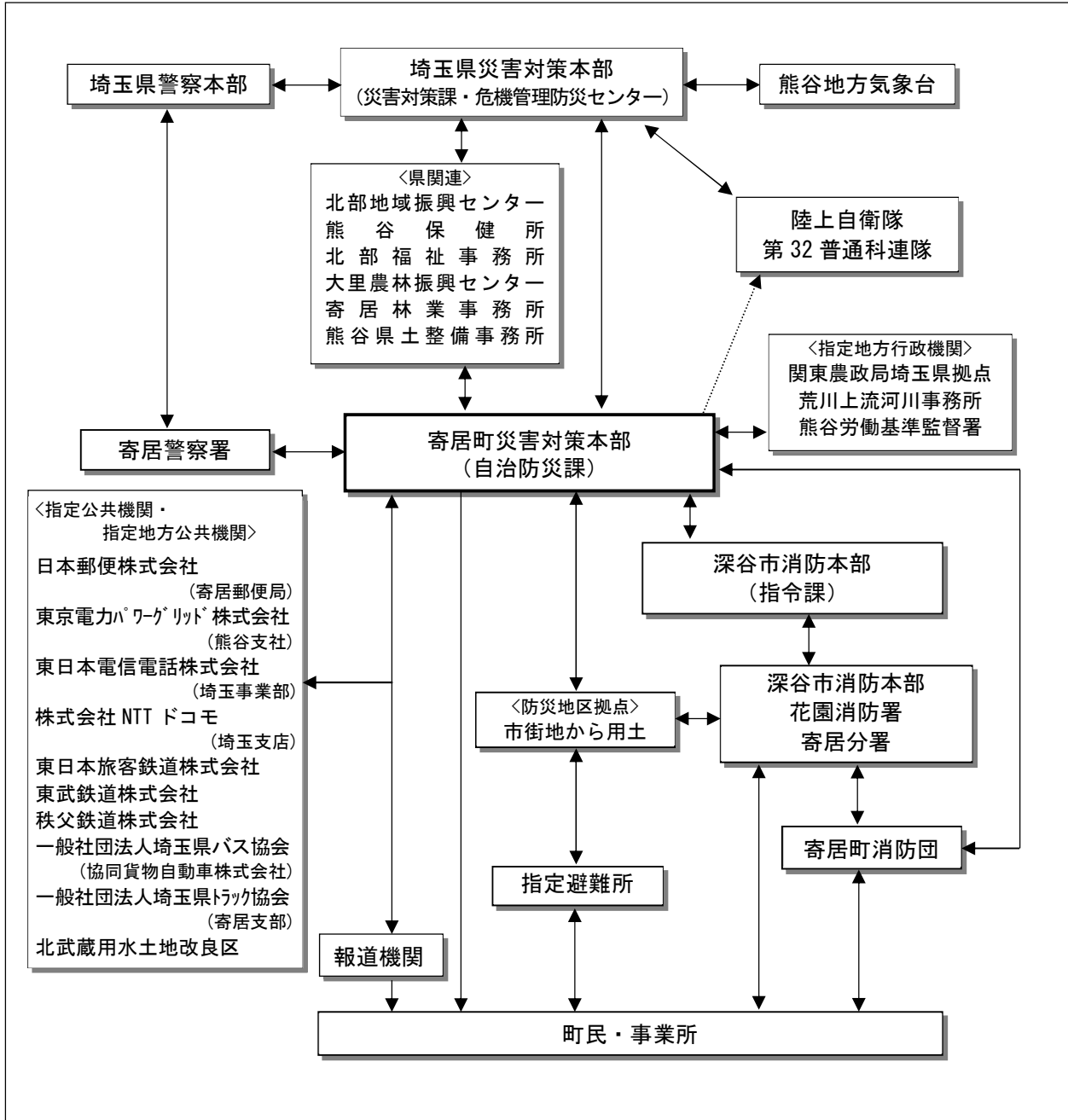
(2) 情報連絡通信手段

地震災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。

項目	内容
災害通信の運用方針	主要な通信施設である有線電話の途絶でも対応できるよう、地震災害時の通信は、無線通信等の各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施する。
町災害対策本部と町の各機関との通信手段	本町の各機関との通信手段は、防災行政無線及び消防無線を活用する。ただし、消防無線は、消防活動の程度に応じて可能な場合に使用する。各機関及び地区拠点指定避難所との通信手段は有線を主体とするが、有線が途絶した場合は、移動系防災行政無線の設置、あるいは道路事情を考慮し、庁用車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し迅速に情報を連絡する。
県等との通信手段	本町と県との通信手段は、県災害オペレーション支援システム、県防災行政無線、災害応急復旧用無線電話を使用し、県災害対策本部及び県の地域機関と情報連絡を実施する。
防災関係機関との通信手段	本町と防災関係機関との通信手段は、有線電話、防災行政無線、災害応急復旧用無線電話、消防無線、FAX、衛星携帯電話等を使用して通信連絡を実施する。
他団体への協力要請通信手段	有線電話の途絶した場合にアマチュア無線局の協力を得るものとし、このため町にもアマチュア無線局を設置して災害情報の収集に努める。

項目	内容
非常通話及び非常電報の利用	<p>災害の予防及び救護、交通、通信、もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電話又は電報については、他の電話に先立って接続し、電送及び配達することになっているので、これを活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水防機関相互間 ○消防機関相互間 ○災害救助機関相互間 ○災害の予防又は救援に直接関係ある機関
緊急通話及び緊急電報	<p>公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電話又は電報については、他の電話又は電報に先立って接続し、又は伝送及び配達をすることになっているので、これを活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害の予防又は救援に直接関係ある機関
災害情報通信のための通信施設の優先使用	<p>災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急時において特別の必要があると認めるとき、又は災害が発生しその応急措置に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があると認めるとき、通信施設を優先して使用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警 察 ・ 消防機関 ・ 水防機関 ・ 鉄道事業者 ・ 鉱業事業者 ・ 電気事業者 ・ 航空保安機関 ・ 気象業務機関 ・ 自衛隊 <p>【優先する場合の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急の場合に混乱が生じないようにあらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きを定める。 ○町が警察の専用電話又は無線施設を使用するときは、あらかじめ埼玉県警察本部長と協定する。
非常通信の利用	<p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のために有線通信を利用することができないとき又は著しく困難であるときは、電波法第52条に基づいて「非常通信」を利用する。</p>
通信施設の復旧対策	<p>災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施して通信を確保する。</p>

■情報連絡系統図



注) ◀..... : 町から県災害対策本部への連絡ができない場合の通信網

3.2 災害情報の収集・伝達体制

【各班共通】

(1) 実施体制

各部において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報は、次の実施体制により収集、整理及び伝達する。

- 各部・各班は、担当業務に関わる被害状況及び応急・復旧対策状況に関する情報を収集し、速やかに「本部事務局」へ報告する。
- 本部事務局「総括班」は、各部・各班をはじめ県及び防災関係機関から収集した災害情報を整理し、災害対策本部会議へ報告する。
- 災害対策本部会議は、災害情報を分析・判断し、災害対策の活動方針を本部事務局「総括班」を通じて各部・各班に伝達、指示する。
- 本部事務局「調査広報班」は、災害情報を防災関係機関及び町民に伝達・広報する。

■災害情報の収集

情報項目	対象内容	担当部・班
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	各班共通、消防部
一般建築物被害	全壊（全焼）、半壊（半焼） 一部損壊、床上・床下浸水	調査広報班、消防部
公共土木・都市施設等被害	道路、河川、水路、橋梁等 町営住宅、公園施設等	応急復旧班
ライフライン施設被害	上・下水道、ガス、電気、電話	給水班、調査広報班
社会福祉施設被害	社会福祉施設、心身障害者福祉施設、 老人福祉施設、児童福祉施設	福祉班、保育班
環境衛生施設被害	ごみ処理施設、し尿処理施設	衛生班
医療施設被害	民間医療機関	福祉班
商工業・農業被害	商工業施設等、農産物等	地域支援班
火災等被害	消防庁舎 火災及び危険物等による被害	消防部
学校施設被害	町立学校、給食施設 町立学校以外の施設	学校班
社会教育施設被害	公民館、文化財、図書館、体育館等	社会教育班
公共交通施設被害	鉄道、バス等	地域支援班
その他（行政財産・施設）	町役場	調査広報班

(2) 初動期の情報収集体制

地震発生直後の初動期の災害情報は、早期の災害応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として、特に重要である。

そのため、以下に示す方法により被害情報等を迅速かつ的確に収集する。

1) 情報収集

「総括班」は、原則として震度5弱以上の地震が発生したとき又は発生したと思われるときは、災害対策本部各班と連携して、指定避難所及び情報収集手段の途絶えた地域の情報を収集する。

なお、情報収集のための出勤に際しては、障害物等による道路の途絶も想定されることから、オートバイ、自転車を利用することも考慮する。

2) 防災拠点からの情報収集

町内の各防災拠点から、防災行政無線等により初動期災害情報を収集する。

3) 消防団からの情報収集

消防団の分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり災害情報の収集活動を行う。

4) 自主防災組織・住民組織等からの情報収集

町内の自主防災組織や住民組織等からも地域における災害情報を収集する。

5) その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求めて災害情報を収集する。

また、町民の間の通信手段として広くインターネットが普及しており、この通信手段を活用して被災地の情報を収集する。

(3) 防災関係機関との情報収集体制

大規模災害が発生した際には、関係機関との情報共有体制の強化及び支援協力体制の強化のため、関係機関に対し、リエゾン（情報連絡員）派遣の要請を行う。

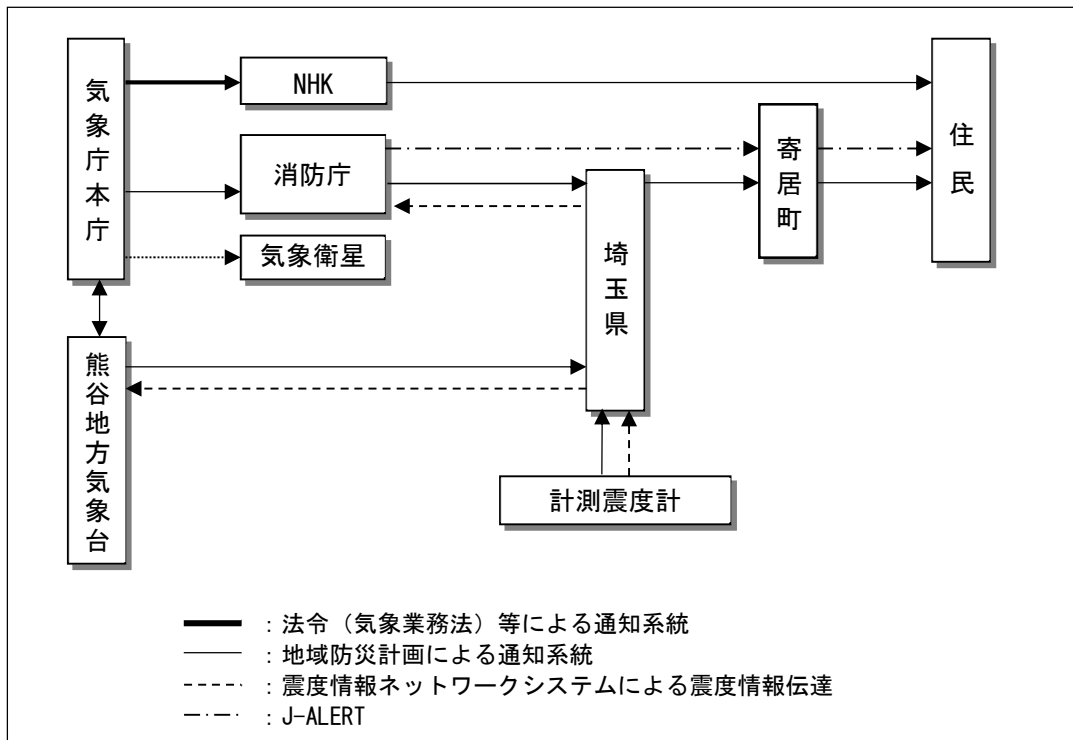
(4) 地震情報

1) 地震情報の収集体制

「総括班」は、町役場に設置した震度計の確認及び県防災行政無線による地震情報等から、地震の規模と範囲の概況を把握する。

本町が収集する地震情報の主たる流れは次のとおりである。

■地震情報の収集伝達体制



2) 地震情報の伝達

本町は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、町民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

3) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

本町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

4) 余震情報の収集体制

本震情報の収集体制と同様とする。

(5) 火災等被害情報

地震火災の特徴である同時多発火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その警戒、鎮圧、被害の拡大防止に努めるため、火災の出火及び延焼拡大の危険性に関する情報収集を行う。

(6) 人的被害情報

地震発生直後は、広域的あるいは局地的に多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

人命救助活動は、地震発生直後からの初動期に最も必要とされ、そのためには初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各部各班は、担当業務の被害調査に関連し速やかに人的被害を収集し「本部事務局」に報告する。

「本部事務局」は、各部各班からの情報、警察署及び防災関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握する。また、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し被害の発生状況を把握する。

1) 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報の錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握する。

項目	内容
人的被害の情報源	<ul style="list-style-type: none"> ○参集した職員からの情報 ○町役場、消防署等への町民からの通報 ○指定避難所からの、り災者情報 ○各地区の自治会、自主防災組織等の住民組織からの報告 ○医療機関からの負傷者救護状況報告 ○死傷者の収容状況の報告 ○警察署、消防署、防災関係機関からの報告

2) 人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

項目	内容
人的被害情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○死者の情報 ○建物倒壊等による生き埋め情報 ○傷病者発生情報 ○要配慮者に係る情報 ○火災情報 ○搬送路選定のための道路情報 ○医療機関の負傷者救護情報 ○指定避難所にいる被災者情報、在宅避難者など指定避難所以外の被災者情報 ○町外、県外避難者情報

3) 死者、行方不明者の数について

死者、行方不明者の数については、県が一元的に集約、調整を行う。

県は、関係機関が把握している数を積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

(7) 一般建築物被害情報

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における災害応急対策の実施の上で重要である。このため、町の区域全体の被害状況を速やかに把握する。

(8) 公共施設被害情報

本町が管理する公共施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し「本部事務局」に報告する。被害状況は、写真等により記録する。

また、国、県等の管理する公共施設の被害については、各関係機関から災害情報を収集する。

(9) ライフライン被害情報

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の災害応急対策及びその後の町民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

項目	内容
ライフライン (上、下水道) 被害調査	上、下水道については、「給水班」が被害状況調査を実施し、「本部事務局」に報告するとともに、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。
その他のライフ ライン被害調査	その他のライフラインについては、「調査広報班」が各事業者から被害状況を把握する。
ライフライン 復旧情報	ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして町民への情報提供ができるように、「調査広報班」が各事業者から復旧情報を把握する。

(10) 交通施設被害情報

道路等の交通施設被害について被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得る。

また、国、県及び東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、秩父鉄道株式会社が管理する交通施設については、関係機関から被害状況を収集する。

項目	内容
道路被害情報	「応急復旧班」は、道路施設の被災状況を調査し、「本部事務局」に報告する。 ○本町は、町の区域内の緊急輸送道路の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。また、復旧状況及び交通規制状況等を把握する。 ○本町は、県がとりまとめた緊急輸送道路被害の状況を収集し、災害応急対策を実施するとともに、防災関係機関に連絡する。
鉄道被害	「地域支援班」は、鉄道施設の被災状況及び運行状況等について施設管理者等から情報を収集する。
バス等被害	「地域支援班」は、町内で運行するバスの被災状況及び運行状況等について事業者から情報を収集する。

(11) その他の被害情報

その他の被害としては、商・工業、農業等に関する被害があげられる。

「地域支援班」は、基本的には建物被害の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から被害情報を収集・把握する。

3.3 被害調査の報告

【各班共通】

本町の区域で発生した被害報告は次のとおりとする。

(1) 災害対策本部への報告

登庁した職員、関係各部及び防災関係機関等において把握された被害状況に関する情報は、災害対策本部の「本部事務局」へ報告する。

(2) 県への報告（災対法第53条第1項）

県への報告は、「総括班」が災害の発生と経緯に応じて県災害オペレーション支援システムにより報告する。県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、以下の方法で行う。

項目	内容
被害速報	被害速報は、発生速報と経過速報とに分け所定の様式（様式集参照）を用いて報告する。 ○発生速報 「発生速報」を用いて、その概要について被害発生直後に行う。 ○経過速報 「経過速報」を用いて、被害状況の進展に伴い収集した被害について逐次報告するものとし、特に指示する場合のほか2時間ごとに行う。
確定報告	別に定める被害の判定基準（資料集参照）を参考とし、「被害状況調」（様式集参照）を用いて地震災害のあった日から7日以内に報告する。 なお、全壊、半壊、死者及び重症者等が発生した場合は、本籍、住所、氏名、年齢、性別、障害の程度を附記すること。

⇒ 資料編 資料 2-27 『災害に係る住家の被害認定基準運用指針』（資料集 P178）
資料編 様式 10 『被害状況調』（様式集 P10）

■ 県への連絡先（災害オペレーション支援システムが使用できない場合）

被害速報		確定報告
県災害対策課 (勤務時間内)	Tel 048-830-8181 Fax 048-830-8159 防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111	県災害対策課
県危機管理防災部当直 (勤務時間外)	Tel 048-830-8111 Fax 048-830-8119 防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111	
県北部地域振興センター	Tel 048-524-1110 Fax 048-524-0770 防災行政無線 Tel (発信特番)-280-951 Fax (発信特番)-280-950	\

(3) 消防庁への報告

本町が県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（災対法第 53 条第 1 項括弧書）。また、本町の区域において震度 5 強以上の地震が発生した場合は、県だけでなく消防庁へも報告する。

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番 号	
応急対策室 〔平日(9:30~18:15)〕	一般加入電話	電話	03-5253-7527
		FAX	03-5253-7537
	消防防災無線	電話	TN-90-49013
		FAX	TN-90-49033
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013
		FAX	TN-048-500-90-49033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	電話	03-5253-7777
		FAX	03-5253-7553
	消防防災無線	電話	TN-90-49102
		FAX	TN-90-49036
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49102
		FAX	TN-048-500-90-49036

注) TN は、回線選択番号を示す。

3.4 町民への広報活動

【調査広報班】

(1) 広報活動の方針

地震災害時における町民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を町民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、町民に周知するよう努める。

項 目	内 容
広報ルート の一元化	広報活動における情報の不統一を避けるために広報ルートの一元化を図る。 広報活動の流れは、原則として「本部事務局」による広報事項の収集・整理、災害対策本部会議による広報内容の審査・決定、「調査広報班」による広報の実施となる。
災害広報の 方法	町民に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線、メール、SNS等のソーシャルメディアや、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。 また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する町民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、町民等（避難者・指定避難所外の被災者・町外避難者等）に周知するよう努める。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

(2) 災害広報資料の収集

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、又、関係機関等の協力を得て収集する。

- 応急復旧部員等が撮影した災害写真、災害ビデオ
- 県、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ
- 報道機関等による災害現地の航空写真
- 水防及び救助等応急対策活動取材した写真、その他

(3) 初動期の広報

地震直後の広報は、町からの直接的な広報（呼びかけ）が町民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す町民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- 町災害対策本部の震災対策状況
- 住民に対する避難指示等に関する事項
- 災害救助活動状況
- 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- 県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- その他、帰宅困難者に対する広報（災害用伝言ダイヤル 171 等を用いた安否確認の促進広報等）
- 電話の通話状況
- 支援情報（指定避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- 電気、ガス、水道等の状況
- 流言、飛語の防止に関する情報
- 物資の買占め防止の広報

2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、下記的手段により町民に混乱を与えないよう十分に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

- 防災行政無線による広報
- 町の広報車
- テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報
- インターネット（町公式 HP、メール配信サービス、SNS 等）

3.5 報道機関への情報提供

【調査広報班】

被災地の町民が、適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

(1) 災害情報の提供

「調査広報班」は、プレスセンターを開設し報道機関に対して災害情報を提供する。

1) 災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。

個人情報の公開については、十分に配慮の上実施する。

- 地域の被害状況等に関する情報
- 本町における避難に関する情報
 - ・ 避難指示等に関すること
 - ・ 避難施設に関すること
- 地域の応急対策活動の状況に関する情報
 - ・ 応急救護所の開設に関すること
 - ・ 交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ・ 電気、水道等の復旧に関すること
- その他町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
 - ・ 給水及び給食に関すること
 - ・ 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
 - ・ 防疫に関すること
 - ・ 各種相談窓口の開設に関すること

2) プレスセンターの開設

「調査広報班」は、報道機関等に情報を提供するためのプレスセンターを庁舎内に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。

また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問い合わせ等に対応する。

(2) 災害情報の報道依頼

「調査広報班」は、広く住民に対して災害に関する情報を広報したいときには、テレビ、ラジオの報道機関へ依頼する。

テレビ、ラジオについては、埼玉県を通じてNHKさいたま放送局、テレビ埼玉、FM NACK5（エフエムナックファイブ）などに対し放送を要請する。

ただし、やむを得ない場合は、本町からFAX又はEメールを用いて直接依頼する。

第4 広域応援要請

町長は、地震の規模や災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。町災害対策本部は、必要に応じて、現地対策本部との合同会議を活用する等により、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

また、県は必要と判断する場合、県内の市町村長に対して他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。他の都道府県知事に対しては応援を求めることができる。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。

- 4.1 県への応援要請
- 4.2 隣接市町村等への応援要請
- 4.3 防災関係機関への応援要請
- 4.4 派遣職員に関する資料の整備
- 4.5 広域避難・広域一時滞在
- 4.6 応援の受入れ

4.1 県への応援要請

【総括班】

本町的能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、町長は知事に対して応援又は応援のあっせんを求めることができる。

また、町長は、災対法に基づいて知事に応急措置等の実施を要請することができる。知事に対する応援又は応援のあっせん及び応急措置等の要請は、県（統括部）を経由して、次に掲げる事項について文書により処理する。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

- 災害の状況
- 応援を要請する理由、期間
- 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他の必要事項

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関に対する応援のあつせんを知事に求める場合

- 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- 応援を希望する区域及び活動内容
- その他の必要事項

(3) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

本町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

1 次要請（県支部内支援） 想定：局地災害

被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する県災害対策本部支部（県受援支部）は県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。

2 次要請（全県支援） 想定：広域災害

1 次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び県受援支部以外の県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。

■派遣対象業務

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、指定避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、り災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

注）派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努める。

また、本町、県及び国は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

(4) 県防災ヘリコプターの応援要請

町長等（含：消防の一部事務組合管理者及び消防を含む一部事務組合管理者）は、知事に対して、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより応援要請を行うことができる。

4.2 隣接市町村等への応援要請

【総括班】

町長は、災害応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時応援協定を締結している深谷市、熊谷市等に対し以下の事項を示して応援を求める。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 通行可能経路
- 応援の受け入れ地
- その他応援に関し必要な事項

4.3 防災関係機関への応援要請

【総括班】

本町は、災害の規模等必要に応じ、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関と連携し被害の軽減に努める。

(1) 防災関係機関の責務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、法令・防災業務計画・県計画及び本計画の定めるところにより、その分掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施するとともに、本町の実施する災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

項目	内容
組織等の整備	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービス基準を定めておく。
職員の派遣	本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策のために必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請する。

4.4 派遣職員に関する資料の整備

【総括班】

本町は、関係機関から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

4.5 広域避難・広域一時滞在

【総括班】

(1) 避難の要請

本町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他都県の市町村への受入れについては県に対し他都県との協議を求め、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他都県の市町村に協議することができる。

(2) 指定避難所の指定

本町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 関係機関の連携

本町、県及び国、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを充分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

4.6 応援の受入れ

【総括班】

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等及び防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、本町では、応援の受入れに関する庁内調整、応援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、応援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からのリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

災害発生時の受援体制及び受援対象業務については、「本編 第2章 受援計画」を参照。

(1) 国からの応援受入れ

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。本町及び県は、国の応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

項目	内容
受入体制の整備	○情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制の明確化に努める。 ○応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。
応援受入れの対応	○受入窓口の設置 ○受け入れる支援の範囲又は区域 ○担当業務の伝達 ○受け入れる支援の内容の伝達

(2) 地方公共団体からの応援受入れ

他の地方公共団体の、専門的技術及び知識を有する職員や支援物資を受け入れるために、本町及び県が連携し、体制を確立する。

項目	内容
受け入れる支援体制の種類	○法律に基づく都道府県、市町村からの応援受入れ ○全国市長会からの応援受入れ ○協定等に基づく都道府県、市区町村、企業からの応援受入れ
受け入れる支援活動の種類と機関	○災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等） ○保健医療の広域応援に関連する業務（例：医療班、航空機の提供等） ○被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等） ○災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）
受入体制の整備	関係機関との相互協力により、受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。 ○情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制 ○他の地方公共団体と緊急輸送道路、備蓄状況などの情報の共有 ○他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施
受入れへの対応	○受入窓口の設置 ○支援を受け入れる範囲、区域及び制約条件 ○担当業務の伝達 ○受け入れる支援の内容の伝達 ○輸送手段及び輸送路の確保 ○応援隊宿舎の確保 ○支援物資集積拠点の開設及び配送計画

(3) 公共的団体からの応援受入れ

本町及び県は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るための支援、指導を行い、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

本町は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

項目	内容
応援活動の例示	<ul style="list-style-type: none">○異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。○震災時における広報等に協力すること。○出火の防止及び初期消火に協力すること。○避難誘導及び指定避難所内での救助に協力すること。○被災者の救助業務に協力すること。○炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。○被害状況の調査に協力すること。

第5 自衛隊の災害派遣

本町は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

- 5.1 派遣要請
- 5.2 依頼要領
- 5.3 自衛隊の自主派遣
- 5.4 派遣部隊の撤収要請
- 5.5 経費の負担区分

5.1 派遣要請

【総括班】

本部長は知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

5.2 依頼要領

【総括班】

(1) 担当部署

自衛隊の災害派遣要請依頼に関する手続きは、「総括班」が担当する。

(2) 依頼方法

本部長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、知事に要請を依頼する時間がないときは、直接最寄りの部隊に通報する。この場合は、事後所定の手続きを速やかに行う。

■ 県への依頼要領

提出先	埼玉県 統括部
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況及び派遣を要請する理由 ○派遣を必要とする期間 ○派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○その他参考となるべき事項

■時間帯による県への連絡先

勤務時間内	災害対策課 電話 048-830-8170 FAX 048-830-8159
勤務時間外	危機管理防災部宿直 電話 048-830-8111 FAX 048-830-8119

(3) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のために必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

■自衛隊の災害派遣要請の範囲

項目	災害派遣要請の範囲
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の救助	避難者の誘導、輸送等
避難者の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作製積み込み及び運搬
消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等(ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本町準備)
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)
炊飯・給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。(ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受ける者に対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

項目	災害派遣要請の範囲
その他	町長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

(4) 派遣部隊等の受入れ

本部長は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに自衛隊受入れの体制を整える。
本町の自衛隊の受入場所は、寄居運動公園とする。

5.3 自衛隊の自主派遣

【総括班】

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに知事及び町災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- 大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- 通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

5.4 派遣部隊の撤収要請

【総括班】

本部長は、応急・復旧対策の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上、知事あてに依頼する。

5.5 経費の負担区分

【総括班】

災害派遣に関する費用で主要なものである人件費など大部分の費用は原則として防衛省の経費となるが、派遣部隊が現地で救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と本町が協議する。

第6 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

- 6.1 災害救助法の概要
- 6.2 災害救助法の適用及び実施
- 6.3 災害救助法が適用されない場合の措置

6.1 災害救助法の概要

【総括班】

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施については、都道府県知事の法定受託事務とされている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋 葬
- 死体の搜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしている物の除去

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を町長に委任することができる（災害救助法第13条）。

県においては、埼玉県災害救助法施行細則第16条により、次の救助に関する職権を町長にその都度委任している。

なお、応急仮設住宅、医療・助産についても町長に委任することができる。

救助の種類と実施者は、以下のとおりである。

■ 応急救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内 (ただし、助産分娩した日から7日間以内)	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部 (ただし、委任したときは町)
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	町
被災者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅) 20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県(ただし、委任したときは町)
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内(災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内)に完了	町
死体の捜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣の承認を得た上で、実施期間を延長すること(特別基準の設定)ができる。

(4) 費用

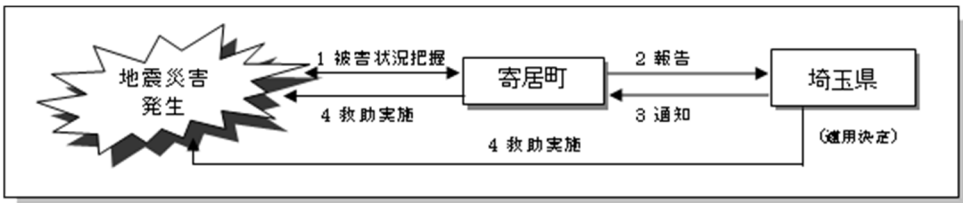
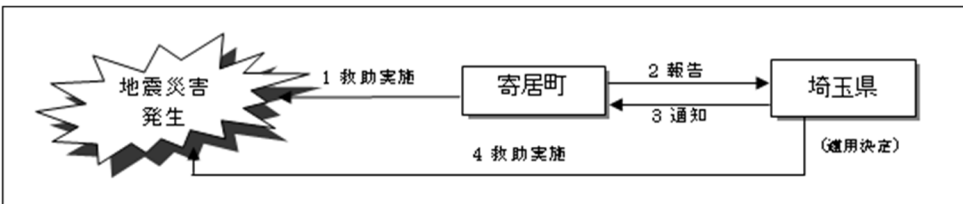
救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、町長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

6.2 災害救助法の適用及び実施

【総括班】

災害救助法による救助は、本町の区域を単位に原則として同一原因の災害による町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

項目	内容
原則	<p>町長は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、町長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。</p> 
災害事態が急迫している場合	<p>○災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。</p> <p>○この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。</p> 

(2) 適用基準

災害救助法による救助は、町の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。なお、県は300万人以上、町は3万人以上5万人未満の場合とする。(災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号基準)

■寄居町の災害救助法適用基準

①	町内の住家滅失世帯数	60 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	町内の住家滅失世帯数	30 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
④	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

住家の滅失	○住家の損壊、消失もしくは流失した部分の面積が、その住家の床面積の70%以上に達したものの。 ○住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊・半焼	○住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 ○住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水、土砂の堆積	○浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 ○土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

■世帯及び住家の単位

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(5) 埼玉県への報告

町長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、本町に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

6.3 災害救助法が適用されない場合の措置

【総括班】

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて町長が救助を実施する。

第7 自主防災組織の活動体制

自主防災組織は、本町及び防災関係機関と緊密な連携を図り、避難誘導、救出・救護等の応急活動を実施する。

7.1 自主防災組織の活動

7.1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、防災コミュニティの核となり、地域における防災活動で大きな役割を担う。そのため、自主防災組織は自らの災害対策本部を設置し、町災害対策本部と連携を図り、地域の安全確保、的確な応急活動に努める。

(1) 自主防災組織の動員

自主防災組織の会長は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合、被害の規模等を考慮した上で、防災発令連絡網に従った連絡を実施する。

また、昼間だけでなく夜間においても必要最小限の人員の確保に努める。

(2) 災害対策本部の設置・運営

災害が発生し、かつ相当規模の災害が予想される場合、自主防災組織の会長は、被害状況の把握、設置場所の安全性の確認を行い、災害対策本部の設置を基本とする。

災害対策本部の実施責任者は、対策本部長（会長）とし、不在の場合は、副本部長（副会長、防災部長）等とする。また、災害対策本部を設置した場合は、町災害対策本部に報告する。

項目	内容
自主防災組織災害 対策本部の設置基準	○地域で相当規模の被害が予想される場合 ○相当規模の災害が発生し、町の災害対策本部が設置された場合

第8 消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害が、人的にも、物的にも最も大きい。

そのため、「消防部」は、町民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防衛活動を展開する。

8.1 応急消防活動

8.2 危険物対策

8.1 応急消防活動

【消防部、本部事務局、応急復旧班】

(1) 消防本部による消防活動

大規模地震の発生に伴い「消防部」は、直ちに以下の消防活動にあたる。

1) 情報収集・伝達

① 被災情報の把握

迅速な消防・救急救助活動を実施するために、あらゆる交通手段を利用し、被害状況の早急かつ的確な把握に努める。

■被災情報の把握

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ○火災の発生状況 ○延焼地域の状況 ○水道施設の被害状況 ○危険物の流出等の状況 ○道路の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防本部 ○警察署 ○消防団 ○自主防災組織 ○町民からの通報、駆け込み
救急救助活動	<ul style="list-style-type: none"> ○救急救助事案の発生状況 ○病院等医療施設の被害状況 ○道路の被害状況 ○建物の倒壊状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○参集職員 ○テレビ等の映像情報

② 情報の伝達

「消防部」は災害の状況を本部長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れないよう対処する。

2) 初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

項目	内容
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○初動体制の強化を図るとともに、被災状況の把握に努める。 ○庁舎並びに車両の被害状況の調査と応急措置にあたる。 ○高所見張りを行い、被害の全体状況の把握を行う。 ○広報車を出動させ、避難予定路線、出火頻度及び延焼拡大のおそれが著しい木造密集地域を優先して出火防止、出火時の措置及び避難上の指示について広報する。 ○非常参集者からの災害状況報告、また通行人等から情報の提供をうけ、その災害状況を早期に把握し、状況により調査確認させる。

3) 消火活動

消防機関における消火活動は、消防本部及び消防団が行う。

なお、同時多発火災が発生した場合は、以下の原則による。

項目	内容
避難地及び避難路確保優先の原則	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。
重要地域優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。
消火可能地域優先の原則	同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。
市街地火災消防活動優先の原則	大規模危険物貯蔵・取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。
火災現場活動の原則	<ul style="list-style-type: none"> ○出動隊の指揮者は、災害の様態を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ○火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動によって火災を鎮圧する。 ○火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

4) 救助・救急活動

項目	内容
活動方針	救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救急活動を優先して実施する。
事前措置	消防長は、救助・救急業務の推進にあたり、管内の各医療機関及び警察等関係機関と常に必要事項について研究検討し、災害発生時の積極的活動の方策を講じるとともにその徹底に努める。
活動要領	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重症者優先の原則 救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。 ○幼児・高齢者優先の原則 傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力の劣っている者を優先する。 ○火災現場付近優先の原則 延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。 ○救助・救急の効率重視の原則 同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先する。 ○大量人命危険対象物優先の原則 延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。
活動内容	<p>災害事故現場における救出、救急活動は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○傷病者の救出作業 ○傷病者の応急処置 ○傷病者の担架搬送 ○救急医療品、資器材及び医療救護班（医師、看護師）等の緊急搬送 ○仮設救護所より常設医療機関への搬送 ○重傷病者等の緊急避難搬送
活動体制	<p>消防長は、災害発生状況によって現場に指揮本部を開設し、災害現場における救助・救急体制の確立を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災初期の活動体制 地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の救助・救急を行い、積極的に大規模救助事象の発見及び医療機関等の受入れ体制を把握し、広域救助・救急体制に移行する。 ○火災が少ない場合の体制 火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、早期に部隊編成順位の下の隊から順次切り替えて災害現場に投入し、救助・救急体制を確保する。

5) 実施要領

項目	内容
救助・救急事象の把握	救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、警戒派遣隊、参集職員、消防団員、自主防災組織通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。
救出	倒壊家屋等のため自力で脱出できない傷病者を各種救助用資器材及び人員を活用し、その危険を排除、生命及び身体の安全を確保する。
応急救急処置	被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法並びに緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病者悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。
現場仮救護所の設置	傷病者が多数発生している災害現場には、現場仮救護所を設置して救護活動を行う。現場仮救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心にあて、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は本計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。
傷病者の搬送	救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により救護所等への緊急分散搬送を行う。また、傷病者の救急搬送にあたっては、軽症者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。
医療救護班及び医療品資材等の緊急搬送	被災傷病者収容施設において、医師、看護師等の不足を生じたとき並びに手術上必要な医薬品資器材、血液、血清等の緊急配備要請による搬送を行う。
消防団員、自主防災組織、一般住民への協力要請	救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示し、現場付近の仮救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

(2) 消防団の活動

消防団は、災害時には消防本部と連携して以下に示す活動を行う。

1) 初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

項目	内容
活動内容	<p>○各分団は、地震時には、直ちに分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び可搬ポンプや必要機材を積載して出動準備を行う。</p> <p>○高い建物などを利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。</p>

2) 消防活動

項目	内容
出火防止	地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。
消火活動	地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部及び町民や自主防災組織と協力して行う。 また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3) その他の活動

項目	内容
救急救助	消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。
避難誘導	避難指示等が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。
情報の収集	消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。
応援隊の受入準備	応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

(3) 応援部隊の要請

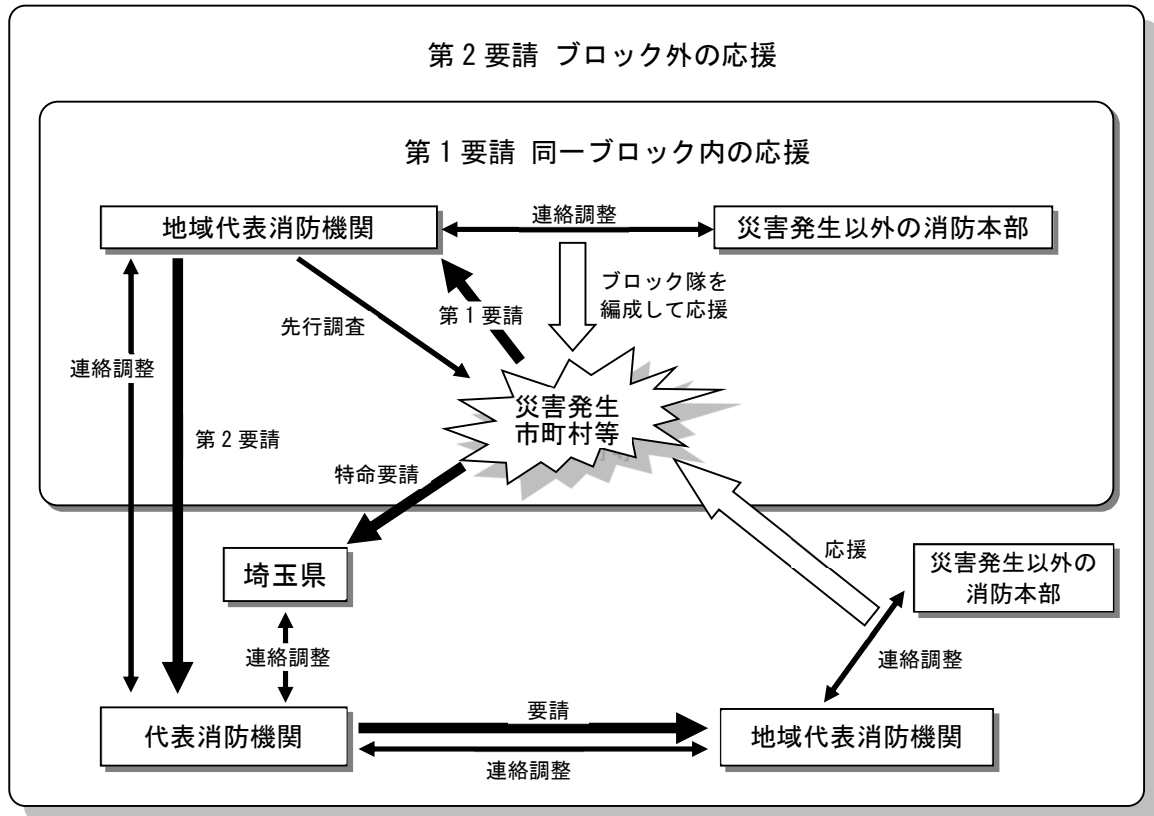
本部長又は消防長は、被害その他の状況により判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、応援要請を行う。

1) 応援の要請

本部長は、震災が発生し、町の消防力だけでは対応することが困難であると判断した場合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の消防相互応援協定に基づく応援及び第44条に基づく緊急消防援助隊の応援要請を行う。

県下における消防機関の応援要請手順、及び緊急消防援助隊に係る応援要請手順を示す。

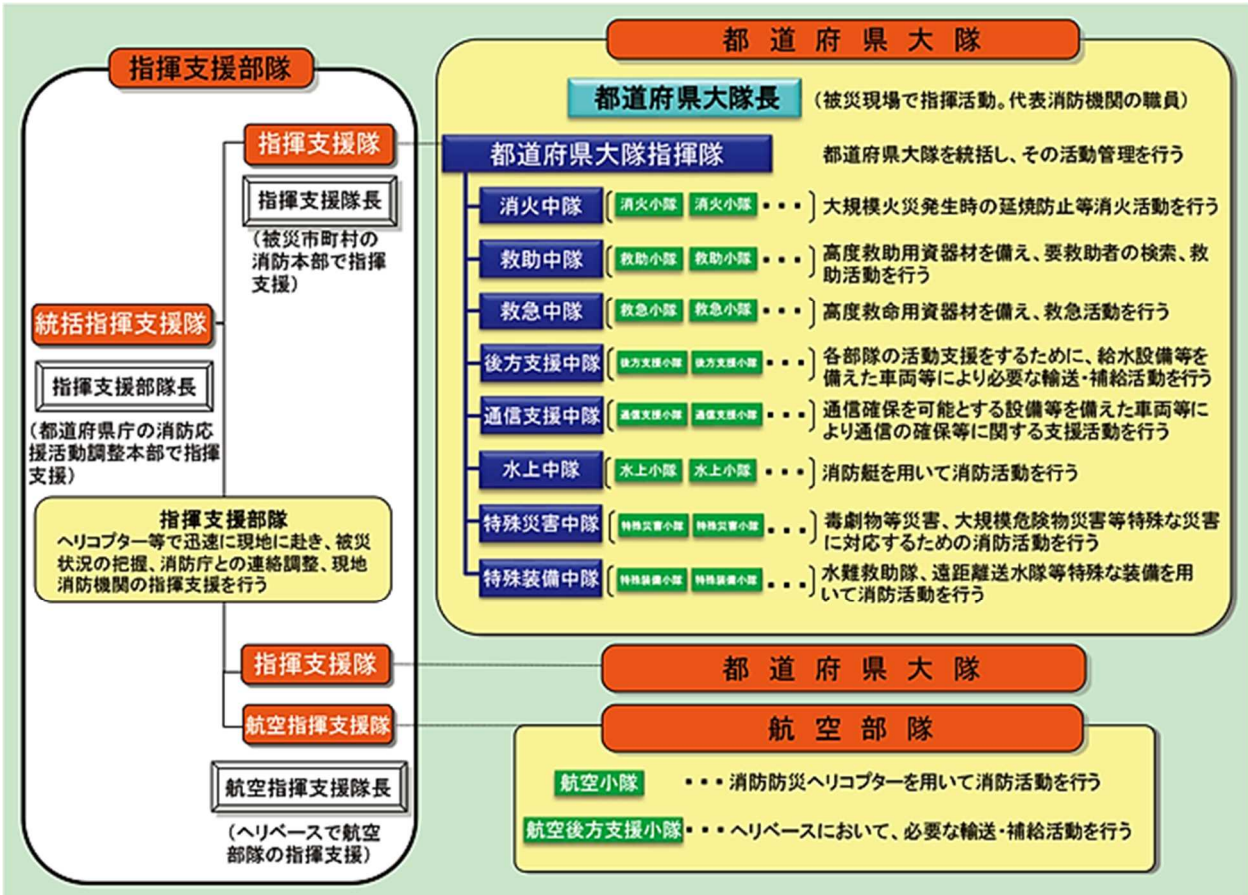
■ 県下における消防機関の応援要請



2) 緊急消防援助隊と応援の要請

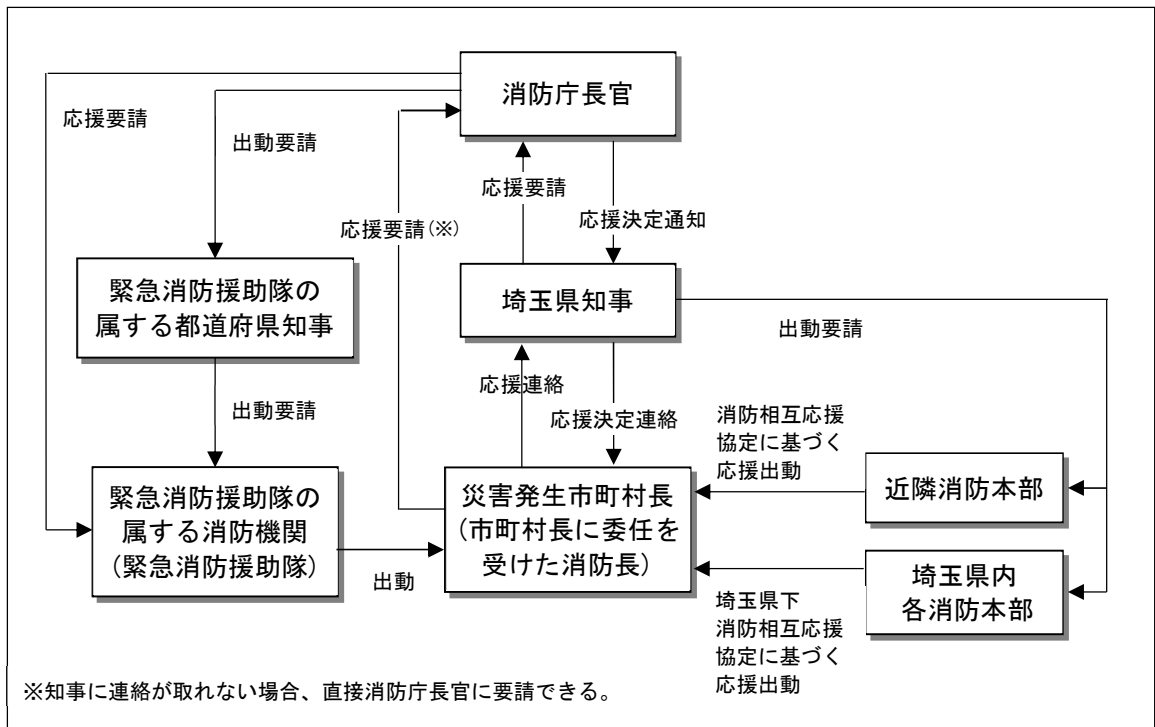
緊急消防援助隊の概要とその応援要請の手順は以下のとおりである。

■緊急消防援助隊に係る各部隊の概要



出典) 総務省消防庁「消防白書」令和3年版

■緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ



第3編 地震災害対策編

3) 受援の対応

他の消防機関からの応援を受けた場合の対応は、
本編 第2章 受援計画 を準用する。(P349)

(4) 救出活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

従って、消防、警察その他の関係防災機関とともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していく。

また、大規模地震では、消防、警察、自衛隊等だけでの救出は難しく、付近住民、自主防災組織及び企業等からのマンパワーの提供及び土木業者等からは重機等の貸与を受けて、すべての力を結集して、救出活動にあたる必要がある。

1) 救出活動の基本方針

救出活動の成功の鍵は、以下の4点である。

- ①要救出現場の早期把握
- ②要救出現場に対する人員の確保
- ③要救出現場に対する救出用資機材の投入
- ④救出従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

2) 要救出現場に対する人員の確保

要救出現場に対する人員の確保は以下の手順により実施する。

- 消防職員の確保
- 消防団員の確保
- 警察職員の派遣要請
- 「総括班」は自衛隊派遣を要請
緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められるときは、自衛隊の派遣要請を「総括班」に依頼する。
- 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受入れ
- その他機関等からの人員の投入
地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。
「応急復旧班」は、企業、各種団体等に提供依頼をする。
「調査広報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼び掛けを行う。
- 医療機関との連絡協調
救出業務を実施するにあたり、疾病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、（一社）深谷寄居医師会を通じ消防本部ごとに随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期する。

3) 要救出現場に対する救出用資機材の投入

「応急復旧班」は、地震発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

4) 救出従事機関間の連絡調整・地域分担・役割分担

- 消防本部及び警察署は互いに調整し、自衛隊等を含めた救出活動の地域分担を決定する。
- 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに「総括班」に提供要請を行う。
- 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- 救出活動の重複を避けるため検索済みのところはわかるように印をつけておく。
- 必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

5) その他の注意事項

- 救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。
- 負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、さらに救急車の派遣を要請するが、救急車の派遣が得られないときは、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行う。
- 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとる。
- 救助・救急関係職員の活動中の安全確保に努める。

8.2 危険物対策

【消防部】

(1) 町の措置

本町は消防機関と連携して、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講じるよう指導するとともに、防災関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講じる。

- 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置
- 危険物施設の応急点検
- 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
- 災害発生時の応急活動
- 防災関係機関への通報
- 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

(2) 施設責任者の措置

危険物施設の責任者は、被害の拡大及び二次災害を防止するため、以下の応急措置を講じる。

項目	内容
危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害発生時の応急活動	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	危険物による災害を発見した場合は、直ちに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

項 目	内 容
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第9 避難対策

大地震による家屋の損壊、大規模な市街地火災が発生した場合は、町民の生命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、町民に対して避難指示等を行う。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に指定避難所まで誘導しなくてはならない。指定避難所の開設担当者は、いち早く開設の準備を進めて、避難者の初期生活が円滑に行われるように努める。

また、大規模災害時には、遠方からの多数の避難者受入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、避難者の健康状態の悪化や避難生活が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、指定避難所避難者や指定避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

- 9.1 要避難状況の把握
- 9.2 避難指示
- 9.3 警戒区域の設定
- 9.4 避難誘導・移送
- 9.5 指定避難所の開設

9.1 要避難状況の把握

【本部事務局】

地震発生後は、人命の危険が予想される地域の把握に努め、早期に避難指示等の対策が実施できる様にしておく。

■危険地域の把握

必要情報	収集先
○土砂災害警戒区域等	○庁舎等からの高所視察
○堤防等の破壊による水害危険地域	○消防本部
○河川等のせきとめ等に伴う土石流の危険地域	○町の各機関
○延焼火災危険地域	○警察署
○危険物災害の危険地域	○消防団
○建物倒壊の危険	○町民からの通報、駆け込み
○宅地崩壊の危険（クラックやずれ、のり面崩壊等）	○参集職員
	○テレビ等の映像情報

9.2 避難指示

【本部事務局、消防部、警察署】

市街地火災、がけ崩れ、ガス等の流失拡散等から人命、身体を保護し、災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域の住民に対して避難指示等を行う。

(1) 避難指示等の発令

災害が発生し、又は発生のおそれのあるときに、本部長は、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」を発令する。

項目	内容
避難指示を発令する場合の目安※	<ul style="list-style-type: none"> ○気象台から災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。 ○県本部長から避難についての指示の要請があったとき。 ○延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき。 ○建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき。 ○ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき。 ○がけ崩れ等の発生により建物等が被災するおそれがあるとき。 ○堤防等が破損し、浸水等のおそれがあるとき。 ○その他住民の生命・身体を保護するため必要と認められるとき。

※国（地方気象台）及び県は、町による的確な避難指示等のため、町長から助言を求められた場合に応答する。

■避難指示等の実施責任者と要件

発令権者	指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
○本部長（町長） ○知事（※）	町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき。	災対法第 60 条
警察官	○町長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ○町長から要求があったとき。	災対法第 61 条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官が、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき	自衛隊法第 94 条
○知事又はその命を受けた職員 ○水防管理者	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して行う。	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
消防長、消防署長 又はその委任を受けた消防職員、消防団員	ガス、火薬等の漏えい、流出等の事故が発生し、火災が発生する恐れが大であり、かつ火災が発生した場合、人命等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法第 23 条の 2

注) ※：町長が事務を行うことができない場合

(2) 避難指示の内容、伝達及び周知

1) 内容

避難指示は、以下の内容を明示して行う。

項目	内容
避難指示の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○避難対象地域 ○避難の理由 ○避難先及び必要に応じて避難経路 ○その他避難にあたっての注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・火気等危険物の始末 ・2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯 ・素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等の着用 ・隣近所そろって避難すること等

2) 避難指示等の伝達

避難指示を行った場合は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

項目	内容
町長の措置	寄居町長から知事（災害対策課）へ速やかにその旨を報告する
警察官の措置 （災対法に基づく措置）	警察官 → 寄居町長 → 知事（災害対策課）
自衛官の措置	自衛官 → 寄居町長 → 知事（災害対策課）
報道機関への措置	<ul style="list-style-type: none"> ○伝達ルート <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、「本部事務局」から県及び放送局双方へ同時に情報を伝達するルートを確認する。 ・県を経由した伝達ルートも確保する。この場合、できる限り、情報が遅延しないように配慮する。 ○伝達手段 <ul style="list-style-type: none"> ・所定の様式により、県及び放送事業者にはFAX及びメールで情報伝達を行う。 ・確実性を図るため、FAX及びメールで伝達したことを県及び放送事業者へ電話連絡する。 ○伝達する情報の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・災対法に基づく避難指示等（解除を含む）。 <p>※法的並びに制度根拠のない自主避難の呼び掛けは、報道機関への情報提供の対象外とする。ただし、放送事業者から電話等で取材を行う場合はある。</p>

3) 住民への周知

本町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して周知する。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

また、緊急の避難が必要な場合は、「正常性バイアス」を打ち消す適度な避難を促す広報を実施する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、必要に応じて隣接市町村へもあわせて連絡を行う。

(3) 避難指示等の解除

当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるときとする。

※参考『災対法第60条（市長村長の避難の指示等）の5』

市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

9.3 警戒区域の設定

【本部事務局、消防部、関係機関】

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる。

(1) 設定権者

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

■警戒区域の設定権者と要件

設定権者	要件
町長	町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。 (災対法第63条)
警察官	○町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ町長もしくは委任を受けた吏員がそばにいないとき。 (災対法第63条) ○町長もしくは委任を受けた吏員から要求があったとき。 (災対法第63条)
自衛官	町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ町長もしくは委任を受けた吏員がそばにいないとき。 (災対法第63条)
消防長、消防署長又はその委任を受けた消防吏員、消防団員 (消防法第23条の2) 消防吏員又は消防団員 (消防法第28条)	災害の現場において、安全及び活動の確保を主目的として設定する。(消防法第23条の2、第28条)

(2) 伝達・報告

警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難指示等の伝達方法を準用する。

9.4 避難誘導・移送

【福祉班、学校班、保育班、消防部】

福祉班、学校班、保育班、警察官、消防職員、消防団員等は協力して指定避難所及び指定緊急避難場所へ町民を避難誘導及び移送する。

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は原則として、町長又は知事の命を受けた職員、警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておく。誘導にあたっては色腕章を付け、又は懐中電灯を所持する。

(2) 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

項目	内容
優先避難の順位	①傷病者、障害者及びこれらの介護者、寝たきりの高齢者 ②高齢者、妊産婦、乳幼児、児童等及びこれらの介護者 ③一般町民 ④防災従事者

(3) 誘導方法及び輸送方法

指定避難所又は指定緊急避難場所への誘導方法及び輸送方法は以下のとおりである。

項目	内容
誘導・輸送方法	①避難経路の指示 ②避難経路中の危険箇所の事前伝達 ③避難経路中の危険箇所に誘導員を配置 ④夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用 ⑤出発、到着の際の人員点検 ⑥自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送 (状況により県へ応援要請を行う) ⑦警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難行動要支援者の避難に際しては、介助人の欠如、補装具の破損、指定避難所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障害者）等によって、指定避難所への移動に支障を来すことが予測される。避難誘導者は、事前に把握した避難行動要支援者の居住地について付近住民や自主防災組織等に協力を呼び掛け、避難行動要支援者の安否確認及び誘導に努める。

また、ホームヘルパー、ケースワーカー等の福祉関係者は、避難行動要支援者の発見及び避難誘導を最優先として初動活動を実施する。

(5) 学校における避難対策

学校の管理者は「学校防災マニュアル（埼玉県教育委員会）」に基づき、授業中の発災の場合には一旦児童・生徒を校地内の安全な場所へ避難させ、安全確認を行った後、校地外への二次避難、保護者への連絡・引き渡し、下校の判断を行う。

1) 学校で勤務時間内に地震が発生した場合の避難対策

登下校時の発災の場合には、児童・生徒は学校もしくは自宅のいずれか近い方へ避難する。学校の管理者は学校へ避難した児童・生徒の避難誘導を行い、授業中の発災と同様の対応を行う。

項目	内容
児童・生徒等の安全確保と被害状況の把握	校長は、地震発生直後、児童・生徒等の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握して「学校班」へ報告する。
児童・生徒等の避難	校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒等に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒等及び教職員を安全な指定避難所等へ速やかに避難させる。
臨時休校等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講じる。 また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について「学校班」へ速やかに報告する。「学校班」は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

2) 学校の勤務時間外に地震が発生した場合の避難対策

項目	内容
被害状況の把握	地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握して「学校班」へ報告する。
児童・生徒等の安全確認	非常招集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。
臨時休校等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。 教育委員会は、被害の状況に応じ保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(6) 社会福祉施設、病院等における避難対策

社会福祉施設や病院の管理者は、それぞれの施設が作成した避難誘導マニュアルを参考に避難誘導を実施する。

なお、自力避難が困難な入所者・患者が多数いる場合には、施設の管理者は消防部、福祉班へ援助を要請し、車両等による避難を実施する。

(7) 放課後児童クラブの措置

地震発生直後、火災の防止、避難誘導等、児童の安全を確保するための必要な措置を講じるとともに、児童の被害状況等を確認し速やかに子育て支援課に報告し、必要な指示を受ける。

また、あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させ、その措置内容を学校等関係機関に報告する。

9.5 指定避難所の開設

【福祉班、学校班、総括班】

避難の必要が生じた場合は、指定避難所の開設担当者は、いち早く避難者が集合し始める前に開設の準備を行う。

なお、広域避難による被災住民の受入れに伴う避難所の開設を行う際にも、同様とする。

項目	内容
指定避難所開設の基準	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、指定避難所を開設する。また、災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、指定避難所を開設する。 ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(1) 避難施設

指定避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、テント等により仮設する。

なお、野外テントについては自衛隊へ設営の依頼を行う。

(2) 収容対象者

指定避難所に収容する者は、原則として災害によって現に被害を受けた者とする。

また、避難指示等が発令された場合、又は避難指示等は発令されないが、緊急避難の必要がある場合において災害によって現に被害を受けるおそれがある者も対象とする。

項目	内容
災害によって現に被害を受けた者	○住家が被害を受け、居住の場所を失った者 全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者。 ○現実に災害を受けた者 自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。 （例、宿泊施設の利用者、一般家庭の来訪客、通行人等）
災害によって現に被害を受けるおそれがある者	○避難指示等が発令された場合 ○避難指示等は発令されないが、緊急避難の必要がある場合

※避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れる。

(3) 開設の担当者

指定避難所の開設は、施設の管理者又はあらかじめ事前指定している職員が実施する（担当者は、複数指定しておく。）。施設の管理者、事前指定している職員が未着の場合、事前指定を受けた自主防災組織が開設することができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

(4) 開設手順

町は、あらかじめ策定したマニュアルに基づき、指定避難所を開設する。

指定避難所の開設手順を以下に示す。

手順	内容
①	指定避難所の被災状況を目視し、指定避難所の外観、内部について、崩壊の危険がないか判断し、安全が確認できた後、開設の可否について災害対策本部へ連絡後、開設準備に移る。
②	指定避難所内に指定避難所の管理・運営事務を行うための事務室を設置する。 事務室には、避難者からよく判るように「事務室」の標示を行い、指定避難所を開設した以降は、事務室に必ず職員を常時配備しておく。また、事務室には、指定避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。
③	避難者の受入れスペースを指定する。 スペースを指定するときは、概ね1人あたり2.0㎡以上の面積を基本とし、床面にテープ又は掲示等で標示する。この際、個人のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
④	電話、無線等により指定避難所開設を災害対策本部「本部事務局」に報告する。 報告する事項は、開設の日時、場所、施設名、収容人員等である。
⑤	既に避難している人を指定のスペースへ誘導する。 避難施設として使用する順位は次のとおり 第1位：屋内運動場（体育館）⇒ 第2位：普通教室 ⇒ 第3位：特別教室

※本町は、災害の規模に鑑み、必要な指定避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

※指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの指定避難所を開設し、町公式HPやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

※特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、町公式HPやアプリケーション等の多様な手段を活用して指定避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(5) 県への報告

町長（「総括班」）は、指定避難所を設置した場合には、直ちに指定避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。

第10 要配慮者の安全確保

要配慮者が一人で災害に対処することは、多くの困難が伴うため、本町、関係防災機関、地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

- 10.1 避難行動要支援者等の避難支援
- 10.2 避難生活における要配慮者支援
- 10.3 社会福祉施設入所者等の安全確保対策
- 10.4 保育所等入所児の安全確保対策
- 10.5 外国人の安全確保

10.1 避難行動要支援者等の避難支援

【本部事務局、福祉班】

災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。

(1) 避難のための情報伝達

在宅や避難場所等にいる避難行動要支援者等に対して情報を提供するため、FAXによる情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供等を実施する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難情報の発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

本町は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

- ①避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- ②避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- ③本町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

④避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認・救助活動

1) 安否確認

本町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら避難行動要支援者の安否を確認する。

また、保護者のいない児童等の実態把握に努め、関係機関及び地域の町民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講ずる。

2) 救助活動の実施

本町及び県は、救助活動の実施及び受入先への移送について、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら、次のとおり対応する。

- ① 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- ② 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。また、搬送車両を確保し、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得て移送する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永久的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

本町は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

10.2 避難生活における要配慮者支援

【福祉班、住民相談班、保育班】

避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

(1) 生活物資の供給

本町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設けるなど配慮する。

(2) 指定避難所における要配慮者への配慮

1) 区画の確保

指定避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

2) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

3) 巡回サービスの実施

本町及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、指定避難所で生活する要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、指定避難所に女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

4) 福祉避難所の活用

本町及び県は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、指定避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

併せて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(3) 指定避難所外も含めた要配慮者全般への支援

1) 情報提供

本町及び県は、在宅や指定避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

2) 相談窓口の開設

本町及び県は、支所や保健所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

3) 巡回サービスの実施

本町及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、指定避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

4) 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

5) 福祉避難所の活用

本町及び県は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(4) 仮設住宅における配慮

仮設住宅に係る要配慮者への配慮事項を以下に示す。

- 仮設住宅には優先的に入居
- 要配慮者の仮設住宅は、階段、段差がないバリアフリー構造とする
- トイレとの距離が遠くないこと
- 車いすが使用可能なこと

10.3 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

【福祉班、施設管理者】

「福祉班」は、施設管理者と連携し、社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

項目	内容
施設職員の確保	施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。
避難誘導の実施	施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。また、本町は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
受入先の確保及び移送	「福祉班」は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。
物資の供給	施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、本町及び県に協力を要請する。
ライフライン復旧優先	施設管理者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について「本部事務局」を通じて要請する。
巡回サービスの実施	「福祉班」は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

10.4 保育所等入所児の安全確保対策

【調査広報班、保育班】

町内の保育所長等は、地震災害時における保育所等児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講じる。

(1) 地震災害時の対応

所長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講じる。

所長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「調査広報班」に連絡する。さらに、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所等の安全を確保する。

(2) 保護者への対応

保育児童を保護者に確実に引き渡すまで保育を継続する。

10.5 外国人の安全確保

【本部事務局、住民相談班】

言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい外国人の被害状況や安否を近隣住民から把握し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

項目	内容
避難誘導の実施	「調査広報班」は、避難指示等を広報車や防災行政無線を用いて伝達する際には、外国人にも聞き取りやすいよう、わかりやすい日本語（「やさしい日本語」と呼ばれている）を使用するよう配慮する。 なお、広報車には地図と筆記用具を持ち込み、指定避難所までの道案内ができるようにする。
安否確認の実施	「住民相談班」は、自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、外国人登録者名簿等を活用し、外国人の安否を確認する。その調査結果を、県に報告する。
情報提供	「調査広報班」は、広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等を活用し、外国語による情報提供を実施する。また、ボランティア通訳等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。
各種相談	「住民相談班」は「総括班」と協力して相談窓口を開設し、職員やボランティア通訳者等の協力を得ながら、外国人に対して総合的な相談に応じる。
通訳・翻訳ボランティアの確保	「住民相談班」は県とともに、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第11 帰宅困難者対策

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

また、都内に通勤、通学をしている県民は、毎日100万人以上にのぼる。このため、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人々が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

- 11.1 帰宅困難者への情報提供
- 11.2 一時滞在施設の確保
- 11.3 帰宅支援
- 11.4 学校、保育所等、事業所、民間特定施設等での一時預かり

11.1 帰宅困難者への情報提供

【応急復旧班】

応急復旧班は、帰宅困難者にとって必要な交通情報や町内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

項目	内容
帰宅困難者に伝える情報例	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況に関する情報 震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等 ○鉄道等の公共交通機関に関する情報 路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等 ○帰宅に当たって注意すべき情報 通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等 ○支援情報 帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等
町による情報伝達手段例	<ul style="list-style-type: none"> ○徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ○町公式HP、メール、SNS、防災行政無線等による情報提供 ○エリアメールによる情報提供

11.2 一時滞在施設の確保

【応急復旧班】

(1) 駅周辺における一時滞在施設の確保

応急復旧班は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保するよう努める。また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、警察署の協力を得る。なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受入れを優先する。

(2) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

応急復旧班は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

(3) 災害救助法の適用の検討

応急復旧班は、大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

11.3 帰宅支援

【応急復旧班】

(1) 帰宅活動への支援

応急復旧班は、帰宅行動を支援するために、以下の対策を実施する。

項目	内容
一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
飲料水、食料等の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料等の配布
一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請

(2) 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の指定避難所は地元の避難者で満員になる可能性が高いため、応急復旧班は、可能な限り指定避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

11.4 学校、保育所、事業所、民間特定施設等での一時預かり

【地域支援班、学校班、保育班、福祉班】

地域支援班、学校班、保育班、福祉班は、大規模な地震災害で交通障害が発生し、学校、保育所、事業所、民間特定施設等に被害がなかった場合は、一斉帰宅を抑制する必要があるなど1～3日程度、児童生徒、職員、来訪者等を滞留させ、安全を確認した後に帰宅を促す。

第12 医療救護

本町は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、り災者の保護の万全を図る。

- 12.1 医療情報の収集・伝達
- 12.2 初動医療体制
- 12.3 負傷者等の搬送体制
- 12.4 後方医療体制

12.1 医療情報の収集・伝達

【福祉班】

傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。

そのため、本町は、応急救護所及び後方医療施設である病院に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備することにより、的確な搬送を行う。

12.2 初動医療体制

【福祉班】

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものであり、災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、指定避難所等に応急救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

(1) 初動医療体制の整備

「福祉班」は、初動医療体制として医師会、日本赤十字社及び保健所等の協力を得て、医療救護班の編成を行う。

特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、町内の病院、診療所及び助産所等の施設を利用して行うが、軽症病者については指定避難所等に設置された応急救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。

また、町の応急救護の能力を越えた医療救護が必要となった場合は、県及びその他の関係機関に協力を要請する。

(2) トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

1) 救急隊の活動内容

消防本部の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、病院で治療の必要がある傷病者を町内の救護医療機関まで搬送するとともに、その他の傷病者に対し、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て救護医療機関への搬送を依頼する。

2) 医療救護班の活動内容

医療救護班は、消防本部や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重症の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

項目	活動内容
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○診察 ○医薬品等の支給 ○応急処置及びトリアージ ○看護 ○後方の救護医療機関等への搬送要請

(3) 医薬品等の調達

「福祉班」は、医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材を、災害の規模に応じて医師会、薬剤師会等の協力を得て、卸売組合・業者等から調達する。

項目	内容
医薬品等の調達	<ul style="list-style-type: none"> ○医薬品等の搬送 医薬品等の搬送は、応急救護所の設置とあわせて「福祉班」が行う。 ○血液の供給 医療救護活動において血液が必要な場合、町長は県あるいは赤十字血液センターに要請する。

(4) 精神科救急医療の確保

本町及び県は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、本町が医療・助産活動に着手しているときに要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求できる。

12.3 負傷者等の搬送体制

【総括班、福祉班、消防部】

(1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

項目	方法
一次搬送	<ul style="list-style-type: none"> ○「総括班」が消防本部に配車・搬送を要請する。 ○公用車、町内救護医療機関又は各応急救護所の班員が使用している自動車により搬送する。 ○各応急救護所の班員、消防職員、その他町の職員により担架やリヤカーで搬送する。 ○自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

(2) 救護医療機関の受入れ要請

「福祉班」及び「消防部」は、協力して救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、各医療機関に収容スペース確保等の受入れ体制の確立を要請する。また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

(3) 二次搬送方法

次の体制により二次搬送を実施する。

項目	方法
二次搬送	<ul style="list-style-type: none"> ○町内救護医療機関で対応できない傷病者の町外・県外の高度医療機関への搬送は、「福祉班」、「消防部」及び救護医療機関等が協力して実施する。 ○緊急度の高い場合は埼玉県にヘリコプター輸送の要請を行い、ヘリコプター（防災ヘリ）による搬送を実施する。 ○平成19年10月26日から県内でもドクターヘリ（埼玉医科大学総合医療センター）の運用が開始され、県防災ヘリと同様に必要に応じ「消防部」から県へ要請する。 なお、本町の臨時ヘリポート指定地は、下記のとおりである。

■臨時ヘリポート指定地

施設名	所在地	備考
寄居運動公園	大字折原 1856	転圧地で散水の必要性あり

(4) 後方医療機関への受入れ要請

本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町村等へ要請し、町外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

12.4 後方医療体制

【福祉班、消防部】

本町は、病院等を後方収容施設としてあらかじめ指定し、体制の整備を行う。
また、応急救護所からの搬送ルートの整備を行い、応急救護所間あるいは応急救護所と病院との間の密接な情報交換を行う。

(1) 搬送体制

本町は、応急救護所では対応できない重症者や特殊医療を要する患者については、県により位置づけられた後方医療機関に搬送する。

(2) 広域医療協力体制

本町は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資器材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力体制により対応すべく整備を進める。

第13 応急給水

本町は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により町民が飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

- 13.1 給水需要の把握
- 13.2 給水方針の決定
- 13.3 給水の実施
- 13.4 給水施設の応急復旧

13.1 給水需要の把握

【給水班】

地震災害により現に飲料水を得ることができない避難者数や断水戸数の把握に努める。

13.2 給水方針の決定

【給水班】

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、その都度本部長が指示する。

項目	内容
実施責任者	被災者に対する飲料水の応急供給の実施は原則として町長が行う。 ただし、本町で対応が困難な場合は、県災害対策本部食料部及び日本水道協会に応援の要請及び資機材等の借入あっせん要請を行う。
給水対象者	災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。 なお、要配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への飲料水の給水には十分な配慮を行う。
給水量	給水量は、災害発生から3日までは、飲料水及び炊事のための水を合計して1人1日約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする。
供給の方法	供給の方法は、容器による搬送給水や仮設共用水栓の設置等現場に応じた適切な方法により行う。

13.3 給水の実施

【給水班】

(1) 給水方法

給水は以下の方法に従って実施する。

項目	方法
給水の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○給水手段としては、ペットボトル飲料水や給水袋を配布する。 ○町内消火栓から供給するが、町全体が断水の場合は県と協議して定めた給水地点にて応急給水を行う。 ○町内の企業及び個人所有の災害時協力井戸、県災害対策本部及び隣接市町村から応援給水を受ける。 ○プール、貯水槽からは、ろ過及び消毒の後に給水する。 ○町内にある湧き水についても、その利用を図る。 ○医療機関の給水については優先する。

(2) 給水所の設置

主な給水所の設置場所は以下のとおりである。そのうち、給水優先度が特に高いものとして、指定避難所及び病院、社会福祉施設を重要給水施設とする。

項目	場所
給水所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所（小・中学校、公民館他） ○指定緊急避難場所（小・中学校屋外運動場等） ○病院、社会福祉施設 ○在宅要配慮者 （ボランティアの協力により高齢者、障害者等に対して個別給水を行う。） ○その他給水要請のあった場所

(3) 周知・広報

「給水班」は、給水所の設置状況について「調査広報班」を通じて被災町民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に「給水所」と大書きした掲示物を表示する。

(4) 応援の要請

「給水班」は必要に応じて、自衛隊及び寄居町指定水道工事店等に応援要請を行う。また、給水用資機材に不足が生じた場合、以下の機関に要請する。

○県災対本部、隣接市町村	… 給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ袋等
○自衛隊	… 浄水セット、ヘリコプター出動要請等
○民間企業	… ペットボトルによる水の配付

(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

13.4 給水施設の応急復旧

【給水班】

水道施設が被災した場合、寄居町指定水道工事店等の協力を得て、直ちに復旧作業に着手し、早期復旧を目指す。復旧のための資材及び技術者が不足する場合は、町長（「総括班」）を通じて知事に要請する。

なお、復旧にあたっては、防災拠点施設、病院等を優先する。

第14 緊急輸送

地震による災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明者の搜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など町民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。交通対策に係る計画を以下に示す。

- 14.1 緊急輸送の方針
- 14.2 緊急輸送道路の確保
- 14.3 交通規制
- 14.4 緊急輸送手段の確保

14.1 緊急輸送の方針

【総括班、応急復旧班】

(1) 目標

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段を的確に確保し、活動人員や救援物資の円滑な輸送を行う。

(2) 基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- ①町民の安全を確保するために必要な輸送
- ②被害の拡大を防止するため必要な輸送
- ③災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

なお、緊急輸送に当たっては、防災基地等の防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する。そのため、県、本町は相互に連携して輸送業務の調整を行う。

また、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、本町は県に対して調達のあつせん、また人員及び物資の輸送を要請する。

(3) 輸送対象

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

■時間の経過に応じた輸送対象

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
<ul style="list-style-type: none"> ○救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ○消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、補助通信、電力、ガス、水道施設保安要員等 初動の災害対策に必要な人員、物資等 ○医療機関へ搬送する負傷者等 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 		
<ul style="list-style-type: none"> ○食料、水等生命の維持に必要な物資 ○疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

14.2 緊急輸送道路の確保

【応急復旧班、県】

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

(1) 道路の被害状況の把握

県及び本町は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

「応急復旧班」は、緊急輸送道路内の被害状況、障害物の状況を速やかに調査するとともに、被害状況を「総括班」に報告する。

(2) 交通障害物の除去

「応急復旧班」は、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。

1) 応急復旧作業の順位

応急復旧作業を実施するにあたっては、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救援活動等を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

2) 実施方法

項目	内容
町道における 障害物の除去	「応急復旧班」は、建設業協会の協力を得て作業班を編成し障害物の除去作業を行う。また、町長は必要に応じ知事に対して自衛隊の派遣を要請する。 応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、通行上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障がない程度に応急復旧を実施する。
道路管理者による 放置車両等の移動	道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両等の運転手等に対して移動等の命令を行う。 運転手がない場合や、破損により車両の移動が困難な場合等においては、道路管理者は、自ら放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。 移動等の措置のためやむを得ない必要がある場合には、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行うことができる。
各道路・河川 管理者との連携	県管理道路に障害物が堆積し通行不能になった場合、又は河川に障害物が滞留し、溢水のおそれがある場合は、この旨を施設管理者に通報し、これらの障害物の除去を要請する。 ○各管理者への連絡先 ・ 県管理道路 熊谷県土整備事務所（道路環境担当） 048-533-8409 ・ 指定河川 熊谷県土整備事務所（河川砂防担当） 048-533-8416
ライフライン 施設の破損	上水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険箇所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

3) 人員・資機材等の確保

応急復旧を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、建設業協会等との協力体制の強化を図る。

(3) 除去作業上の留意事項

障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分に注意して実施する。応急復旧により発生した除去物の集積所となる候補地は次のとおりである。

- 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得る。
- 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得る。
- 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。

■障害物集積所の候補地

名 称	所在地	集積可能面積
環境事業所	大字末野 1926-3	13,156 m ²
大里広域一般廃棄物処分場（秋山処分場）	大字秋山 416	11,500 m ²

14.3 交通規制

【応急復旧班、警察署】

地震発生直後の町民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法及び災対法に基づいて交通規制を実施する。

(1) 発災直後の交通規制の実施要領

本町は、地震発生直後に避難路及び緊急輸送道路を優先的に確保するため、直ちに次のような交通規制等の措置を実施する。

1) 交通規制実施要領

- 交通要員にあつては、広報、検問、交通整理等、多目的任務を含めて実情に応じた要員を配置する。
- 規制路線にあつては、通行止め用の道路標識を設置するほか、ロープ、セーフティコーン、照明器具等の装備資機材も活用する。
- 緊急輸送道路において被災者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として緊急通行車両を優先して誘導する。その他の道路においては、被災者を優先して誘導する。

2) 町民への自動車使用の自粛及び交通規制の周知

本町は、避難等に際して自動車を利用しないよう、強く町民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講じる。

また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

3) 町内の交通規制

本町は、町内の道路が次のような場合、交通規制を実施し、警察署長及び関係機関に報告する。

- 町内の道路が破損又は欠壊した場合
- 除去できない障害物がある場合
- 沿道の建物に倒壊のおそれがあり、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合
- その他の事由により交通が危険であると認められた場合
- 町内の緊急輸送道路を確保する場合

4) 被災地区への流入抑制

○道路交通の混乱防止及び緊急輸送道路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する。

○県は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する場合は、関係都県と連携を取りつつ実施する。

(2) 交通規制の方法

交通規制の方法には、次のような場合がある。

項目		方法
災対法もしくは は道路交通法 に基づいて実 施する場合	標識を設置して実施する場合	災対法に基づく標識の設置については、交通規制の区域又は区間の入口や交差点付近に設置し、車両の運転者に対して交通規制の内容を周知する。
	現場警察官の指示により実施する場合	緊急を要するため、標識を設置するいとまがない場合又は標識を設置して実施することが困難な場合は、現場警察官の指示により実施する。
道路法による 町道の交通規 制の場合	標識を設置して実施する場合	町道において道路法による交通規制を実施した場合、警察署長に連絡の上、規定の規制標識を立てる。
	現場職員等の指示により実施する場合	緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、適当な迂回路を設定して、職員等をもって現場において誘導する。

(3) 交通規制の実施時期と法適用

項目	内容	
災害発生直後の交通規制 (地震発生直後から1週間程度)	災害発生直後は、人命の救助、混乱の防止等を目的として、交通規制を実施する。地震発生直後の時期は、道路交通は混乱し、被害が拡大するおそれがある。このような混乱状況の中では、町民などの安全かつ迅速な避難、負傷者の救援救護、消防車等のための緊急輸送道路の確保が中心となるので、道路被害の状況に応じて交通規制を迅速に実施する。	
復旧期の交通規制(地震発生から1週間後以降)	交通規制法の切り替え	復旧期に入ると、被災者への生活物資の補給、復興物資の輸送、ライフラインの復旧等の活動が本格化し、道路の補修も進み、道路交通利用者も増大することから、応急対策を中心とした災対法による交通規制から道路交通法による交通規制に切り替える。
	交通規制の緩和等の見直し	災害の復旧状況及び被災地域のニーズを把握し、復旧期の輸送事情に対応した交通規制の強化又は段階的な規制緩和等の見直しを実施する。
	交通規制の解除	復旧活動のための優先交通が必要でなくなったときは規制を解除する。規制の解除は、災害の規模、被災状況及び道路の復旧状況に応じて弾力的に運用する。

(4) 交通規制の法的根拠

交通規制の法的根拠は、次に示すとおりである。

根拠法令	実施者	範囲
災対法 (第76条～第76条の4)	公安委員会 警察官 自衛官 消防職員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき
道路交通法 (第4条～第6条)	公安委員会 警察署長 警察官	交通の安全と円滑を図り又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき
道路法(第46条)	道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

14.4 緊急輸送手段の確保

【総括班】

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。

(1) 緊急輸送車両の確保

「総括班」は、地震災害時において、災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、万全を期する。

項目	内容
実施の方法	町有車両の全面的な活用を行うとともに町内の輸送業者及び町民の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。各班への車両種別ごとの供給数及び供給方法については、各班と緊密な連絡を取り、災害応急対策に必要な物資緊急輸送その他の応急措置に対する支障をきたさないように万全を期す。
緊急通行車両の確認申請	交通規制が実施された場合に備え、本町が使用する緊急車両について、事前届出を県公安委員会に申請する。
応援要請	車両が不足する場合に、相互応援協定を締結している市町村及び県に対して応援を要請する。

(2) 緊急輸送車両の管理と運用

項目	内容
車両の管理	災害対策本部が設置されたときは、庁用車及び調達した車両は、すべて「総括班」が集中管理する。
車両の運用	「総括班」は、各部の要請に基づき、使用目的にあわせ、適正な配車、車両の運用を実施する。 「総括班」は、配車状況を把握して各部の要請に対応する。

(3) 緊急輸送車両の確認

1) 緊急通行車両の証明書の発行

知事又は公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付する。

2) 緊急通行の確認対象車両

<ul style="list-style-type: none"> ○警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの ○消防、水防その他の応急措置に関するもの ○被災者の救援、救助その他の保護に関するもの ○災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの ○施設及び設備の応急復旧に関するもの ○清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの ○犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの ○前号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

(4) その他の輸送手段

1) 航空輸送

町長は、以下に示す緊急事案に際しては知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。

<ul style="list-style-type: none"> ○緊急患者等の輸送 ○救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送 ○災害対策従事者の輸送 ○その他の緊急輸送

■臨時ヘリポート指定地

施設名	所在地	備考
寄居運動公園	大字折原 1856	転圧地で散水の必要性有り

2) 鉄道輸送

町長は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について車両の増発等を関係する鉄道各社に要請する。

(5) 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施する。

項目	内容
輸送力確保の基準	<p>災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は次の基準により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸送の範囲 被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給、救助用物資、遺体の搜索、遺体の処理のための人員資材の輸送とする。 ○費用 応急救助のための輸送の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実施弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。 ○期間 応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。
救助物資等の輸送	<p>救助物資等の輸送は、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する輸送や、知事の救助を待つことができないときは、町長が行う。</p>

第15 ライフライン・都市施設

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、地震により被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。

このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

以下に、都市施設の応急対策の計画を示す。

15.1 ライフライン

15.2 都市施設

15.1 ライフライン

【給水班、調査広報班、関係事業者】

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、町及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催する。

(1) 上水道施設

災害による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上、住民生活に重大な影響を与える。そのため、「給水班」は速やかに導配水施設及び浄水施設等の応急復旧について対策を講じる。

1) 被害状況の調査

上水道施設の被害状況を速やかに調査し、その実態を把握して的確な復旧計画を策定する。

2) 技術者・作業員の確保

補修専門家へ復旧作業を要請するとともに建設業者の応援を求める。また、技術者が不足する場合は、県及び日本水道協会に要請する。

3) 宿舎等の手配

復旧作業に従事する要員の宿舎、食料及び寝具等の手配を行う。

4) 復旧用資材の確保

被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。また、資材が不足する場合は、県及び日本水道協会に要請する。

5) 施工

被害状況、作業の難易度及び復旧用資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ応急工事を実施するが、原則として浄水場に近い配水管路から工事を行い、1週間以内に完了するように努める。なお、被害状況により速やかな復旧が困難なときには、県と連携し、応急給水体制を維持しつつ、応急復旧を行う。

6) 災害時の広報

地震災害時の応急給水、応急復旧対策等の実施状況や活動状況を、町民に適時に情報を広報する。

項目	内容
広報手段と 広報事項	<p>○町民に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線、メール、SNS等のソーシャルメディアや、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。</p> <p>○主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況等とする。</p>

(2) 下水道施設

地震により下水道施設が被害を受けた場合、「給水班」は速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。

また、必要に応じて緊急措置を講じる。

1) 活動体制

応急復旧は、「給水班」において実施し、必要に応じ民間業者の協力及び相互応援協定を締結している市町村等に応援を要請する。

2) 緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占有者など他機関からの情報、町民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、幹線等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ写真撮影、スケッチ等により記録する。

■緊急点検場所及び点検内容

点検場所	点検内容
中継ポンプ場	<p>○ポンプ、操作盤等異常の有無</p> <p>○下水の流入状況の異常（流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無</p>
マンホール	<p>○下水の流出の有無</p> <p>○マンホール蓋、口金の変形等異常の有無</p> <p>○周辺路面の異常の有無</p>

点検場所	点検内容
	○マンホール内の異常の有無 [路上からの目視による] (躯体、管渠接合部、堆積物、下水流下状況(流量、石油等危険物の流下等))
伏越し	○マンホール内の異常の有無 [路上からの目視による] (躯体、管渠接合部、下水流下状況、堆積物、ゲート等) ○管渠埋設場所(河川等)での下水の流出の有無 ○管渠埋設場所の地表の異常の有無
水管橋	○構造物の変形等異常の有無 ○下水の流出の有無
管渠埋設道路の路面等	路面、地表の異常の有無(陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等)

3) 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺への与える影響を考慮し、管渠については二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、ポンプ場にあつては施設の保護に必要な措置に限定し、早急を実施する。

項目	内容
緊急措置	○安全柵、標識等の設置 ○段差部のすり付け ○陥没部への土砂等による埋め戻し ○排水ポンプの設置 ○土のうによる浸水防止 ○通行規制 ○下水道の使用制限 ○その他

4) 災害時の広報

関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を町民に広報する。

(3) 電力施設

地震により電力施設に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を講じる必要がある場合、「総括班」は東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社、熊谷支社に通知し、速やかな対応を要請する。

東京電力パワーグリッド株式会社が実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

項 目	内 容
災害応急対策 (東京電力パワーグリッド株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 台風、雪害、洪水、地震その他の災害に対し、各設備の被害を防止するとともに被害の早期復旧を図る。 ○非常態勢の組織 非常災害に際し、管内の事前対策、被害の把握、災害復旧等を迅速かつ円滑に推進するため、組織を編成しておく。 ○職員の動員 非常災害対策編成表により、所要の職員を動員する。 ○町民への呼びかけ 災害により電線が切れたり、住家の周囲の樹木、その他のものが電線に触れているときは東京電力パワーグリッド株式会社に連絡する。

資料)「電力施設災害応急対策計画」(東京電力パワーグリッド株式会社災害対策資料)の要約

(4) 電気通信設備

地震等の災害のために、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生のおそれのあるときに、電気通信設備の防護措置又は災害応急措置を講じる必要がある場合には、「総括班」は、東日本電信電話株式会社埼玉事業部に通知し、速やかな対応を要請する。

東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

1) 応急対策

項目	内容	
災害時の活動体制	災害対策本部の設置	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。
	情報連絡	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。
応急措置	電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講じる。	
	重要回線の確保	行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講じる。
	特設公衆電話の設置	災害救助法が適用された場合等には、指定避難所等により災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
	通信の利用制限	通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。
	災害用伝言ダイヤル等の提供	地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。
応急復旧対策	<p>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>○被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>○必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>○復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。</p>	
災害時の広報	<p>○災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</p> <p>○通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>○テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及び町公式HP等により、直接当該被災地へ周知する。</p> <p>○災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、指定避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。</p>	

2) 復旧対策

項目	内容
復旧要員計画	○被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等からの応援措置を講じる。 ○被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講じる。
移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動	移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等を出動する。
被災状況の把握	早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。
通信の輻輳対策	通信回線の被災等により、通信が輻輳するおそれがある場合は、対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の開設の措置を講じる。
復旧工事	応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

15.2 都市施設

【応急復旧班、調査広報班、県】

庁舎、道路、橋梁、河川、鉄道等の公共施設が地震により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障をおよぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

(1) 公共建築物

公共建築物は、災害応急対策の活動拠点等の防災拠点となることから、平時より耐震性を高め、万一被災した場合には、優先的に復旧し、災害応急対策上支障のないよう努める。

項目	内容
安全性の調査	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定並びに被災度区分判定調査により建築物の安全性を調査し、二次災害の防止を図り、拠点として使用可能か判断を行う。
優先復旧	調査の結果、応急措置により使用可能な建築物については、災害応急対策上拠点となるため、優先的に復旧を行う。
応援協力	応急措置を行うにあたり、人員、資機材が不足する場合は、県災害対策本部に要請を行う。

(2) 道路施設

道路施設は、災害応急対策上、消防、救援・救護はもとより、物資、対策要員の輸送施設として重要な役割を果たす。

また、災害応急対策に際しては、緊急輸送路となる道路を優先的に行う。

1) 国県道

熊谷県土整備事務所に通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

2) 町道

項目	内容	
道路のパトロール、道路被害状況の把握	<p>町道のパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を講じる。パトロール要員が不足するときは、町内の建設業関連の業者に応援要請を行う。</p> <p>被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。</p>	
応援の要請	<p>指定地方行政機関に対し橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する。（災対法29条）。</p>	
応急対策	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。 ○救助活動のための道路及び避難者の通路にあたる道路は、優先的に復旧する。 ○道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、直ちに排土作業、盛土作業、アスファルト舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。 ○被害の状況により応急措置ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等の必要な措置を講じる。 ○上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設に被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事後連絡する。 ○復旧資材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保する。
	町道の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。 ○路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。 ○路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。 ○崖くずれによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。 ○落下した橋梁もしくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等の必要な措置を講じる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて実施する。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

		○復旧資材の確保及び応急復旧作業については、関係業者に協力を求めて実施する。
広 報	「応急復旧班」は「調査広報班」を通して通行不能箇所、迂回路、復旧見込みなどの広報を行う。	

(3) 河川・水路

災害によって河川施設に被害が生じたときは、直ちに応急復旧を実施する。

1) 1級河川

町内を流れる荒川について護岸等が被害を受けた場合、荒川上流河川事務所又は熊谷県土整備事務所に通報し、必要に応じ応急措置を講じる。

2) 町管理河川

項 目	内 容
河川のパトロール、河川被害状況の把握	パトロール要員、車両（自転車、バイクが有効）が不足するときは「本部事務局」に確保依頼をするとともに、町内の業者に応援要請を行う。 被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。
河川施設の災害応急対策	町管理の河川施設の水門及び排水機等が、破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。 復旧資機材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保する。

3) 広報

「応急復旧班」は、「調査広報班」を通して被害箇所、復旧見込み等の広報を行う。

(4) 鉄道

鉄道施設が被災した場合については、関係鉄道会社に通報し、災害応急対策の実施を依頼する。

また、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と並行して列車の折り返し運転又は自動車輸送等の対策を講じる。

(5) その他の施設

項 目	内 容
不特定多数の人が利用する公共施設	施設利用者等を、あらかじめ定められた指定避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期す。 また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。
畜産施設等	地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を「大里農林振興センター」に報告する。

項目	内容
医療救護活動施設	<p>各施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。</p> <p>施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。</p>
社会福祉施設	<p>社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。</p> <p>施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。</p> <p>また、被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。</p>

第16 二次災害の防止

地震災害時には、建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、被災建築物や被災宅地の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

16.1 危険度判定の実施

16.1 危険度判定の実施

【応急復旧班、調査広報班、住民相談班】

(1) 被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

町長は、二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部を設置する。

項目	内容
被災度区分 判定調査	地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。 判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

(2) 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定は、建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定するもので、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止するものである。

項目	内容
被災度区分 判定調査	調査・判定は、マニュアルに基づいて、擁壁、地盤、のり面、排水施設等を対象に、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定する。判定結果は、被災建築物と同様に、「危険宅地：赤」、「要注意宅地：黄」、「調査済宅地：青」に区分して表示する。判定ステッカーは、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すため見やすい場所に貼付する。

(3) 応急措置に関する相談・広報

危険度判定士その他防災関係機関の職員が協力して、住宅の応急修理に関する指導・相談を行う。

1) 基本事項

住宅の応急修理に関する基本事項は、以下のとおりである。

- 応急修理は、災害発生から3ヶ月以内とする。
- 災害により住宅が半焼、半壊、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理ができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者に対して、居室、トイレ、炊事場等日常生活に不可欠な部分について応急的に修理する。

2) 応急措置に対する指導・相談

項 目	内 容
落下等の危険防止	倒壊のおそれのある建築物及び外壁等のはく離、脱落等のおそれのある屋外取り付け物等の危険防止に関する相談、指導を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、住民に広報する。
電気、ガス等の整備事故防止	電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

3) 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて「住民相談班」と協力して相談窓口を設置し、以下に示す相談を行う。

- 復旧に関する技術的指導及び相談を行う。
- 復旧の助成に関する相談を行う。

第2節 応急復旧期

第2節 応急復旧期

第1 組織体制

第2 指定避難所運営

第3 町民への広報活動・相談受付

第4 食料・生活必需品の供給

第5 防疫・保健衛生

第6 行方不明者・遺体の取扱い

第7 要員の確保

第8 住宅の確保

第9 警備対策

第10 廃棄物対策

第11 文教・保育対策

第12 ボランティア団体等の協力

第1 組織体制

本事項については、

本章 第1節 初動期 第1 災害対策本部等の設置 を準用する。(P193)

第2 指定避難所運営

指定避難所の開設担当者は、いち早く開設の準備を進めて、避難者の初期生活が円滑に行われるように努める。

2.1 指定避難所の運営

2.2 指定避難所の縮小・閉鎖

2.1 指定避難所の運営

【本部事務局、福祉班、学校班、地域支援班】

指定避難所の運営は、町の職員が中心となり、ボランティアや避難者自身の協力を得ながら実施する。なお、女性と男性の双方のニーズに配慮した指定避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

さらに、指定避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、本町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

指定避難所の運営に当たっては、「災害予防計画編 第2節 第11 ボランティアとの連携」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

(1) 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、原則として「福祉班」が「学校班」と協力して担当する。

なお、長期化した場合については、教育委員会、学校、住民等の関係者と協議の上で管理責任者を決定するとともに以下の点に注意すること。

項目	注意点
学校が運営主体の場合	○授業再開までに限る必要がある。
行政が運営主体の場合	○配置する職員数に限りがあるため、極力ボランティア、住民自治組織との連携を密にする。 ○極力その地域に密着した職務の者を配置する。
ボランティアが主体の場合	○避難住民に対して、ボランティアグループに運営を委ねること、その責任の範囲、最終責任は行政が負うことを説明しておく。 ○避難者にとって行政が見えないと不安になるおそれがあることに注意する。 ○継続的に任務を遂行するグループと単純労働提供グループに分ける。
住民自治組織が主体の場合	○地区混合型の指定避難所の場合には、早期にリーダーを決定する。 ○本町は、情報の提供、指定避難所を退去にいたるまでのプランを提示する。 ○要配慮者に対して配慮する。 ○男女のニーズの違いなど、男女双方の視点等に配慮する。 ○部屋割は、住民組織単位で行う。

(2) 運営の手順

1) 避難者名簿・職員指定避難所勤務状況の交付、作成及び報告

避難者名簿の作成は、避難者に避難カードと指定避難所状況調を交付し、避難者各人が記入する。自分で記入ができない場合は、他の避難者の協力を依頼するか、「福祉班」で記入するとともに「本部事務局」に報告する。

また、職員の指定避難所勤務状況についてもあわせて作成し「本部事務局」に報告する。

2) 居住区域の割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り地区ごとにまとまりがもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（30人程度が目安）で構成し、居住区域ごとに代表者を選定して、以後の情報連絡等の窓口になるように要請する。

項目	内容
代表者の役割	○「福祉班」からの指示・伝達事項の周知 ○避難者数、給食者数、物資の必要数の把握と報告 ○物資の配布の指示 ○各避難者の要望の取りまとめ

3) 食料・生活必需品の調達・受け取り・配給

避難者名簿を基に、各指定避難所の食料や生活必需品の需要を把握する。

指定避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達が不可能なものについては、「福祉班」へ要請する。

町内において、食料等の不足が見込まれる場合は、県、近隣市町村等に応援要請する。

また、到着した食料や物資を受入れ、配布する。この際、物品の受け払い簿に記入する。

- 4) **運営状況の報告**
指定避難所の運営状況について、毎日正午までに「本部事務局」に報告する。
 - 5) **指定避難所日誌の作成**
指定避難所の運営記録として、指定避難所日誌を記録する。
 - 6) **業務スペースの確保**
指定避難所においては、要配慮者、医療、会議、事務室等に使用するスペースを確保する。
 - 7) **駐車対策**
学校を利用した指定避難所の場合、長期運営上欠かせないスペースである屋外運動場等には車を駐車させないようにする。
 - 8) **トイレの設置・管理**
指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせんを行う。
なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じる。
 - 9) **その他**
指定避難所以外に避難している住民についても同様とする。
- (3) **要配慮者や女性、性的少数者への配慮**
- 1) **要配慮者や女性等に配慮した避難所の設営**
要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。
 - 2) **女性に配慮した指定避難所の運営管理**
指定避難所の運営管理に当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
 - 3) **性暴力・DVの発生防止のための対策**
指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、仮設トイレ設置の際には女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについ

ての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

4) 女性や要配慮者のニーズの把握

女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

5) 性的少数者のプライバシーの確保

LGBTQ など性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウトティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

(4) 避難生活の長期化対策

避難生活の長期化に備えて、以下の対策の実施を検討する。

項目	内容
避難生活の長期化対策	<ul style="list-style-type: none"> ○温かい食事、汁物、野菜の提供（炊き出しの実施） ○入浴対策（仮設風呂・温水シャワーの設置、銭湯情報の提供、障害者等に対する移動入浴車の巡回等） ○燃料の確保（ボンベ、コンロの調達） ○下着類の洗濯 ○食品衛生対策（保健所による巡回指導） ○心身リフレッシュ対策（演劇・音楽鑑賞等） ○要配慮者への配慮 （医療・福祉施設への移送、情報提供、軟らかい食品等） ○男女のニーズの違いに対する配慮（更衣室・授乳室の設置、仮設トイレ・物干し場の設置場所等の配慮、女性相談員の配置等） ○子育て家庭への配慮 ○避難者のプライバシーの確保 ○指定避難所運営に関する役割分担の明確化と、被災者に過度の負担がかからないための配慮 ○防犯対策（パトロール、ガードマンの雇上げ） ○医療相談、診療 ○ボランティア活動に対する支援 ○避難住民の要望把握、要望への対応方策の検討 （指定避難所生活における避難者のニーズの変化への対応） ○必要に応じてホテル・旅館等への移動

(5) 指定避難所の開設期間

指定避難所は、災害がおさまり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。

なお、指定避難所を閉鎖した場合は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により指定避難所の開設期間は、7日間とする。また、状況により期間を延長する場合は県知事の事前承認を受ける必要がある。

(6) 被災者の移送

項目	内容
他市町村への移送	「福祉班」は、被害が甚大なため町内の指定避難所に被災者を収容できないときは、「本部事務局」へ、その旨報告する。 「総括班」は、県災害対策本部に対して、町内避難者の他市町村への移送を要請する。
他市町村からの受入れ	「福祉班」は、災害対策本部から他市町村からの被災者の受入れを指示された場合は、速やかに必要な措置を講じる。 また、災害対策本部は、県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、県計画の定めるところにより積極的に協力する。

(7) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の指定避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求できる。

指定避難所開設に伴う費用は、人夫費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、県の基準に準ずる。

(8) 避難所外避難者への支援等

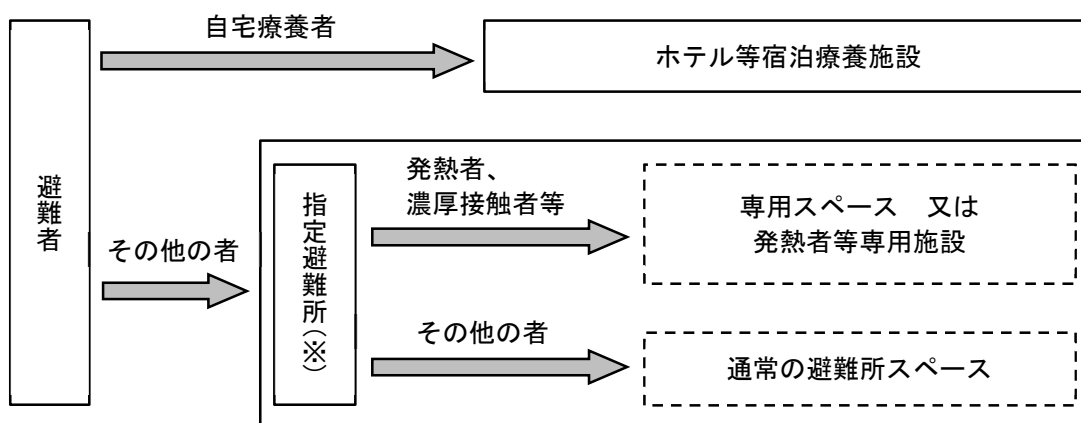
自然に被災者が集まることで、本町の指定避難所以外に避難所ができた場合は、不足物資の供給及び避難者の安全確保を行うとともに、必要に応じて指定避難所への避難者の移動を行う。また、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。

特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

(9) 指定避難所における感染症対策

感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。指定避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、関係部局等が連携し、主に以下の対策を取る。

1) 健康状態に合わせた避難場所の確保

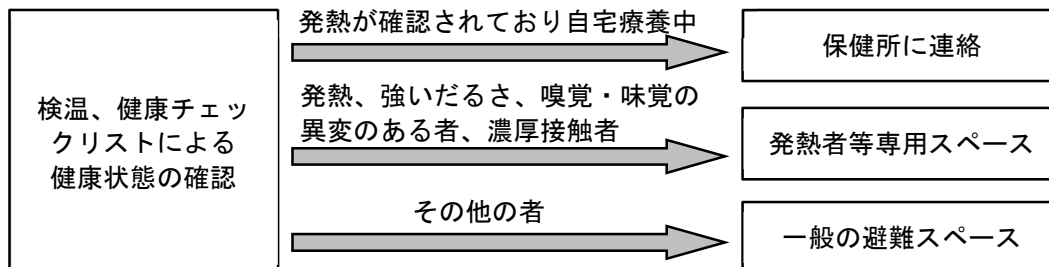


※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

2) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

- ・ 体育館が指定避難所となる学校施設では空き教室の活用など指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。
- ・ 地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

3) 指定避難所受付時のフロー



4) 指定避難所レイアウトの検討

- ・ 世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

5) 避難者の健康管理

- ・ 指定避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
- ・ 感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

6) 発熱者等の専用スペースの確保

- ・ 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

- ・発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- ・発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

7) 物資・資材

- ・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

8) 自宅療養者の対応

- ・自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。
- ・避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。
- ・自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間で指定避難所の運営に必要な情報を共有する。

9) 住民への周知

- ・広報誌、町公式HP、SNS等を活用し以下の事項等を住民に周知する。
- ・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。
- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること等

10) 感染症対策、指定避難所の衛生管理

- ・手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。
- ・定期的な清掃を実施する（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。
- ・食事時間をずらして密集・密接を避ける。

11) 発熱者等の対応

- ・避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- ・避難者が感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や指定避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

12) 車中泊（車中避難）等への対応

- ・車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

2.2 指定避難所の縮小・閉鎖

【本部事務局、福祉班、学校班】

指定避難所の多くは学校や公民館等の公共施設であり、いずれ本来業務を再開しなければならない。そのため、本町は、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅の建設等の復興政策と連動して指定避難所を縮小していく。

指定避難所の統廃合や避難者の自立を促進するために、本町は指定避難所開設当初から確かな情報を基に方針・方向性・指針といったものを打ち出し、それに向けて行政、ボランティア及び被災住民が三位一体となって作業を進めていく。

その上で、避難者のための仮設住宅などによる生活再建の目処が立った時点で指定避難所を閉鎖する。

なお、指定避難所を閉鎖した場合は、速やかに県、関係機関等に報告する。

項目	内容
被災住民の移動を実施する場合の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所を閉鎖し他への移動を住民に求める場合は、その建物に近く、なるべく同一地域内の施設を準備すること。 ○移動先施設の生活環境のレベルを現状以上のものとする。 ○早めの方針を打ち出し、被災者組織と十分に協議すること。 ○一旦行政と住民との信頼関係が壊れると、再び信頼を取り戻すには相当の時間とエネルギーを必要とする。そのため本町職員は、常に住民の立場に立った対応をすること。

第3 町民への広報活動・相談受付

地震発生時には、被災地や隣接地域の町民に対し地震災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があるため、「調査広報班」は適切かつ迅速な広報活動を実施する。

また、被災住民からの相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部・各班と相互に連携して町役場等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

- 3.1 町民への広報活動
- 3.2 町民の各種相談窓口
- 3.3 広聴活動

3.1 町民への広報活動

【調査広報班、福祉班】

(1) 生活再開時期の広報

町民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

1) 生活再開時期の広報内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

■時間の経過と広報内容

発災後	広報内容
3日～ 1週間程度	<p>災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を指定避難所を中心に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気、ガス、水道等の復旧状況 ○電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ○公共交通機関の復旧情報 ○生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報） ○安否情報 ○相談窓口開設の情報 ○物資の買占め防止に関する情報 ○誤情報に基づく風評被害、誤解防止のための情報 ○流言飛語の防止に関する情報 ○防犯に関する情報

発災後	広報内容
2～3 週間目	ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった町民は通常生活を再開するので、これらの町民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。
4 週間目以後	指定避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の町民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の町民向け情報を提供する。 ○災害関連の行政施策情報 ○通常の行政サービス情報

2) 生活再開時期の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

項目	内容
指定避難所収容者への広報	○広報紙、臨時広報紙の配布 ○防災行政無線、携帯電話のメール配信による伝達 ○広報車による広報 ○掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等） ○インターネット（町公式 HP、メール配信サービス、SNS 等）
指定避難所外の町民への広報	○公民館等の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出 ○報道機関への情報提供による広報 ○インターネット（町公式 HP、メール配信サービス、SNS 等）
町外避難者への広報	○FAX ○報道機関への情報提供による広報 ○インターネット（町公式 HP、メール配信サービス、SNS 等）

(2) 要配慮者への広報

聴覚・視覚障害者や外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

1) 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙）やテレビでの文字放送、手話放送テロップ等により広報に努める。

視覚障害者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字や音声データでの広報に努める。

また、各種障害者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

2) 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、外国人団体、ボランティア等と連携し、広報内容の多言語化を図りつつ広報する。

また、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くよう努める。

3.2 町民の各種相談窓口

【住民相談班、地域支援班】

「住民相談班」は、被災住民からの相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部・各班と相互に連携して町役場等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

(1) 各種相談窓口の設置

「住民相談班」は、被災町民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関係各部・各班及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設け、相談票により相談活動を実施する。

項目	内容
相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○町役場、コミュニティセンター等での相談窓口の設置 ○各指定避難所の巡回相談 ○電話相談窓口の設置 照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びFAX等に対応する。 ○他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置 町、県、国による支援事業についての相談並びにあっせんについて実施する。

(2) 相談の内容

相談の内容は次のとおりとする。

1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。

- り災証明書の発行
- 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- 倒壊家屋の処理
- 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん
- その他生活相談

2) 事業再建相談

事業再建のための、本町、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。
また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- 中小企業関係融資
- 農業関係融資
- その他融資制度

3) 個別専門相談（法律、医療）

項目	内容
法律相談	被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て相談を行う。
医療相談	心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て相談を実施する。特に震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。また、必要に応じて、女性専用相談窓口を設置する。

4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。
電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

5) 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導にあたっては、消費生活相談員、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、町の広報紙や報道機関等の広報により、悪質商法への注意を啓発する。

6) 安否情報

安否情報は、同居の家族や町内の住民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供、広報を行う。（具体的な実施方法についてはP302を参照）

3.3 広聴活動

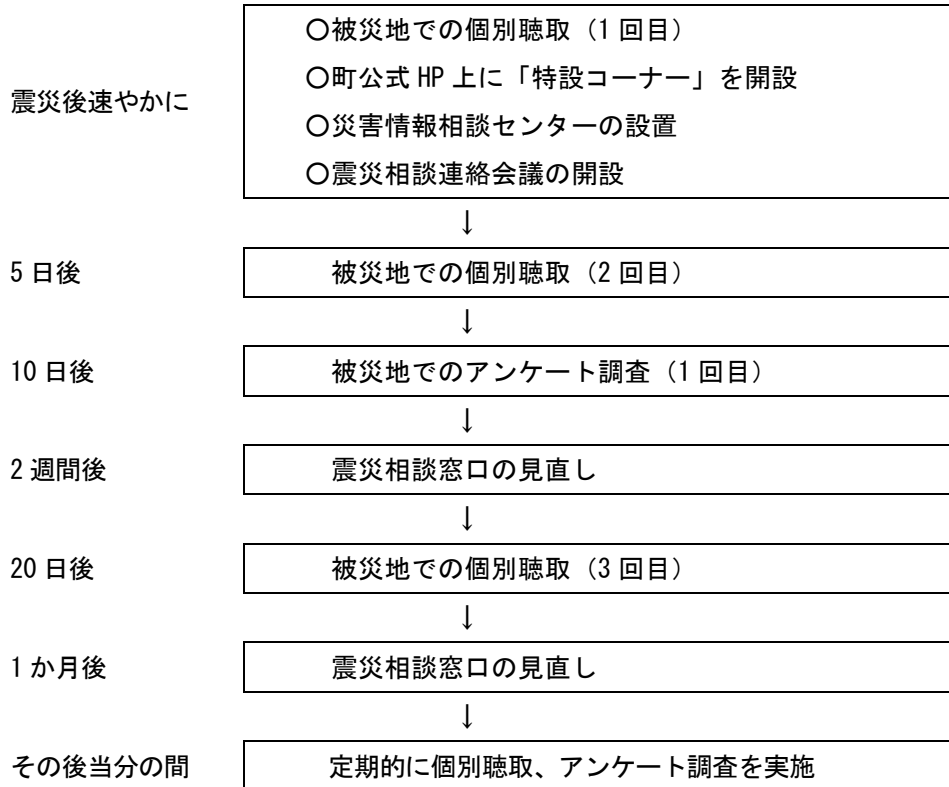
【調査広報班】

被災者の状況、要望、苦情等を把握するため、関係機関と協力して広聴活動を実施する。

(1) 被災者に対する広聴活動の実施

本町は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、応急対策全般の実施状況を把握するとともに、防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

(2) 活動手順



* 被災者以外に対しても、アンケート調査を実施する。

(3) 町公式HPの開設

本町は、町公式HP上に速やかに「特設コーナー」を開設し、これを各種広報媒体を通じて広報する。「特設コーナー」の担当者は、随時、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行い、災害活動に反映させる。

また、本町は、必要に応じて、「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

(4) 県の災害情報相談センターへの協力

本町は、情報収集や提供等、県の設置する災害情報相談センターの業務に協力する。

(5) 関係機関の連携確保

本町、県及び関係団体は、震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、県の災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

第4 食料・生活必需品の供給

地震災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講じる。

- 4.1 緊急食料供給体制の確立
- 4.2 緊急生活必需品供給体制の確立
- 4.3 救援物資供給体制の確立

4.1 緊急食料供給体制の確立

【地域支援班、福祉班】

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

(1) 給食需要の把握

下表を参考に、避難者数、調理不能施設（LP ガス施設の被災等による）数、防災従事者数を早期に把握する。

この場合、ミルクを必要とする乳児の数及びアレルギー対応食品の必要数についても把握する。

項目	内容
供給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所に収容された者 ○在宅での避難者 ○住家に被害を受けて炊事のできない者 ○住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者 ○通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給が受けられない者 ○旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者 ○応急活動に従事する者 ○応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者 ○所在を把握できる広域避難者（ただし、自力での物資の調達が困難な者）

(2) 給食能力の把握

町内の給食センター及び小、中学校等の給食能力を有する施設の被害状況を把握する。町内の炊き出し可能な施設は、以下に示すとおりである。

■炊き出し可能施設（指定避難所等）

[令和5年4月1日現在]

地区	施設名	所在地	炊き出し能力 (食)	熱源
市街地	中央公民館	大字寄居 1300	120	LP ガス
	寄居小学校	大字寄居 206	70	LP ガス
桜沢	桜沢小学校	大字桜沢 2740	120	LP ガス
	寄居中学校	大字桜沢 2000	200	LP ガス
	桜沢コミュニティセンター	大字桜沢 3821	40	LP ガス
	寄居城北高等学校	大字桜沢 2601	300	LP ガス
折原	折原小学校	大字立原 385	130	LP ガス
	折原コミュニティセンター	大字立原 367-1	80	LP ガス
鉢形	鉢形小学校	大字鉢形 645	120	LP ガス
	城南中学校	大字鉢形 2222	150	LP ガス
	学校給食センター	大字鉢形 208-1	600	電気
	鉢形コミュニティセンター	大字鉢形 1176-1	80	LP ガス
	鉢形財産区会館	大字鉢形 211-3	20	LP ガス
	保健福祉総合センター（ユウネス）	大字保田原 301	160	LP ガス
	総合社会福祉センター（かわせみ荘）	大字保田原 321	190	LP ガス
男衾	男衾小学校	大字富田 53	120	LP ガス
	男衾中学校	大字富田 65	140	LP ガス
	男衾コミュニティセンター	大字赤浜 1267-1	50	LP ガス
用土	用土小学校	大字用土 2859	120	LP ガス
	用土コミュニティセンター	大字用土 2856	80	LP ガス
合計			2,890	—

注1) 炊き出し能力の算定基礎：ガスコンロ(1口)×10人

注2) 停電時の学校給食センターでの炊き出しには発電機が必要になる。

(3) 給食方針の決定

給食方針は、(1)及び(2)の状況把握に基づき決定する。

1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しその他による食料の供給は、町長が行う。

ただし、町で対応が困難な場合は、県災害対策本部食料部に食料品のあっせん要請を行う。

2) 給食基準

給食を行う目安は以下のとおりである。

項目	内容
給食基準	<ul style="list-style-type: none"> ○食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。 ○配給品目は米穀を原則とするが、実情等により代替品を選択する。 ○知事が定める配給数量は、炊き出しとして配給する場合、被災者1食当たり精米200g以内、応急供給受給者1人1日当たり精米400g以内、災害救助従事者1食当たり精米300g以内である。 ○副食品の数について制限しない。 ○一時縁故先へ避難する者については、3日分以内を現物により支給する。

3) 給食の方法

給食の実施方法は以下のとおりである。

項目	方法
給食の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○食料供給機能の停滞により生命の危険がおよぶ可能性のある要配慮者に対し優先的に実施する。 ○各現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し、食料の給与を実施する。 ○速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力を要請し、炊き出し体制の確立を図る。 ○状況により、地域の団体、自衛隊又はボランティア等の協力を得て実施する。 ○野外炊飯に備えて、移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。 ○要配慮者に対応した給食方法の検討（軟らかい食事、栄養の考慮等） ○可能な限りアレルギー表示に配慮した食品を選択する。

(4) 給食の実施

(3)の方針に基づき給食を実施する。

1) 食料等の調達

項目	方法
主な食料の調達	<ul style="list-style-type: none"> ○米穀 応急配給の必要があると認めた場合は県に申請し、指定米穀販売業者から調達する。 ○ビスケット、クラッカー 米穀の方法に準ずる。 ○副食品 必要に応じ町内販売業者から調達する。 地域内で調達不能の場合は、知事にあっせんを依頼する。 ○生鮮野菜（事前にカットしておく。指定避難所での調理は当初は困難） JAグループ、卸売市場の協力を得る。

項目	方法
	<p>○牛乳、乳製品 販売業者からの購入</p> <p>○簡易ガスコンロの調達 ガス供給の停止により、調理不能な状況にあるものについては、状況により、簡易ガスコンロを貸与する。</p> <p>○大型の鍋釜・コンロ（炊き出しに備える） 販売・製造業者からの購入・貸与</p> <p>○電気炊飯器、電磁調理器の調達 販売・製造業者からの購入・貸与</p> <p>○具備蓄物資の要請 食料が不足した場合、県に食料の供給要請を行う。</p>

2) 食料の輸送

「地域支援班」は、町において調達した食料及び県から支給を受けた食料について、広域集積地や輸送拠点から指定避難所及び被災地等へ輸送する（広域集積地、輸送拠点までは原則として県、業者が輸送する。）。

なお、町での搬送が不可能な場合は、食品配送のノウハウをもっている業者に委託することも検討する。

3) 食品の配付

避難者等への食品の配付を行う。なお、ライフラインと流通機能が回復して事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を指定避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。ただし、必要がある場合は、自宅避難者等に対しても食品の提供に努める。

4) 炊き出し（温かい食事・汁物等の提供）

指定避難所の弁当や配給食は、「塩辛い」、「油もの」、「肉製品」、「同じ献立の繰り返し」、「冷たい」、「ご飯が硬い」、「野菜・魚の不足」等という傾向がある。

被災者の健康維持と精神安定の観点からも、炊き出しについては「簡易キッチンによる指定避難所での調理」や「食事の献立化」を図り、提供する食事形態の一つとして計画的に位置づけていく。

また、作業の担い手としては、赤十字奉仕団、ボランティア及び指定避難所住民を組織して活用を図る。

5) 災害救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

4.2 緊急生活必需品供給体制の確立

【地域支援班、福祉班】

災害によって、生活上必要な被服寝具その他日用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する。

(1) 生活必需品需要の把握

「地域支援班」は、「福祉班」等から生活必需品の供給対象者数を把握する。

なお、供給数等は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被害者数を把握する。

項目	内容
供給対象者	住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水によって、生活上必要な家財を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にあり、直ちに日常生活を営むことができない者

(2) 公的備蓄、業者調達可能量の把握

町の備蓄倉庫及び町内業者の被災状況を確認し生活必需品の調達可能量を確認する。

(3) 生活必需品供給方針の決定

(1)、(2)の状況把握に基づき決定する。

項目	内容
実施責任者	被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、災害救助法の基準に準じて町長が行う。災害救助法が適用された場合の被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。
供給する主な生活必需品	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ○寝 具 … 毛布、タオルケット、布団、簡易ベッド等 ○外 衣 … 洋服、作業衣、子ども服等 ○肌 着 … シャツ、パンツ等の下着類 ○身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等 ○炊事用具品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等 ○食 器 … 茶碗、皿、はし等 ○日 用 品 … 懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等 ○光熱材料品 … マッチ、ロウソク、LP ガス等 ○そ の 他 … 紙おむつ、風邪薬等医薬品、AM/FM ラジオ、マスク、消毒液等
供給方法	被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、地区民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施する。

(4) 生活必需品の供給

(3)の方針に基づき生活必需品を供給する。

項目	内容
生活必需品の調達	事前の備蓄物資で対応し、なお不足するときは速やかに業者等から調達することに努め、状況により県等へ応援を要請する。
生活必需品の輸送	「地域支援班」は、町において調達した生活必需品及び県から支給を受けた生活必需品について、広域集積地、輸送拠点から指定避難所、被災地等へ輸送する。 (広域集積地、輸送拠点までは原則として県、業者が輸送する。)
生活必需品の配付	供給方針に基づき配付する。
災害時応援協定に基づく物資の調達供給	関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。本町は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者(団体)等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。
ニーズに留意した物資の調達	被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。
災害救助法が適用された場合の費用等	生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において町が県に請求する。

4.3 救援物資供給体制の確立

【地域支援班、福祉班】

大規模な災害が発生した際には、救援物資が短時間のうち大量に搬送され、集積場所に滞留して、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念される。そこで、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用した救援物資管理システムを活用し、救援物資を迅速かつ円滑に供給する。

(1) 救援物資の集積地

救援物資の集積地は、総合体育館・アタゴ記念館とし、そこから各指定避難所へ輸送する。

(2) 品目別の物資の受入れ

救援物資の協力を申し出る者には、品目別の物資の発送を要請し、あらかじめ、品目ごとに指定した倉庫に救援物資を受け入れ、保管する。

(3) 必要な物資に関する情報の逐次発信

不足している救援物資がある場合は、品目や数量、配送先の倉庫などの情報をインターネット上に公開し、また、マスコミに情報提供を行うなどして、タイムリーな情報を発信する。

(4) 要員の確保

救援物資の受入れ等の際し、要員が不足する場合は、ボランティアの要請や協定先の自治体への要員確保の要請を行う。

第5 防疫・保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施する。

- 5.1 防疫活動
- 5.2 保健衛生活動
- 5.3 動物愛護

5.1 防疫活動

【衛生班、県】

水道の断水、汚水の溢水等により感染症がまん延するおそれがあるときは、被災地の予防措置及び消毒等の防疫活動を実施する。

■被災時の防疫活動

活動内容	実施主体	県の活動	本町の活動
検病疫学調査		○	△
健康診断		○	△
清掃・消毒作業			○
そ族・昆虫の駆除			○
法*により入院を必要とする感染症患者の収容		○	△
予防接種			○

※「感染症の予防及び感染症に対する医療に関する法律」

注) ○：実施主体、△：町が協力

(1) 実施体制

「衛生班」は、保健所の指示の基に防疫活動を実施する。

(2) 実施期間

災害発生日から起算して概ね7日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

(3) 活動内容

1) 消毒・清掃

「衛生班」は、被災地において感染症が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業及び清掃作業を実施する。

項目	内容
消毒・清掃の対象	○給水給食施設 ○家屋 ○便所 ○ごみ溜、溝渠
そ族、昆虫等の駆除	「衛生班」は、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、県の指示に基づき、薬剤によるそ族、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

2) 収容・消毒

「衛生班」は、被災地において感染症患者又は病原体保有者を確認したときは診療医師と協力して収容するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講じる。

なお、診療医師は直ちに保健所へ報告する。

また、指定避難所における感染症の予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに、感染症の早期把握に努める。

3) 保健指導

項目	内容
活動内容	○指定避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。 ○パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。 また、保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

(4) 県に対する要請

本部長は、町が実施する防疫活動の実施が困難な場合は、県へ要請する。

(5) 県が実施する防疫活動への協力

被災状況や感染症の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における検病疫学調査、健康診断、感染症防止対策等の予防措置に協力する。

5.2 保健衛生活動

【県、福祉班】

「福祉班」は、保健所と連携して食品衛生監視、栄養指導、メンタルケア及び生活不活発病等への対策を実施する。

保健所長が実施する保健衛生活動は次のとおりである。

(1) 食品衛生監視

保健所長は、次の食品衛生監視活動を実施する。

項目	内容
食品衛生監視活動 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○救護食品の監視指導 ○飲料水の簡易検査 ○その他食品に起因する被害発生の防止

(2) 栄養指導

「福祉班」は、保健所長と協力して次の栄養指導を実施する。

項目	内容
栄養指導活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者に対する栄養相談 ○災害時の影響・食生活支援の情報提供

(3) メンタルケア対策

「福祉班」は、保健所長と協力してメンタルケアを行う活動班を編成し、指定避難所、応急仮設住宅等への巡回をし、次のメンタルケア対策を実施する。

項目	内容
精神保健活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○発症あるいは症状が悪化した精神障害者の相談 ○精神科医療機関の紹介 ○医療機関等への搬送手段について調整 ○町、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整 ○被災者の精神保健福祉相談

(4) 生活不活発病等への対策

「福祉班」は、指定避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において、生活不活発病やロコモティブシンドロームなどの発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動を促すなどその予防に努める。

項目	内容
生活不活発病等の 予防活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所や仮設住宅周辺の広場等での定期的な健康体操の指導 ○生活不活発病やロコモティブシンドロームなどの情報提供

5.3 動物愛護

【衛生班】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

本町は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努める。

(1) 被災地域における動物の保護

本町は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(2) 指定避難所における動物の適正な飼養

本町は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負う。

(3) 情報の交換

本町は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。

項目	内容
被災動物に係る情報の交換	○各地域の被害及び指定避難所での動物飼育状況 ○必要資機材、獣医師の派遣要請 ○指定避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ○他縣市への連絡調整及び応援要請

(4) その他

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第6 行方不明者・遺体の取扱い

大規模地震により多数の行方不明者が発生することが予想されるため、速やかに行方不明者の安否を確認することが必要である。

また、災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処置及び埋・火葬は、以下に示すように町長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処置についても町長が行う。

なお、町のみで処理が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

- 6.1 行方不明者
- 6.2 遺体の取扱い

6.1 行方不明者

【住民相談班、衛生班、総括班、消防部、警察署】

(1) 安否確認

建物の倒壊や火災等により多数の行方不明者が発生した場合、「住民相談班」は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取・記録の上、消防署、警察署等に部員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。

項目	内容
行方不明者の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口を一本化するとともに、同じ窓口でコンピュータ等を用いて安否確認も併せて行えるよう、情報の一元化（誰が行方不明捜査願を出したか、誰が安否の確認を行ったか等）を図る。 ○安否確認の届出及び受付時の事務手続きの要領や様式について定めておく。 ○行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合のうえ行う。 ○照会にあたっては、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮した上で、本人の同意なしで家族等に回答できる。

(2) 安否不明者等の氏名等公表

本町や県、救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効果的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行う。

⇒ 資料編 資料●-● 『災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針』（資料集P●）

(3) 搜索活動

行方不明者の搜索は、警察、消防等の防災機関、また、状況により自衛隊等の協力も得て実施することとなるので、搜索体制について、これらの機関との役割分担を定めておかなければならない。

「総括班」は、行方不明者の搜索、救出活動又は後方活動に関する情報を本部長に報告するとともに、必要に応じ関係各班に対して、各種協定等に基づく関係機関、業者、団体等の協力を要請する。救出活動にあたっては、消防団、消防署、警察、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。

「総括班」は、災害対策調整会議を逐次開催して搜索関係機関との連携を密にする。

また、救出活動に必要な資機材の備蓄・調達並びに関係団体からの建設重機等の借り上げについて検討しておく。

6.2 遺体の取扱い

【住民相談班、衛生班、総括班、消防部、警察署】

(1) 遺体の搜索

「衛生班」及び「消防部」は、搜索隊を編成し、警察、自衛隊等と協力し、遺体の搜索を行う。

1) 搜索の依頼、届出の受付

「住民相談班」は、所在の確認できない町民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼及び届出の受付を以下のとおり実施する。

項目	内容
搜索の依頼、届出の受付	<ul style="list-style-type: none"> ○町役場内に「行方不明者相談所」を設置する。 ○行方不明者の詳細情報を聞き取る。 <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、年齢、性別、着衣その他の特徴 ○指定避難所の収容者リスト等を確認する。 ○災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により既に死亡していると推定されるものの名簿を作成する。

2) 搜索対象者

遺体及び災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて、場合によっては死亡していると推定される者とする。

3) 搜索の方法

災害による行方不明者で、既に死亡していると推定される者、死亡者の遺体については、消防署、警察署、自衛隊等の関係機関が一致協力して遺体の発見に努力する。

発見した遺体や、その他事故遺体は、災害発生に伴い、開設された遺体安置所に収容する。

4) 関係市町村への要請

町のみでの捜索が困難であり、近隣市町村の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し捜索の依頼を要請する。要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

項目	内容
関係市町村への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体が埋没又は漂着していると思われる場所 ○遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等 ○応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

5) 費用及び期間

項目	内容
費用	費用は、捜索のための機械器具の借上費、修繕費、輸送費及び人夫賃として当該地域における通常の実費とする。
期間	期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

(2) 遺体の処理

遺体の処理は町が行う。

1) 実施者

遺体の収容及び処理は、「衛生班」が対応する。

2) 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視（見分）を受けた後処置を行う。

3) 遺体の処理

遺体の処理は、次のことに留意して行う。

<ul style="list-style-type: none"> ○警察は、遺体の検視（見分）並びに撮影等を行ったのち、身元不明又は引取人のない遺体については、町長に引き渡す。 ○「衛生班」は、警察より引き渡しを受けた遺体を洗浄、縫合、消毒等の所定の措置を施し、身元の判明した場合は、遺族、親族に引き渡す。 ○遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存する。

4) 身元確認

身元の確認にあたっては、次のことに留意して行う。

項目	内容
身元確認にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○身元不明者の身元確認には、警察、地元住民の協力を得て行う。 ○身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。また、埋葬許可証を交付する。 ○縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合には、十分調査の上引き渡す。

5) 遺体の収容（安置）・一時保存

遺体の収容・一時保存にあたっては、次のことに留意して行う。

項目	内容
遺体の収容等にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要することから、遺体安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。 ○「衛生班」は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を用意する。 ○遺体の収容と同様に、遺留品等の整理も行う。

6) 費用及び期間

項目	内容
費用	支給できる費用については、資料編「災害救助基準」を参照のこと。
期間	期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

⇒ 資料編 資料2-25 『災害救助基準』（資料集P174）

(3) 遺体の埋・火葬

災害の際の死亡者で、本部長が必要と認めた場合、応急的に埋・火葬を行う。

1) 対象

その遺族が被災し、埋葬を実施することが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合とする。

2) 費用

項目	内容
支給対象	<p>次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○棺（付属品を含む） ○埋葬又は火葬 ○骨壺又は骨箱
支給額	支給できる費用については、資料編「災害救助基準」を参照のこと。

⇒ 資料編 資料 2-25 『災害救助基準』（資料集 P174）

3) 期間

期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。

4) 埋火葬の手続

- ① 事故死等による遺体は、警察より引き渡しを受けた後、埋火葬する。
- ② 身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。この場合の取扱いは「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に準じて行う。

5) 埋火葬の方法

- ① 埋葬は関係機関と連携して本町が行い、火葬は近隣市町・組合の協力を得る。
- ② 身元の確認が出来ない遺骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第遺族に引き渡す。
- ③ 災害応急埋葬場は、町内の適切な場所を選定し埋葬する。

6) 埋火葬の調整・あっせん

身元が判明している遺体の埋火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、関係業者の被災、棺やドライアイスなどの不足などから埋火葬が行えないと認める場合、町は関係業者などの調整・あっせんを行い、必要に応じて県及び他市町村へ協力を要請する。

第7 要員の確保

地震災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、よりいジョブセンター、熊谷公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

7.1 実施責任者

7.2 災害救助法を適用した場合の実施基準

7.3 費用

7.1 実施責任者

【総括班】

本部長（町長）が実施責任者となる。

7.2 災害救助法を適用した場合の実施基準

【総括班】

項目	内容
町長の対応	災害救助法を適用した場合の、応急救助のために要員の雇上げによる労力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き町長が実施する。 また、知事の職権の一部について、町長が実施することとして通知された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は町長が実施する。
労働力の内容	応急救助の実施に必要な労力の供給は、次の救助を実施するものに必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。 ○被災者の避難 ○医療及び助産における移送 ○被災者の救出 ○飲料水の供給 ○救済用物資の整理配分及び輸送 ○遺体の搜索 ○遺体の処置

7.3 費用

【総括班】

応急救助のために支出できる資金は、当該地域における通常の実費とする。

なお、災害救助法が適用された場合、応急救助のための人夫費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において本町が県に請求できる。

第8 住宅の確保

災害により住宅が滅失又は損傷を受け、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅等の設置などによる住宅の給与を講ずるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

- 8.1 既存住宅の利用
- 8.2 被災住宅の応急修理
- 8.3 応急仮設住宅の設置
- 8.4 災害復旧用材の調達等

8.1 既存住宅の利用

【応急復旧班】

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

(1) 公的住宅の利用

公営住宅等の空き家や公的宿泊施設を一時的に供給する。

1) 公的住宅の確保

本町は震災時に、町営住宅や県営住宅等の空き家の確保に努め、被災者に提供する。

2) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、町長が必要と認める者とする。

ただし、使用申込は1世帯1箇所とする。

項目	内容
入居資格	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅が全焼、全壊又は流出した者 ○居住する住居のない者 ○自らの資力では住宅を確保することができない者

3) 入居者の選定

本町は、確保した空き家の募集計画を策定し、入居者の募集及び選定を行う。

(2) 民間賃貸住宅の利用

1) 民間賃貸住宅の確保

本町は、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅を賃貸型応急住宅として提供できるように努める。

2) 入居資格

原則として上記(1)の公的住宅に準ずる。

3) 入居者の募集・選定

本町は、提供可能な住宅について入居者の募集を行い、町が定める基準を基に申込者から入居者を選定する。

4) 入居者管理

本町は、町が定める基準を基に入居者管理を行う。

8.2 被災住宅の応急修理

【応急復旧班】

災害のため住家が半焼、半壊、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者に対して居室、トイレ、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し必要最小限の応急修理をする。

(1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は県が行い、本町はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で本部長(町長)が特に必要と認めた場合は、町において実施する。

(2) 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼、半壊、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者とする。

(3) 修理の基準

修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行う。

(4) 修理の方法

内 容
①住宅の応急修理は、木材、釘、トタン等を使って、大工あるいは技術者が応急修理を実施すること。したがって、被災者本人に現金や木材等を支給して応急修理を行わせることなどは許されない。

内 容
②応急修理の対象となる住家の選定は、特に慎重に行うべきで、真に法による修理を実施する以外に修理の方法のない者を十分調査の上決定すること。
③応急修理は、居室、炊事場、便所等のように生活上欠くことができない部分のみを対象とする。
④応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯として取扱う。
⑤町長は、住家の応急修理を実施する場合には、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管しておくこと。ただし、町が直営工事によって修理した場合には、この他に修理材料受払簿、大工・人夫等の出勤簿、材料輸送簿等を整理しておくこと。 【帳簿類一覧】 ・ 救助実施記録日計票 ・ 住宅の応急修理記録簿 ・ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 ・ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

(5) 修理住宅の選定

- 1) 県が修理住宅の選定を行う場合、「応急復旧班」において災証明発行時の被災調査をもとにした被害程度の把握、その他選定に協力する。
- 2) 町が実施する場合は、「応急復旧班」において被害程度を調査のうえ、修理住宅の選定を行う。

(6) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

8.3 応急仮設住宅の設置

【応急復旧班、住民相談班】

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(1) 仮設住宅の建設

災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者、又は応急修理をすることができない者について、建設型応急住宅を設置し、その援護の万全を期する。

1) 実施責任者

建設型応急住宅の設置は県が行う。

ただし、知事が直接設置することが困難な場合には、本町にその建築を委任することがある。委任を受けた町は、その請負契約書、設計及び代金支払い証明書類等を整理し保管する。

なお、設置場所、入居者の選定、維持管理等については県が本町に委任し、公営住宅に準じて維持管理する。

2) 設置戸数

建設型応急住宅の設置戸数は、原則として次のとおりとする。

項目	内容
建設型応急住宅の設置戸数	全焼、全壊又は滅失戸数の3割以内

3) 設置場所

建設型応急住宅の設置場所は、町有地とするが、状況により私有地に設置する場合は、所有者と町との間に賃貸契約を締結する。

項目	内容
場所の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水が得やすい場所 ○保健衛生上適当な場所 ○交通の便を考慮した場所 ○居住地域と隔離していない場所 ○電気・ガスの供給が出来る場所 ○汚水排水処理に適している場所 ○通風換気に適している場所 等 <p>※なお、大雨による浸水等の被害の生じない場所についても検討する。</p>

4) 建物の構造・規模

災害応急仮設住宅建築工事設計書を作成する。

建物の構造、規模、設置予定数及び単位並びに建設完了予定日数、供与期間等は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。

なお、建設型応急住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮する。

項目	内容
建設型応急住宅の設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工する。 ○その供与期間は、2年以内とする。 ○建物の形式は、軽量鉄骨組立式とする。

5) 建設型応急住宅資機材等の調達

建設型応急住宅の資機材の調達については、県及び仮設住宅の建設請負契約業者が行うが、本町は必要に応じて県に協力する。

(2) 仮設住宅の入居

建設型応急住宅への入居者の選定については、住民の不公平感のないように努める。
また、入居決定に際しては地域コミュニティの維持に留意する。

1) 入居者の選定

項目	内容
選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ○住家が全焼、全壊又は滅失した者であること。 ○住居する家がない者であること。 ○自らの資力では、住家を確保することができない者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の被保護者及び要配慮者 ・特定の資産のない高齢者、障害者等 ・上記に準ずる者

2) 入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

3) 要配慮者への配慮

本町は、高齢者、障害者等の要配慮者を優先的に入居させる。
また、入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

(3) 仮設住宅の管理

建設型応急住宅での生活が長期化すると、生活環境における住民の種々の不満が発生する。

そのため、「応急復旧班」は、「住民相談班」と協力して入居者相談窓口等を設置し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を町長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

8.4 災害復旧用材の調達等

【応急復旧班】

本町は、あらかじめ協定を締結している関係団体等と連絡調整を行い、建設型応急住宅建設のための資材調達が円滑に進むよう努める。

なお、本町が実施する住宅応急修理について、資材不足が発生した場合は県に資材調達の協力要請を実施する。

第9 警備対策

平常時における準備に万全を期し、大震災の発生に際しては、防災関係機関の連携のもとに、個人の生命、身体、財産の保護、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持する。

9.1 警備措置

9.2 警備体制

9.3 警備任務

9.1 警備措置

【警察署】

東日本大震災においては、避難した後の無人家屋・店舗等に対する侵入窃盗や、全国で義援金名目の詐欺、悪質商法等震災に便乗した悪質な犯罪が散見された。そこで、大地震発生の際には、これらの窃盗・詐欺等に対して特に注意して警戒に当たるとともに、町民に対しても注意を促す。

9.2 警備体制

【警察署】

県内に大規模な地震が発生した場合は、警察本部長を長とする埼玉県警察震災警備本部及び警察署長を長とする警察署震災警備本部をそれぞれ設置する。

9.3 警備任務

【警察署】

大規模地震の発生直後における警備活動は、おおむね次のとおりとする。

項目	内容
警備活動	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集 ○被害の実態の把握 ○被災地域居住者等の避難所への避難誘導 ○危険にさらされている者及び負傷者の救出、救助 ○交通の混乱防止のための交通規制措置並びに避難誘導路、緊急交通路の確保 ○行方不明者の捜索及び遺体の見分、検視（見分） ○被災地及び指定避難所の警戒 ○各種犯罪の予防検挙 ○食料倉庫、救助物資集積所等の警戒 ○防災関係機関との連絡協調 ○その他必要な警察活動

第10 廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、本町及び県は、地震災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）、並びに災害におけるごみ及びし尿を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。

本町は、令和4年7月に策定した「寄居町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行う。

廃棄物対策に係る計画を以下に示す。

- 10.1 災害廃棄物処理
- 10.2 一般廃棄物処理

10.1 災害廃棄物処理

【衛生班、応急復旧班】

地震災害時においては、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、「衛生班」は、「応急復旧班」と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図る。

災害廃棄物処理に当たっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

(1) 住宅関係障害物の除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の破壊後のガレキ等とは異なる。

なお、必要に応じて、熊谷県土整備事務所に応援要請を行う。

1) 活動方針

住宅関係障害物除去に関する活動方針は以下のとおりである。

- 障害物の除去は、町が行う。
- 一時的には町保有の器具及び機械を使用して実施する。
- 労力又は機械力が不足する場合は県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。
- 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業者からの資機材、労力等の提供を求める。
- 効果的に除去作業を進めるために、建設業者との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

2) 災害救助法を適用した場合の実施基準

項目	内容
対象	住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。 ○障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。 ○障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。 ○自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。 ○住家が半壊又は床上浸水したものであること。 ○原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。
対象者の選定	障害物除去対象者の選定は町で行う。 また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。 (選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。)
期間	災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、町長は、その結果を県へ報告する。

(2) 災害廃棄物の処理

地震災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。

そのため、本町は、以下に示す計画に従い廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。

1) 災害廃棄物処理計画の策定

被害想定では、地震による建物倒壊等で発生する災害廃棄物は、以下のとおりである。

また、災害時でも平常時と同様に排出される一般廃棄物についても併せて処理する必要がある。これらの廃棄物の処理を円滑に行うため、本町では令和4年7月に「寄居町災害廃棄物処理計画」を策定した。この計画を遵守するとともに、随時必要な見直しを行う。

■災害廃棄物発生量（被害区分）

揺れ (t)	液状化 (t)	急傾斜地崩壊 (t)	火災 (t)	合計 (t)
433,305	—	1,864	15,601	450,770

出典) 埼玉県災害廃棄物処理指針

■災害廃棄物発生量（種類別）

可燃物 (t)	不燃物 (t)	コンクリートがら (t)	金属 (t)	柱角材 (t)	合計 (t)
34,829	130,400	258,807	13,678	13,055	450,770

※四捨五入により、合計の数値が合わない場合がある。

出典) 埼玉県災害廃棄物処理指針

2) 処理体制の確保

① 実施体制

ガレキ等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

■災害廃棄物の処理要領

対 象	処理要領
住宅・建築物系 (個人・中小企業)	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、本町は処理・処分に関する情報の提供を実施する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。
公共施設	施設の管理者において処理する。

項 目	内 容
災害廃棄物の排出	倒壊家屋から、モルタル、コンクリートブロック、瓦等がかなり排出されるので、住民組織単位等の地域別に排出場所を指定し収集する。また、廃棄物の排出場所と方法について町民に広報する。

② 処理の推進と調整

本町は、国、県、事業者等の関係者と協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3) 処理対策

① 仮置場の確保

「衛生班」は、倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等の廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場を、町有地等から確保する。

なお、廃棄物仮置き場の候補地については、寄居町災害廃棄物処理計画の記載のとおりとする。

② 災害廃棄物の処分方法

「衛生班」は、災害廃棄物はリサイクルを考慮して、可能な限り現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに、最終処理を実施する。

■分別処理の方法

区 分	処理方法
木質系廃物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

項目	内容
最終処理方法	<p>○可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している市町村に処分を要請する。</p> <p>○不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。</p>

③ 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

本町は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱事業所から排出される廃棄物について、適正な処置に務める。

④ 損壊家屋の解体

本町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

⑤ その他処理における注意事項

本町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。また、本町の意図しない場所に片付けごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

なお、応急対応時においても、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片付けごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適切な処理に努める。

⑥ 費用の負担

阪神・淡路大震災では、解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。

町長は、災害の規模や状況によっては、り災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

10.2 一般廃棄物処理

【衛生班】

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。

このため、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

また、災対法第86条の5に基づき、非常災害の廃棄物処理特例地域として指定された場合は、町長は、災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を環境大臣に要請することができる。

(1) ごみ処理

地震災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、家庭系、事業系ともに、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講じる。

1) 実施体制

災害時におけるごみ収集及び処理を実施する。なお、本町の処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、相互応援協定を締結している市町村及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

2) 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講じる。

3) ごみ収集の方法

項目	内容
ごみの収集計画の広報	ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を町民に対して住民組織又は報道機関を通じ、協力を呼びかける。
腐敗性の高いごみ	腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。
ごみの分別	ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。 なお、分別収集にあたっては、適切な広報により、町民に分別排出を呼びかける。
夜間の収集	道路交通の状況によっては、夜間のごみの収集も実施する。
指定避難所のごみ対策	指定避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

4) ごみの仮置場

「衛生班」は、「応急復旧班」と連携を図り、処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保する。

5) ごみの処理・処分

項目	内容
ごみの処理施設での処理	ごみの処理施設が受入れ可能となった時点から、仮置場に一時的に集積したごみを含め、処理施設に搬入し、順次処理・処分する。
隣接市町村へのごみ処理の要請	町長は、処理しきれない程多量のごみが排出された場合、あるいはごみの処理施設が被害を受け稼働しない場合、相互応援協定を締結している隣接市町村へ、ごみの処理を要請する。

(2) し尿処理

地震災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。

項目	内容
実施体制	地震災害時のし尿収集が町の処理能力を超える場合は、浄化槽清掃等許可業者の協力を得るほか、近隣市町村及び埼玉県へ応援を要請する。
施設の応急措置	地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講じる。
収集方法	被災地域の状況に応じて町の委託及び許可業者と緊密な連絡を図り、指定避難所など被災集中地区を重点的に処理する。
処理等の方法	収集したし尿は、下記の処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、町長は、近隣市町村に処理の応援を要請する。

■し尿処理施設

名称	所在地	電話
汚泥再生処理センター	大字赤浜 517	048-582-0715

1) 仮設トイレの設置・管理

項目	内容
指定避難所への仮設トイレの設置	被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、指定避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。
在宅者のための仮設トイレの設置	ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆便所と併せてし尿を処理する。

2) 仮設トイレの調達

本町が備蓄している仮設トイレが不足したときは、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

項目	内容
流通在庫の調達	仮設トイレの流通在庫を関係業者から調達する。
県及び隣接市町村等への要請	県及び相互応援協定を締結している隣接市町村等へ、備蓄してある仮設トイレの借上げを要請する。

第11 文教・保育対策

災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、「教育部」及び「救援部」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育及び応急保育の実施を図る。

文教・保育対策の計画を以下に示す。

- 11.1 応急教育
- 11.2 応急保育
- 11.3 文化財の保護対策

11.1 応急教育

【教育支援班、学校班】

(1) 学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講じる。

1) 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

2) 指定避難所となった場合の措置

学校施設は教育を優先する。このため指定避難所としての施設指定は、①体育館（指定済）、②特別教室、③教室の順とする。

また、学校が指定避難所となった場合の措置は、「本章 第1節 初動期 第9 避難対策」（P249）及び「本章 第2節 応急復旧期 第2 指定避難所運営」（P293）による。

3) 施設の応急復旧

学校施設の応急復旧は、以下の事項に留意して実施する。

- 災害発生後は速やかに被災建築物及び被災宅地応急危険度判定を、応急復旧班との連携のもと実施する。
- 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため次の方策を講じる。
 - ・近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。

・学校以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
○指定避難所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

(2) 応急教育の実施

「教育支援班」は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

1) 応急教育の開始

応急教育の開始にあたっては、校長は「教育支援班」に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

2) 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

○臨時休校	○合併授業	○分散授業	○短縮授業
○二部授業	○複式授業	○オンライン授業	
○又は上記の併用授業			

3) 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、「教育支援班」は、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

○各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
○県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
○県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講じる。

4) 学校給食の措置

「学校班」は、学校再開に併せて速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

項 目	内 容
学校給食の一時中止条件	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所となった学校において学校給食施設で炊き出しを実施する場合 ○感染症等の危険の発生が予想される場合 ○災害により給食物資が入手困難な場合 ○給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合 ○その他給食の実施が適当でないと認められる場合

5) その他、生活指導等

項目	内容
登下校の安全確保	教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。
心身の健康の保持	被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。
避難した児童・生徒の指導	避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。
その他	災害のため、多数の児童・生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び3学期においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように国及び県に対し要請する。

(3) 教材・学用品の調達・支給

町長は、災害救助法が適用された場合、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

1) 支給の対象

教科書・学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒に対し、被害の実状に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

※小学校児童：義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む

※中学校生徒：義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む

※高等学校等生徒：高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう

2) 支給の実施

項目	内容
教科書調達・配分	教科書については、県が町教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じる。
学用品の調達・配分	学用品の調達、配分等は、本町が行う。ただし、町において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、町に供給する。

3) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

4) 支給の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む）の支給の時期は1か月以内、文房具及び通学用品の支給の時期は15日以内とする。

11.2 応急保育

【保育班】

保育所等の児童及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保に必要な応急措置を講じる。

(1) 保育施設の安全確保対策

保育施設等の要配慮者を受け入れている施設の管理者は、災害発生後に入所者及び利用者の被害状況並びに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講じる。

項目	内容
安否確認・所在の把握	災害発生直後、保育施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者、利用者の安全を速やかに確保する。 また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握する。
施設の応急措置	施設管理者は、災害発生直後に施設の被害、液状化や不等沈下等の地盤災害などを調査把握し、必要な応急措置を講じる。 また、施設の被害状況及び応急措置の内容を速やかに「保育班」に報告する。
要配慮者の受入れ	被災地に隣接する地域の保育施設等の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設の受入めに努める。
り災保育施設等への支援要請	り災した保育施設の管理者は、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足数について把握し、近隣施設に支援を要請する。また、県や近隣市町村への要請は、「総括班」を通じて実施する。多数のり災者受入れにより、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足を生じる場合、前項に準じて支援を要請する。
保育施設等への町の支援	「保育班」は、福祉施設などのライフラインの被災状況を「総括班」へ報告する。報告を受けた「総括班」は、被災したライフラインの復旧が優先的に実施されるように各事業者へ要請する。 また、「保育班」は、ライフライン復旧までの間、水、食料、生活必需品の確保のための措置を講じる。

(2) 保育所等の応急措置

1) 応急保育の実施

項目	内容
応急保育の実施内容	○所長は、保育所等児童のり災状況を調査する。 ○「保育班」は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。 ○所長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な児童を保育所等において保育する。

項目	内容
	<p>○保育所等を避難所等に提供したため、長期間保育所として使用できないときは、「救援部」と協議して早急に保育ができるよう措置する。</p> <p>○所長は、災害の推移を把握し、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。</p>

2) 育児用品の確保

「保育班」は、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、県及び国を通じて関係業者に供出等を要請する。なお、認可外保育施設についても、育児用品を支援するよう努める。

(3) 要保護児童の応急保育

「保育班」は、保護者のいない児童である要保護児童が確認された場合、保護及び応急保育の措置を講じる。

1) 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

項目	内容
指定避難所の責任者は、次の要保護児童について「保育班」へ通報する。	<p>○児童福祉施設から指定避難所へ避難した児童</p> <p>○保護者の疾患等により発生する要保護児童</p>
台帳、名簿等による把握	<p>○住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握</p> <p>○災害による死亡者に対する義援金の受給者名簿からの把握</p>
町民の通報による把握	○町民からの口頭又は電話等による通報
広報等による保護者のいない児童の発見	「保育班」は、「本部事務局」を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかける。

2) 親族等への情報提供

「保育班」は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

3) 要保護児童の保護

「保育班」は、保護者のいない児童を確認した場合は、保護の措置を講じる。

項目	内容
保護者のいない児童の保護	<ul style="list-style-type: none"> ○親族による受入れの可能性を打診する ○児童相談所と連携し児童養護施設での保護 ○児童相談所と連携し里親への委託保護

4) 児童のメンタルケア

「保育班」は、り災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所及び医療機関等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

11.3 文化財の保護対策

【社会教育班】

「社会教育班」は、文化財及び収蔵・保管施設に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 情報の収集・伝達

「社会教育班」は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

(2) 収蔵・保管施設の応急対策

「社会教育班」は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講じる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。

(3) 文化財の応急対策

「社会教育班」は、国、県及び町指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講じる。

項目	内容
文化財への対策	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。 ○上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。 ○町指定文化財にあたっては、管理者又は所有者が町教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。 ○移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第12 ボランティア団体等の協力

「福祉班」は町社会福祉協議会と連携して、災害対策ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努める。

12.1 災害対策ボランティアセンターの設置

12.2 ボランティアの振り分け

12.1 災害対策ボランティアセンターの設置

【福祉班】

「福祉班」は町社会福祉協議会と連携して、災害対策ボランティアセンターを開設してボランティアの受付を行う。

項目	内容
災害対策ボランティアセンターの設置場所	災害対策ボランティアセンターは、町役場に設置する。

12.2 ボランティアの振り分け

【福祉班】

災害対策ボランティアセンターは、ボランティアの専門性を考慮して管轄する活動窓口ごとにボランティアの振り分けを行う。

専門ボランティアAに対しては、各所管において参加申込の受付及び登録を実施し、福祉ボランティアに対しては、町社会福祉協議会において参加申込の受付及び登録を実施する。

その他のボランティアは、災害対策ボランティアセンターにおいて参加申込の受付及び登録を実施する。

■ボランティアの種別と登録窓口

種別	資格・機能	登録窓口
専門ボランティアA	特殊な資格、職能を有している者 ○医師、看護師 ○応急危険度判定士 ○被災宅地危険度判定士	各所管
専門ボランティアB	資格、職能を有している者 ○アマチュア無線技師 ○大型運転免許所有者 ○オペレーター ○外国語通訳、手話通訳 ○建設作業員、その他	災害対策 ボランティアセンター

種 別	資格・機能	登録窓口
一般ボランティア (個人・団体を含む)	上記の資格、職能を有していない者	災害対策 ボランティアセンター
福祉ボランティア	福祉ボランティアとして平常時より活動している個人・団体	町社会福祉協議会

項 目	内 容
災害対策ボランティアセンターの役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアコーディネーターの確保 ○ボランティアの登録、名簿作成 ○ボランティアの証明書、名札の発行 ○ボランティアの宿泊場の確保、あっせん ○ボランティアの派遣先、内容、人数・配置、派遣機関等の総合調整 ○被災地、指定避難所におけるボランティア要望の把握等の情報収集 ○県、町社会福祉協議会、民間ボランティア団体等の連絡調整

第3節 火山噴火降灰応急対策計画

本町は富士山、浅間山の噴火に伴い、降灰による被害が生じた場合、ライフライン等への影響に加えて町民の健康や農作物の育成に悪影響を与えることが考えられる。そのため、速やかに情報収集及び伝達、交通規制、降灰の処理等を実施し、町民の安全と健康の管理に努める。



第1 応急活動体制の確立

本町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県の援助の下、災害応急対策の実施に努める。速やかな応急対策の実施のため、本町は必要に応じて災害対策本部を設置し、対応する。

災害対策本部等の設置については、

本章 第1節 初動期 第1 災害対策本部等の設置 を準用する。(P193)

第2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時には、円滑な応急対策活動を実施する必要がある。そのため、本町は県及び防災関係機関との緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

2.1 降灰に関する情報の収集・伝達

2.2 県に対する報告

2.3 降灰に伴う取るべき行動の周知

2.1 降灰に関する情報の収集・伝達

【本部事務局】

気象庁が町内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは町内に降灰があったときは、本町及び県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力も得て、降灰状況を住民等へ周知する。

また、本町は、災害オペレーション支援システムから以下の情報を取得する。

- 噴火警報・予報
- 火山の状況に関する解説情報
- 噴火に関する火山観測報
- 火山に関するお知らせ

情報の収集・伝達については、

本章 第1節 初動期 第3 情報の収集・伝達 を準用する。(P210)

2.2 県に対する報告

【本部事務局】

本町は、以下の降灰に関する情報を調査し、県災害オペレーション支援システム（使用できない場合は電話、FAX、防災行政無線等）により県に伝達する。

【降灰調査項目】

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ

2.3 降灰に伴う取るべき行動の周知

【本部事務局】

本町は、降灰時にとるべき行動を町民に発信する。即時性の高いメディア（防災行政無線、メール配信、インターネット、データ放送など）も活用し、以下の内容等を発信する。

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、すべりやすくなるため、スリップに注意する。

第3 交通対策

【応急復旧班、警察署】

降灰による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このような状況において、町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

また、降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、本町は、降灰による視界不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため、所轄警察署と連絡協議して交通規制を実施する。

第4 指定避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った町民を収容するため、本町は、指定避難所を開設・運営する。

指定避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに指定避難所等への給水体制を確立させる。

その他の内容については、
本章 第2節 応急復旧期 第2 指定避難所運営 を準用する。(P293)

第5 医療救護

本町は、医療機関と連携し、健康被害に関する情報を提供する。
現段階では、火山灰による健康被害についての明確な見解はないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、配慮が必要である。

その他の内容については、
本章 第1節 初動期 第12 医療救護 を準用する。(P266)

第6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

【給水班、応急復旧班、関係事業者】

施設管理者は、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるように対策を講じる。なお、降灰による被害は以下の事例が報告されている。

■過去に報告された被害事例

施設	過去に報告された被害
電力施設	○降灰の荷重により、電線が切れる。 ○雨を含んだ火山灰が付着した ^{がいし} 碍子の絶縁不良によってショートする。
上水道施設	○水源である河川に火山灰が流入し、濁水により浄水場で取水ができなくなる。 ○火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質基準項目の値が上昇する。
道路施設	降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
鉄道施設	分岐点に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

※^{がいし}碍子：電線とその支持物との間を絶縁するために用いる器具。一般には電柱・鉄塔などに装着される電力用又は電信用のものを指す。

その他の内容については、
本章 第1節 初動期 第15 ライフライン・都市施設 を準用する。(P281)

第7 農業者への支援

【地域支援班】

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼす。このため、本町は、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するように県と協力し、支援する。

また、火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、本町は、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

第8 降灰の処理

8.1 火山灰の除去

8.2 降灰の収集

8.1 火山灰の除去

【地域支援班、衛生班】

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

本町は、一時的仮置き場を設置するとともに、一般家庭が集めた火山灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋(克灰袋)を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。また、事前に火山灰の処分場所、火山灰の利用と処理についての検討を行う。

8.2 降灰の収集

【衛生班】

本町は、宅地など各家庭から排出された火山灰の回収を一般廃棄物と別にして実施するとともに、回収した火山灰の一時的仮置き場を設置する。

また、各事業者から排出された火山灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者(施設管理者)の責任において実施する。

第9 物価の安定・物資の安定供給

【総括班】

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないように、町民や事業者に冷静な行動を求める。本町は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや事業者の売り惜しみが生じないように監視するとともに、必要に応じて指導等を行い、町民生活への影響を最小限にとどめるよう努める。

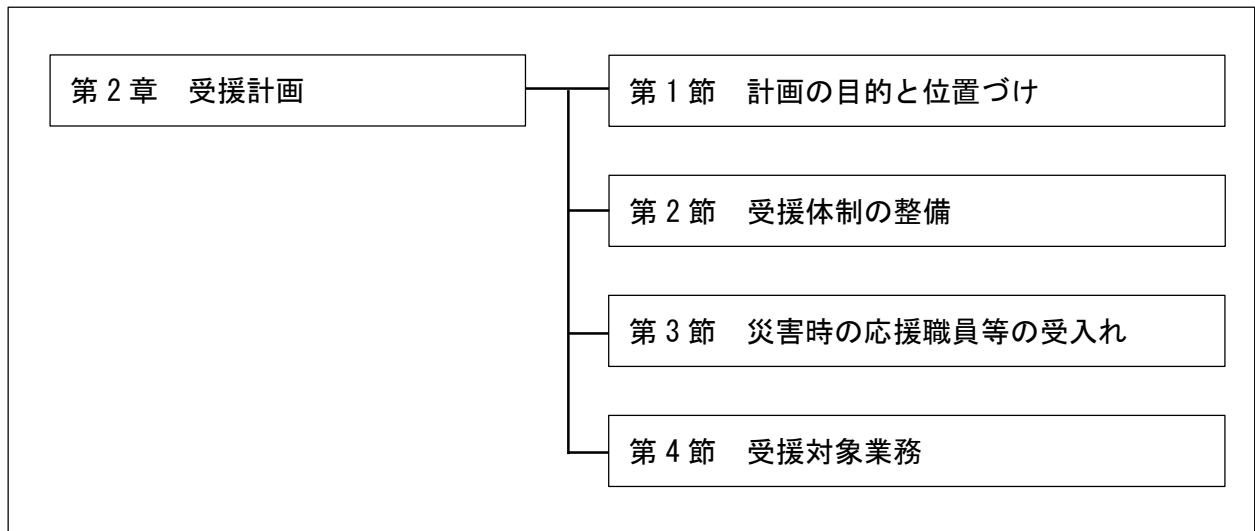
第10 広域一時滞在

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民の受入れを必要に応じて検討する。

広域応援については、

災害予防計画編 第2節 災害に備えた体制整備 第2 広域応援協力体制の充実 を準用する。(P98)

第2章 受援計画



第1節 計画の目的と位置づけ

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠である。このため、応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにすることで、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。

第2節 受援体制の整備

本町における庁内全体の受援担当者、各業務の受援担当者及び県の体制については、本計画の事務分掌を踏まえ、応援要請や受入れ等の受援業務については、各部において主体的に実施することとし、全体調整を本部事務局が行うこととする。

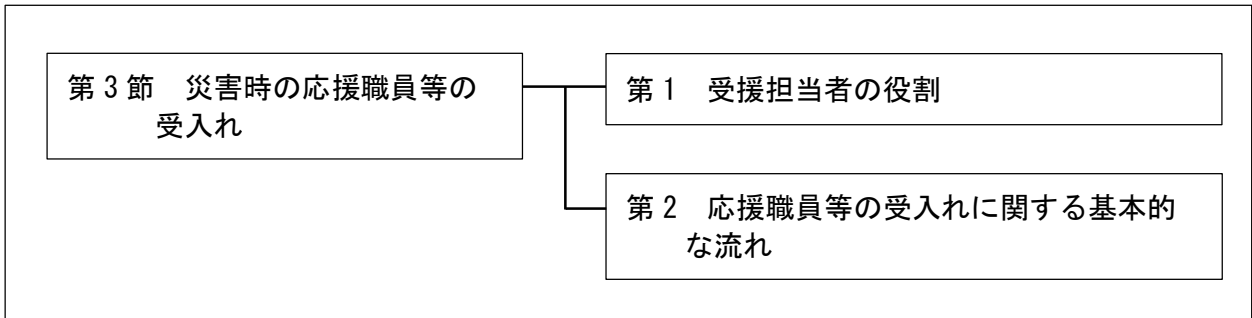
■各受援担当者

分類	(班名) 業務名	区分	担当部署・役職
受援担当者 庁内全体の	本部事務局	責任者	自治防災課 課長
		受援担当者	主管課 課長
			主管課 主幹
受援担当者 各業務の	各部		主管課 課長等
			主管課 主幹
			主管課 主査等

■県の連絡窓口

分類	班名	区分	担当部署・役職	連絡先
県	応援・受援班	責任者	危機管理防災部 災害対策課 課長	048-830-8181 (日中)
		受援担当者	災害対策課 災害対策担当	048-830-8111 (休日・夜間)

第3節 災害時の応援職員等の受入れ



第1 受援担当者の役割

庁内全体の受援担当者及び各業務の受援担当者それぞれの主な役割は下表のとおり。

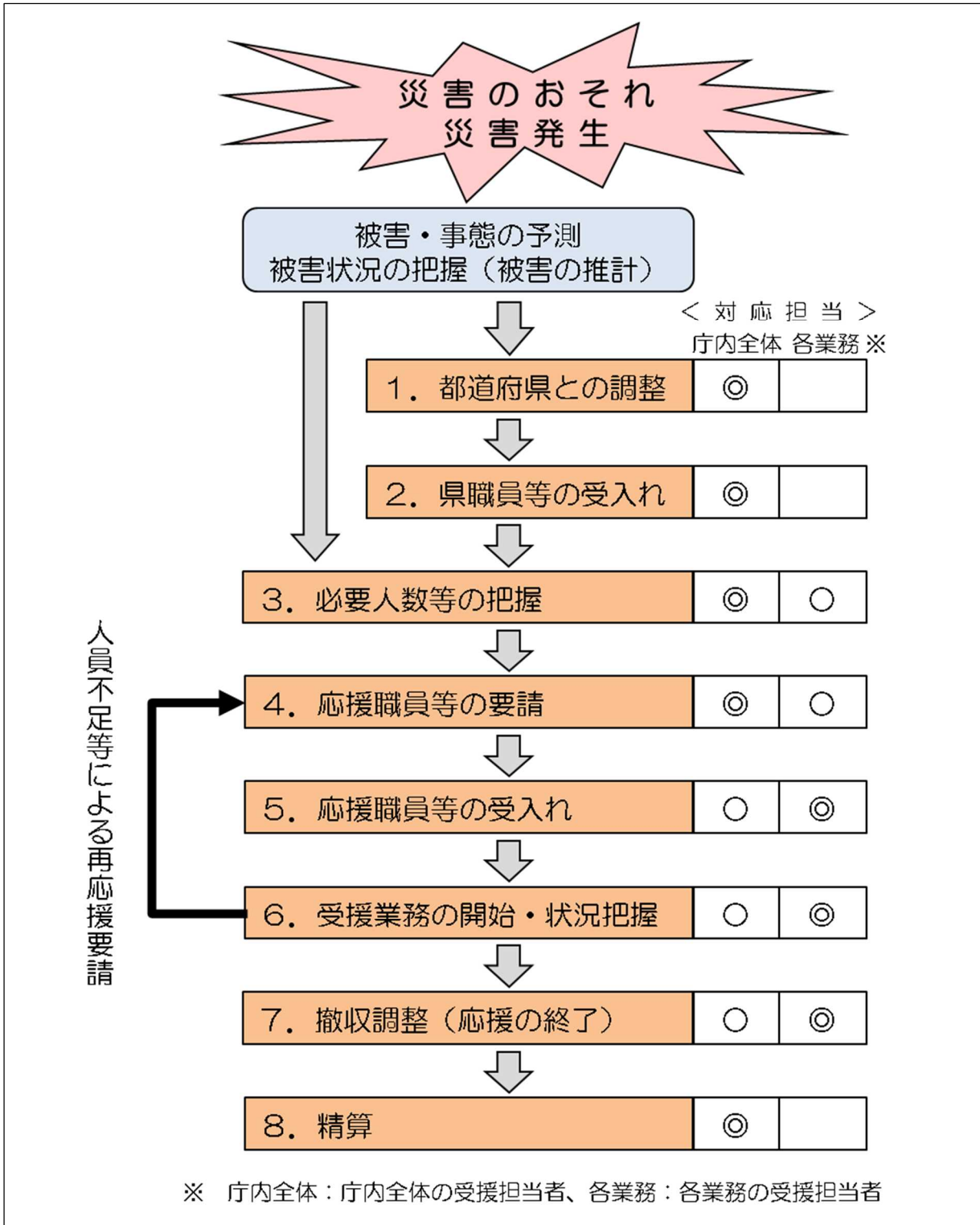
■各受援担当者の主な役割

	主な役割
庁内全体の 受援担当者	<ul style="list-style-type: none"> ○県や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入れ調整に関すること ○各業務の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること ○各業務の人的応援のとりまとめに関すること ○受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関すること
各業務の 受援担当者	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内全体の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること ○各業務における応援職員等の受入れに関すること（状況把握、サポート等）

第2 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

本町における、災害時の応援職員等の受入れの基本的な流れを下記に示す。また、各業務の主な内容を次ページ以降に示す。

■災害時における受援業務の基本的な流れ



2.1 県との調整

【庁内全体】

庁内全体の受援担当者は、災害発生のおそれがある段階における被害・事態の予測や、災害発生時における被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、県(派遣されているリエゾンも含む)に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。

応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、県と調整の上、それらに関して知見のある県職員や応急対策職員派遣制度による総括支援チームの派遣を要請する。

派遣される 情報連絡員等	概要
市町村情報連絡員(係)	震度6弱以上の地震が起きた場合等に、被災市町村に県職員を派遣し、被害状況や受援ニーズに関する情報収集を行う。休日・夜間に派遣するのが市町村情報連絡員であり、市町村庁舎の近隣に居住する職員を中心にあらかじめ指定しておく。平日勤務時間内は県支部職員を市町村情報連絡係として派遣する。
彩の国災害派遣チーム先遣隊	被災市町村の災害対応業務を支援するため「埼玉県・市町村人的相互応援制度」に基づき彩の国災害派遣チームを派遣する。彩の国災害派遣チームが円滑に活動できるよう、チームの第1隊は先遣隊として被災状況や受援ニーズの把握を行う。
彩の国災害マネジメント支援員	被災市町村において、災害マネジメントが適切に行われるよう、被災市町村の要請に基づき、県地域振興センター地域防災幹や市町村に役付きで派遣された経験を有する者等を彩の国災害マネジメント支援員(仮称)として被災市町村に派遣する。彩の国災害マネジメント支援員は、首長への助言や幹部職員との調整等を通じて、災害対応のノウハウの助言や推進体制の整備等の管理マネジメントに関する助言、関係機関との連絡調整等により被災市町村が行う災害マネジメントを支援する。

資料) 埼玉県広域受援計画(平成31年3月)

2.2 県職員等の受入れ

【庁内全体】

庁内全体の受援担当者は、県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する。

2.3 必要人数等の把握

【庁内全体(各業務)】

庁内全体の受援担当者は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各業務の受援担当者に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数(正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数)を整理するよう依頼する。

各業務の受援担当者は、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

2.4 応援職員等の要請

【庁内全体（各業務）】

庁内全体の受援担当者は、各業務の受援担当者に応援が必要な業務内容と人数等を確認する。

庁内全体の受援担当者は、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、本部長の承認のもと、県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各業務の受援担当者が要請を行う場合には、庁内全体の受援担当者とは情報共有する。

2.5 応援職員等の受入れ

【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。

各業務の受援担当者は、応援職員等を受け入れる際には庁内全体の受援担当者とは情報共有する。応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を説明する。

■説明事項の例

- ①現在の状況
- ②関係者のリストや連絡先
- ③執務場所、休憩場所
- ④必要な資源の確保方法
- ⑤働く期間、一日のスケジュール
- ⑥想定される危険や安全確保方法
- ⑦業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようになれば良いのか）等

2.6 受援業務の開始・状況把握

【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当者は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。

各業務の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、町災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。

庁内全体の受援担当者は、応援職員等の代表者等が本町の災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。

2.7 撤収調整（応援の終了）

【各業務（庁内全体）】

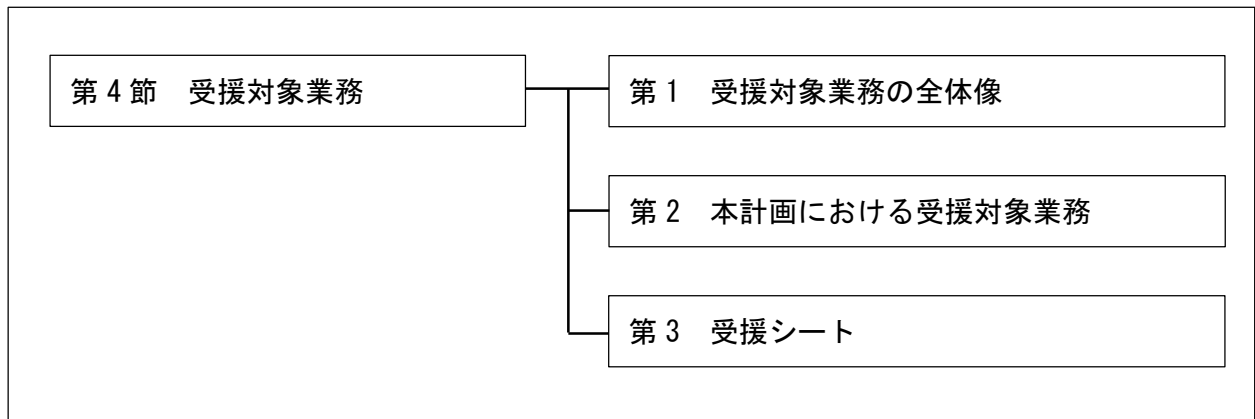
各業務の受援担当者は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。応援の終了を決定する場合は、庁内全体の受援担当者とは情報共有する。

2.8 精算

【庁内全体】

都道府県や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。

第4節 受援対象業務



第1 受援対象業務の全体像

受援対象業務の全体像として時系列での受援対象業務の主な流れを次ページに示す。

第2 本計画における受援対象業務

ここでは、以下の7つの受援対象業務を取り扱う。

■ 受援対象業務

- (1) 災害マネジメント
- (2) 避難所運営
- (3) 支援物資に係る業務
- (4) 災害廃棄物の処理
- (5-1) 住家の被害認定調査
- (5-2) り災証明書の交付
- (6) 被災者支援・相談業務

■受援対象業務 全体タイムライン

応援要請を検討する主な業務

受援対象業務		初動期 (1日)	応急対応期 (前半) (1週間)	応急対応期 (後半) (1ヶ月)	
1	災害マネジメント	職員の安否確認			
		庁内の機能維持・回復			
		被害情報の収集・とりまとめと会議や県等への報告			
		救助活動団体及び自衛隊との要請と調整			
		応援職員等の要請と受入調整			
		災害情報・生活支援情報の発信/報道機関への対応			
2	避難所運営	各避難所運営 庁内体制整理		支援団体協働（環境改善）、民間委託（警備等）	
		避難所状況把握（箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等）/ 在宅被災者状況把握			
		備蓄物資や支援物資の配布			
		避難所運営			⇒住民自主運営促進
		在宅被災者支援/生活支援等の情報発信			
				退所目途の把握、避難所解消日の検討・周知	
3	支援物資に係る業務	物資チーム配置	物資拠点の選定・体制構築	物資拠点の運営	
		物資拠点候補施設の被災状況確認			
		避難者数や避難所・在宅避難者等の物資ニーズの把握/物資の調達			
		備蓄物資の状況確認	備蓄物資の仕分け・配送		
		プル型支援物資の受入れ・配送			
				プッシュ型支援物資の受入れ・配送	
4	災害廃棄物の処理	災害時組織体制への移行		実施体制の構築（庁内体制、応援要請）・運営	
		被害状況の把握		災害廃棄物の発生状況の情報収集	
		(生活ごみ等の処理)	収集運搬体制の確保	収集運搬の実施	
		(災害廃棄物の処理)	仮置場の確保	住民・ボランティアへの周知	仮置場における分別・火災防止策等の徹底による管理・運営
				仮置場の整備	
			災害廃棄物の回収方法の検討		廃棄物の焼却処理・埋立処分・破砕選別・再生利用の実施

受援対象業務		初動期 (1日)	応急対応期(前半) (1週間)	応急対応期(後半) (1ヶ月)	
5	(5-1) 住家の被害認定調査	調査方針の決定、体制の構築、 応援職員等の要請	調査班の編成		
			研修の実施/ 資機材の調達	調査実施	
				被災者台帳の作成	
	(5-2) り災証明の交付		交付方針の決定、 体制の構築	初回のり災証明 書の交付	再調査の り災証明 書の交付
				り災証明書等の 様式の設定	↑「生活再建支援制度の 各種申請・受付」「仮設 住宅入居の募集・申込」 等の業務へと続くことに 留意
6	被災者支援・相談業務		広報手段 の検討	被災者支援に関する広報 (被害認定調査、り災証明書交付などを 含めて総合的に広報)	
				広報資料の作成・更新	
		主管部署配置	実施方針の決定 ・体制の構築	被災者台帳の作成	
				問い合わせ対応	
				(ワンストップ相談窓口の 設置) 資機材の調整・会場 調整	
			(ワンストップ相談窓口 の設置) 庁内各課・外部 機関等との調整	レイアウト検討	会場設置 ・運営
					支援状況の 確認・フォロー

第3 受援シート

災害時に応援受入れを円滑にできるよう、受援対象業務ごとに下記の受援シートをあらかじめ作成しておく。受援シートの記載項目及び留意点は以下のとおり。

なお、災害時においては、災害の種類や被害状況等を踏まえ、応援職員等と協議し、必要に応じて受援シートの内容の追加、変更等を行う。

2 避難所運営 受援シート

■業務担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考 (FAX等)
業務責任者	●●課 課長		●
受援担当者	●●課 課長補佐 (●●担当)		
	●●●●		

■業務の概要と流れ

業務概要 災害発生時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者の受入れや避難所の運営 (情報提供や支援物資の供給) 等を行う。

項目	発災当日	～3日	～1週間	～1ヶ月
1 体制整備	主要部署 出動	運営支援要員確保 (応援職員等)		
2 情報収集	各避難所運営 庁内体制整理	支援関係機関 (運送業者) 施設委託 (整備等)		
3 物資の配布	避難所状況把握 (箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等)	在宅被災者状況把握		
4 避難所運営	避難所運営	在宅被災者支援		
5 広聴広報		生活支援等の情報発信		
6 避難所の解消		避難所解消の検討・告知		
7 評価会議の開催		評価会議の定期的開催		

■応援要請を検討する主な業務内容 (上記 ○ 箇所)

マネジメント業務支援	実務への支援
<ul style="list-style-type: none"> 避難所の状況把握 (箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等) 実施体制の構築 (庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整) 在宅被災者への対策検討 避難所の環境改善に向けた検討 避難所解消に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営 在宅被災者への支援 被災者への生活支援等の情報発信

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX等)
●●都道府県				
国				
協定締結 地方公共団体				
協定締結 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 警備会社 運送従事者業協同組合 (し尿処理) 医療・福祉事業者 など 			
NPO・ボランティア団体				
その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会 警察 など 			

■応援要員等の執務スペース

活動拠点 (屋内) (例) ●●小学校 体育館
現場 (屋外) (例) ●●小学校 校庭

■応援職員等の要請人数の考え方

○以下に示す避難所運営に必要な職員数から発災時に自市町村で動員できる職員数を引いて、要請人数を見積もる。

避難所運営に必要な職員数
= 開設避難所数 × 1 避難所を運営管理する行政職員数 (※)
(避難所規模・避難者数による)

※避難所を運営管理する行政職員数は、平時より地域住民の方々と連携し、運営体制を定めておくことによりあらかじめ整理。

■必要な資機材等

車庫、通信機材、地図、机、椅子、PC、プリンター、筆記用具、携帯電話、段ボールヘッド、靴下切り、仮設トイレ、炊具、扇風機、ベットのクージー (詳細は下指針・手引表等を参照) ※必要に応じて、応援職員に持参を依頼

■指針・手引き等

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針【内閣府】
- 避難所運営ガイドライン【内閣府】
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン【内閣府】
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン【内閣府】
- 市町村 避難所運営マニュアル

■業務担当部署

<留意点>

- ・組織改正や人事異動の際に必ず見直し確実に修正や引継ぎを行う

■業務の概要と流れ

<留意点>

- ・応援要請を検討する主な業務 (業務全てを応援職員が行えるものではない) については、色分けする
- ・一般的な業務の流れを記載しているため、作成時に適宜変更する

■応援要請を検討する主な業務内容

■関係機関・団体等の連絡先

<留意点>

- ・関連する応援要請先等を記載する
- ・人事異動や訓練などの際に連絡先を確認する等、顔の見える関係を構築する
- ・状況に応じて、適宜行を追加・削除する

■応援職員等の執務スペース

<留意点>

- ・上記の業務関連機関・団体等の受入れを想定したスペースを選定する

■応援職員等の要請人数の考え方

<留意点>

- ・応援要請人数や必要となる職種、技能などを整理し記載する

■必要な資機材等

<留意点>

- ・資機材の種類や数量は、発生した災害の種類や被害状況によって異なるが、最低限定まっているものは記載する

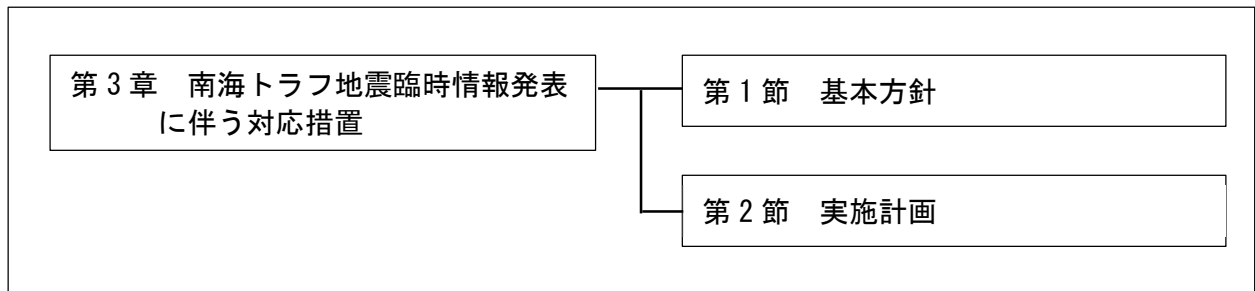
■指針・手引き等

<留意点>

- ・業務に関する詳細資料等について記載する
- ・町独自マニュアル等を追加する

⇒ 資料編 様式● 『受援シート』 (様式集P●)

第3章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置



第1節 基本方針

第1 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

<参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

埼玉県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

第2節 実施計画

第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

- 1.1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達
- 1.2 町民、企業等へのよびかけ

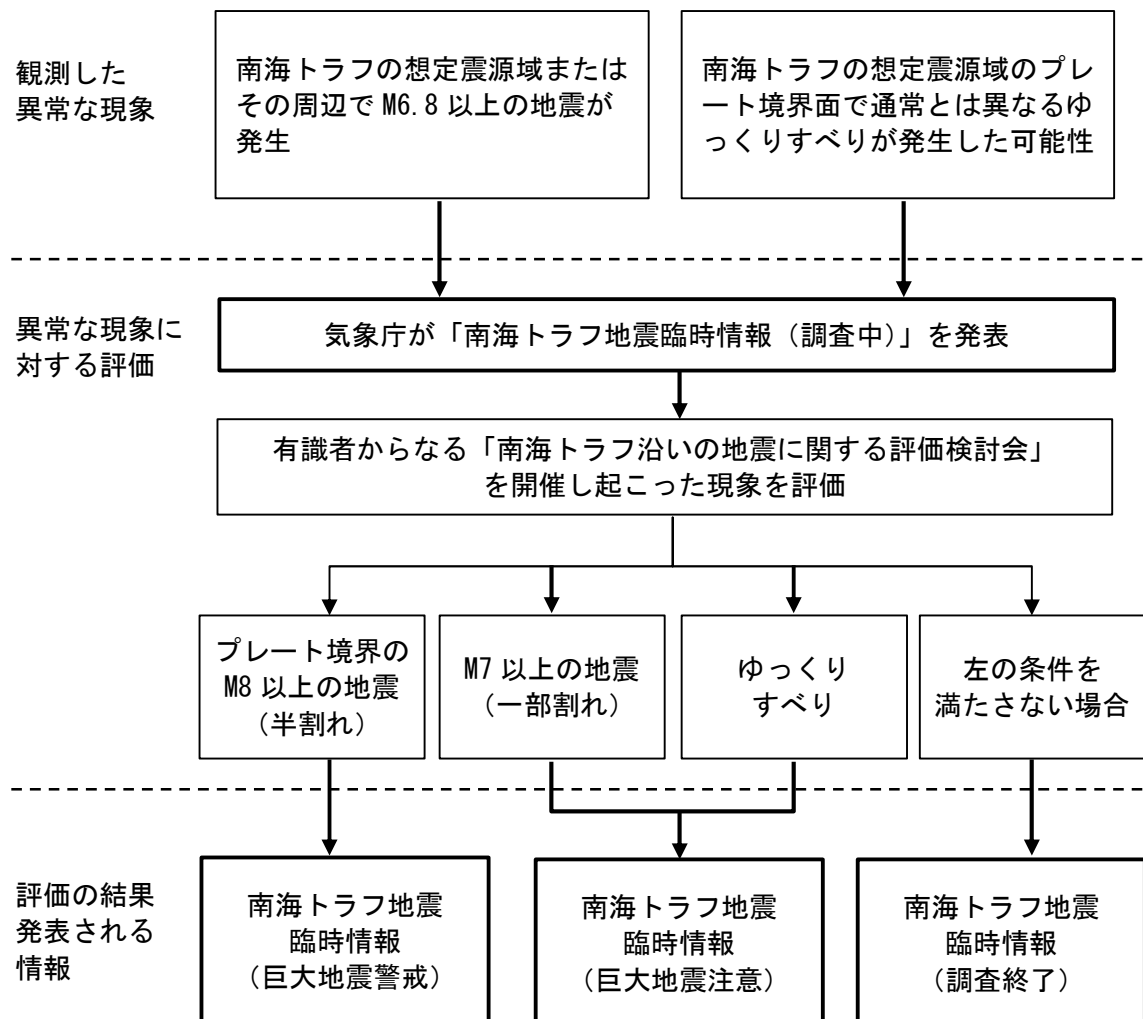
1.1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

【自治防災課】

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた本町及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



1.2 町民、企業等へのよびかけ

【自治防災課】

本町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、町民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

(1) 住民の防災対応

1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

(2) 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

【本部事務局、防災関係機関】

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、本町及び防災関係機関は、「本編 第1章 震災応急対策計画」に基づき災害対応を行う。

第4章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。

しかし、実際には平均的に算出された被害想定を超えた、最悪事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性があるため、最悪事態をシビアコンディションとして想定するとともに、対策の方向性を検討する。

第1節 シビアコンディションの考え方

地震災害対策編第1章から第2章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備をはじめ、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第2節 シビアコンディションの共有と取組の実施

大規模地震が発生したときには、局部的災害に対応するために整備したハード対策や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」といったソフト対策と組み合わせることにより、町民の命を守ることが重要である。

本町は、従来どおり被害想定に基づく特定地震を対象とした防災対策を着実に進め、その上で、最悪の事態をも想定し、その想定と対策の方向性を防災関係機関や町民と共有することに努める。

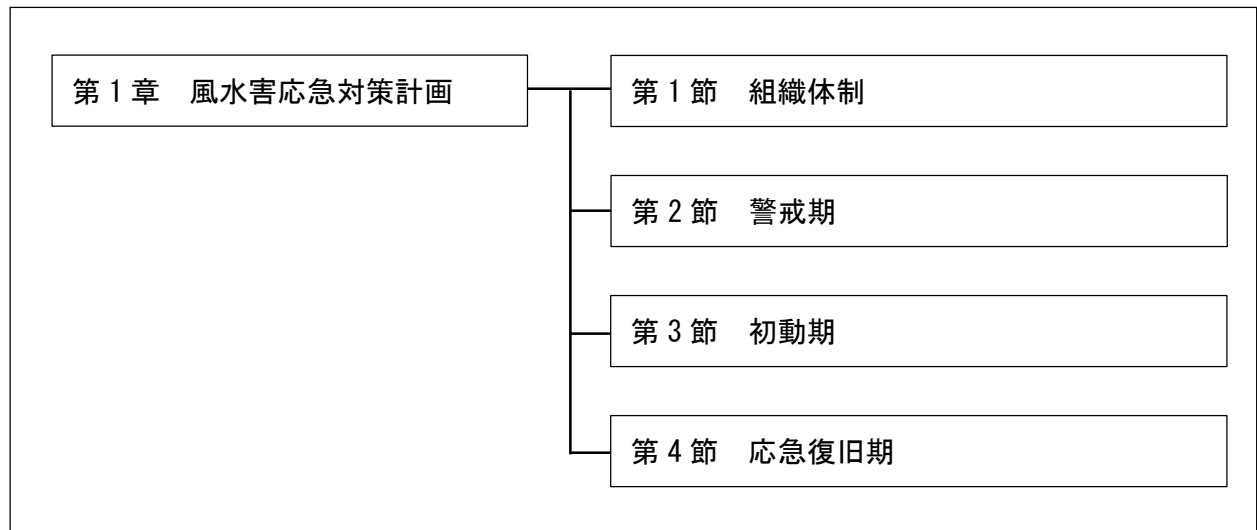
風水害等災害対策編

《第4編 風水害等災害対策編》

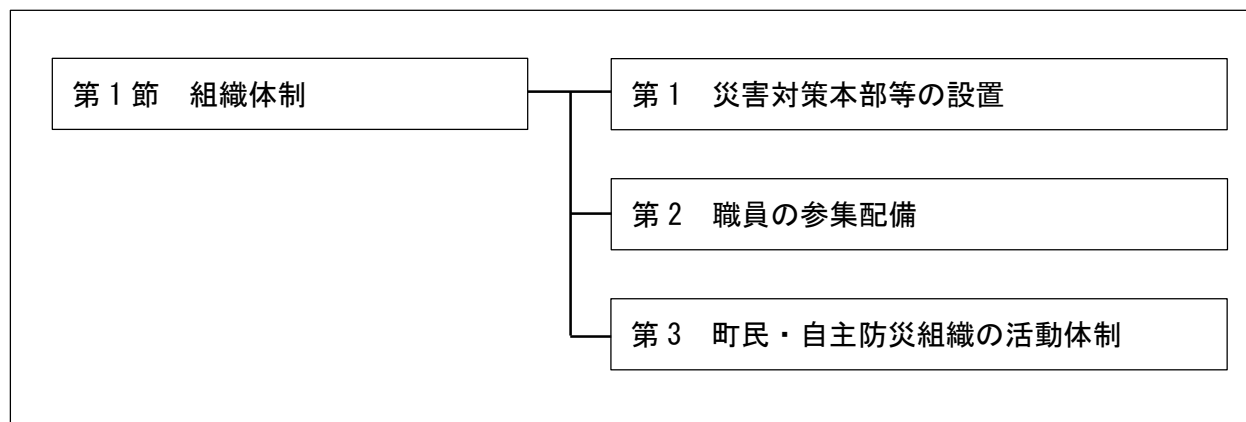
第1章 風水害応急対策計画

大規模な風水害の発生は、家屋の倒壊、浸水や火災及び崖崩れの発生、道路・交通網の寸断等の二次災害の多発を伴うことが考えられる。

そのため、本町は風水害の特性を考慮して以下に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努める。(計画内容は、適宜、震災応急対策計画を準用する。)



第1節 組織体制



第1 災害対策本部等の設置

風水害等発生に伴い本町がとる活動体制、動員計画、及び活動の中核をなす災害対策本部等の組織・運営について定める。

- 1.1 災害発生直前の未然防災活動
- 1.2 活動体制と配備基準
- 1.3 災害対策本部等の設置・運営

1.1 災害発生直前の未然防災活動

【自治防災課、各部共通】

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第1 災害対策本部等の設置

1.1 災害発生直前の未然防災活動 を準用する。(P193)

1.2 活動体制と配備基準

【本部事務局】

活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

■活動体制と配備基準（風水害対策）

活動体制	配備基準	活動内容
<p>準備体制</p> <p>本部を設置せず 通常の組織をもって 警戒準備にあたる体制</p>	<p>○気象業務法に基づく次の注意報の1以上が管内に発表され、かつさらに気象状況の悪化が予想されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強風注意報 ・ 大雨注意報 ・ 洪水注意報 ・ 風雪注意報 ・ 大雪注意報 <p>○国土交通省、気象庁から「洪水予報（荒川氾濫注意情報）」が発表されたとき</p> <p>○気象情報等により、自治防災課長が必要と認めるとき</p>	<p>災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもってあたるもので、自治防災課担当職員による連絡調整及び情報の確認を行う。</p>
<p>警戒体制</p> <p>災害警戒本部を設置して警戒にあたる体制</p>	<p>○気象業務法に基づく次の警報の1以上が管内に発表され、かつ災害の発生が予想されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風警報 ・ 大雨警報 ・ 洪水警報 ・ 暴風雪警報 ・ 大雪警報 <p>○国土交通省、気象庁から「洪水予報（荒川氾濫警戒情報）」が発表され、かつ災害の発生が予想されるとき</p> <p>○災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</p>	<p>災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集、警報等の伝達及び報告並びに軽微な災害が発生した場合の応急対応の実施、状況を判断して非常体制への移行に備える。</p>
<p>非常体制</p> <p>災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制</p>	<p>○気象業務法に基づく次の特別警報の1以上が管内に発表されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風特別警報 ・ 大雨特別警報 ・ 洪水特別警報 ・ 暴風雪特別警報 ・ 大雪特別警報 <p>○複数箇所で災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>○その他町長が必要と認められた場合</p>	<p>応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。</p>

第4編 風水害等災害対策編

■職員動員計画表（風水害対策）

災害対策本部		担当部署	動員区分			
部名	班名		準備体制	警戒体制	非常体制	
	本部長	町長	—	—	○	
	副本部長	副町長	—	○	○	
	副本部長	教育長	—	○	○	
本部 事務局	総括班	自治防災課	課長及び 防災担当	全職員	全職員	
		総務課				主幹以上
		会計課				
		議会事務局				
	調査広報班	総合政策課	—	—		
		財務課				
		税務課				
プロモーション戦略課						
救援部	福祉班	福祉課	—	—	全職員	
		健康づくり課				
	住民相談班	町民課				
		人権推進課				
	衛生班	生活環境エコタウン課				
保育班	子育て支援課					
応急 復旧部	応急復旧班	建設課	—	主任以上	全職員	
		都市計画課				
	地域支援班	産業振興企業誘致課		主任以上		
		プロモーション戦略課				
給水班	上下水道課					
教育部	学校班	教育総務課	—	主幹以上	全職員	
	教育支援班	教育指導課				
	社会教育班	生涯学習課				
消防部	消防班	深谷市消防本部 花園消防署 寄居分署	—	係長以上の職員	全職員	
		寄居町消防団	—	副分団長以上の 団員	全団員	

1.3 災害対策本部等の設置・運営

【本部事務局】

(1) 災害警戒本部の設置

自治防災課長は、副町長の承認を得て災害警戒本部を設置するとともに警戒体制の動員配備を決定する。

■災害警戒本部の設置

項目	内容
設置要件	○暴風警報、大雨警報、洪水警報のうち1以上が管内に発表され、かつ災害の発生が確実に予想されるとき。 ○国土交通省、気象庁から洪水予報（荒川氾濫警戒情報）が発表されたとき。 ○災害が発生、又は災害の発生するおそれがあるとき。
設置場所	災害警戒本部は、自治防災課に設置する。
実施責任者	災害警戒本部長は、副町長とし、不在の場合は教育長とする。
解散基準	災害対策本部を設置したとき、災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策が概ね完了したときは本部を解散する。

(2) 災害警戒本部の組織・運営

1) 組織

災害警戒本部の組織編成は以下のとおりである。

本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員	自治防災課長、総務課長、建設課長、都市計画課長、産業振興企業誘致課長、プロモーション戦略課長、上下水道課長、教育総務課長
編成職員	職員動員計画表による。ただし、本部長の判断により職員の動員を変更することがある。

2) 災害警戒本部の事務分掌

- 職員の動員に関すること
- 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関すること
- 防災行政無線の運用に関すること
- 被害情報の収集及び応急措置に関すること
- 被害状況の報告に関すること
- 町民への情報窓口の開設に関すること
- 災害対策本部への移行に関すること

(3) 災害対策本部の設置

町長は、本町の区域で風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災対法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

項目	内容	
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法が適用される災害が発生した場合 ○複数の地区で甚大な災害が発生し、さらに町内全域に拡大するおそれがある場合 ○その他、町長が必要と認めた場合 	
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ○町役場3階庁議室 ○役場正面玄関に「寄居町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。 	
実施責任者	<p>災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、町長とし、不在の場合は次の順位により代理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1順位：副町長 ○第2順位：教育長 ○第3順位：総務課長 	
設置の通知	<p>災害対策本部を設置したときは、本部長は下表に基づき直ちに関係機関等に通知する。</p>	
災害対策本部に用意すべき備品	<ul style="list-style-type: none"> ○有線電話及びFAX ○災害対応用臨時電話 ○庁内放送設備 ○災害処理表その他書類一式 ○筆記用具等事務用品 ○防災関係機関一覧表 ○災害時の町内応援協力者名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、消防無線 ○複写機 ○テレビ、ラジオ ○ハンドマイク ○懐中電灯 ○その他必要資機材 ○被害状況図板、住宅地図及びその他地図類

■災害対策本部設置及び解散の通知

通知先	連絡担当	通知方法
町各部	総括班	庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭等
埼玉県 災害対策課	総括班	県防災行政無線、電話、FAX、メール配信等 ※県に連絡できない場合は消防庁へ通知
防災関係機関	総括班	町防災行政無線、県災害オペレーション支援システム、 電話、口頭等
一般町民	調査広報班、総括班	町防災行政無線、広報車、メール配信、町公式HP等
報道機関	調査広報班	電話、口頭等
隣接市町村等	総括班	電話、文書、メール配信等

(4) 災害対策本部の組織編成・事務分掌

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第1 災害対策本部等の設置
1.3 災害対策本部等の設置・運営 を準用する。(P196)

(5) 災害対策本部の運営

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第1 災害対策本部等の設置
1.3 災害対策本部等の設置・運営 を準用する。(P196)

(6) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害発生現場の近傍で対策拠点を設ける必要がある場合は、現場付近の公共公益施設に現地災害対策本部を設置することができる。現地災害対策本部は副本部長が指揮を執ることとする。

(7) 災害対策本部の閉鎖

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第1 災害対策本部等の設置
1.3 災害対策本部等の設置・運営 を準用する。(P196)

第2 職員の参集配備

風水害等災害時において職員が実施すべき応急活動を次のように定める。

- 2.1 職員の初期活動
- 2.2 職員動員の連絡
- 2.3 応急活動の留意点

2.1 職員の初期活動

【本部事務局】

(1) 警戒体制時・非常体制時の服务内容

警戒体制時、非常体制時の服務措置を、勤務時間内と勤務時間外とに分けて以下に示す。

■勤務時間内

項目	内容
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○職員は配備対象外であっても、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。 ○原則として行事、会議、出張等を中止する。 ○正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで帰宅せずに待機する。 ○災害現場に出動する場合は、腕章を着用する。 ○自らの言動で町民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。
非常体制	地区防災拠点、指定避難所開設を担当する職員は指定避難所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。

■勤務時間外

項目	内容	参集時の携行品
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○服务内容 対象職員は動員指令の有無にかかわらず、職員動員計画に基づき速やかに自主参集し、指揮者の指示に従いつつ、適切に行動する。 ○参集後の緊急措置 <ul style="list-style-type: none"> ・町役場及び各施設の被害状況の把握を行う。 ・被害の状況に応じて、町役場及び各施設の緊急防護措置を講じる。 ・町役場及び各施設の安全確保（飛散ガラス処理等）を行う。 ・非常用自家発電施設や通信施設の点検、機能確保は各庁舎及び各施設管理者が登庁した段階で、速やかに実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書 ○自分用の食料、飲料水 ○雨具、防寒着、軍手等 ○ラジオ、懐中電灯 ○作業がしやすい服装

項目	内容	参集時の携行品
非常体制	<p>○地区防災拠点、指定避難所開設を担当する職員は指定避難所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。</p> <p>○交通機関等の被災により登庁が不可能な場合は、自らの安否及び周辺の被災状況を可能な限り電話等により連絡し、所属長の指示を受ける。また、登庁可能になった職員は、所定の配置に就く。</p>	

(2) 気象情報・災害情報の収集

県防災行政無線、防災気象情報機器、テレビ、ラジオ等から気象情報、災害情報を収集する。

(3) 指定避難所の開設

指定避難所配備の職員は、指定避難所の開設、救護、指定避難所近隣の被災状況の把握及び災害対策本部への報告並びに情報伝達を実施する。なお、大規模広域災害などで政令により災害が指定された場合、消防法第17条の規定を適用せずして指定避難所等を設置・開設することができる。

(4) 初動期災害情報の収集

災害対策本部は、警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、各部・各班が収集した初動対応に必要な情報を整理するとともに、自衛隊災害派遣の要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

2.2 職員動員の連絡

【本部事務局】

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第2 職員の参集配備 2.2 職員動員の連絡 を準用する。(P207)

2.3 応急活動の留意点

【本部事務局】

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第2 職員の参集配備 2.3 応急活動の留意点 を準用する。(P208)

第3 町民・自主防災組織の活動体制

風水害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合、町民は速やかに避難のための活動を実施する。また、自主防災組織は、本町及び防災関係機関と緊密な連携を図り、避難誘導、救出・救護等の応急活動を実施する。

事業所は、防災コミュニティの一員として自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

3.1 町民の行動

3.2 自主防災組織の活動

3.1 町民の行動

風水害の初期段階から時間の経過に応じて町民のとるべき行動を以下に示す。

(1) 情報の入手

町民は、台風や集中豪雨等による避難活動を迅速に行うため、また、浸水等による家屋損壊等の被害を軽減するため、テレビ・ラジオなどにより気象情報を入手するとともに、本町や消防本部が行う防災行政無線等による情報の入手に努める。

近所に要配慮者が住んでいる場合は、入手情報の伝達など声掛けを行う。

(2) 家財道具等の避難

浸水被害が発生する前の準備として、特に浸水のおそれがある地域の住民は、以下のような対策を実施し、災害による被害の軽減に対処する。

項目	内容
浸水対策	○畳は高い台の上に積み重ねたり、押入の上段を利用する。 ○タンスは引き出しを抜き、高いところに置く。 ○押入の下段のものは上段に移す。 ○ガスの元栓を閉め、電源を切る。 ○溝や下水は流れを良くしておく。

(3) 建物家屋の補修

台風等の到来に際しては、事前に自宅の屋根や塀等の修理、飛来物の撤去・固定及び排水側溝の清掃等を実施する。

項目	内容
飛来物対策	<ul style="list-style-type: none"> ○窓ガラスが割れないように雨戸をしっかり閉めて保護する。 ○たるんだ電線はあらかじめ電力会社に連絡しておく。 ○風で折れたりするおそれのある枝や木は切り倒しておく。

(4) 二次的災害の防止対策

町民は、二次災害の発生を防止するため、以下に示す災害予防の実施を図る。

項目	内容
二次的災害防止活動	<ul style="list-style-type: none"> ○破損した電気器具類、引き込み線、屋内配線からの漏電に対する注意 ○危険物施設等での配管の破損、危険物の漏えいに対する注意 ○倒壊のおそれのある建物及び周辺地域の立入禁止 ○盗難、事故等の注意

(5) 浸水被害の後始末

台風や集中豪雨により浸水被害を受けた町民は、浸水に伴う危険性を十分に考慮して被災家屋等の後始末を行う。特に、道路冠水により、マンホール、窪地、水路等が不明確なため転落の可能性があることに十分に注意する。

また、要配慮者に対しては、家財道具の後片付けなどを含め、地域住民が協力して手助けする。

項目	内容
浸水被害の後始末	<ul style="list-style-type: none"> ○家の中の水を掃き出すこと。 ○消毒、汲み取りを依頼すること。 ○家中を開け放し、通風を良くして乾燥させ、石灰を散布する。 ○床板、柱等は水洗いし、クレゾール水で拭く。 ○水をかぶった食品は絶対に食べない。 ○衣類を洗濯し、漂白できるものは次亜塩素酸ソーダで漂白する。 ○水につかった畳は腐るので、取り替える。 ○消毒薬での手洗いを行う。

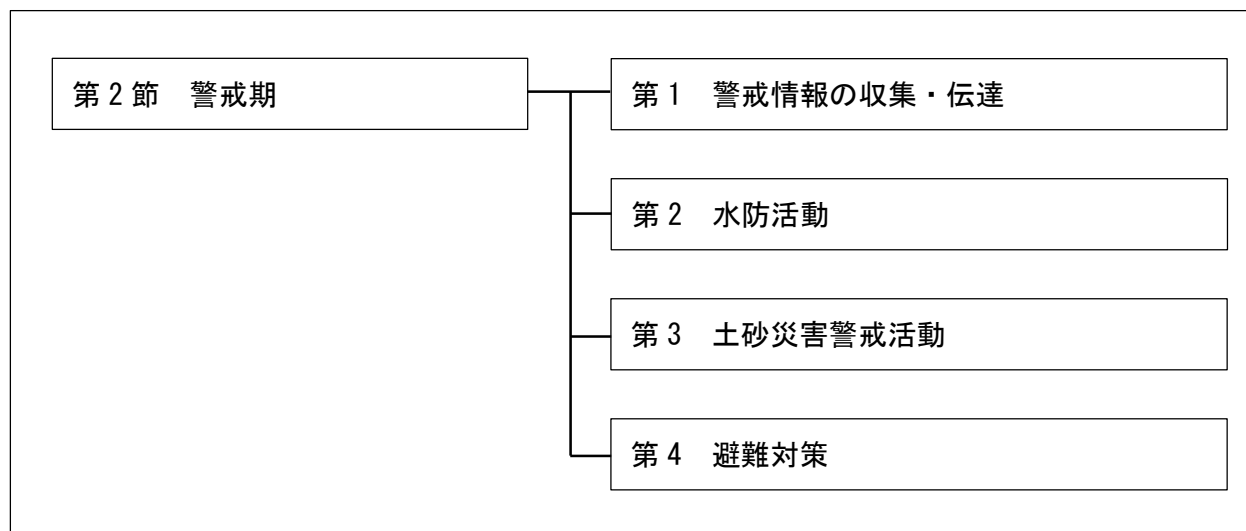
3.2 自主防災組織の活動

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第7 自主防災組織の活動体制

7.1 自主防災組織の活動 を準用する。(P237)

第2節 警戒期



第1 警戒情報の収集・伝達

- 1.1 風水害に関する情報の収集・伝達
- 1.2 火災警報の収集・伝達

1.1 風水害に関する情報の収集・伝達

【本部事務局、消防部】

本町は、風水害時には、各関係機関と緊密な連携を図り情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

また、町域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

(1) 気象予報・警報等情報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、それぞれ発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによ

る放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

1) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準等

① 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。

天気予報は一時細分区域（3区域）に区分して発表する。

■ 埼玉県の地域細分



第4編 風水害等災害対策編

出典) : 気象庁ホームページ

一次細分 区域名	市町村を まとめた地域名	二次細分区域名
南部	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町、吉川市、松伏町
	南中部	川越市、川口市、さいたま市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、川島町、三芳町
	南西部	飯能市、入間市、鶴ヶ島市、日高市、越生町、毛呂山町、坂戸市
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、久喜市、鴻巣市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、神川町、上里町、美里町、東秩父村、 寄居町
秩父地方		秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

② 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類と発表基準を以下に示す。

■特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■特別警報・警報・注意報の種類概要

特別警報・警報・ 注意報の種類	概 要	
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	

特別警報・警報・注意報の種類		概要
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。

第4編 風水害等災害対策編

■特別警報・警報・注意報発表基準（一次細分区域：北部、二次細分区域：寄居町）

種類		発表基準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 22
		土砂災害	土壌雨量指数基準 143
報	洪水	流域雨量指数基準	荒川流域=70.9, 新吉野川流域=7.3
		複合基準*1	—

種 類		発 表 基 準		
		指定河川洪水予報による基準	荒川〔熊谷〕	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10 cm	
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	102	
	洪水	流域雨量指数基準	荒川流域=56.7, 新吉野川流域=5.8	
		複合基準*1	新吉野川流域=(5, 5.8)	
		指定河川洪水予報による基準	荒川〔熊谷〕	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm	
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25% 実効湿度 55%		
	低温	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下*2		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合		

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

*2 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

- (1) 警報とは、重大な災害が発生するおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が発生するおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は災害発生に密接に結びついた指標（風速や雨量指数など）が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

2) 各種気象情報

① 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

② キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分 布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。</p> <p>1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。
洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数 の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。</p>

③ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

④ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

⑤ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

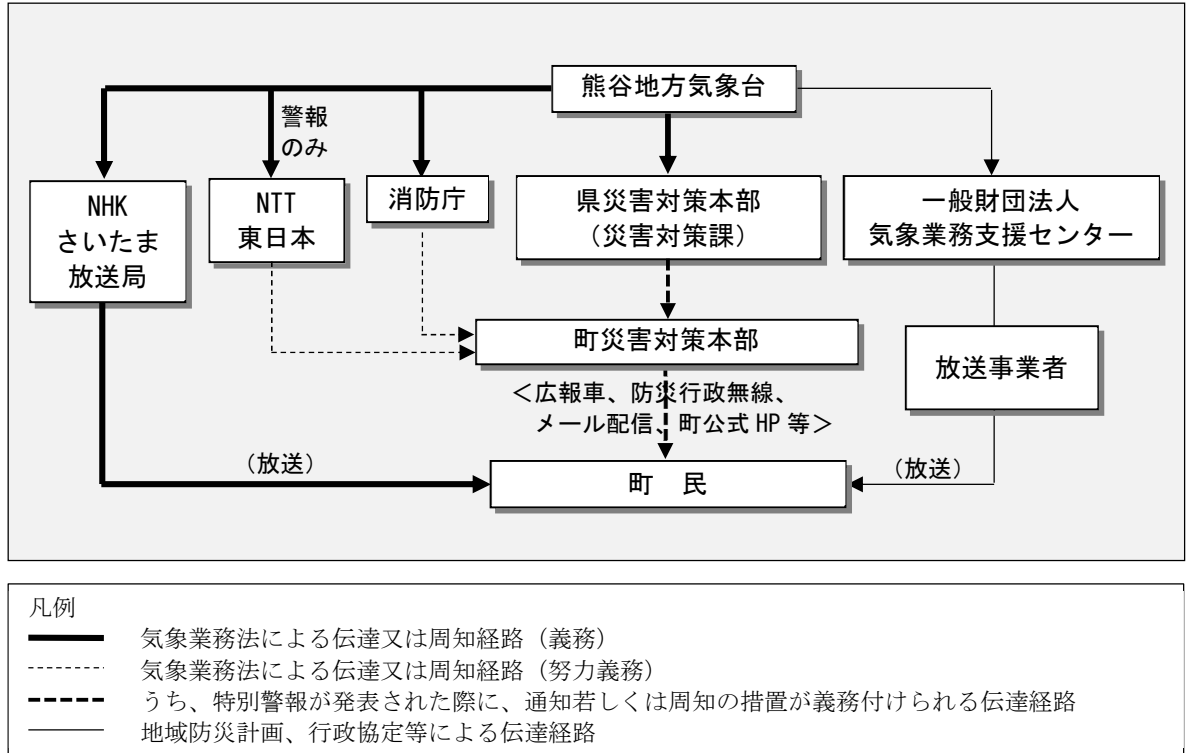
⑥ その他の気象情報

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

3) 特別警報・警報・注意報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等が伝達される系統図を以下に示す。

■特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



4) 通信途絶時の代替経路

障害等により、通信経路が途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

5) 気象業務法・災対法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

① 発表対象地域（43市町村）

土砂災害の危険の認められない市町を除く、43市町村（寄居町を含む）を対象とする。

② 発表及び解除

発表及び解除は、次の項目のいずれかに該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議して行う。

項目	内容
発表基準	大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合
解除基準	降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

③ 伝達系統

伝達系統は、特別警報・警報・注意報等の伝達系統による。

6) 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

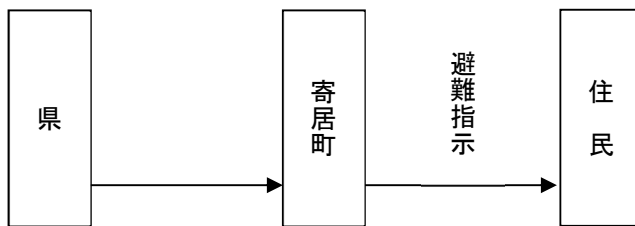
国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

① 伝達系統

伝達系統は、以下のとおりとする。

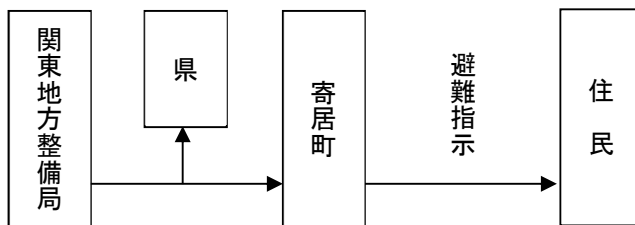
ア 県が緊急調査を行う場合

- ・地すべり



イ 国が緊急調査を行う場合

- ・火山噴火に起因する土石流など、高度な専門知識及び技術を要する自然現象
- ・河道閉塞による湛水
- ・河道閉塞による湛水を原因とする土石流



(2) 雨量情報

本町は、熊谷地方気象台発表の雨量データを収集するだけでなく、局地的な降雨量による影響が大きき土砂災害の危険性を把握するため、町内で観測されている雨量データについても情報収集する。

これら収集した雨量情報等から、土砂災害発生の可能性及びそれに伴う避難情報の発表などを検討し、迅速な水害応急活動に役立てる。

(3) 水防情報

1) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する警報・注意報の発表基準は以下のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

2) 洪水予報・水防警報

本町に関係する、水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法に基づく洪水予報は、先に示した県内を3区域6地域に細分して熊谷地方気象台が発表するものと、以下に示す国土交通大臣が指定した河川について国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で発表するものがある。

水防警報は、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、国土交通大臣あるいは知事が指定した河川について実施することとなっている。

以上のうち、本町に関係するものは、次のとおりである。

① 国土交通大臣と気象庁長官が共同で発表する洪水予報

■ 指定河川洪水予報の種類

分類	種類	解説
洪水 警報	荒川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	荒川氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	荒川氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水 注意報	荒川氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

■ 洪水予報を行う河川（水防法10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）

予報 区名	河川名	区域		基準水位 観測所	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原地先から海(旧川を除く)まで	熊谷 (荒川大橋)	3.00	3.50	5.00	5.50
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢地先から海(旧川を除く)まで					

なお、本町では、寄居水位観測所による水位を注視し、氾濫注意、避難判断、氾濫等の判断基準とする。

② 国土交通大臣の行う水防警報（水防法16条）

■河川名及びその区域

水系	河川名	観測所名	水防警報区域		発表を行うもの
荒川	荒川	熊谷	左岸	自：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先 至：同県上尾市大字平方横町434番1地先	荒川上流 河川事務所
			右岸	自：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先 至：同県川越市大字中老袋字田島289番1地先	

③ 水位の種類

水位危険度レベル	水位の名称等	解説	左記に伴う水防活動
レベル5	氾濫の発生	堤防の決壊や越水により氾濫が発生している状況 ○求める行動の段階 ・ 氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】	—
レベル4	氾濫危険水位 〔洪水特別警戒水位〕	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。 ○求める行動の段階 ・ いつ氾濫してもおかしくない状態 ・ 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】	出動 指示等
レベル3	避難判断水位	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。 ○求める行動の段階 ・ 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】	—
レベル2	氾濫注意水位 〔警戒水位〕	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（水防法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 ○求める行動の段階 ・ 氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】	準備 出動等

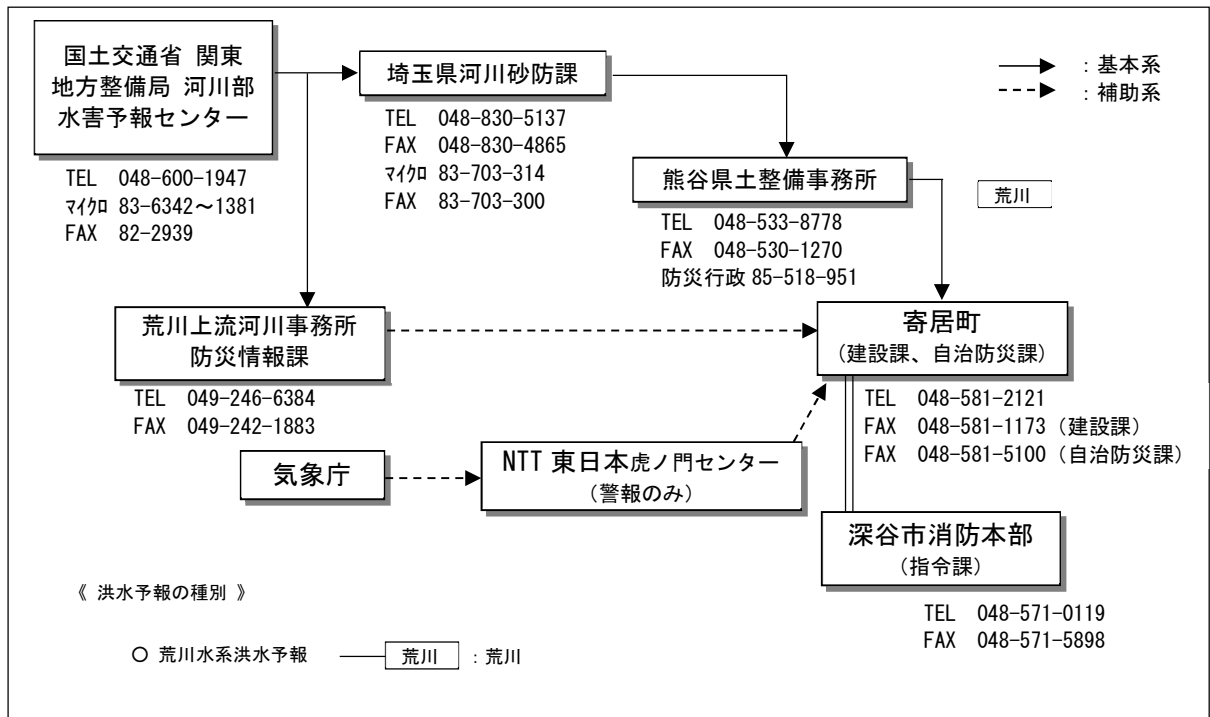
水位危険度 レベル	水位の名称等	解 説	左記に伴う 水防活動
レベル1	水防団待機 水位 〔通報水位〕	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 ○求める行動の段階 ・水防団が体制を整える段階 【警戒レベル1相当】	待機 準備等
(参考)	計画高水位	堤防の設計・整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量をダムなどの流量調節施設と組みあわせて各地点の計画流量を決定し、それに対する水位として決定したもの。 ※河川の計画上の水位であり、堤防が未完成の場合、これより低い水位であっても、氾濫など発生する可能性がある。	—

注1) [] 内の名称は従来用いられていた名称である。

④ 水防警報の種類と発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	○出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ○水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

⑤ 洪水予報・水防警報の伝達系統



3) 玉淀ダム放流情報

玉淀ダムの放流に伴って河川が増水する場合は、放流の1時間前までに、東京発電(株)埼玉事業所(TEL 048-581-1133)から自治防災課宛に文書又は電話で通知されるとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとしている。

(4) 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第54条)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第2項)

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。(同条第3項)

2) 町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、本計画の定めるところにより気象庁(熊谷地方气象台)その他の関係機関に通報しなければならない。(災対法第54条第4項)

3) 前項通報のなかで気象庁に行う事項

町長が気象庁(熊谷地方气象台)に行う通報事項は以下のとおりである。

項目	内容
気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項	○気象に関する事項：著しく異常な気象現象（例：竜巻、強い雷（ひょう）等） ○地震・火山に関する事項 地震関係：数日間にわたり頻繁に感じるような地震 火山関係：噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

1.2 火災警報の収集・伝達

【本部事務局、消防部】

空気が乾燥しており、風が強い等の気象状況では、火災が起りやすく、また、延焼しやすいことから、消防機関では「乾燥注意報」よりさらに注意を要する「火災警報」を発令して、屋外等での火の使用の禁止等、火災被害の未然防止、拡大防止のため町民への呼びかけを行う。

(1) 火災気象通報・火災警報の収集・伝達

火災による町民の生命・財産への被害を最小限とするため、消防法に基づく火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、「消防本部」は的確に火災警報を発表し住民に対して警戒を呼びかける。

1) 火災気象通報

消防法に基づいて熊谷地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。

知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを町長に通報する。

項目	内容
通報実施基準	熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。 ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

2) 火災警報

消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 被害の未然防止・拡大防止のための町民への呼びかけ

1) 基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、「消防本部」は、住民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い注意を喚起することとする。

その際、要配慮者への呼びかけにも配慮する。

2) 周知方法

- 防災行政無線、広報車による広報
- サイレンの吹鳴による広報
- 吹き流しと掲示板の掲出による広報
- その他適切な方法

第2 水防活動

本町は、気象状況等から町の区域内に河川の氾濫や洪水、その他の水害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

- 2.1 危険区域の監視・警戒
- 2.2 決壊時の措置
- 2.3 応援の要請
- 2.4 水防信号
- 2.5 観測通報
- 2.6 公用負担

2.1 危険区域の監視・警戒

【消防部、応急復旧班、総括班】

(1) 水防に関する活動体制

本町は水防法に基づく水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は、以下に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒にあたる。

本町の水防組織及び配備基準は、以下に示すとおりである。

項目	内容
水防組織	<ul style="list-style-type: none"> ○水防組織の統轄は、水防管理者である町長が行う。 ○水防の実務は、「応急復旧班」及び「消防団」が行う。 なお、「水防団」に関する実務は「消防団」が行う。 ○水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○管内に、「本章 第1節 第1 1.2 活動体制と配備基準」に定める活動体制の「警戒体制」に相当する警報が発令されたとき。 ○大雨等により町内を流れる幹線水路の水量が増加し洪水等の被害が予想されるとき。 ○県水防本部から指示があったとき又は町長が必要と認めたとき。

(2) 活動内容

水防組織等の活動は、県水防計画に定めるもののほか、概ね次のとおりである。

項目	内容
活動内容	<p>○幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求めること。</p> <p>○水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入りを禁止もしくは制限し、又はその区域からの撤退を勧告すること。</p> <p>○幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施すること。</p> <p>○巡視に際しては、熊谷県土整備事務所と緊密な連絡を保ち実施する。</p> <p>○調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。</p>

(3) 重要水防区域

本町に係る重要水防箇所は下記のとおりである。

事務所名	河川名	重要度			左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	都県及び市区町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
		総合評定	種別	階級		地先名	杆杭位置(K, m)			担当水防団体	担当事務所		
荒川上流	荒川	A	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 寄居町 大字赤浜	89.8 上 4 ～ 89.0 下 119	1,052	計画高水流量規模の洪水の水位が現況堤防高を超える 越水危険箇所(89.8k)越水(溢水)Aかつ未施工区間	寄居町	熊谷県土整備	熊谷	積み土嚢工法

2.2 決壊時の措置

【消防部、応急復旧班、総括班】

(1) 決壊時の処置

1) 通報

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を熊谷県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

また、通報を受けた県土整備事務所長はこれを知事、関係各警察署、その他必要な箇所に連絡する。

この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、水防管理者は所轄河川事務所長にも通報しなければならない。

2) 警察官の出動要請

堤防等が破堤又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

3) 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため、必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(2) 避難のための立退き

1) 立退き

知事及び水防管理者は洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立退きを指示することができる。

2) 立退き予定地等の住民への周知

指定水防管理団体にあつては、その水防計画で、その他の水防管理団体にあつては管理者が立退き予定地、経路及び可能なる処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底させておく。

3) 立退きの通知

水防管理者が指示する場合においては、水防管理者は直ちに知事及び関係各警察署長に通知しなければならない。

(3) 水防解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなつたと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知する。なお、配備の解除を発令したときは、知事に報告する。

2.3 応援の要請

【消防部、応急復旧班、総括班】

(1) 水防管理団体相互の協力応援

項目	内容
協力応援	水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておく。 水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項に基づき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を計る。
県土整備事務所の指導	熊谷県土整備事務所は管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図る。
費用の負担	協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定める。ただし協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

(2) 自衛隊に対する出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、本町において発生する各種の災害に際し町民の生命財産を保護するため、自衛隊に災害派遣の要請を行う。

2.4 水防信号

【消防部、応急復旧班、総括班】

水防信号等により消防団員を招集し、必要な活動にあたらせる。

「本部事務局」は、水防活動を迅速に行うために必要な情報を、水防信号、防災行政無線等により伝達する。

■水防法（昭和24年法律第193号）第20条に基づく水防信号

信号	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）	事項
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	通報水位に達したことを知らせるもの
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 5秒 ○-休止 ○-休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせるもの

- 備考) 1. 信号は適宜の時期継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

出典)「令和5年度水防計画」(埼玉県)

2.5 観測通報

【消防部、応急復旧班、総括班】

(1) 雨量の通報

雨量観測所の管理者は次の要領により迅速確実に雨量の通報連絡を行わなければならない。

- 水防本部及び県土整備事務所は必要に応じ水防管理団体、その他各機関に通報する。
- 気象庁・国土交通省・県は必要に応じ相互に通報する。

(2) 水位の通報

本町は、町が管理する河川水位について、必要に応じて県及び関係機関に水位を通報する。

2.6 公用負担

【消防部、応急復旧班、総括班】

水防法第28条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

項目	内容
公用負担の行使	○必要な土地の一時使用 ○土石、竹木その他の資材の使用、もしくは収用 ○車両その他の運搬用機器もしくは排水用機器の使用 ○工作物その他の障害物の処分

- 備考) 1. 公用負担の権限を行使する者は、公費負担権限証明書を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
2. 町は公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。
3. 公用負担の権限を行使する際は、原則として水防管理者発行の命令票を目的物の所有者又は管理者、もしくはこれに準ずべき者に手渡す。

第3 土砂災害警戒活動

- 3.1 土砂災害警戒情報
- 3.2 情報の収集・伝達
- 3.3 避難誘導
- 3.4 二次災害の防止

3.1 土砂災害警戒情報

【本部事務局、福祉班、応急復旧部、消防部、県】

本事項については、

本節 第1 警戒情報の収集・伝達 1.1 風水害に関する情報の収集・伝達 (1) 気象予報・警報等
情報 5) 気象業務法、災対法に基づく土砂災害警戒情報 を準用する。(P381)

(1) 土砂災害の警戒避難体制

1) 避難指示等の発令基準

本事項については、

本節 第4 避難対策 4.3 避難指示 (2) 避難指示等の発令基準 を準用する。(P400)

2) 土砂災害警戒区域等

町内では193か所の急傾斜地の土砂災害警戒区域等が指定されている。

本事項については、

総則編 第2章 寄居町の防災環境 第4節 想定される災害 第2 風水害等 2.2 土砂災害
(2) 町内の危険箇所 3) 土砂災害警戒区域等(特に対応が求められる区域) を準用する。(P266)

⇒ 資料編 資料2-9 『土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定状況』(資料集P121)

3) 避難単位

土砂災害警戒区域等に係る各箇所単位とする。

3.2 情報の収集・伝達

【本部事務局、福祉班、応急復旧部、消防部、県】

- (1) 本町及び県は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。
- (2) 本町及び県は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努める。

- (3) 本町は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者利用施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報が発令された場合、本町及び県で把握している時間雨量と累加雨量等の情報を FAX、電話等により伝達する。
- (4) 本町は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

3.3 避難誘導

【本部事務局、福祉班、応急復旧部、消防部、県】

本町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、障害者等の自力避難が困難な要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

3.4 二次災害の防止

【本部事務局、福祉班、応急復旧部、消防部、県】

本町及び県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講じる。

- (1) 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
- (2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- (4) 本町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (5) 本町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (6) 本町は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきこまやかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

第4 避難対策

本町への台風の接近、集中豪雨等に伴い災害が発生するおそれがあるときは、町民の生命及び身体の保護のため、特に必要がある場合は、町民に対して避難指示等を行う。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に指定避難所まで誘導しなくてはならない。

- 4.1 活動体制
- 4.2 警戒区域の設定
- 4.3 避難指示
- 4.4 関係機関の相互連絡
- 4.5 避難誘導
- 4.6 指定避難所の開設

4.1 活動体制

【本部事務局、福祉班、関係機関】

町長は、住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、避難指示等を発令する。

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施する。

広報活動の実務は、「本部事務局」が県・報道機関に伝達し、町民に対して防災行政無線、広報車、メール配信等を用いて実施する。

項目	内容
避難指示	居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。ただし、指示に従わなかった者に対する直接強制権はない。

■避難指示等の実施責任者とその要件等

実施責任者	指示・警告・命令を行う要件	根拠法令
本部長（町長） （町長が事務を行うことができない場合は知事）	町民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき	災対法第60条
警察官	○町長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき ○町長から要求があったとき	災対法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ、警察官がその場にはいないとき	自衛隊法第94条

実施責任者	指示・警告・命令を行う要件	根拠法令
知事又はその命を受けた県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して行う。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
消防長、消防署長又はその委任を受けた消防職員、消防団員	ガス、火薬等の漏えい、流出等の事故が発生し、火災が発生するおそれが大であり、かつ火災が発生した場合、人命等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法第23条の2

4.2 警戒区域の設定

【本部事務局、関係機関】

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、もしくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、町職員が現場にいない場合又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、町職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令の措置を講じることができる。

ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内容	根拠法令
本部長（町長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第63条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第21条
消防職員 又は消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設置して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止もしくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	町長もしくはその委任を受けた町長の職権を行う町職員及び消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第63条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を町長等に通知しなければならない。	災対法第63条 水防法第21条

設定権者	内 容	根拠法令
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じ、かつ、町長もしくは町長の権限を行うことができる者がその場にはいないとき、この職権を行うことができる。	災対法第 63 条
消防長、消防署長 又はその委任を受けた消防職員、消防団員、警察署長 ※	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、もしくはその区域への出入りを禁止し、もしくは制限することができる。	消防法第 23 条の 2

※警察署長：消防長等が現場にいないとき又は消防長もしくは消防署長から要求があったとき

4.3 避難指示

【本部事務局、関係機関】

(1) 避難情報と警戒レベル

令和3年の災対法の改正により、同法第60条で規定されていた避難勧告が廃止され、避難指示に一本化された。また、平成31年3月より、住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、風水害時における避難情報等を5段階の「警戒レベル」を用いて伝えることとなった。

5段階の警戒レベル及び避難情報等について、市町村長が発令する情報は「【警戒レベル3】高齢者等避難」、「【警戒レベル4】避難指示」、「【警戒レベル5】緊急安全確保」であり、各情報に応じて居住者等がとるべき行動等については、以下のとおりである。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>○発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難する。ここでいう高齢者等とは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者を指す。 ・具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とするが、風水害においては、ハザードマップ等により身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせる、避難の準備を行う、自主的に避難するタイミングである。地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 <p>○関連条文：災対法第56条第2項</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>○発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員が避難する。 ・具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とするが、風水害においては、ハザードマップ等により身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 <p>○関連条文：災対法第60条第1項</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>○居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、本行動は、本来は立退き避難すべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する必要がある。 <p>○関連条文：災対法第60条第3項</p>

(2) 避難指示等の発令基準

本町への水防情報は、国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する荒川に係る洪水予報が、熊谷県土整備事務所を介して伝達される。また、洪水の危険度分布（水害リスクライン）が発表されるほか、風水害時には各種防災気象情報が発表され、警戒レベル相当情報として位置づけられている。

さらに、県及び熊谷地方气象台は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表する。

本町の避難指示等は、これらの情報に加えて住民等からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の情報を参考に、次の基準に従い発令する。

なお、町長は、避難指示等を発令及び解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、県、熊谷地方気象台及び関東地方整備局に助言を求めることができる。さらに、本町は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）の情報と、キキクル（危険度分布）を活用して判断される「避難すべき区域」については、発令方法をあらかじめ検討しておく。

■避難指示等の発令基準

区 分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川（観測所）の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき <ul style="list-style-type: none"> ・荒川（熊谷）：避難判断水位 5.00m なお、本町では、寄居水位観測所による水位を注視した上で、避難の判断とする。 ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になったとき ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）（警戒レベル3相当情報）」となったとき ○警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川（観測所）の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予測されるとき <ul style="list-style-type: none"> ・荒川（熊谷）：氾濫危険水位 5.50m なお、本町では、寄居水位観測所による水位を注視した上で、避難指示を判断する。 ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になったとき ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき ○土砂災害の危険度分布が「警戒（紫）（警戒レベル4相当情報）」となったとき ○土砂災害の前兆現象が発見されたとき ○火災が拡大するおそれがあるとき ○その他人命に危険があると認められるとき

第4編 風水害等災害対策編

区 分	発令基準
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になったとき なお、本町では、寄居水位観測所による水位を注視した上で、避難指示を判断する。 ○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき ○堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき ○土砂災害の発生が確認されたとき

(3) 避難指示等の伝達内容と伝達方法

町民に対し、避難指示等を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

また、町内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる町民に対しても迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

なお、避難の必要がなくなった場合についても、速やかに同様の方法で伝達する。

避難指示等にあたっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、指定緊急避難場所や指定避難所への移動がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

■伝達時の留意点

項 目	内 容
災害の発生状況等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○避難情報と警戒レベルに示す状況にあること 発生場所、発生時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。 ○予測される災害状況の進展や拡大等、今後の見通し
災害への対応を指示する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○危険地区住民への避難指示等 ○避難誘導や救助・救援への住民の協力要請 ○周辺河川や斜面状況への注意・監視 ○誤った情報に惑わされないこと ○冷静に行動すること ○災害に適した指定避難所を避難先として選択すること ○避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うこと

(4) 要配慮者に対する配慮

1) 高齢者、障害者等に対する支援

本町は、避難行動に時間を要する要配慮者に対し避難支援対策と対応した高齢者等避難を発令する。

項目	内容
在宅の要配慮者への避難情報の伝達	本町は、防災行政無線（同報系）のほかサイレン、広報車等を用いて高齢者等避難を伝達する。 地域支えあいの会等（避難支援等関係者）は、高齢者等避難に従い要配慮者に対する避難の支援活動を開始する。
社会福祉施設等の要配慮者への避難情報の伝達	「総括班」は社会福祉施設に対して、高齢者等避難等の避難情報をFAXにより伝達する。

2) 外国人に対する配慮

言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい外国人の安全確保に必要な措置を的確に実施する。

項目	内容
避難誘導の実施	「調査広報班」は、避難指示等を広報車や防災行政無線を用いて伝達する際には、外国人にも聞き取りやすいよう、わかりやすい日本語（「やさしい日本語」と呼ばれている）を使用するよう配慮する。 なお、広報車には地図と筆記用具を持ち込み、指定避難所までの道案内ができるようにする。

4.4 関係機関の相互連絡

【本部事務局、関係機関】

本町が避難の措置を実施した場合は、県、警察署長、関係する機関にその内容について報告するとともに報道機関に情報提供を行う。

県及びその他の機関が避難の措置を実施した場合も同様に相互連絡を行う。

項目	内容
避難の措置を実施した場合の県等への報告事項	○災害の様態及び被害の状況 ○避難対象地域、住民数 ○避難指示等を発した日時 ○指定避難所

4.5 避難誘導

【本部事務局、福祉班、関係機関】

避難誘導は避難行動要支援者を優先して行うものとし、避難誘導の方法及び優先順位は、概ね次のとおりとする。

なお、これらの内容は、あらかじめ住民に周知しておく。

項目	内容
避難誘導の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導は、消防本部、警察、消防団員、住民組織及び自主防災組織等の協力を得て実施する。 ○誘導者は、できる限り危険な道路、橋、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施する。 ○誘導にあたっては、土砂災害警戒区域等を踏まえできるだけ住民組織単位の集団避難を行う。 ○避難行動要支援者は、状況により適当な場所に集合し車両等により輸送する。 ○携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障をおこさない最小限度のものとする。
避難順位	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者、障害者、病弱者、傷病者、妊産婦、乳幼児等の避難行動要支援者及びこれらの介護者 ②一般町民 ③防災従事者

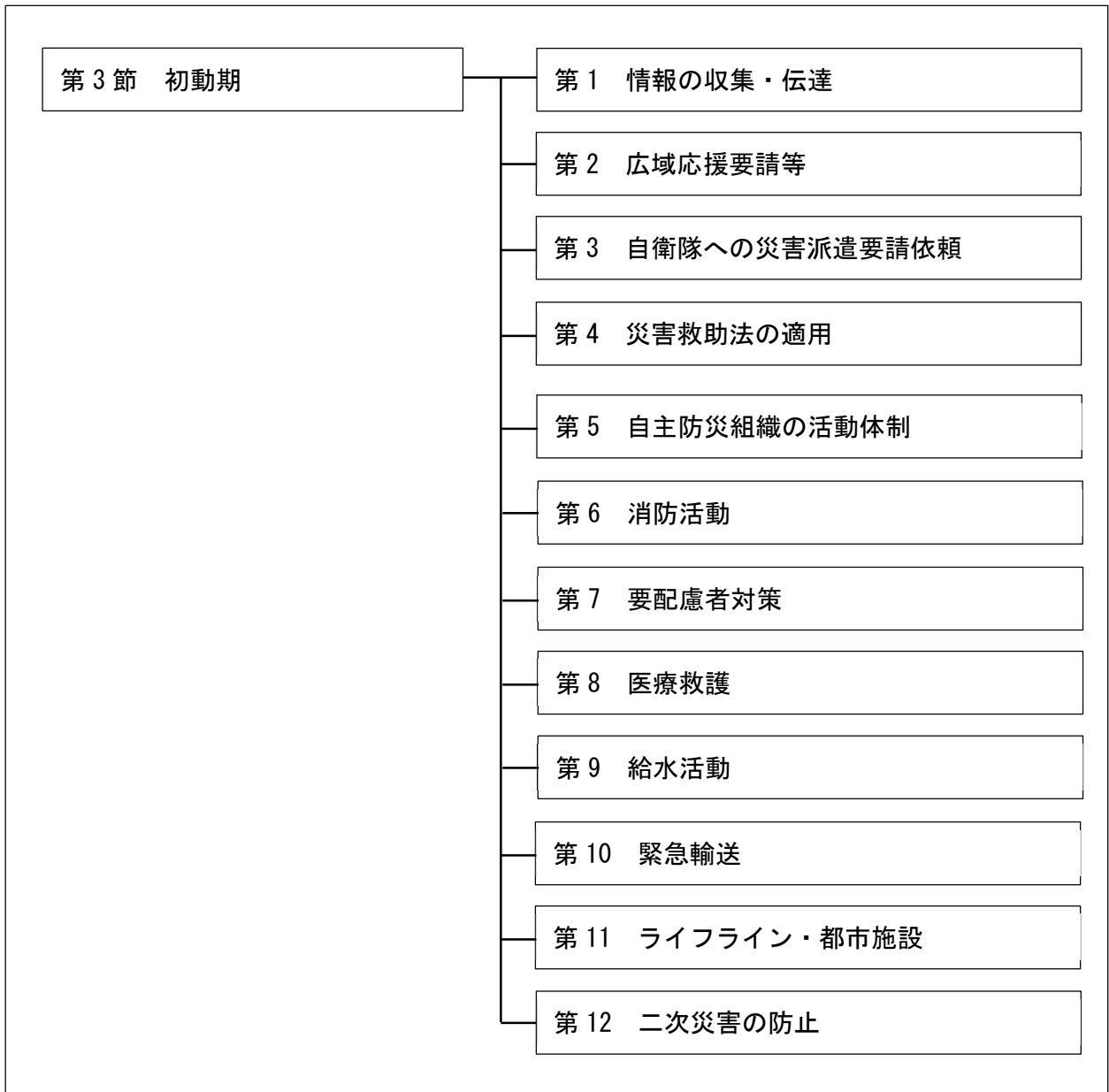
4.6 指定避難所の開設

【本部事務局、福祉班】

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第9 避難対策 9.5 指定避難所の開設 を準用する。(P255)

第3節 初動期



第1 情報の収集・伝達

本町の区域において大規模災害が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達並びに災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、町民の相談を受けける窓口の設置、報道機関への情報提供等に関する活動計画を定める。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第3 情報の収集・伝達 を準用する。
(P210)

第2 広域応援要請等

町長は、災害の規模や状況及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、他の地方公共団体及び防災関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第4 広域応援要請 を準用する。
(P223)

第3 自衛隊への災害派遣要請依頼

本町は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第5 自衛隊の災害派遣 を準用する。
(P229)

第4 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第6 災害救助法の適用 を準用する。
(P232)

第5 自主防災組織の活動体制

風水害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合、自主防災組織は、本町及び防災関係機関と緊密な連携を図り、避難誘導、救出・救護等の応急活動を実施する。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第7 自主防災組織の活動体制 を準用する。(P237)

第6 消防活動

大規模な風水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水及び障害物の落下等により人的な被害が予想される。

このことから消防の全機能をあげて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、風水害から町民の生命と身体の安全、被害の軽減を図るため、消防機関の活動態勢や災害応急対策の確立を図る。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第8 消防活動 を準用する。(P238)

第7 要配慮者対策

本町は、住民組織及び自主防災組織等と協力して、指定避難所生活での困窮など、様々なハンディキャップを有する要配慮者に対し、支援する。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第10 要配慮者の安全確保 を準用する。(P258)

第8 医療救護

本町は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を求めて応急的に医療を施し、助産の処置を行い、り災者の保護の万全を図る。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第12 医療救護 を準用する。(P266)

第9 給水活動

本町は、災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第13 応急給水 を準用する。(P270)

第10 緊急輸送

土砂災害や浸水被害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被災者の救出救助、避難誘導、行方不明者の搜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など町民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第14 緊急輸送 を準用する。(P273)

第11 ライフライン・都市施設

ライフライン被害は、町の機能そのものを麻痺させることから、本町及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第15 ライフライン・都市施設 を準用する。(P281)

第12 二次災害の防止

「応急復旧班」は関係各機関と連携し、土砂崩壊、被災宅地及び危険物施設等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、住民の安全を図る。

12.1 建物倒壊による二次災害の防止

12.2 土砂崩壊による二次災害の防止

12.1 建物倒壊による二次災害の防止

【応急復旧班】

住民は、宅地の被災に伴い建物が危険と判断した場合又は倒壊危険の報告を受けたときは、速やかに避難する。

「応急復旧班」は、職員の中から知事の認定を受けた被災宅地危険度判定士による調査チームを編成し、被災宅地危険度判定調査を実施する。

また、必要に応じて、県に対して登録ボランティアの被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(1) 被災宅地危険度判定

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定するもので、被災した宅地の状況を迅速かつ正確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止するものである。

調査・判定は、マニュアルに基づいて、擁壁、地盤、のり面、排水施設等を対象に、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定する。

判定結果は、被災建築物と同様に、「危険宅地：赤」「要注意宅地：黄」「調査済宅地：青」に区分して表示する。判定ステッカーは、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すため見やすい場所に貼付する。

(2) 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物及び宅地に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

12.2 土砂崩壊による二次災害の防止

【総括班、応急復旧班】

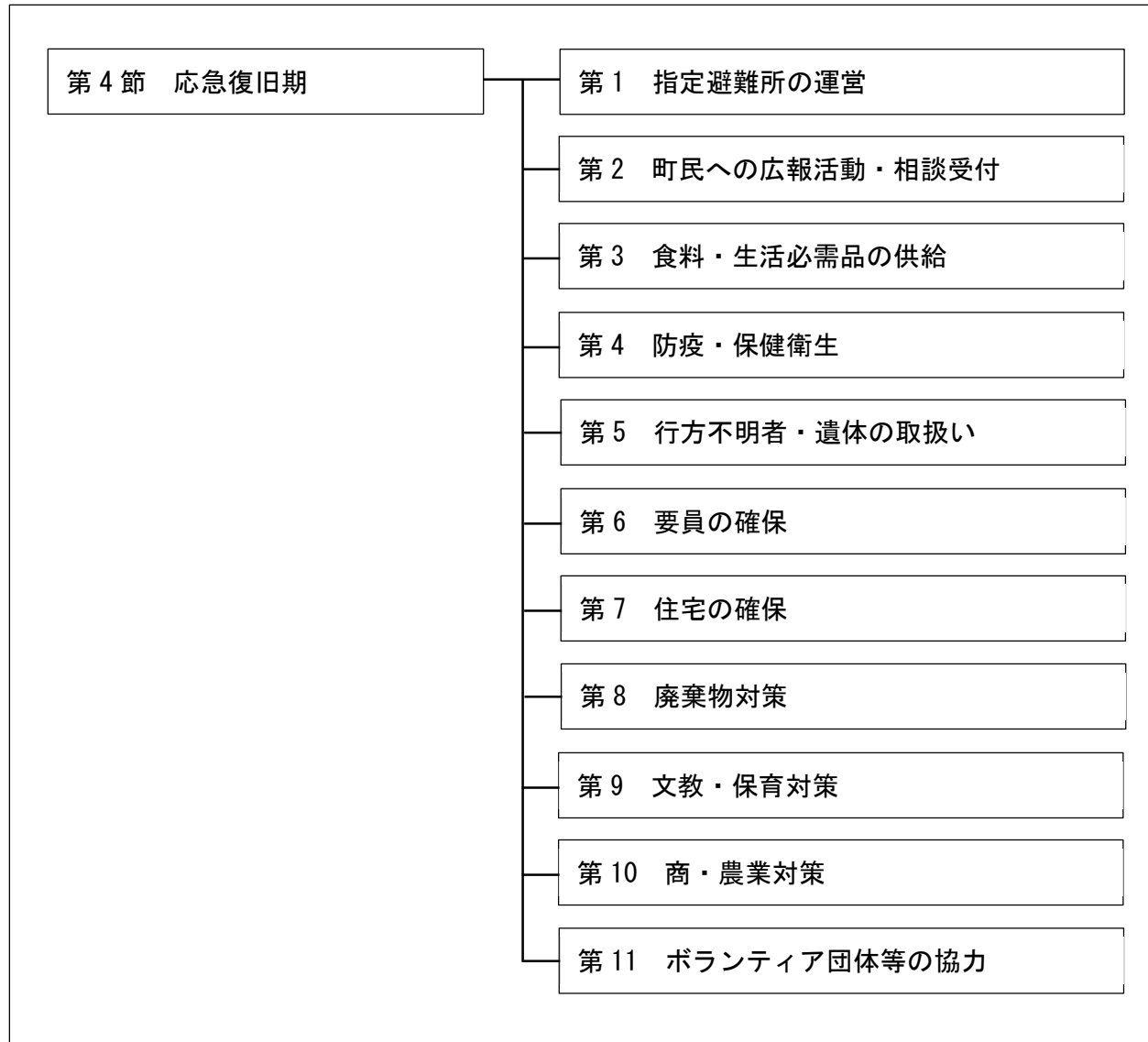
土砂崩壊の危険を発見した者は、町災害対策本部、警察署、熊谷県土整備事務所等に連絡するとともに、周辺住民に避難を呼びかける。

連絡を受けた土木関係機関は、他の土木施設との優先順位を考慮して、応急復旧活動を行う。

項目	内容
土木関係機関	○熊谷県土整備事務所 ○本町は、「総括班」又は「応急復旧班」が窓口となる。

第4節 応急復旧期

応急復旧期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。
活動項目は以下に示すとおりである。



第1 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、町の職員が中心となり、ボランティアや避難者自身の協力を得ながら実施する。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第2 指定避難所運営 を準用する。(P293)

第2 町民への広報活動・相談受付

応急復旧期の広報広聴は、被災住民からの相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図ることが主体となる。

そのため、「調査広報班」は、関係各班と相互に連携して町役場等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第3 町民への広報活動・相談受付 を準用する。(P301)

第3 食料・生活必需品の供給

災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講じる。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第4 食料・生活必需品の供給 を準用する。(P307)

第4 防疫・保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施する。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第5 防疫・保健衛生 を準用する。(P313)

第5 行方不明者・遺体の取扱い

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第6 行方不明者・遺体の取扱い を準用する。(P318)

第6 要員の確保

災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、よりいジョブセンター、熊谷公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第7 要員の確保 を準用する。(P332)

第7 住宅の確保

災害により住宅が滅失又は損傷を受け、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅等の設置などによる住宅の給与を講ずるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第8 住宅の確保 を準用する。(p 323)

第8 廃棄物対策

土砂災害や浸水被害が発生することにより大量のがれき等の災害廃棄物が排出される。

また、これら災害廃棄物に加え、処理施設などの被災によりごみやし尿などの一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

本町は、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう清掃、障害物の除去等を迅速に行い、もって被災地の環境の保全を図る。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第10 廃棄物対策 を準用する。
(P329)

第9 文教・保育対策

災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、「教育部」及び「救援部」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育及び応急保育の実施を図る。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第11 文教・保育対策 を準用する。(P335)

第10 商・農業対策

10.1 商業対策

10.2 農業対策

10.1 商業対策

【地域支援班】

「地域支援班」は、災害によって商業施設等に被害が生じた場合、商工会等と連携して被害状況の把握及び二次災害の防止に努める。

10.2 農業対策

【地域支援班】

(1) 農業に関する被害状況の把握

「地域支援班」は、災害が発生したときは、町内における農地、農業用施設の被害状況について把握を行い、被害調査結果を県に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

項目	内容
農地	河川、水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、「応急復旧班」は、農作物の被害を考慮し、状況に応じてポンプ等による排水を行う。
農業用施設	「応急復旧班」は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれのあるときは必要な措置を講じ防止に努める。
農作物の応急措置	「地域支援班」は、農作物について被害が発生したときは、北武蔵用水土地改良区等と連携して、被害の実態に応じ必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

第11 ボランティア団体等の協力

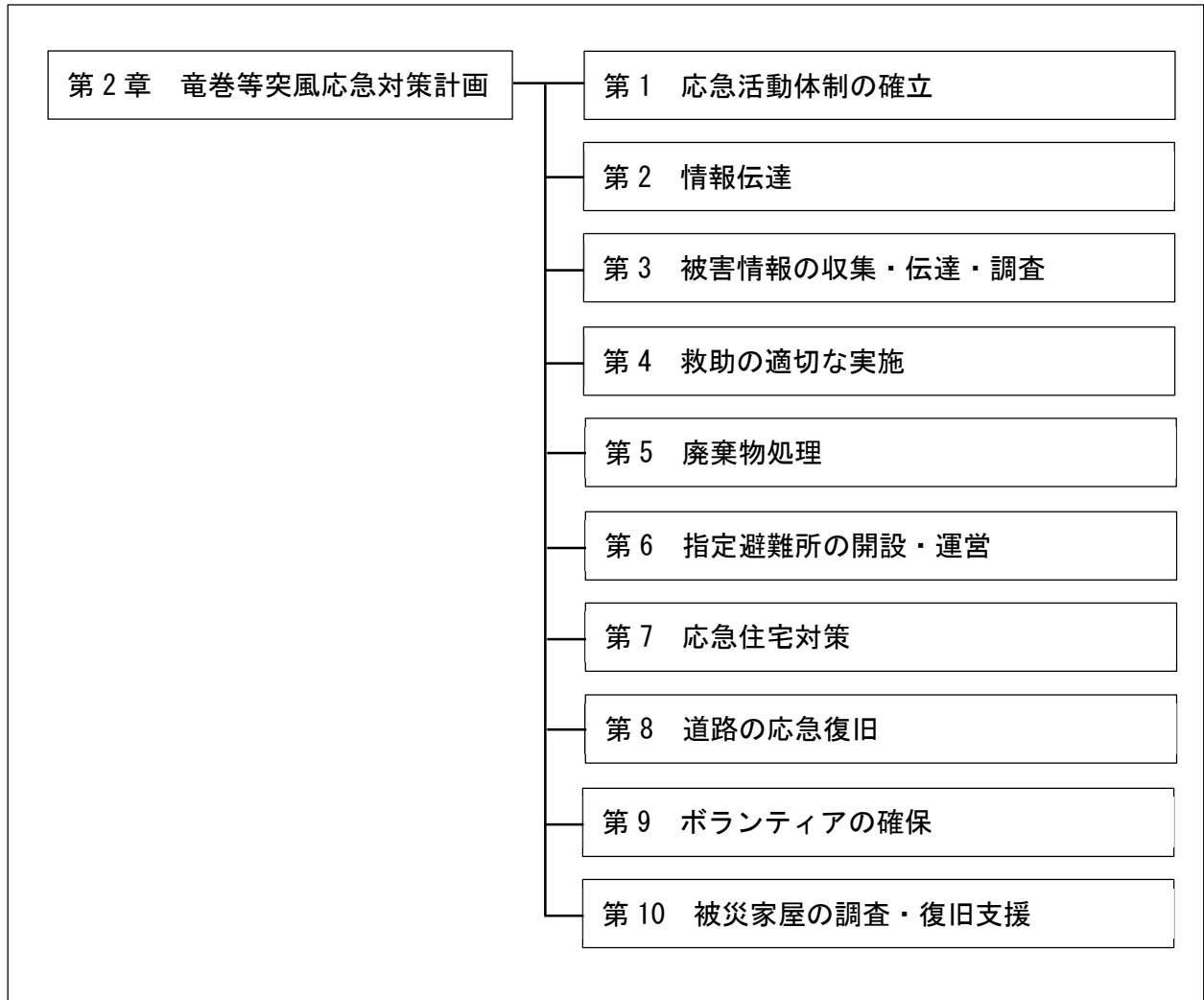
「福祉班」は町社会福祉協議会と連携して、災害対策ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努める。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第12 ボランティア団体等の協力を準用する。(P341)

第2章 竜巻等突風応急対策計画

竜巻等突風等が発生又は発生の可能性が高まった際、被害や町民生活への影響を最小限に抑えるため、情報の収集・伝達、救助の適切な実施、迅速な廃棄物処理、避難所及び応急住宅等の確保、道路の応急復旧等、竜巻等突風被災の教訓も踏まえた対策を実施する。



第4編
風水害等災害対策編

第1 応急活動体制の確立

本町は、竜巻注意情報が発表され、又は発表される可能性がある場合、災害応急対策の実施に努める。速やかな応急対策の実施のため、本町は必要に応じて災害対策本部を設置し、対応する。

災害対策本部等の設置については、

本編 第1章 風水害応急対策計画 第1節 組織体制 第1 災害対策本部等の設置 を準用する。
(P364)

第2 情報伝達

【本部事務局】

本町及び県は、町民が竜巻等突風から身の安全を守るため、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

町民の適切な対処行動を支援するために、適切な情報伝達を行うことが重要である。本町は、県を対象として発表される竜巻注意情報や気象状況等を踏まえ、状況に応じた情報伝達を行う。

以下は、竜巻等突風対策局長級会議報告で整理された情報提供に係る本町の対応である。

【状況に応じた情報提供に係る本町の対応】

状 況	情報提供に係る対応
竜巻の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時	<p>○竜巻等突風に関する情報・状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。 ・なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。
竜巻注意情報発表時	<p>○竜巻等突風に関する情報・状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻注意情報が県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。 ・気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。 ・竜巻発生確度ナウキャストを用い、本町が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、本町が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。 <p>○情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制やメール、FAXを用いて情報伝達を行う。

状 況	情報提供に係る対応
<p>町内において 気象の変化が 見られ、かつ 竜巻発生確度 ナウキャスト で発生確度2 の範囲に入っ たとき</p>	<p>○情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで本町が発生確度2の範囲に入った場合に、必要に応じ住民に対して防災行政無線等を用いて情報伝達を行う。 ・情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、町内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。</p> </div>
<p>町内において 竜巻が発生し たとき</p>	<p>○情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内及び周辺において竜巻の発生したことを本町が確認した場合は、防災行政無線等を用いて住民へ情報伝達を行う。 ・情報伝達の内容としては、竜巻等突風が発生した旨、及び住民の対処行動（「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（例文）先ほど、町内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。）</p> </div>

第3 被害情報の収集・伝達・調査

【各班共通】

各班から所管施設の被害状況等を収集し、災害対策本部に伝達する。

また、状況に応じて国や関係機関から航空写真を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進められることから、被害家屋調査を速やかに完了させる。被害情報の収集項目は以下のとおりである。

■ 竜巻等突風災害時の主な被害情報収集項目

収集先（収集元）	収集項目
応急復旧部	家屋等の被害状況
	公共施設の被害、敷地内の飛散物等
	道路の状況（倒木、電柱等の倒壊、飛散物の散乱状況等）
応急復旧部、電力会社	停電等の状況（発生範囲、復旧見込み等）

第4 救助の適切な実施

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第6 災害救助法の適用 を準用する。
(P232)

第5 廃棄物処理

竜巻等突風により生じたがれき等を迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。
なお、具体的な内容は、「寄居町災害廃棄物処理計画」による。

5.1 初期対応

5.2 処理・処分の実施

5.1 初期対応

【衛生班、応急復旧班、県】

(1) 初期体制

本町は、災害廃棄物の発生量、形状等を把握して収集運搬及び処理・処分の概略を定め、関係機関・団体に協力を要請する。

(2) 緊急撤去

公道上等に飛散した災害廃棄物の処理について、町民生活の早期復旧に向け、緊急撤去を行う。特に、被害の甚大な被害地域の生活道路や輸送路等については、速やかに撤去をする。

(3) 一時的仮置き場の設置

必要に応じ一時的仮置き場を設置し、分別コンテナの設置や案内板の掲示、誘導員の配置などにより、円滑な災害廃棄物の収集と安全の確保を図る。

(4) 収集運搬の支援

一時的仮置き場まで自ら運搬することが困難な被災者に対して、戸別収集を行うなどの支援策を講じる。

(5) 被災地域等への周知

一時的仮置き場の設置や設置期間、災害廃棄物の排出方法など、被災地域等に対し、周知を行う。周知の方法については被災状況等を考慮し、町公式HPの他、広報車やチラシの配布、掲示等効果的な情報伝達に努める。

5.2 処理・処分の実施

【衛生班、応急復旧班、県】

災害廃棄物の処理・処分にあたっては、法令を遵守し、適正な処理・処分を行うことを基本とする。周辺環境の保全に十分配慮するとともに、作業の安全対策を徹底する。また、再利用可能なものは極力再使用、再生利用等を行う。

第6 指定避難所の開設・運営

竜巻等突風の被災者に対し、指定避難所を開設し、迅速に収容する。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第2 指定避難所運営 を準用する。(P293)

第7 応急住宅対策

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第8 住宅の確保 を準用する。(P323)

第8 道路の応急復旧

【応急復旧班、県】

本町は、リアルタイムの情報収集により、道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第9 ボランティアの確保

【福祉班】

被災家屋の片付やがれき処理等の支援を要する場合は災害ボランティアを募集し、支援を求める被災者へボランティアの派遣を行う。

第10 被災家屋の調査・復旧支援

【調査広報班、応急復旧班】

竜巻等突風災害では屋根や開口部の破損が多いため、本町は、必要に応じてブルーシートを速やかに調達し、被災者への供給に努める。また、状況に応じてブルーシートの設置作業について、自治会等に協力を依頼する。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法に基づく被災住宅の応急修理や住居障害物の除去として自力で修理できない被災者を支援する。

第3章 雪害応急対策計画

雪害発生後における応急対策を迅速かつ効率的に実施するために、雪害応急対策計画を策定する。
 雪害発生後の応急対策等については、「第3編 地震災害対策編」及び本編1～2章に定める内容に準じて行うものとし、大雪の場合は以下の点に留意するものとする。



第4編 風水害等災害対策編

第1 応急活動体制の実施

本町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに実施し、県や他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講じる。

1.1 初動期の人員確保

1.2 県への応援要請

1.1 初動期の人員確保

【本部事務局】

本町は、体制配備にあたっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時機を逸せず実施する。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第2 職員の参集配備 を準用する。
(P205)

1.2 県への応援要請

【本部事務局】

本町は、必要に応じて県に応援を要請する。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第4 広域応援要請 を準用する。
(P223)

第2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況及び道路情報の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

- 2.1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等
- 2.2 積雪に関する被害情報の伝達
- 2.3 町民への情報発信
- 2.4 積雪に伴いとるべき行動の周知

2.1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

【本部事務局】

熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県内の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報等の情報等を発表し、関係機関に通知する。

本事項については、

本編 第1章 風水害応急対策計画 第2節 警戒期 第1警戒情報の収集、伝達 を準用する。
(P374)

2.2 積雪に関する被害情報の伝達

【本部事務局】

本町は、県及び関係機関と緊密な連携をとるほか、町民からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を迅速かつ的確に収集する。

2.3 町民への情報発信

【本部事務局】

気象庁が大雪に関する気象情報を発表した場合、本町は、降雪状況及び積雪の予報等について町民等へ周知する。

異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際は、防災行政無線を用いて町民に周知する。メール配信、データ放送など町民への多様な伝達手段の中から、有効で時機を逸しない伝達方法を選択する。

2.4 積雪に伴いとるべき行動の周知

【本部事務局】

本町は、大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動を、町民に周知する。

(例)

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

第3 道路機能の確保

本町及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など町民の命を緊急的・直接的に救助する施設、町民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

- 3.1 効率的な除雪
- 3.2 除雪の応援

3.1 効率的な除雪

【応急復旧班、県】

本町は、異常な積雪時には、あらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

また、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

さらに、緊急的な除雪の実施にあたって必要がある場合、県や警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

3.2 除雪の応援

【応急復旧班、県】

本町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

なお、除雪応援の受入れにあたっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間時等の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

第4 警備・交通規制

異常な積雪があったときは、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

4.1 緊急交通規制

4.2 除雪作業に伴う交通整理と交通規制

4.1 緊急交通規制

【警察署】

気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、交通規制を実施する。

4.2 除雪作業に伴う交通整理と交通規制

【警察署】

道路管理者は、緊急的な除雪の実施にあたって必要がある場合、警察に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた警察は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

第5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

なだれ事故や異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請及び孤立地区の救援要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

- 5.1 なだれ事故に対する応急対策
- 5.2 なだれ発生に伴う避難
- 5.3 雪害時の滞留車両の乗員保護
- 5.4 孤立地区の応急対策

5.1 なだれ事故に対する応急対策

【消防部、本部事務局、応急復旧班、県】

なだれによる人命等の損失を極力回避するため、鉄道・道路等施設管理者は、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生の事前回避に努める。

なだれにより施設が被災した場合には、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。

また、列車又は車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

5.2 なだれ発生に伴う避難

【消防部、本部事務局、福祉班、応急復旧班、県】

本町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、町民に対し避難指示等を行う。町民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。町民等がなだれにより被災したときは、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

5.3 雪害時の滞留車両の乗員保護

【消防部、本部事務局、福祉班、応急復旧班、県】

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、指定避難所への一時避難支援等を行う。

5.4 孤立地区の応急対策

【消防部、本部事務局、福祉班、応急復旧班、県】

積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の町民の生命及び財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(1) 状況の調査等

本町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査する。

(2) 救援の要請

本町は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請する。

(3) 医師の派遣・物資の輸送等

本町は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び避難救助に関する必要な対策を講じる。

(4) 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図る。

第6 指定避難所の開設・運営

なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った町民や、交通途絶により孤立した地域の町民を収容するため、本町は指定避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な指定避難所開設も検討する。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第9 避難対策 9.5 指定避難所の開設 を準用する。(P255)

第7 医療救護

【福祉班】

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送にあたっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

第8 ライフラインの確保

ライフライン事業者は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講じる。また、応急対策の実施にあたり、災害対応の円滑化や町民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携する。

本町は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第15 ライフライン・都市施設 を
準用する。（P281）

第9 地域における除雪協力

【総括班】

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、自治会等地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第10 農業復旧支援

【地域支援班】

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講じる。

第4章 受援計画

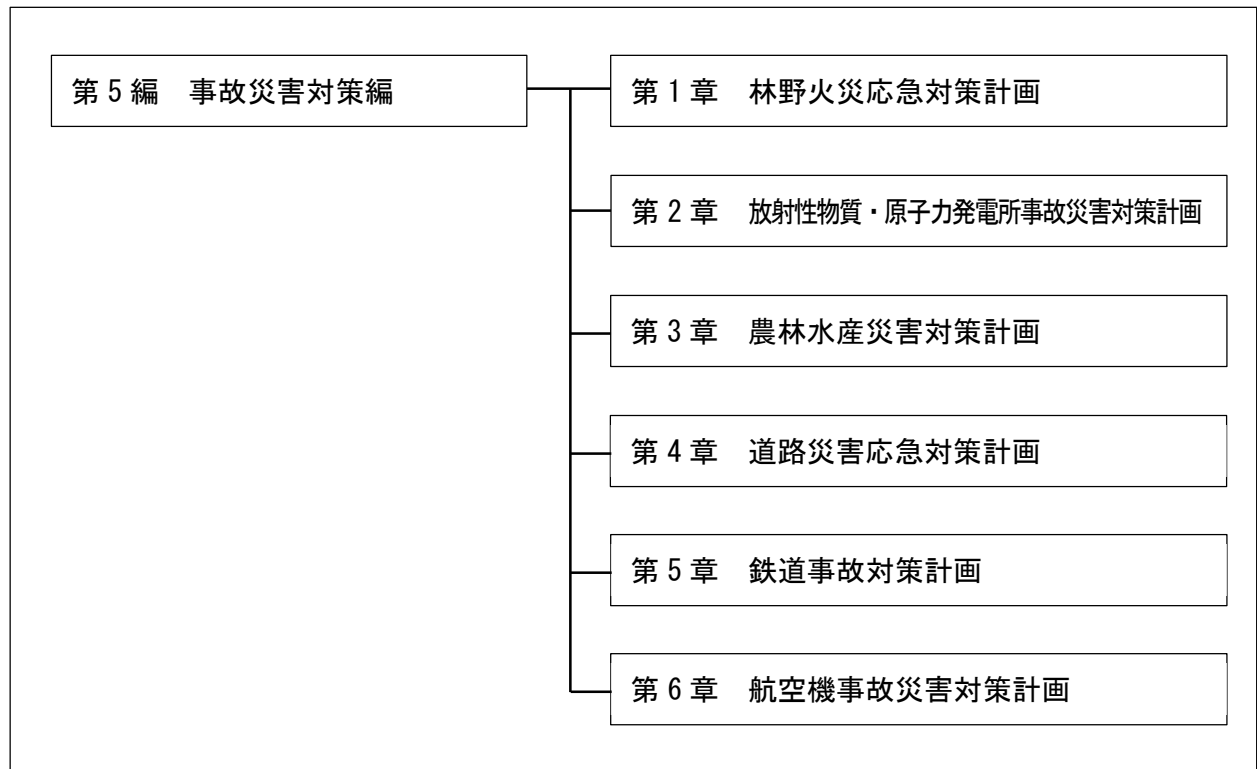
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠である。このため、応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにすることで、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。

本事項については、
地震災害対策編 第2章 受援計画 を準用する。(P349)

事故災害対策編

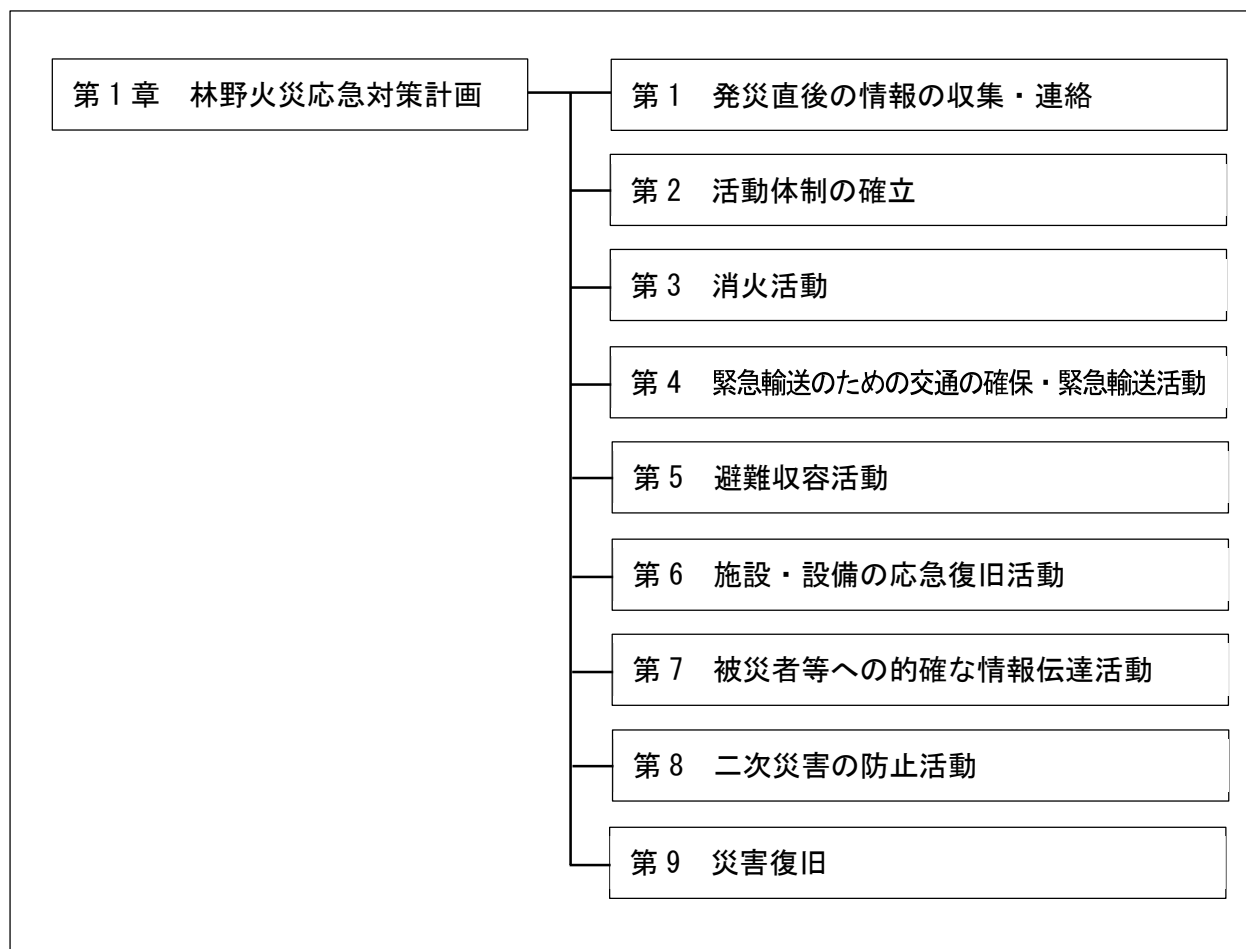
《第5編 事故災害対策編》

本町において発生が懸念される大規模災害であり、かつ本計画で策定した地震災害対策及び風水害等災害対策を準用することでは対応できないと考えられる事故災害について、対策計画を以下のとおり策定する。



第1章 林野火災応急対策計画

本町において林野火災が発生した場合の応急活動対策について以下に定める。



第1 発災直後の情報の収集・連絡

- 1.1 災害情報の収集・連絡
- 1.2 通信手段の確保

1.1 災害情報の収集・連絡

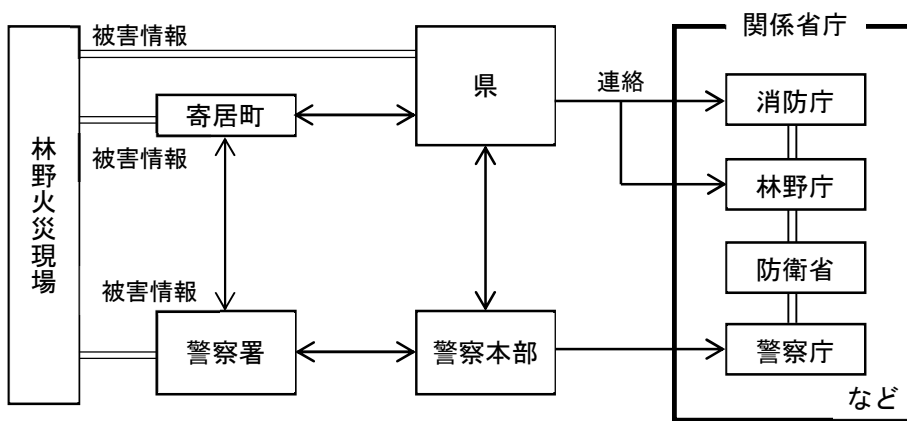
【本部事務局、地域支援班】

(1) 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

本町は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



(3) 応急対策活動情報の連絡

本町は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

本町、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

1.2 通信手段の確保

【本部事務局】

本町及び県等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立

2.1 町の活動体制

2.1 町の活動体制

【本部事務局】

本町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、大規模な災害が発生した場合には、必要に応じて災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第1 災害対策本部等の設置、
風水害等災害対策編 第1章 風水害応急対策計画 第1節 初動期 第1 災害対策本部等の設置
を準用する。(P193,364)

項目	内容
自衛隊の災害派遣要請	町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。
広域的な応援体制	知事は、市町村長の要請があった場合、また被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示する。 また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行う。

第3 消火活動

3.1 消防機関

3.1 消防機関

【消防部】

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて近隣市町村に応援要請を求める。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させる。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

4.1 緊急輸送活動

4.2 交通の確保

4.1 緊急輸送活動

【本部事務局】

本町は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

4.2 交通の確保

【本部事務局】

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。交通規制にあたっては、警察と相互に密接な連絡をとる。緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

第5 避難収容活動

【本部事務局】

山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を指示する。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第9 避難対策 を準用する。(P249)

第6 施設・設備の応急復旧活動

【各班共通】

本町は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

- 7.1 被災者等への情報伝達活動
- 7.2 町民への的確な情報の伝達
- 7.3 関係者等からの問い合わせに対する対応

7.1 被災者等への情報伝達活動

【本部事務局】

本町は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を被災者等に対し適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車、メール配信等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮する。

7.2 町民への的確な情報の伝達

【本部事務局】

本町は、町民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

7.3 関係者等からの問い合わせに対する対応

【本部事務局】

本町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第8 二次災害の防止活動

【応急復旧班、地域支援班、県】

本町は県と連携して、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努める。

また、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じる。

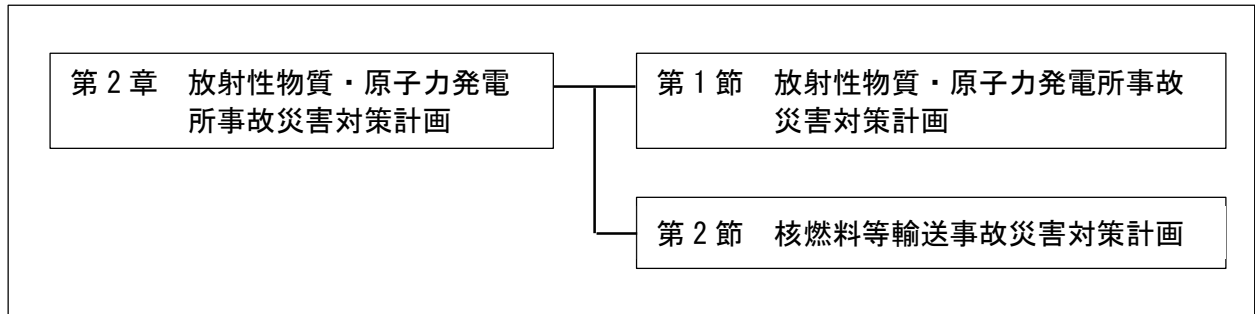
第9 災害復旧

【地域支援班、県】

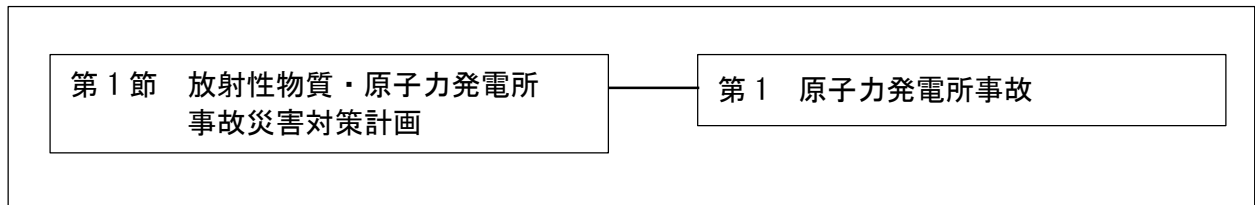
本町は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援する。

また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第2章 放射性物質・原子力発電所事故災害対策計画



第1節 放射性物質・原子力発電所事故災害対策計画



第1 原子力発電所事故

本町は、事故の状況に応じて「地震災害対策編 第1章 第1節 初動期」を参考に、必要な体制をとる。

- 1.1 正確な情報の収集・伝達
- 1.2 放射線量等の測定体制整備
- 1.3 除染基準・除染マニュアルの整備
- 1.4 他縣市町村からの避難住民の受入れについて

1.1 正確な情報の収集・伝達

【本部事務局】

本町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者及び周辺原子力発電所等の関係機関と連携をとり、必要な情報収集を行う。

また、災害情報に関して適切に広報を行う。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第3 情報の収集・伝達 を準用する。
(P210)

1.2 放射線量等の測定体制整備 【本部事務局、衛生班、学校班、給水班、地域支援班、県】

(1) 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

学校など町民の日常生活に密着する町有施設で空間放射線量の測定を実施し、町内における放射線量の分布を把握する。

(2) 水道水及び給食食材の放射性物質検査体制の整備

水道水及び給食食材の放射性物質への安全性を確保するため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月、原子力安全委員会）及び「環境放射線モニタリング指針」（平成20年3月、原子力安全委員会）等に基づき、国、県と緊密な連携をとりながら検査を実施する。

(3) 農産物等の放射性物質検査体制の整備

農産物の放射線量の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、国、県と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の検査を実施するとともに、県が行う農畜産物の検査などに協力する。

(4) 流通商品等の放射性物質検査体制の整備

本町は、住民の食の安全・安心の確保のため、住民自らが持ち込む食品等について測定機器を用いた検査を実施する。

1.3 除染基準・除染マニュアルの整備

【本部事務局、衛生班、学校班】

学校などの町有施設で放射線量が町の定めた基準を超えた場合は、除染する。なお、除染の方法は、除染マニュアルによる。

また、町民からの除染の相談には適切に対応するとともに、除染方法を指導する。

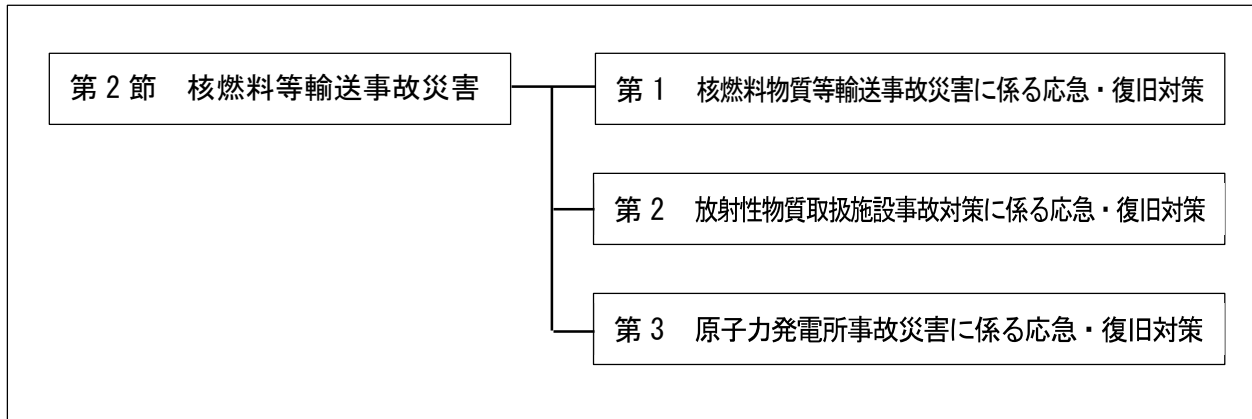
1.4 他縣市町村からの避難住民の受入れについて

【本部事務局、県】

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第2 指定避難所運営 を準用する。(P293)

第2節 核燃料等輸送事故災害対策計画



第1 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

- 1.1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡
- 1.2 活動体制の確立

1.1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

【本部事務局、県】

(1) 事故情報の収集・連絡

1) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律156号）（以下「原災法という。」）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前後の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁等に通報する。

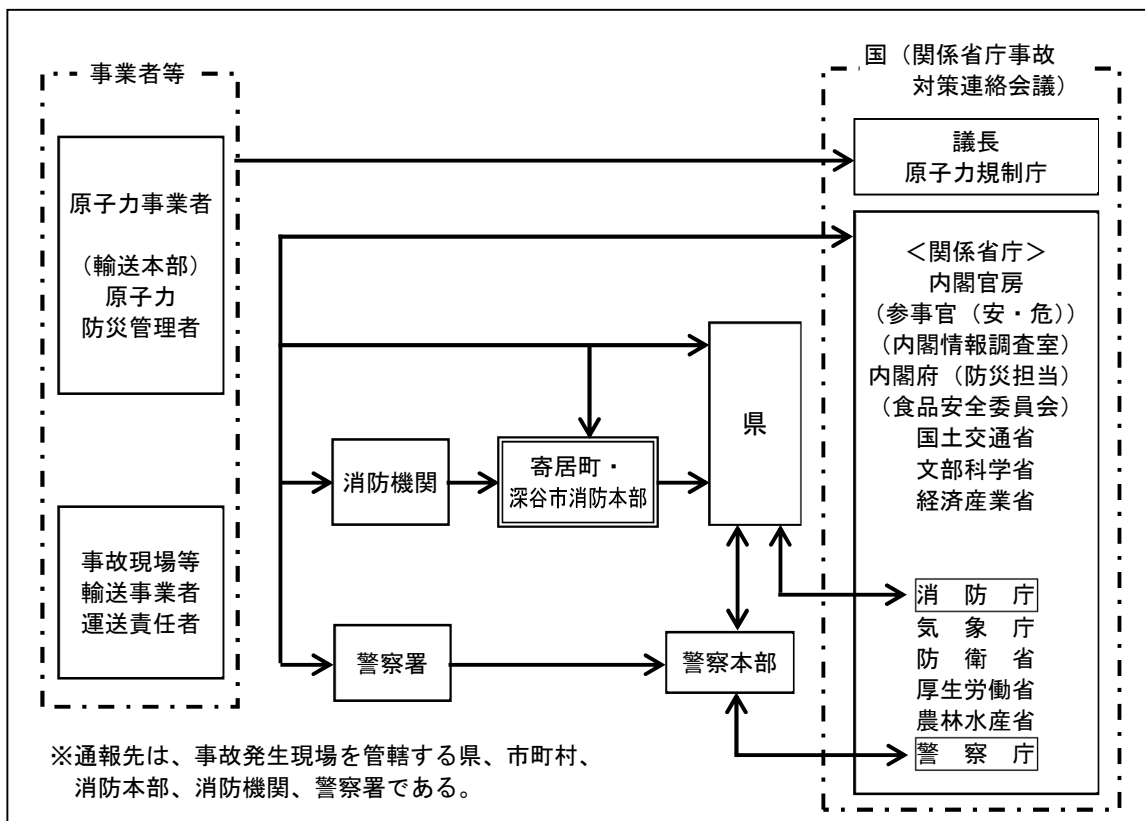
項目	内容
収集する事故情報	<ul style="list-style-type: none"> ○特定事象発生の場所及び時刻 ○特定事象の種類 ○検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況 ○気象状況（風向・風速など） ○周辺環境への影響 ○輸送容器の状況

項目	内容
	○被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 ○応急措置 ○その他必要と認める事項

2) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりである。

■核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



3) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市町村及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

本町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、国などに応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

本町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

また、電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

1.2 活動体制の確立

【各班共通、県】

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

項目	内容
事業者等の講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関への通報・連絡 ○異常事態発生に伴う緊急時モニタリング ○消火及び輸送物への延焼防止 ○輸送物の移動 ○立入制限区域の設定及び立入制限 (事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する) ○汚染の拡大防止及び除染 ○放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出 ○その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

※ 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

(3) 県の活動体制

項目	内容
情報収集等	県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。
国への連絡及び協力要請	県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請する。
自衛隊の災害派遣要請	知事は、事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

項目	内容
応援要請	県は必要に応じて、被災市町村に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求める。

(4) 町の活動体制

本町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとり、機関相互の連携を図る。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 を準用する。(P192)

1) 情報の入手

県や文部科学省をはじめとする関係機関との連携を図り、また退避・避難誘導の検討を行うため以下の情報を入手する。

項目	内容
情報収集のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○発生時刻 ○発生場所 ○事故災害の状況 ○気象状況（風向・風速） ○放射性物質の放出（漏えい等）に関する情報 ○予想される災害の範囲及び程度等 ○その他必要と認める事項

2) 被害の報告

被害等の情報を収集したら直ちに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害については「火災・災害等即報要領（令和3年5月改正）」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

■総務省消防庁への直接即報基準

種別	災害・事故の種類	直接即報基準
火災等 即報	交通機関の火災	列車等火災
	原子力災害等	○原子力施設での爆発、火災 （そのおそれがあるものを含む） ○放射性物質の漏えい ○放射性物質輸送車両の火災 （そのおそれがあるものを含む） ○核燃料物質など運搬中の事故 （その通報があった場合） ○基準以上の放射線の検出 （その通報があった場合）
	危険物等に係る事故	○死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者の発生 ○負傷者の発生（5名以上） ○影響範囲 500 m ² 程度以上 （そのおそれがあるものを含む） ○河川への危険物等の流出 （そのおそれがあるものを含む） ○大規模タンクからの危険物等の漏えい ○タンクローリーの事故に伴う火災、危険物等の漏えい事故
	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	—
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）	—
救急・ 救助事故 即報	列車の衝突、転覆等、バスの転落等、ハイジャックによる救急・救助事故、映画館・百貨店・駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故

種別	災害・事故の種類	直接即報基準
武力攻撃 災害等 即報	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	—
	国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	—

3) 自衛隊の災害派遣要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第5 自衛隊の災害派遣 を準用する。（P229）

4) 各種規制措置と解除

① 飲料水・飲食物の摂取制限等

本町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行う。

これらの措置についての暫定規制値は、資料編のとおりである。

⇒ 資料編 資料2-29 『運用上の介入レベルと防護措置』（P183）

② 解除

本町は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

(5) 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施する。

(6) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

1) 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、本町及び県はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(7)以下の措置を講ずる。

2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

(7) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1) 緊急輸送活動

本町及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

(8) 退避・避難収容活動など

1) 退避・避難等の基本方針

本町及び県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

本町は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報や緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が基準線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

② 関係市町村長への通知

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等する。

また、知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示する。

③ 関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

3) 退避・避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

4) 指定避難所の運営管理

本町は、指定避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また本町は、指定避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、指定避難所の良好な生活環境の維持に努める。

5) 要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮

本町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や指定避難所生活に充分配慮する。

特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

6) 町民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

本町、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

② 町民への的確な情報の伝達

本町は、町民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

③ 住民等からの問い合わせへの対応

本町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

(9) 核燃料物質等の除去等

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

(10) 住民の健康調査等

本町は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

(11) 収束・安全宣言についての広報

○文部科学省に対して収束・安全に関する情報を収集する

放射線は、体感することができないので、適切な対応を行うためには専門的な知識や特別な装備が必要である。専門的な組織、予算、人員を要する文部科学省に対し、放射線量の測定や収束・安全に関する情報の提供を求める。

○収束・安全宣言を広報する

文部科学省から得た収束・安全に関する情報を住民に広報し、心理的な不安を軽減するようにする。

第2 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

- 2.1 事故発生直後の情報の収集・連絡
- 2.2 活動体制の確立

2.1 事故発生直後の情報の収集・連絡

【本部事務局、県】

(1) 事故情報の収集・連絡

1) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

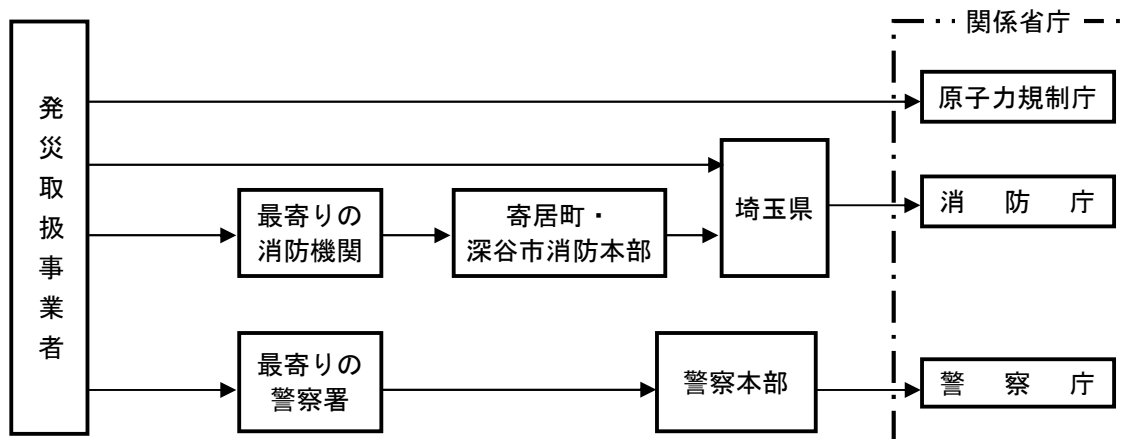
- ①事故発生の時刻
- ②事故発生の場所及び施設
- ③事故の状況
- ④気象状況（風向・風速）
- ⑤放射性物質の放出に関する情報
- ⑥予想される災害の範囲及び程度等
- ⑦その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市町村など関係機関等へ連絡する。

2) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

■放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統



3) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、本町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

本町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を本町に連絡するとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。また電気通信事業者は、防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

2.2 活動体制の確立

【本部事務局、県】

本事項については、

本節 第1 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策 を準用する。(P440)

第3 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

- 3.1 緊急事態における判断・防護措置実施に係る基準
- 3.2 「第1 1.2 (6)～(12)」の原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策への準用
- 3.3 放射線量等の測定体制の整備
- 3.4 他県からの避難住民の受入れについて

3.1 緊急事態における判断・防護措置実施に係る基準

(出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』)

【本部事務局、県】

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

(1) 緊急事態区分・緊急時活動レベル (EAL)

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおり発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「EAL」という。)を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じた EAL の設定については、原子力規制委員会が示す EAL の枠組みに基づき原子力事業者が行う。

(2) 運用上の介入レベル (OIL)

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記(1)の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

3.2 「第1 1.2 (6)～(12)」の原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策への準用

【各班共通、県】

「本節 第1 1.2 (6)～(12)」については、原子力発電所事故対策にも準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び本町・県による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

3.3 放射線量等の測定体制の整備

【本部事務局、衛生班、給水班、地域支援班、県】

本町は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき県や国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、町民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行う。

本事項については、

本節 第1 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策 1.2 活動体制の確立 (4) 町の活動体制 4) 各種制限措置と解除 を準用する。(P445)

3.4 他県からの避難住民の受入れについて

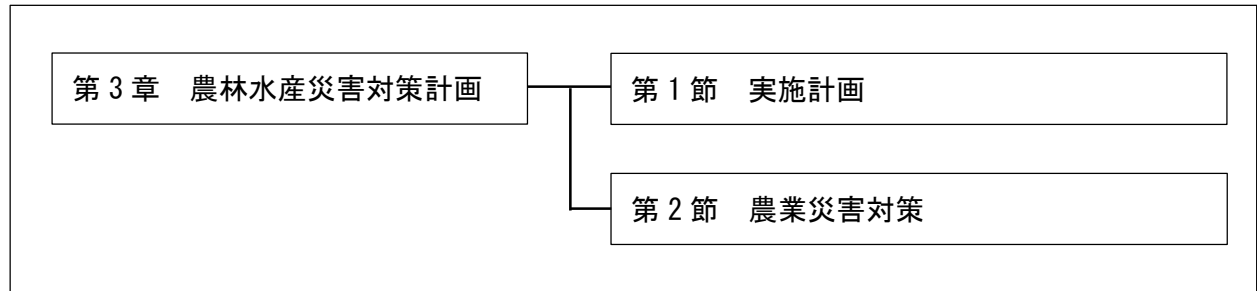
【本部事務局、県】

本事項については、

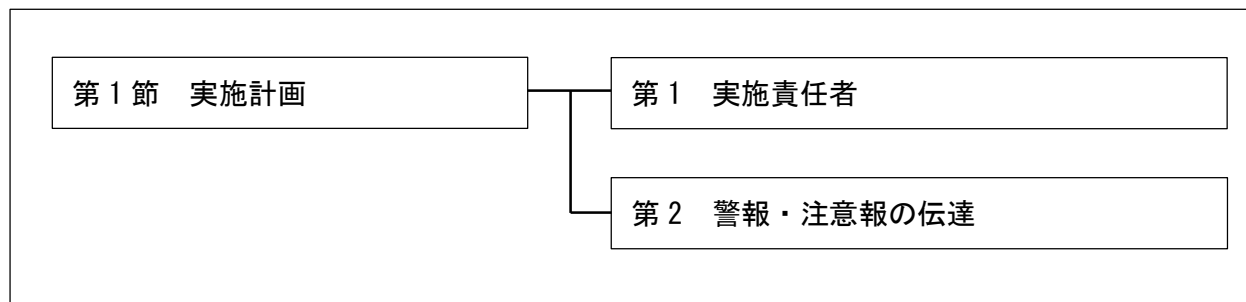
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第9 避難対策 を準用する。(P249)

第3章 農林水産災害対策計画

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。



第1節 実施計画



第1 実施責任者

【産業振興企業誘致課】

農業災害の応急対策は、農業関係機関と連携し町が実施する。
ただし、町のみで対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。

第2 警報・注意報の伝達

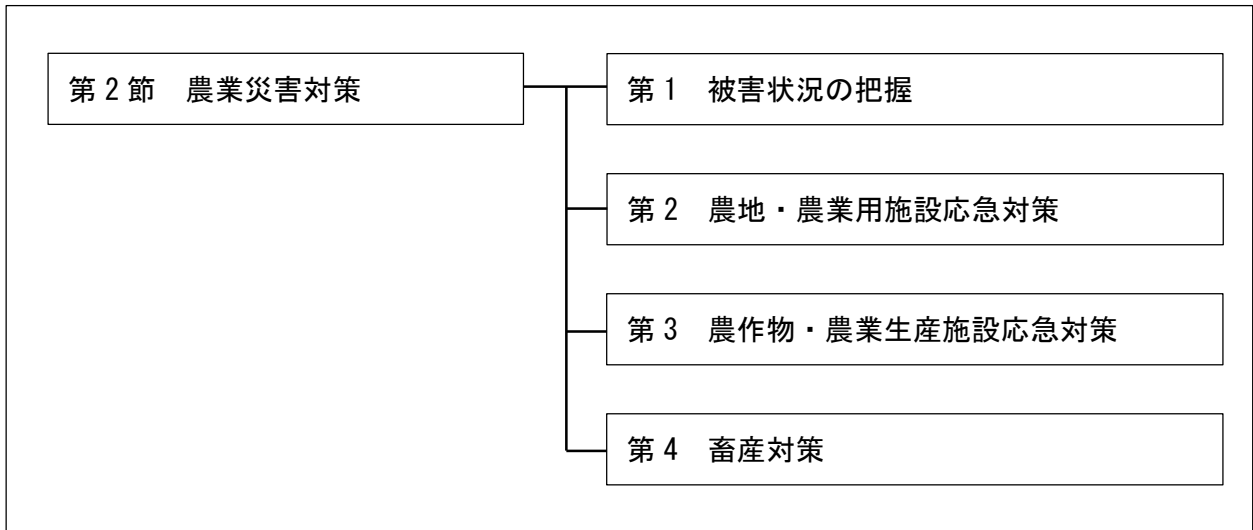
【産業振興企業誘致課】

本町は、県から気象警報等の伝達を受けたとき、又は大里農林振興センター、寄居林業事務所からこれに関する必要な要請を受けた場合には、必要に応じ、電話又は防災行政無線により速やかに関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけを行う。

■伝達する注意報・警報等の種類

区 分	種 類
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
注意報	強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水
埼玉県気象情報	大雨、洪水、台風、低温に関する埼玉県気象情報等

第2節 農業災害対策



第1 被害状況の把握

【地域支援班】

本町は、土地改良区等関係機関と連携を図り、速やかに農地及び農業用施設等の被害状況の把握に努める。

第2 農地・農業用施設応急対策

【地域支援班、県】

本町は、農地や農業用ダム、用排水施設、ため池等の農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害の影響が及ぶ付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的被害の防止を図る。

なお、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を講じる。

第3 農作物・農業生産施設応急対策

【地域支援班、県】

被害実態に応じて草・樹勢の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導の徹底を期する。

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を講じる。

項目	内容
災害対策技術の指導	農作物の被害を最小限に食い止めるため、大里農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。
病虫害の防除	病虫害が発生した場合には、大里農林振興センター等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適宜防除を指導する。
風水害対策	台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸・冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

第4 畜産対策

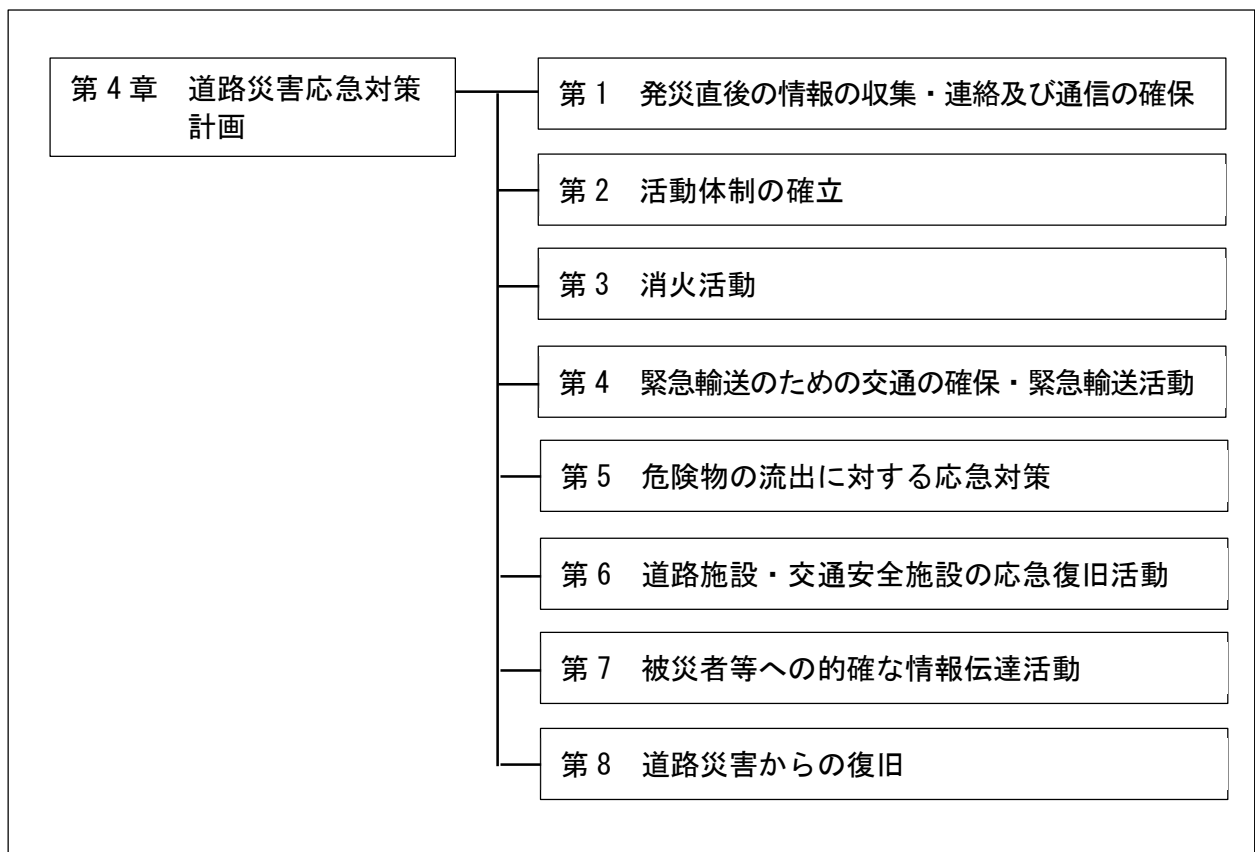
【地域支援班、県】

項目	内容
被害状況の調査	本町は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び家畜施設の被害調査を実施し、被害状況を大里農林振興センターに報告する。
家畜伝染病発生時の措置	災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、家畜伝染病予防法に基づき、熊谷家畜保健衛生所が実施する被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対する防疫薬剤の散布や防疫方法の指導に協力する。
飼料対策	災害時に畜産農家の手持ち飼料が流失し、また供給機関からの供給が途絶えた場合には、町は畜産農家からの申請に基づき、県に必要な飼料のあっせんを要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行う。

第4章 道路災害応急対策計画

道路構造物の崩壊及び多数の車両の関係する事故の発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

なお、本章において道路管理者とは、国土交通省関東地方整備局、県、町、東日本高速道路株式会社を示す。



第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 1.1 災害情報の収集・連絡
- 1.2 通信手段の確保

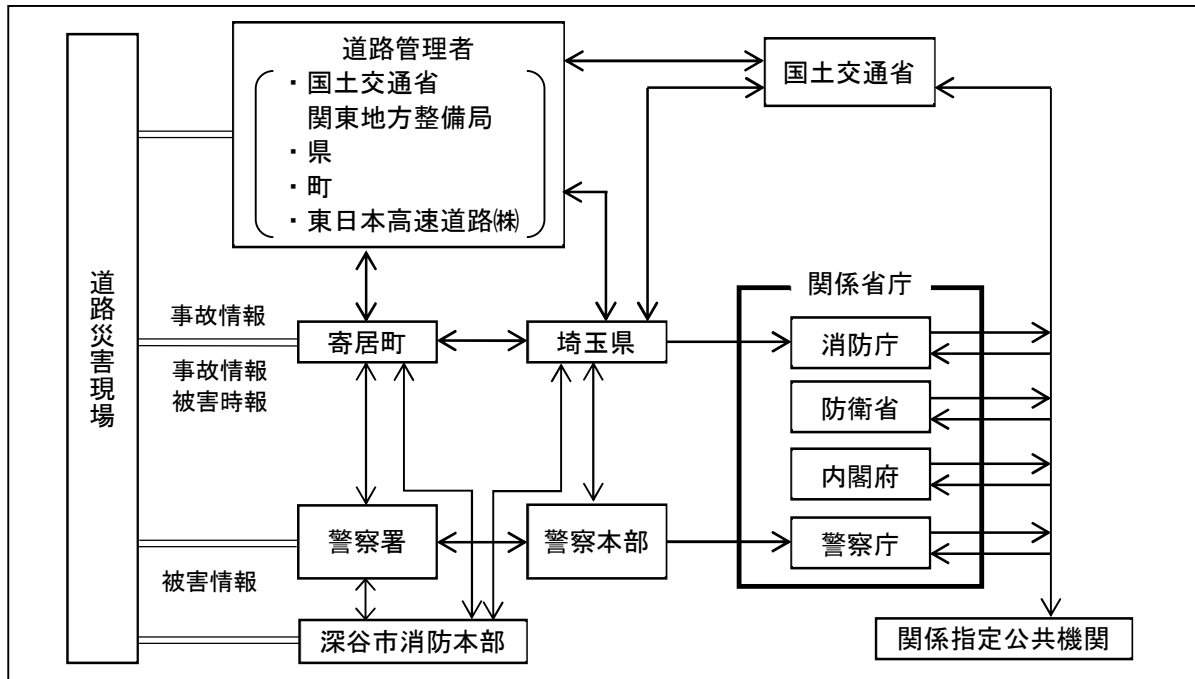
1.1 災害情報の収集・連絡

【本部事務局、応急復旧班、県】

項目	対象者	内容
災害発生直後の被害情報の収集・連絡	町	人的被害状況等の被害状況を収集し、直ちに県に連絡する。
	道路管理者	道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに被害状況を県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。
応急対策活動情報の連絡	町	県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。
	道路管理者	国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡する。

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

■道路災害情報の収集・連絡系統



1.2 通信手段の確保

【本部事務局】

本町及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立

2.1 町の活動体制

2.2 道路管理者の活動体制

2.1 町の活動体制

【本部事務局】

本町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、発生した災害に通常組織をもって迅速かつ的確に対応することが困難な場合は災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

2.2 道路管理者の活動体制

【応急復旧班、県】

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じる。

第3 消火活動

3.1 道路管理者

3.2 消防機関

3.1 道路管理者

【応急復旧班、県】

道路管理者は、県、警察及び市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

3.2 消防機関

【消防部】

消防機関は、速やかに火災の情報を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動**4.1 緊急輸送活動****4.2 交通の確保****4.1 緊急輸送活動**

【総括班、県】

本町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

4.2 交通の確保

【応急復旧班、県】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。交通規制にあたっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取る。緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

第5 危険物の流出に対する応急対策

【応急復旧班、県】

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、消防機関・警察と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

【応急復旧班、県】

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

- 7.1 被災者等への情報伝達活動
- 7.2 町民への的確な情報の伝達
- 7.3 関係者等からの問い合わせに対する対応

7.1 被災者等への情報伝達活動

【本部事務局】

町、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮する。

7.2 町民への的確な情報の伝達

【本部事務局】

本町は、町民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

7.3 関係者等からの問い合わせに対する対応

【本部事務局、住民相談班】

本町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

第8 道路災害からの復旧

【応急復旧班、県】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

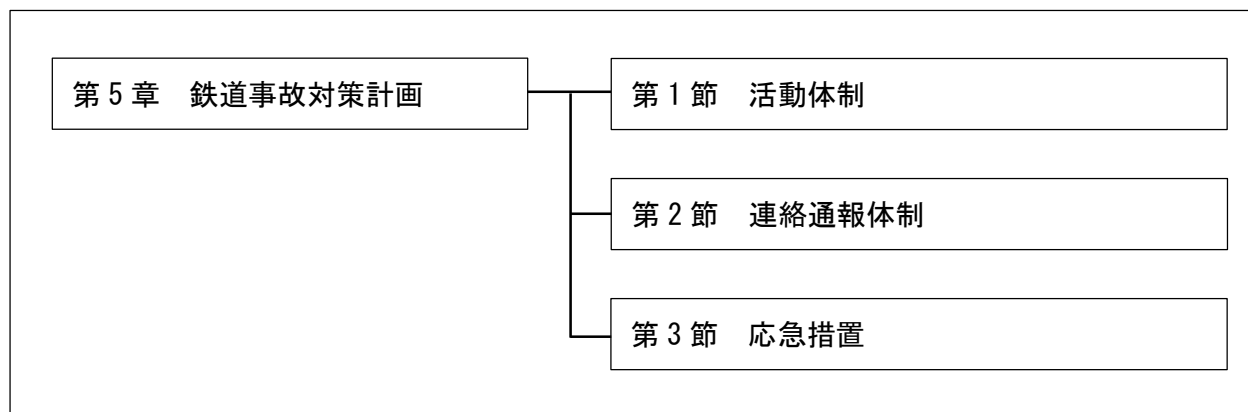
第5章 鉄道事故対策計画

本計画は、町内において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、大規模事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

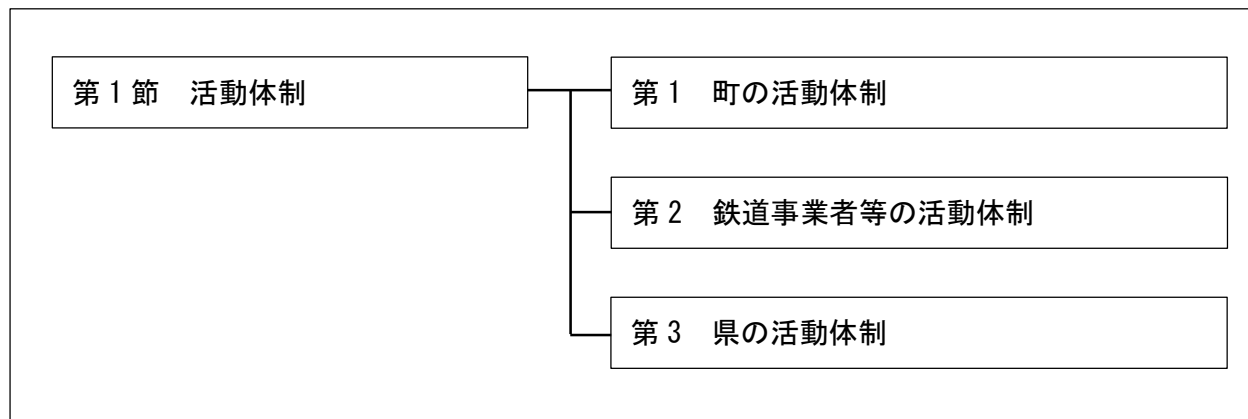
本町の場合、町内の鉄道事業者としては、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社及び秩父鉄道株式会社の3社が営業している。

各鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策の実施が求められるが、今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

本町の大規模鉄道事故発生時の応急措置については、『地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画』の各節に定める応急対策計画に準ずる。



第1節 活動体制



第1 町の活動体制

【本部事務局】

本町は、町の区域内で鉄道事故が発生したとき、法令、本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

第2 鉄道事業者等の活動体制

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

第3 県の活動体制

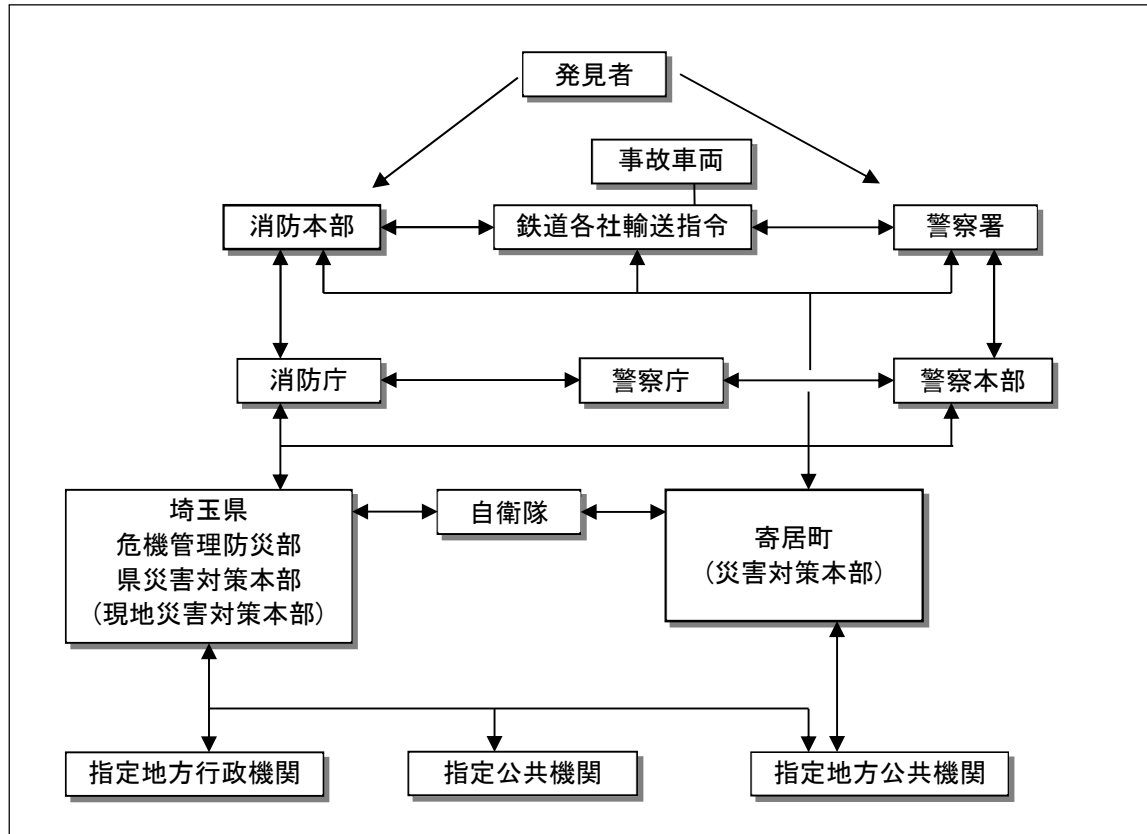
県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は県計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

第2節 連絡通報体制

【本部事務局、鉄道事業者、県】

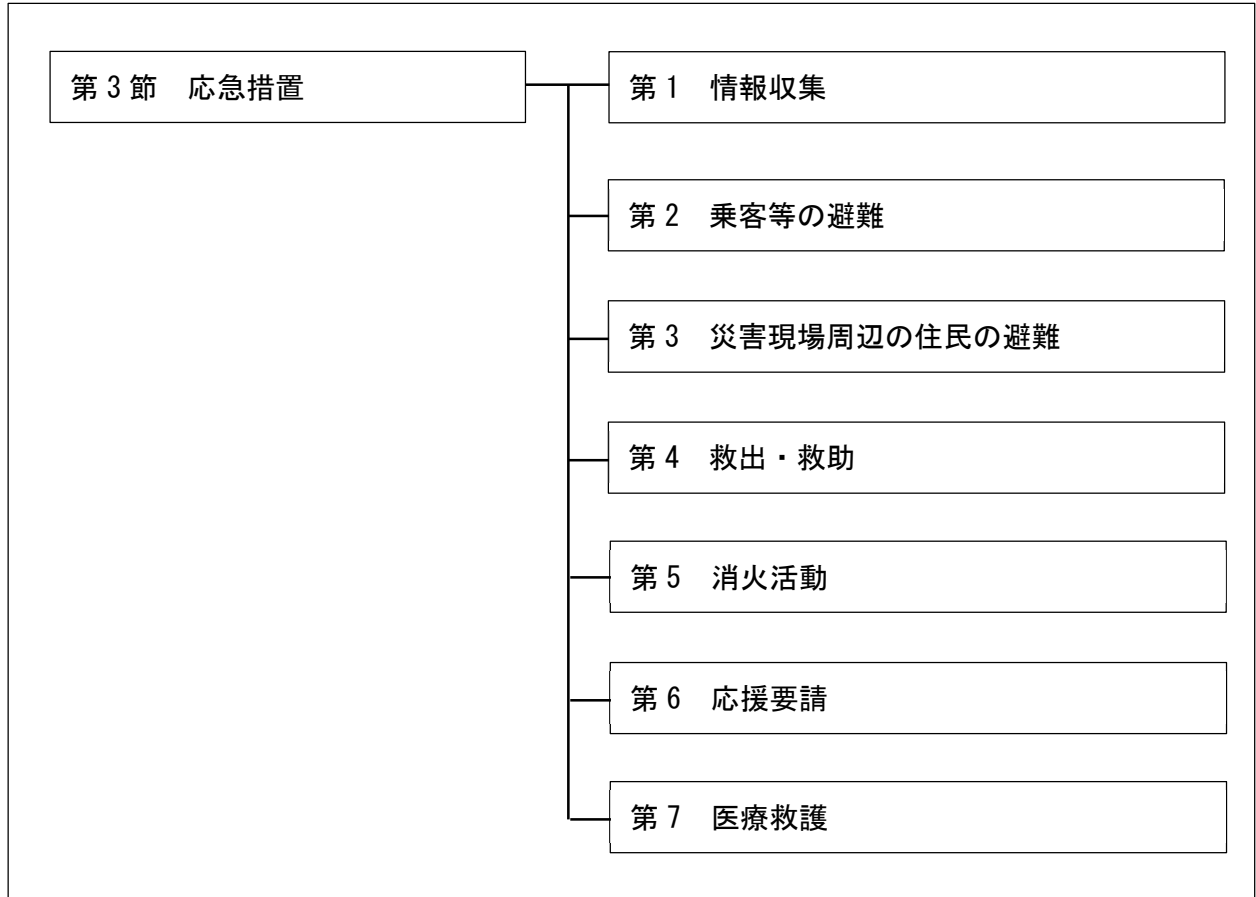
鉄道事故発生時の通報連絡体制は、次に示すとおりである。

■鉄道事故の通報連絡体制



第3節 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、『地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画』の各節に定める応急対策活動に準ずるが、特に次に掲げる項目について万全を期する。



第1 情報収集

【本部事務局】

本町は、町の区域内において鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、すでに措置した事故災害応急対策事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第3 情報の収集・伝達 を準用する。
(P210)

第2 乗客等の避難

【消防部、鉄道事業者、警察署】

事業者・警察・消防機関等は、鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、協力し避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は要配慮者を優先して行う。また、消防機関は現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

第3 災害現場周辺の住民の避難

【本部事務局、警察署】

鉄道事故が発生し災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は避難指示等を行う。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第9 避難対策 を準用する。(P249)

第4 救出・救助

【本部事務局、消防部】

本町は、消防等と連携し救出・救助を行う。

- 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。
- 協力者の動員を行う。

本事項については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第8 消防活動 を準用する。(P238)

第5 消火活動

【本部事務局、消防部】

鉄道災害により火災が発生した際、本町は消防機関を主体として、消防活動に優先して人命救助、救出活動を実施する。

第6 応援要請

【本部事務局】

本町は、鉄道事故発生時において、周辺の地方公共団体及び関係機関等と相互の応援協力により適切な応急救助を要請する。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第4 広域応援要請 を準用する。
(P223)

第7 医療救護

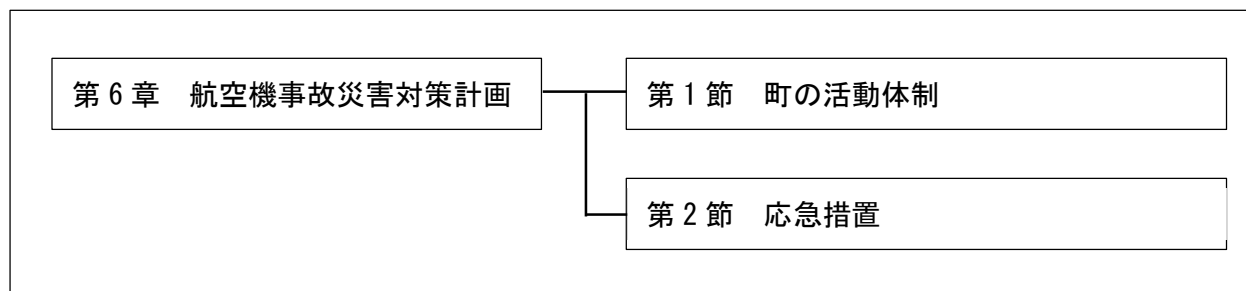
【福祉班】

本町は、町内に鉄道事故が発生した場合、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県をはじめその他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第12 医療救護 を準用する。(P266)

第6章 航空機事故災害対策計画

本計画は、町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合の応急救助対策について定める。

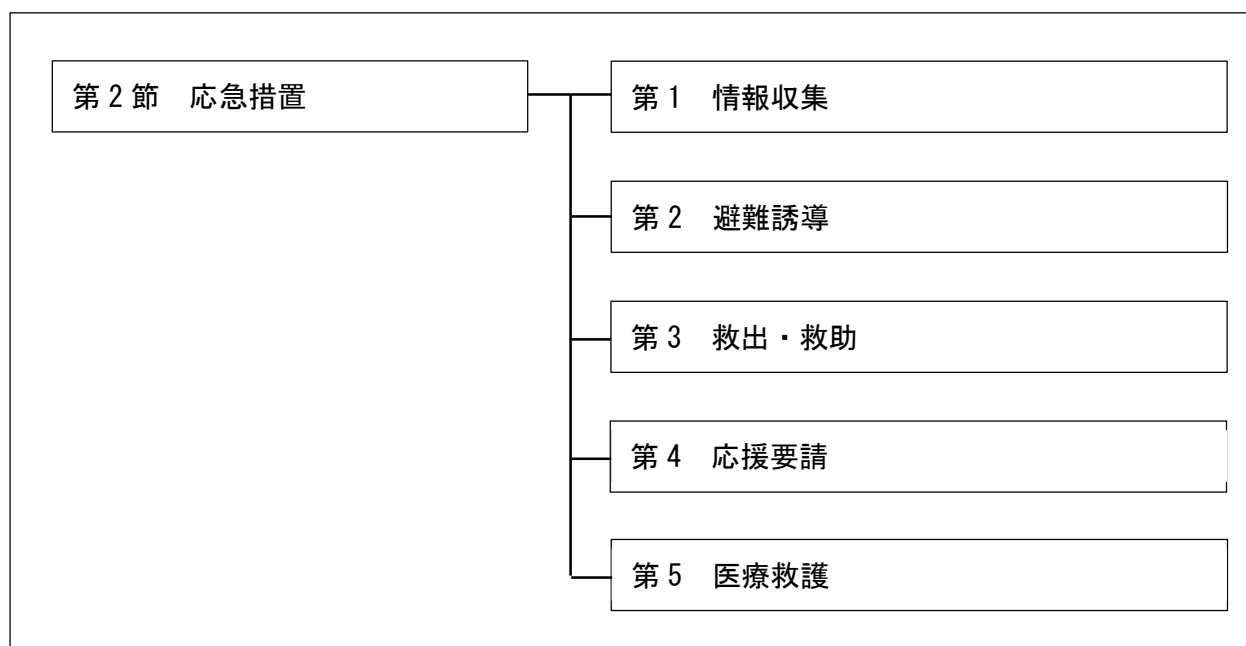


第1節 町の活動体制

【本部事務局】

本町は、町の区域において航空機事故が発生した場合、法令、県計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

第2節 応急措置



第1 情報収集

【本部事務局】

町の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第3 情報の収集・伝達 を準用する。
(P210)

第2 避難誘導

- 2.1 乗客等の避難
- 2.2 災害現場周辺の住民の避難

2.1 乗客等の避難

【消防部、福祉班、警察署】

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

2.2 災害現場周辺の住民の避難

【消防部、福祉班、警察署】

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は避難指示等を行う。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第9 避難対策 を準用する。(P249)

第3 救出・救助

【消防部】

地震災害対策編に準ずるほか、協力者の動員を行う。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第8 消防活動 を準用する。(P238)

第4 応援要請

【総括班】

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第4 広域応援要請、同 第5 自衛隊の災害派遣 を準用する。(P223, 229)

第5 医療救護

【福祉班】

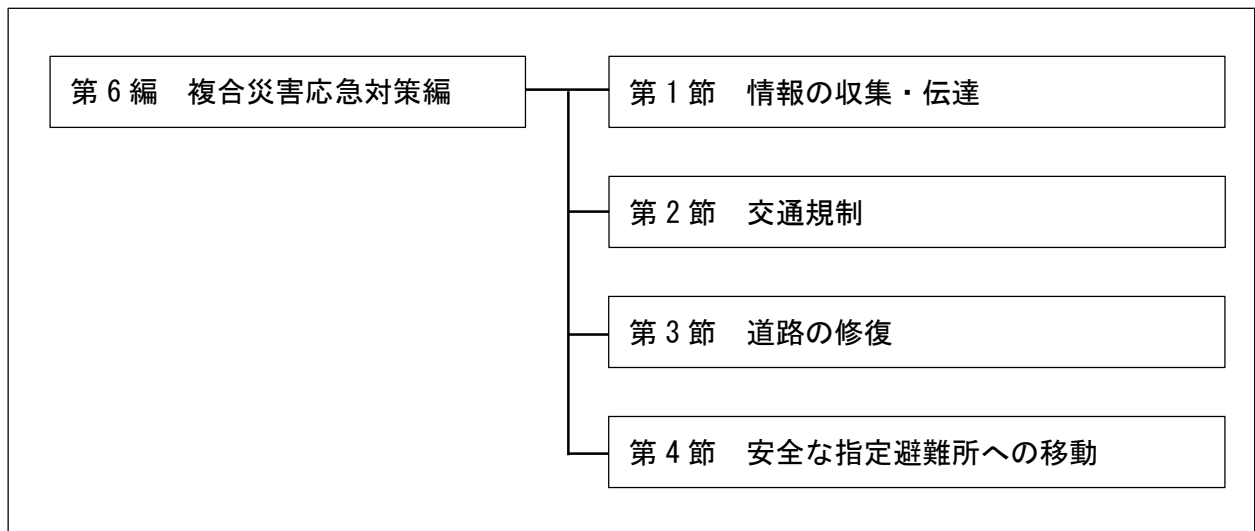
迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

本事項については、
地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第12 医療救護 を準用する。(P266)

複合災害応急対策編

《第6編 複合災害応急対策編》

複合災害による被害を最小限に抑えるため、県及び防災関係機関との連携のもと、情報の収集・伝達、交通対策、緊急輸送道路等の応急復旧、指定避難所の再配置等の応急対策の実施に努める。



第1節 情報の収集・伝達

本町及び県は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

その他の内容については、

地震災害対策編 第1章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第3 情報の収集・伝達 を準用する。
(P210)

第2節 交通規制

【応急復旧班、警察署】

複合災害が発生した場合、浸水、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

第3節 道路の修復

【応急復旧班、県】

複合災害が発生した場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、本町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、(一社)埼玉県建設業協会等による道路の応急補修を実施する。

第4節 安全な指定避難所への移動

【総括班】

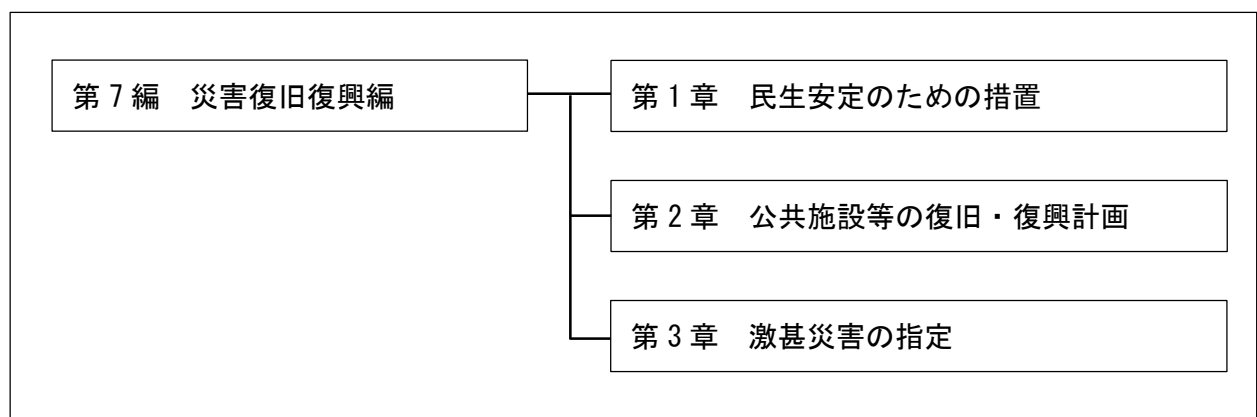
単独の災害時には安全な指定避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。本町は、各指定避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な指定避難所へ移動させる処置を講じる。

災害復旧復興編

《第7編 災害復旧復興編》

災害復旧・復興対策計画は、災害応急対策後における被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置、公共施設等の復旧計画を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るとともに、計画的な復興事業を推進するものである。

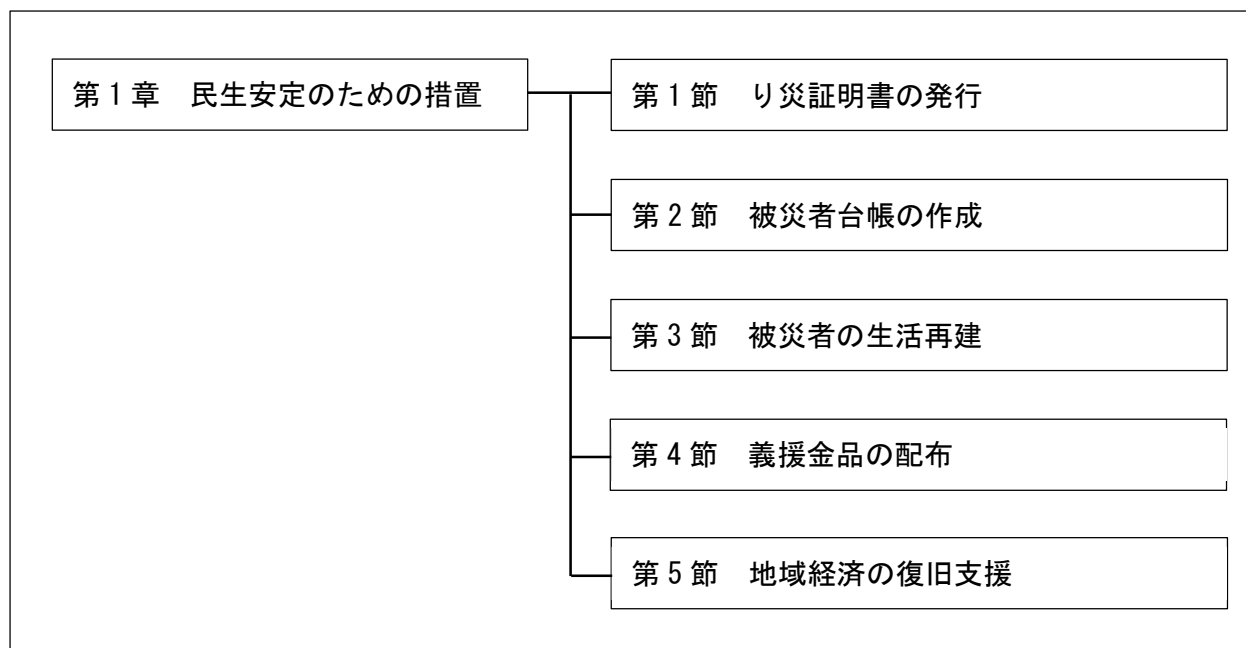
また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる町民が住みやすい共生社会を実現する。



第1章 民生安定のための措置

大規模な災害により、多くの人々が災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

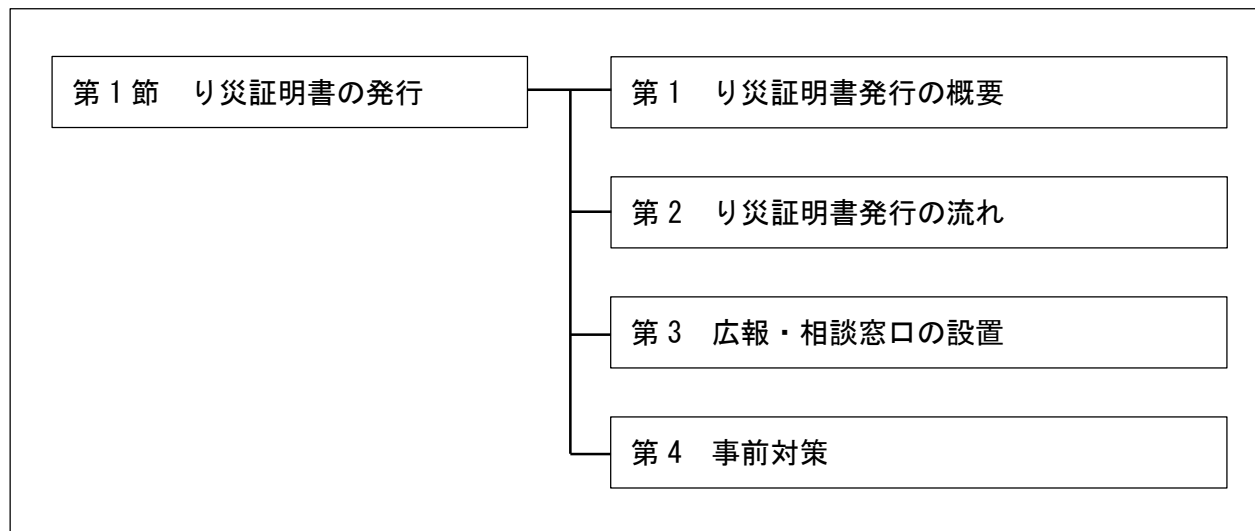
そのため、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係機関と協力して民生安定のための緊急措置を講じる。



第1節 リ災証明書の発行

り災証明は、町税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、現地調査で確認できる程度の被害について証明するものである。

なお、本町及び県は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定やり災証明等の共通化を検討する。



第1 リ災証明書発行の概要

- 1.1 リ災証明の対象
- 1.2 リ災証明を行う者
- 1.3 リ災証明書の発行
- 1.4 証明手数料
- 1.5 リ災証明の様式
- 1.6 被害家屋の判定基準

1.1 り災証明の対象

り災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、町長が行うり災届出証明で対応する。

- 全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水
- 火災による全焼、半焼、水損

1.2 り災証明を行う者

【総括班】

り災証明は、町長が行うものとし、り災証明書の発行事務は、「総括班」が担当する。
ただし、火災によるり災証明は、消防長が行う。

1.3 り災証明書の発行

【総括班】

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記1.2の町長又は消防長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

1.4 証明手数料

【総括班】

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

1.5 り災証明の様式

【総括班】

り災証明の様式は、所定の様式による。

⇒ 資料編 様式24 『被災証明願』（様式集P24）

1.6 被害家屋の判定基準（上記1.1①に係わるもの）

【総括班】

り災証明書を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、概ね1ヶ月以内の状況を基に、「被害家屋損害割合判定表」を作成し、これに基づき実施する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

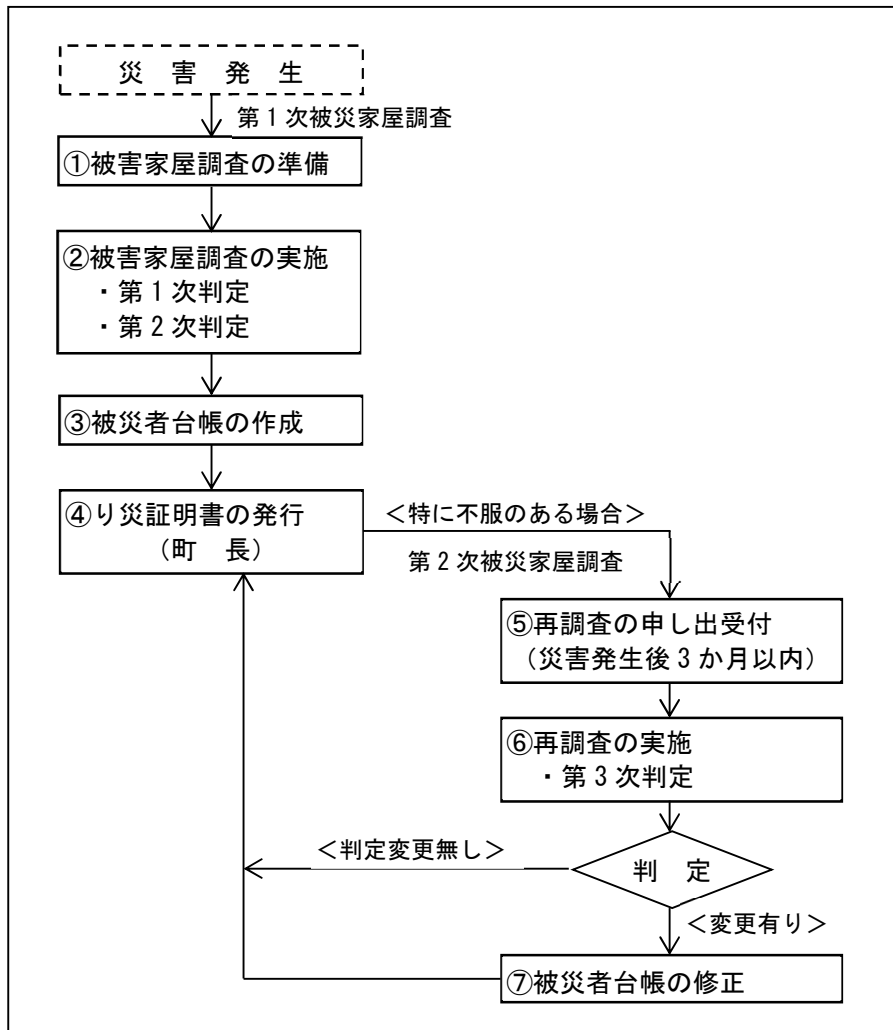
⇒ 資料編 資料2-27 『災害に係る住家の被害認定基準運用指針（資料集P178）』

第2 り災証明書発行の流れ

り災証明書の発行は、次の手順で実施する。

- 2.1 被害家屋調査の事前準備
- 2.2 被害家屋調査の実施
- 2.3 被災者台帳の作成
- 2.4 り災証明書の発行
- 2.5 再調査の申し出と調査の実施

■ り災証明書発行の流れ



2.1 被害家屋調査の事前準備

【総括班、調査広報班、応急復旧班】

被害家屋調査は、「調査広報班」及び「応急復旧班」が実施するものとし、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

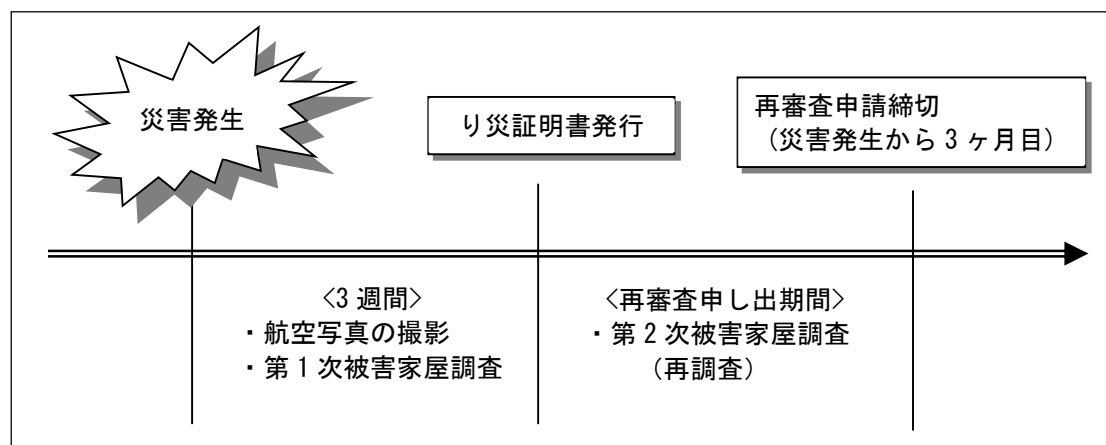
項目	内容
被害地域の航空写真の撮影準備	○県を通じて、本町全域の発災後の航空写真の有無を確認する。 ○撮影されていない場合は、必要に応じて関係業者に撮影を依頼する。
事前調査の実施	調査計画を検討するため「調査広報班」に収集された被災家屋情報を参考に町における被害の全体状況を把握する。
調査概要の検討及び調査全体計画の策定	内閣府が作成した「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考に、現地調査を実施するための手順書を作成する。
調査員の確保	○町職員の確保 ○ボランティア調査員（民間建築士等）の手配 ○相互応援協定を締結している市町村への応援職員派遣要請 ○「調査チーム」の編成と調査地区割りの検討
調査備品等の準備	○調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等） ○調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図） ○調査員運搬車両の確保、手配 ○他都市応援職員等の宿泊所の確保

2.2 被害家屋調査の実施

【総括班、調査広報班、応急復旧班】

被害家屋調査は、次の手順で実施する。

■調査の手順



項目	内容
調査方法	<p>○航空写真の撮影 関係機関が災害発生後2週間以内に撮影した被災地の航空写真(1/4,000~1/5,000)を入手する(適当な航空写真がない場合には必要に応じ町独自で関係業者に撮影を依頼する)。</p> <p>○第1次被害家屋調査 被害家屋を対象に外観から目視調査を行う。</p> <p>○第2次被害家屋調査 第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに立入調査を実施する。</p>
「調査チーム」の編成	<p>○2人1組で調査を実施する。</p> <p>○調査員は、町職員及びボランティア調査員とする。</p> <p>○必要がある場合は、他市町村職員の応援派遣の要請をする。</p>

2.3 被災者台帳の作成

【総括班、調査広報班、応急復旧班】

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民基本台帳等のデータを集積した被災者台帳を作成し、り災証明書発行の基本台帳とする。なお、台帳の整備にあたり、住民基本台帳の利用は、個人情報利用目的の範囲内として許容されている。

2.4 り災証明書の発行

【総括班】

被災者台帳に基づき、町長は申請のあった被災者に対し、遅滞なくり災証明書を発行する。

2.5 再調査の申し出と調査の実施

【総括班、調査広報班、応急復旧班】

被災者は、り災証明書の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から3ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、り災証明書を発行する。同時に、被災者台帳及びり災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、「調査チーム」内に判定委員会(町長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成)を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定する。

第3 広報・相談窓口の設置

【調査広報班、住民相談班】

「調査広報班」は、り災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。その際には、被災後に実施される被災建築物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを正確に被災者へ伝達する。

また、「住民相談班」は、り災証明書に関する相談窓口を町役場に設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

第4 事前対策

【調査広報班、応急復旧班】

り災証明書発行の事前対策は次のとおりである。

項目	内容
被害家屋調査員の登録	被害家屋調査を行うための職員及びボランティア調査員を事前に登録しておく。
判定基準等の研修	民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。
協力体制の確立	災害発生時、県や他市町村間との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。
調査携帯物品等の備蓄	日頃から「調査広報班」及び「応急復旧班」に、傾斜計、コンベックス（メジャー）等調査携帯物品を備蓄しておく。

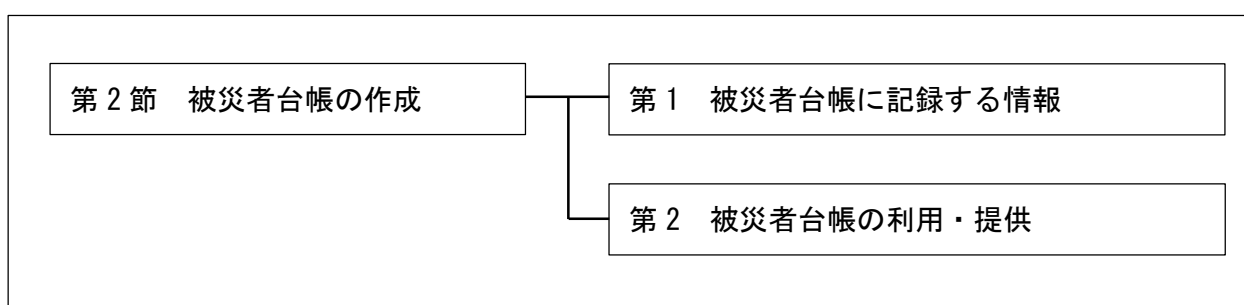
第2節 被災者台帳の作成

災害対策基本法の第90条の4により、災害による被災者の統合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

また、被災者台帳の作成にあたり、必要な個人情報を利用する。

さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

なお、本町及び県は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、被災者台帳等の共通化を検討する。



第1 被災者台帳に記録する情報

【本部事務局】

被災者台帳に記録する情報は以下のとおりである。

項目	内容
被災者台帳の記載 (記録) 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所又は居所 ○住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況 ○援護の実施の状況 ○要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ○その他（内閣府令で定める事項）

第2 被災者台帳の利用・提供

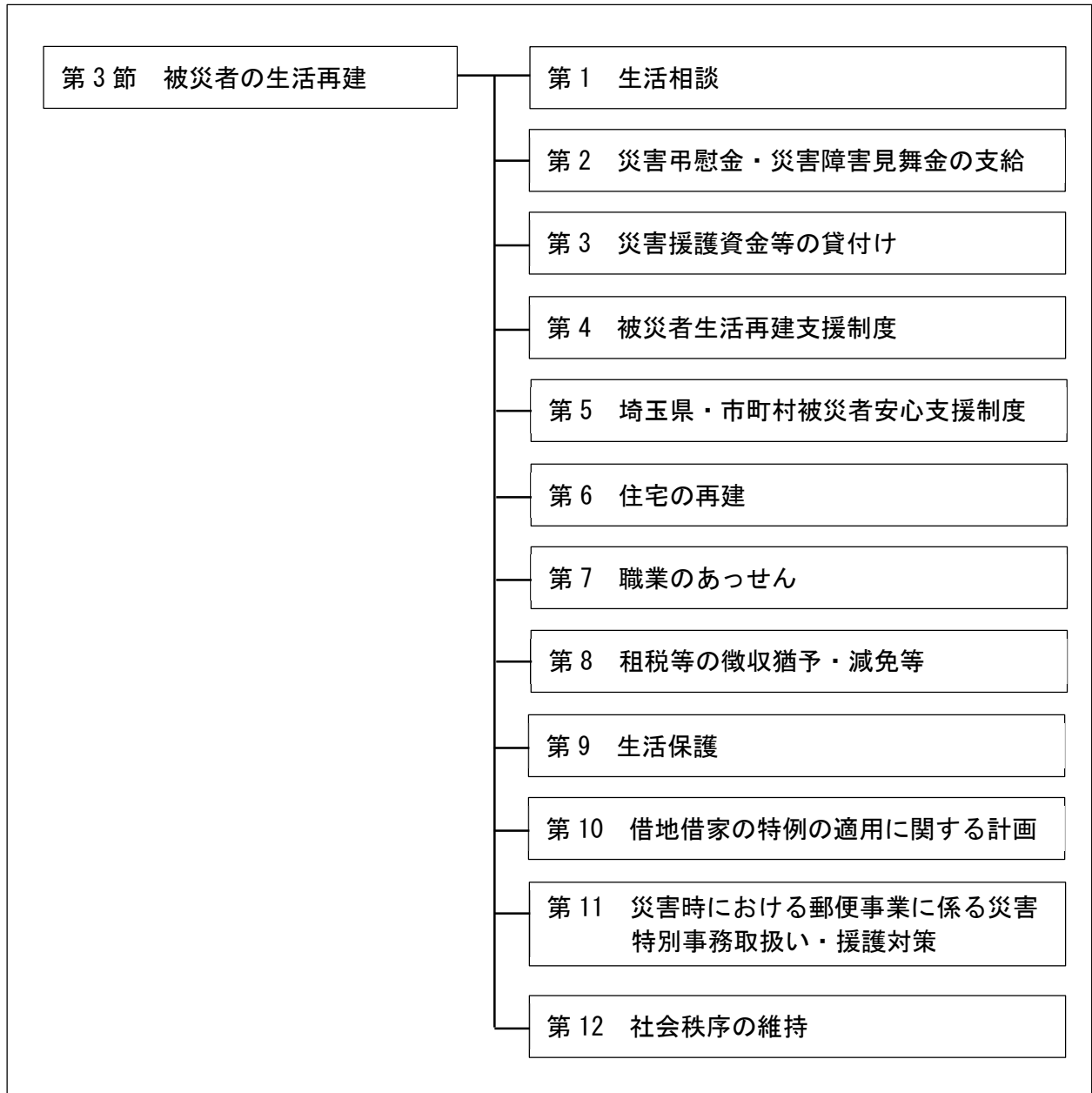
【本部事務局】

町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第3節 被災者の生活再建

災害により被害を受けた町民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講じる。



第1 生活相談

被災者の生活再建を支援するため、町役場、指定避難所等において災害応急対策に引き続き生活相談を受付ける。

本町、県及び国は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1.1 町民サポートセンター（仮称）の開設

1.2 尋ね人相談

1.1 町民サポートセンター（仮称）の開設

【住民相談班、本部事務局】

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、本町は、「町民サポートセンター（仮称）」を開設する。町民サポートセンターでは、概ね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

項目	内容
各種手続きの 総合窓口	見舞金の交付、資金貸付け、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。
各専門分野での 相談	○「住民相談班」は、関係各班と協力して、医療、保健（精神保健を含む）、福祉、住宅などに関する専門的な相談の対応に努める。 ○本町だけの対応では相談内容に的確に対応できない場合には、国及び県の担当部局や必要に応じてライフライン関係者と連携し、専門家を派遣してもらえるようにする。
法律相談の実施	弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。
情報の提供	自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報によって提供する。
留意事項	○被災者からの要望を『聞きっぱなし』に終わらせることのないようにする。 ○必要に応じて指定避難所の巡回相談を行う。 ○要配慮者に対応する職員を専任で配置する。

1.2 尋ね人相談

【住民相談班、本部事務局】

(1) 相談窓口の開設

項目	内容
正確な情報の把握	「本部事務局」は、発災直後から各部・各班はもとより、警察、消防、医療等関係機関、指定避難所、住民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集し「住民相談班」に伝達する。
町民からの相談対応	「住民相談班」は、「本部事務局」が収集した被災者に関する情報を整理し、尋ね人に関する「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を「町民サポートセンター」に移設する。

(2) 情報の提供

項目	内容
情報の提供手段	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用 ○臨時広報等の発行、指定避難所等への掲示 ○町公式 HP の活用 ○東日本電信電話株式会社の「災害用伝言ダイヤル（171）」の活用（資料編参照）

⇒ 資料編 資料 2-21 『災害用伝言ダイヤル“171”』（資料集 P160）

第2 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

【総括班】

本町は、町民が自然災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する。

町民が死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体に著しい障害を受けた場合、その者に対して災害障害見舞金を支給する。

なお、災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給の詳細については、資料編参照のこと。

⇒ 資料編 資料 1-4 『寄居町災害弔慰金の支給等に関する条例』（資料集 P5）
資料編 資料 1-5 『寄居町災害見舞金支給条例』（資料集 P9）

第3 災害援護資金等の貸付け

本町は、災害により住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修の整備に必要な資金を貸付ける他、被害を受け生業の根底を失った者に対し、災害援護資金や、生活福祉資金の貸付けをもって住居の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

- 3.1 災害援護資金
- 3.2 生活福祉資金
- 3.3 資金貸付け条件の緩和等の措置

3.1 災害援護資金

【住民相談班、福祉班、県】

本町は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。なお、災害援護資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。

⇒ 資料編 資料 2-22 『生活再建援護制度』（資料集 P162）

3.2 生活福祉資金

【県】

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更正させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金を予算の範囲内において貸付けを行う。

なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。

⇒ 資料編 資料 2-22 『生活再建援護制度』（資料集 P162）

3.3 資金貸付け条件の緩和等の措置

【住民相談班、福祉班、県】

災害援護資金、住宅資金は、借入者の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合は、重複して貸付けることができる。また、被害の状況によって据置期間を2年以内の期間で延長することができる。なお、この資金は他の資金から借り入れることができない者に対し貸付けるものである。

第4 被災者生活再建支援制度

- 4.1 制度の概要
- 4.2 支援金の支給

4.1 制度の概要

【住民相談班】

地震、風水害等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

なお、支給に関する詳細については、資料編参照のこと。

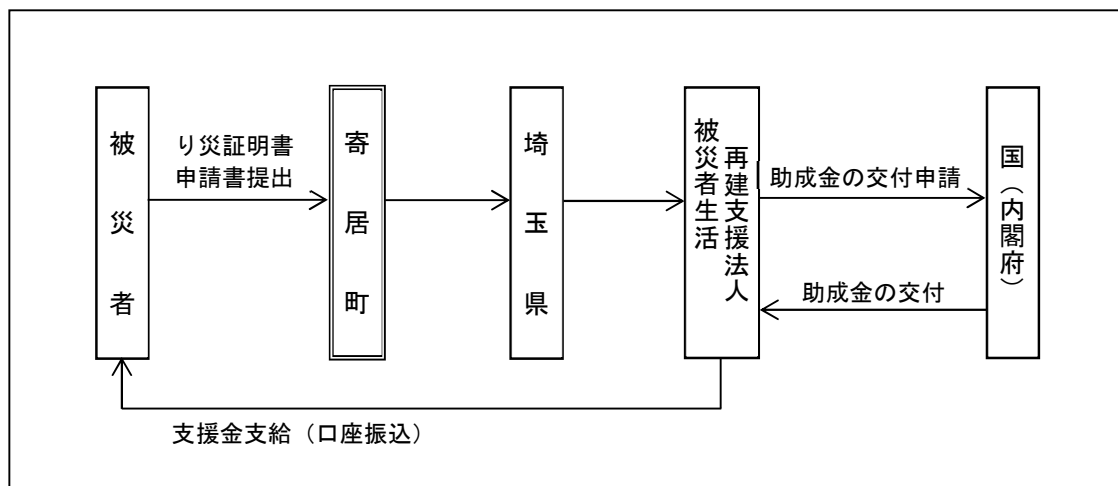
⇒ 資料編 資料 2-22 『生活再建援護制度』（資料集 P162）

4.2 支援金の支給

【住民相談班】

「町民サポートセンター」は、被害世帯の支給申請の受け付けを行い、被災者台帳、り災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

■支援金の支給手続



第5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

5.1 制度の概要

5.2 支援金の支給手続

5.1 制度の概要

【総括班、県】

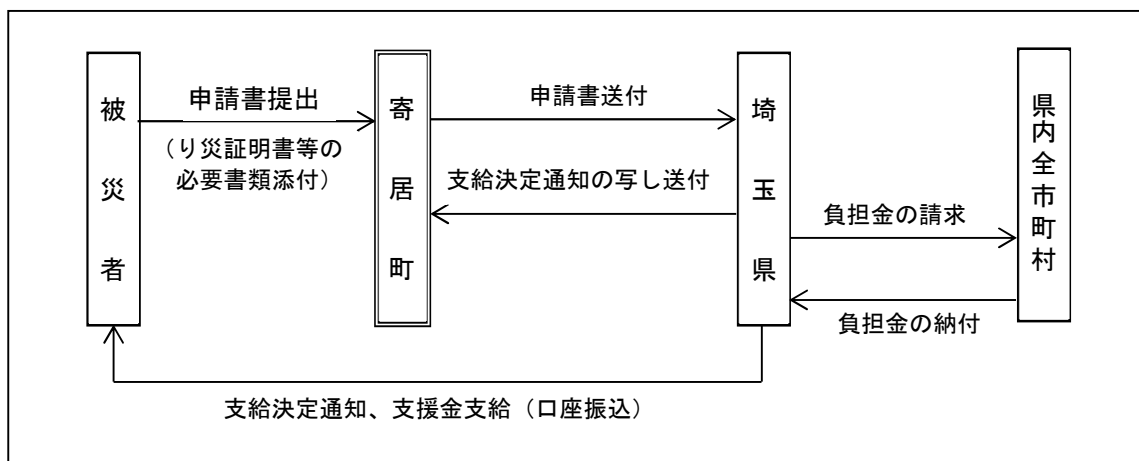
法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にもかかわらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、埼玉県独自の制度により法と同様の支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

5.2 支援金の支給手続

【総括班、県】

本町は、被害世帯の支給申請の受け付けを行い、被災者台帳、り災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。



第6 住宅の再建

火災、地震等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、再建に向けた支援を行う。

- 6.1 災害復興住宅資金に基づく資金貸付けの紹介
- 6.2 県・町の措置
- 6.3 災害公営住宅の建設

6.1 災害復興住宅資金に基づく資金貸付けの紹介

【住民相談班】

住民相談班は、住宅金融支援機構法の規定により、(独)住宅金融支援機構が行う災害復興住宅資金の融資を町民向けに紹介する。

6.2 県・町の措置

【住民相談班、応急復旧班、県】

(1) 災害復興住宅資金

県及び本町は、災害地の滅失家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

(2) 災害特別貸付金

災害によって滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合は、町長はり災者の希望によって災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申込み希望者に対して借入れの指導を行う。

6.3 災害公営住宅の建設

【応急復旧班、県】

応急復旧班及び県は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、被災状況に応じて公営住宅法に基づき災害公営住宅の建設を検討する。

第7 職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされたり災者に対する職業のあっせんについて、本町は離職者の状況を把握し、埼玉労働局（熊谷公共職業安定所）に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施についても埼玉労働局（熊谷公共職業安定所）に要請する。なお、上記の事務については「よりいジョブセンター」と連携を図りながら実施する。

- 7.1 公共職業安定所による職業のあっせん
- 7.2 雇用保険の失業給付に関する特別措置
- 7.3 不払い賃金の立替え払い
- 7.4 被災者の働く場の確保

7.1 公共職業安定所による職業のあっせん

【埼玉労働局】

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じる。

項目	内容
被災者に対する職業あっせん等	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者のための臨時職業相談窓口の設置 ○公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施 ○職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

7.2 雇用保険の失業給付に関する特別措置

【埼玉労働局】

(1) 証明書による失業の認定

埼玉労働局は、災害によって失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書によって失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

埼玉労働局は、所管地域において発生した災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業しているとみなして基本手当を支給する。

7.3 不払い賃金の立替え払い

【埼玉労働局】

埼玉労働局は、災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、賃金の支払確保に関する法律の要件を充たす限り、労働者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替払いするための手続きをとる。

7.4 被災者の働く場の確保

【地域支援班】

本町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

第8 租税等の徴収猶予・減免等

り災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下、「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法、国民年金法等の法令及び条例等の規定に基づき、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。

- 8.1 町税の徴収猶予・減免
- 8.2 国税等の徴収猶予・減免
- 8.3 国民年金保険料の免除
- 8.4 保育料の減額
- 8.5 介護保険料の徴収猶予・減免

8.1 町税の徴収猶予・減免

【調査広報班、住民相談班】

町長は、り災した納税義務者等に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(1) 期限の延長（町税条例 第18条の2の規定により）

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付もしくは納入することが出来ないと認められるときは、次の方法により災害発生後2ヶ月以内（特別徴収義務者については30日以内）に限り当該期間を延長する。

- 災害が広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- その他の場合、り災納税義務者等による申請があったときは、町長は速やかに納付期限を延長する。

(2) 徴収猶予（地方税法 第15条の規定により）

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、町税を期間内に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等（地方税法 第15条の規定により）

災害により被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

り災した納税義務者等に対し必要があると認める場合、該当する各税目について次により減免を行う。

項目	内容
町民税 (町税条例 第51条の規定により)	り災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。
固定資産税 (町税条例 第71条の規定により)	り災した固定資産(土地、家屋、償却資産)の被災程度に応じて減免を行う。

8.2 国税等の徴収猶予・減免

【調査広報班、住民相談班、福祉班、県】

町、国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、国税地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(1) 徴収猶予(地方税法 第15条の規定により)

災害により財産に損害を受けた納税義務者が保険税を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

(2) 減免(町国民健康保険税条例 第24条の規定により)

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。なお、保険税の納付期限の7日前までに申請を提出した後、同措置を行う。

8.3 国民年金保険料の免除

【調査広報班、住民相談班、福祉班】

(国民年金法 第90条の規定により)

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、町が内容審査の上、社会保険事務所に免除申請者を進達する。

8.4 保育料の減免

【調査広報班、住民相談班、保育班】

(町保育料等の徴収に関する規則 第4条の規定により)

災害により損失を受けた場合には、その損失の程度に応じて減免する。

8.5 介護保険料の徴収猶予・減免

【調査広報班、住民相談班、福祉班】

(1) 徴収猶予(大里広域市町村圏組合介護保険条例 第8条の規定により)

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

(2) 減免（大里広域市町村圏組合介護保険条例 第9条の規定により）

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。なお、保険料の納付期限の7日前までに申請を提出した後、同措置を行う。

第9 生活保護

【福祉班】

本町及び県は、被災者の生活確保のため、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上、困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講じる。

第10 借地借家の特例の適用に関する計画

10.1 計画方針

10.2 適用基準

10.3 適用手続

10.1 計画方針

【総括班】

本部長（町長）は、災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されるおそれのあるときは、迅速適切に「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」の適用を図る。

10.2 適用基準

【総括班】

災害が一定規模以上である場合、本部長（町長）の意見の申し出に基づきり災都市借地借家臨時処理法第25条の2に定める政令を受けて、借地借家制度の特例が適用される。

10.3 適用手続

【総括班】

本部長（町長）は、借地借家制度の特例の適用を申請しようとするときは、所定の申請書を用いて、国土交通大臣あてに申請する。

第11 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い・援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- 11.1 被災者に対する郵便葉書などの無償交付
- 11.2 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除
- 11.3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 11.4 利用の制限・業務の停止

11.1 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

11.2 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

11.3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

11.4 利用の制限・業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第12 社会秩序の維持

災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

12.1 社会秩序の維持

12.2 物価の安定等に関する活動

12.1 社会秩序の維持

【警察署、住民相談班】

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

そのため、本町は社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、社会秩序維持について万全を期する。

12.2 物価の安定等に関する活動

【地域支援班、住民相談班】

本町は、災害後の物価の高騰、悪質商法等を抑え、町民が安心して生活できるよう、必要に応じて次のような活動を実施する。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視

「地域支援班」は、定期的に物価を監視するため、商工会等商工業関係団体等と連携して生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

(2) 消費生活相談所の開設

「地域支援班」は「住民相談班」と連携して、指定避難所等に臨時の消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 便乗値上げ等の是正指導

「地域支援班」は、物価の監視の結果、便乗値上げや買占め、売惜しみ等の不適正な行為が行われている場合は、県、国と連携して是正指導等を行う。

(4) 早期営業再開・物資安定供給の要請

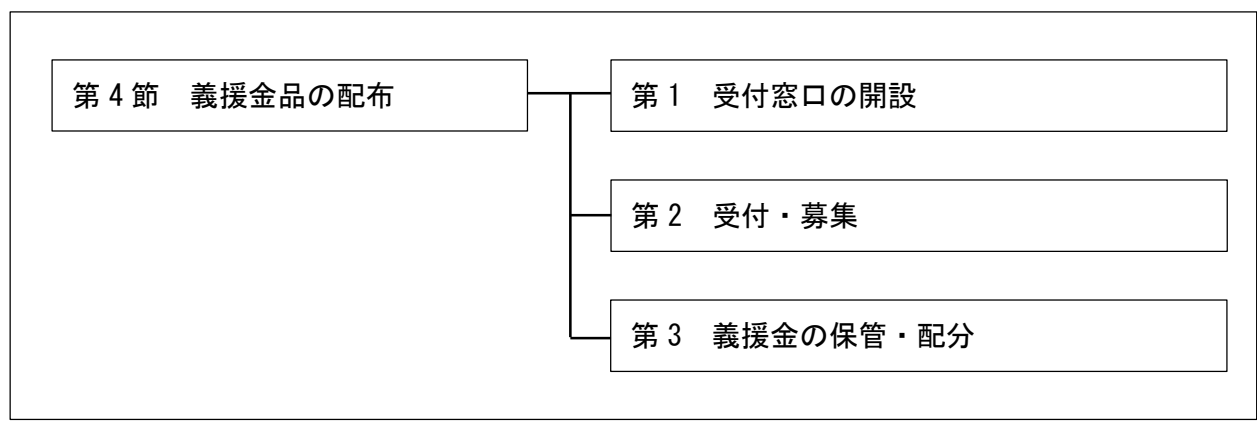
「地域支援班」は、商工会等商工業関係団体等と連携して、町内の量販店、商店街等の事業者に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請するとともに、被災企業に対して早期事業再開の支援策を検討する。

第4節 義援金品の配布

本町は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保する。

また、義援金配分委員会（以下、「配分委員会」という。）を組織し十分に協議の上、配分計画を定める。なお、配分委員会の設置については、資料編を参照のこと。

⇒ 資料編 資料 1-37 『義援金配分委員会の設置について（事例）』（資料集 P113）
資料編 資料 1-38 『仙台市災害義援金配分委員会設置要綱』（資料集 P114）



第1 受付窓口の開設

【総括班、福祉班】

本町は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け取るほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け取る。

義援金の窓口は、「総括班」が担当し、救援物資の窓口は、「福祉班」が担当する。

第2 受付・募集

- 2.1 義援金品の受付
- 2.2 義援金品の募集

2.1 義援金品の受付

【総括班、福祉班】

(1) 義援金品の受付

義援金品の受付は、「福祉班」及び「総括班」が行う。

受付は、原則として本町が開設した窓口及び銀行振込みとする。

(2) 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

(3) 委員会への報告

「福祉班」及び「総括班」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

2.2 義援金品の募集

【調査広報班】

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「調査広報班」が本町の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

第3 義援金の保管・配分

【総括班】

「総括班」は送金された義援金を保管し、配分委員会の計画に基づき配分する。

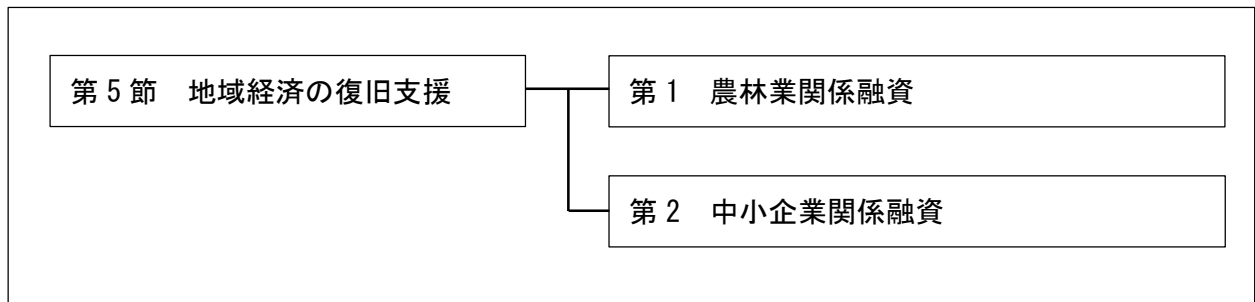
項目	内容
義援金の保管及び配分	<ul style="list-style-type: none"> ○寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。 また、義援品については備蓄倉庫に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。 ○配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。 ○「総括班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。 また義援品については、地区長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。 ○寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受付けた場合、各配分先の責任において処理する。 ○被災者に対し、町の広報紙、住民組織及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。 ○義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。 ○「総括班」は、被災者への配分状況について、配分委員会に報告する。

第5節 地域経済の復旧支援

災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。

また、農業保険法に基づき、農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。

なお、融資にあたっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。



第1 農林業関係融資

災害によって被害を受けた農林業者又は団体に対して復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法、及び埼玉県農業災害対策特別措置条例によって融資する。

- 1.1 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資
- 1.2 株式会社日本政策金融公庫資金
- 1.3 埼玉県農業災害対策特別措置条例第3条に基づく資金融資
- 1.4 農業災害補償

1.1 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資

【地域支援班、県】

天災融資法に基づく資金融資の詳細については、資料編参照のこと。

⇒ 資料編 資料 2-22 『生活再建援護制度』（資料集 P162）

1.2 株式会社日本政策金融公庫資金

【地域支援班、県】

日本政策金融公庫資金の詳細については、資料編参照のこと。

⇒ 資料編 資料 2-22 『生活再建援護制度』（資料集 P162）

1.3 埼玉県農業災害対策特別措置条例第3条に基づく資金融資

【地域支援班、県】

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の詳細については、資料編参照のこと。

⇒ 資料編 資料 2-22 『生活再建援護制度』（資料集 P162）

1.4 農業災害補償

【地域支援班、県】

「地域支援班」は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の保証業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう措置する。

⇒ 資料編 資料 2-22 『生活再建援護制度』（資料集 P162）

第2 中小企業関係融資

被災した中小企業は、県の災害対策緊急融資資金等の復興資金の貸付け制度を利用できる。

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付け、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を講じ、国に対しても要望する。

- 2.1 資金需要の把握連絡通報
- 2.2 資金貸付けの簡易迅速化・条件の緩和等の措置
- 2.3 埼玉県の措置
- 2.4 被災事業主に関する対策
- 2.5 被災中小企業支援に関する広報の実施

2.1 資金需要の把握連絡通報

【地域支援班】

「地域支援班」は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

2.2 資金貸付けの簡易迅速化・条件の緩和等の措置

【地域支援班】

「地域支援班」は、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付け手続きの簡易迅速化、貸付け条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

2.3 埼玉県の措置

【地域支援班、県】

県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施する。

また、一般金融機関及び政府系金融機関により災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請する。

「地域支援班」は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるように県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

なお、経営安定資金（災害復旧資金）の詳細については、資料編参照のこと。

項目	内容
中小企業関係融資	<ul style="list-style-type: none"> ○被災中小企業に対する復興資金の貸付け ○小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間の特例 ○日本政策金融公庫の災害貸付け ○商工組合中央金庫の貸付け

⇒ 資料編 資料 2-22 『生活再建援護制度』（資料集 P162）

2.4 被災事業主に関する対策

【地域支援班】

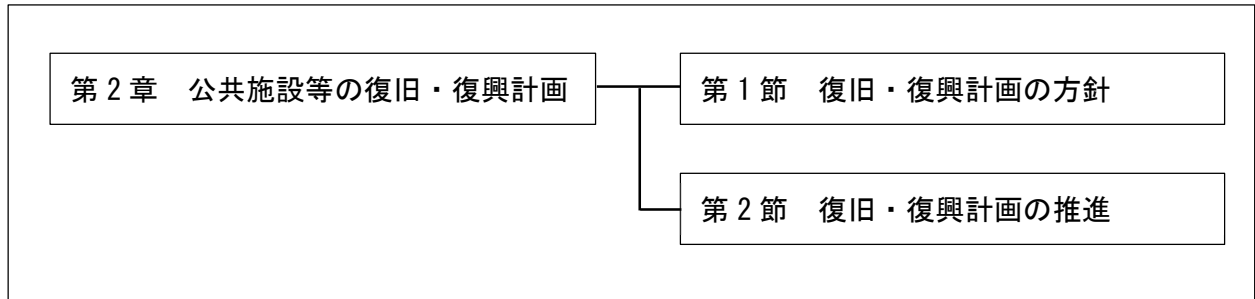
被害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

2.5 被災中小企業支援に関する広報の実施

【地域支援班】

本町は、関係機関による被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、必要に応じて相談窓口等を設置する。

第2章 公共施設等の復旧・復興計画

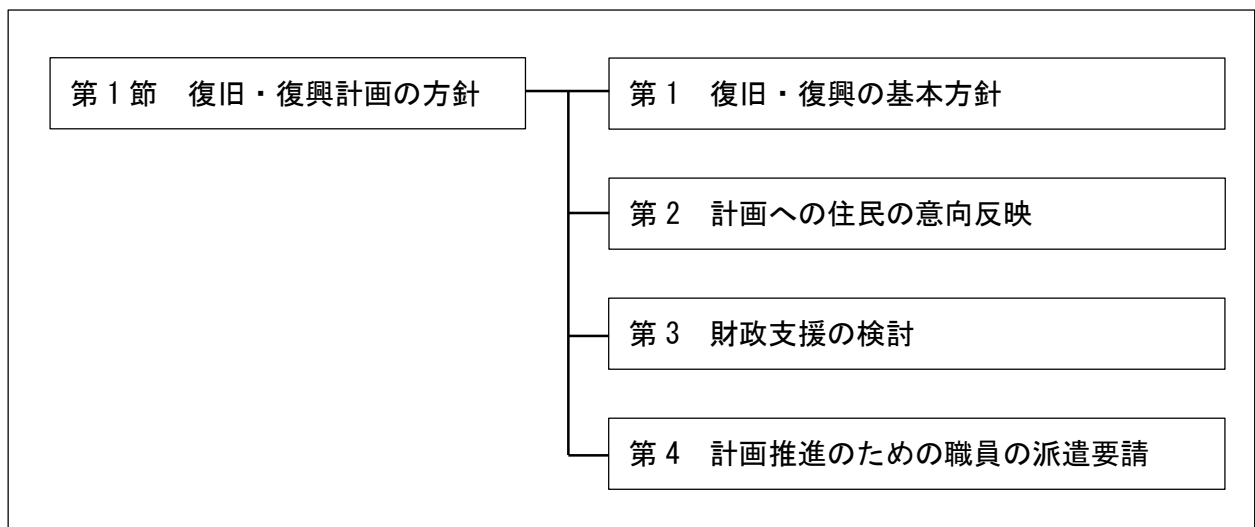


第1節 復旧・復興計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

本町は、発災後は速やかに町所管施設を復旧し、国・県の施策等との連携を図りながら、震災応急対策の段階から復興を見据えた支援策の立案などの環境整備を行う。

また、復旧・復興にあたっては国・県が支援する等適切な役割分担の下、町民の意向を尊重し、被災地における生活の再建及び経済の復興を図り、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進する。



第1 復旧・復興の基本方針

本町は、被災の状況、地域の特性、関連公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指す災害に強いまちづくり等の中長期的課題への取組についても早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

- 1.1 迅速な意思決定等
- 1.2 事前復旧対策の検討
- 1.3 関係機関との連携

1.1 迅速な意思決定等

【本部事務局】

災害発生後、町の被害状況を的確に把握・分析し、現状復旧を進める。復旧の見通しが立った時点において直ちに「災害復興検討委員会（仮称）」を設置し、復興方針・計画の策定、関連事務手続きなどを実施する。

1.2 事前復旧対策の検討

【本部事務局】

復旧に関する行政上の手続き、事業実施に伴う人材の確保や、情報収集、処理等に多くの時間と作業が伴うことから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事前に確認し、過去の災害事例等を通し事前に処理できる項目については事前対策を実施する。

1.3 関係機関との連携

【本部事務局】

復旧に関する行政上の手続きを迅速に進めるために、事前に関係機関との連携強化を図る。

第2 計画への住民の意向反映

被災地の復旧・復興は、町が主体となって町民の意向を尊重し、計画的に行う。

2.1 町民ニーズの把握

2.2 復興計画への反映

2.1 町民ニーズの把握

【本部事務局】

町民が望む復旧へのニーズを迅速に把握し、復旧計画に反映する。

2.2 復興計画への反映

【本部事務局】

防災に強いまちづくりを踏まえた復興計画は町民の利害関係に大きく影響することから、町民の意向を十分に反映した復興計画の策定に努める。

第3 財政支援の検討

【本部事務局】

町の災害応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、国・県に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援を求める。

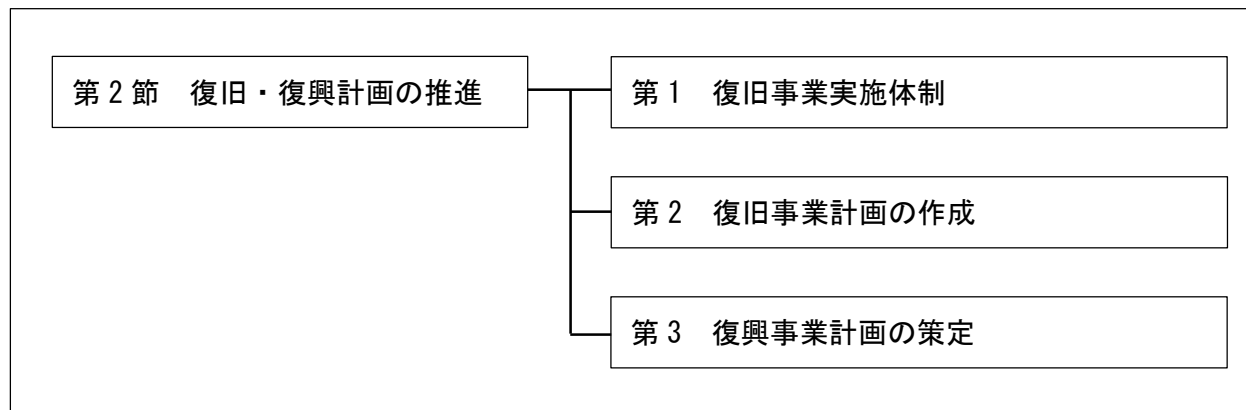
第4 計画推進のための職員の派遣要請

【本部事務局】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 復旧・復興計画の推進

復旧・復興計画は、災害応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成及び復興計画の策定等により推進を図る。



第1 復旧事業実施体制

【各班共通】

本町は、災害により被害を受けた施設の復旧事業を迅速に行うため、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講じる。

第2 復旧事業計画の策定

本町は、災害応急対策を実施した後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

- 2.1 災害の再発防止
- 2.2 緊急査定の実施
- 2.3 災害復旧事業期間の短縮
- 2.4 復旧事業の促進
- 2.5 公共土木施設災害復旧

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ・河川公共土木施設復旧事業計画
 - ・砂防設備復旧事業計画
 - ・林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - ・道路公共土木施設復旧事業計画
- 農林水産業施設復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 復旧上必要な金融その他資金計画
- その他の計画

2.1 災害の再発防止

【各班共通】

本町は、復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

2.2 緊急査定の実施

【各班共通】

本町は、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

2.3 災害復旧事業期間の短縮

【各班共通】

本町は、復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2.4 復旧事業の促進

【各班共通】

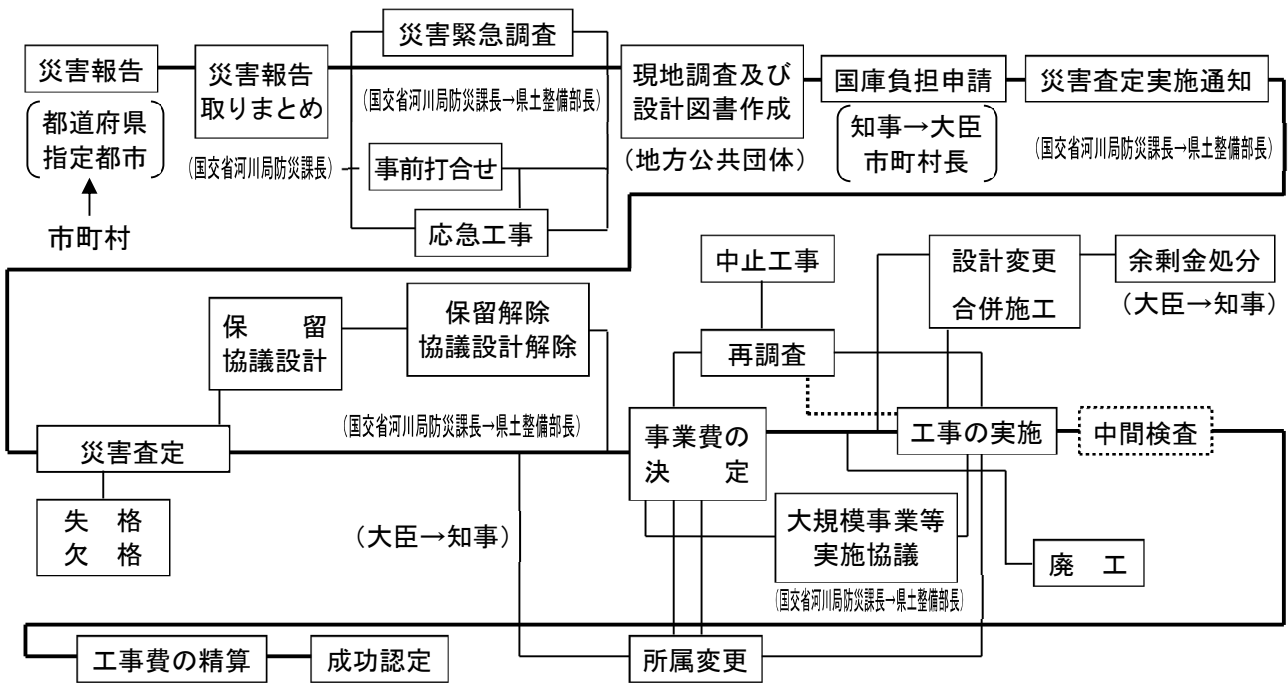
本町は、復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置を講じ、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

2.5 公共土木施設災害復旧

【各班共通】

公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、橋梁、道路）の取扱手続は次のとおりである。

■公共土木施設災害復旧の取扱手続



第3 復興計画の策定

災害復旧を進めた後に、被災地域の再建に関する復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

また、復興計画の迅速・的確な策定と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

- 3.1 災害復興対策本部の設置
- 3.2 災害復興方針の策定
- 3.3 災害復興計画の策定

3.1 災害復興対策本部の設置

【各班共通】

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

また、災害復興に関する技術的な支援を受けるため必要に応じて県職員の派遣を要請する。

3.2 災害復興方針の策定

【各班共通】

関係者で構成される「災害復興検討委員会（仮称）」を設置し、災害復興方針を策定する。なお、国、県等の上位機関が災害復興方針を策定する場合は、これに即した内容とする。災害復興方針を策定した場合は、その内容を町民に公表する。

3.3 災害復興計画の策定

【各班共通】

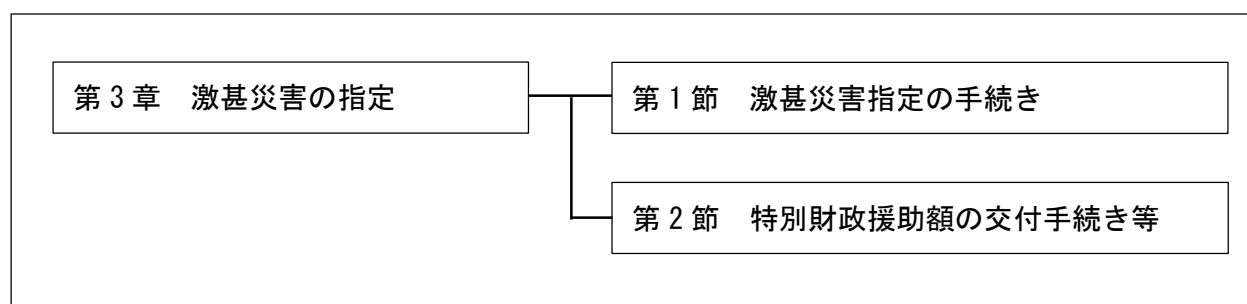
災害復興方針に基づき、復興に係る町の最上位計画として、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

項目	内容
市街地復興計画のための行政上の手続きの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法第84条建築制限区域の指定 本町は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。 ○被災市街地復興特別措置法上の手続き 本町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

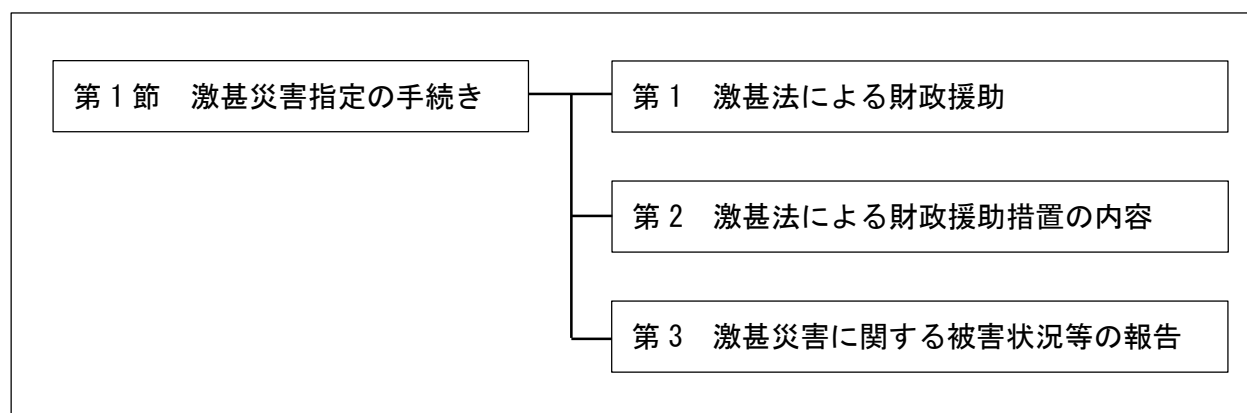
項 目	内 容
災害復興事業の実施	○専管部署又はプロジェクトチームの設置 本町は、災害復興に関する専管部署又はプロジェクトチームを設置する。 ○災害復興事業の実施 本町は、災害復興計画に基づき、災害復興事業を実施する。

第3章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。



第1節 激甚災害指定の手続き



第1 激甚法による財政援助

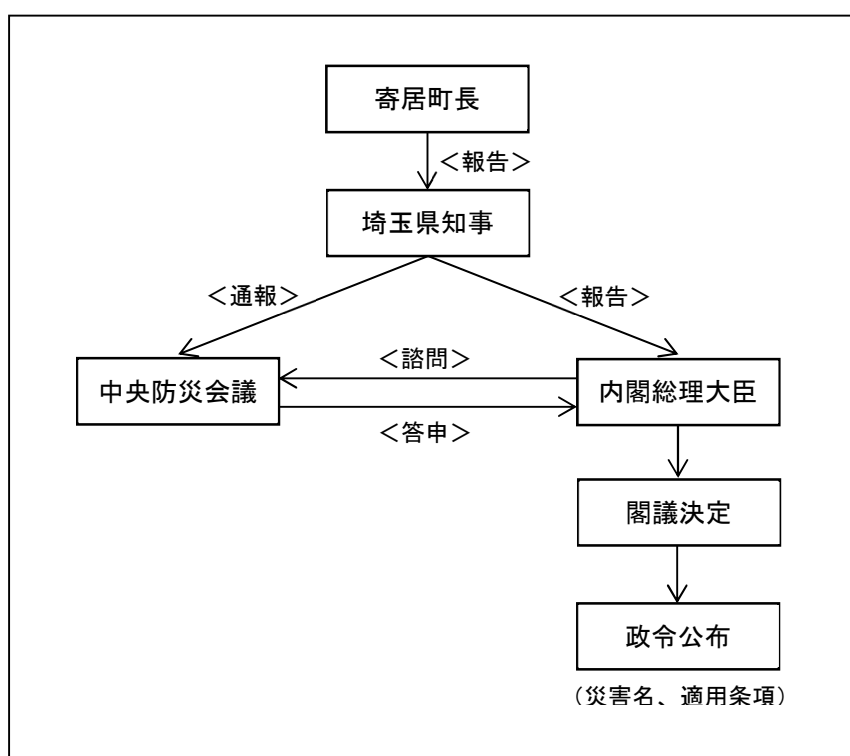
【本部事務局】

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化、及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚法が制定されている。

この法律は激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

激甚災害が発生した場合には、県及び本町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

■激甚災害指定の流れ



第2 激甚法による財政援助措置の内容

【本部事務局】

激甚法による財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

項目	内容
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	①公共土木施設災害復旧事業
	②公共土木施設復旧事業関連事業
	③公立学校施設災害復旧事業
	④公営住宅災害復旧事業
	⑤生活保護施設災害復旧事業
	⑥児童福祉施設災害復旧事業
	⑦老人福祉施設災害復旧事業
	⑧身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
	⑨障害者支援施設等災害復旧事業
	⑩婦人保護施設災害復旧事業
	⑪感染症指定医療機関災害復旧事業
	⑫感染症予防事業
	⑬堆積土砂排除事業
	⑭たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	①農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
	②農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
	③開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
	④天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
	⑤森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
	⑥土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
	⑦共同利用小型漁船の建造費の補助
	⑧森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
	②小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
	③事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	①公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
	②私立学校施設災害復旧事業に対する補助
	③日本私学振興財団の業務の特例
	④市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
	⑤母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
	⑥水防資材費の補助の特例
	⑦り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
	⑧産業労働者住宅建設資金融通の特例

項目	内容
	⑨小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
	⑩雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
	⑪上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

第3 激甚災害に関する被害状況等の報告

【本部事務局】

本町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2節 特別財政援助額の交付手続等

【本部事務局】

本部長（町長）は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出する。